

院 當山派修驗、江戸青山風 藥師堂村民 ○觀音堂 清瀧院持
院 關寺配下、本尊不動を置

陣屋跡 村の中程にあり、別府氏の居住の地と云、今は陸田且百姓の屋敷となれり、
褒善者八郎兵衛 黒田豊前守の農民なり、母に孝養厚かりし、
扶持米をも與へり、事は寛政二年領主より褒賞あり、且養育は「孝義録」にも出たり、

○東方村 東方村は榛澤郡黒田村萬光寺所藏、慶長三年の郷村にも見えれば、此以前よりの名なるべし、江戸よりの行程郷庄の唱へ前村に同じ、深谷領に属す、家數二百十六、東は西別府村、南は新堀・柴崎・國濟寺の三村、西は原ノ郷・宮ヶ谷戸の二村、北は上下増田村なり、東西二十三町餘、南北九町許、村の中程に中山道の往還係れり、古は上杉氏の領地なりしが、御打入の後は松平丹波守康長に賜ひ、當所に居住し、此邊にて一萬石の地を領し、慶長七年九月下總國古河へ所替ありしより、山本喜兵衛・江原孫六・水野藤太郎・久保田勘六・伊藤助兵衛・田村半兵衛・戸田九藏に賜り、夫も大抵替りて、正保の改には江原孫兵衛・長谷川刑部・戸田平右衛門・同半平・大久保新八郎・龜井貞右衛門が知行、其餘は御料所なりしが、江原・大久保兩氏のみ残て餘は御料となり、元祿四年大久保荒之助、明和三年津田日向守に賜ひ、其後同人の地は上

て御料に復し、同六年依田豊前守、寛政十年久保田縫殿頭、文化八年大岡主膳正、同九年安部伊織に賜しより、今御料所の外、江原孫兵衛・大久保筑後守・同荒之助・依田伊賀守・久保田縫殿助・大岡主膳正・安部伊織等の采地なり、
高札場八ヶ
小名 上町 中町 下町 圓行 籠原 下江 川足り
入江 杉町 仲間町

熊野社 村の鎮守なり、或説に當社は祭神伊弉册尊・素戔鳴尊、
野社と唱を改めしなどいへど、社傳には其沙汰なく、且土人の口碑にも残らざれば、いかにあらん、又式内神社考には東別府村春日社を、式内白髮神社と載たれど、外に據なければこれはいかにあらん、兎に角定かならず、末社

稻荷 天王 大杉明神 鐘樓 寛文二年の別當彌勒院新眞言宗、京都智積院末、熊野山良光寺と號す、開山を傳へず、中興開山祐永元和二年十二月廿四日寂す、本尊地藏を安ず、當寺は慶長七年領主松平丹波守康長、下總國古河へ所替の時寺號及住僧も共に彼地に移せしかど、其跡も今の如く、元の寺名を以て、
天神社 本地堂 熊野三社の本地佛、藥師・神職青木大和吉田家の配下
淺間社 光福寺持

稻荷社

全久院 禪宗曹洞派、榛澤郡人見村昌福寺末、東方山と號す、本尊釋迦を安ず、當寺は松平丹波守康長此地拜領の後、祖先戸田彈正左衛門宗光追福のため、三州寶飯郡半窪全久院の寺號を寫して、ここに草創せし一寺にして、即同人を開基とせり、開山の僧は、本寺八世萬室堅達慶長九年八月三日寂す、此寺も前と同じ、丹波守慶長七年所替の時、下總國古河へ移し、元の寺名を以て一寺となせり、
天神社 白山社 稻荷社 鐘樓 明和六年の鐘
○儀安寺 全久院末、西方山と號す、本尊阿彌陀をかく、開山は本寺六世英巖智雄、實永三年五月二日寂す
雷電社 眞光寺 村内彌勒院の末、延命山地藏院と號す、開山者鏡貞享四年四月廿七日寂せり、本尊は石像の地藏を安ず、
○來迎寺 同じ末、諏訪山藥師院と號す、開山は前

に同 天神社 諏訪社 光福寺 古義眞言宗、蓮沼村總持寺末、淺間山と號す、
天王社 藥師堂 十
○地藏堂
古城跡 村の北にて廣き三町餘、今陸田なり、相傳ふ當所は古、上杉氏領地の頃、其家人住せしといへど其姓名は傳へず、御打入の後、松平丹波守康長に此邊を賜ひし頃、此所を居所とせしが、慶長七年下總國古河へ所替の後廢せしと云、今も四方に土居の跡残り、又この北に續きて、凡五段許の地を御所屋敷と呼ぶ、想ふに上杉支族の居跡などなるべし、

○國濟寺村 國濟寺村は郷庄領の唱へ前村に同じ、村内

國濟寺の鐘銘に、深谷庄とあれど今は傳へず、江戸より行程十九里を隔てり、村名往昔は今の小名應鼻祖郷と唱しにや、上杉系譜に據に、榛澤郡深谷に住せし上杉陸奥守憲英の嫡子を、應鼻左馬助憲光とあり、これ當所に住してかく號せしにや、又文明十七年「堯惠北國紀行」に、十二月のなかばむさしの國へうつりぬ、曙をこめてちやうのはたと云所を起出で、行末もしらぬ枯野を駒にまかせ、過待るに云々とあり、こは上野の國より當國にかゝりし時の條なれば、ちやうのはたと云しは此地のことに、今國濟寺境内應鼻祖郷の名残り、この邊元は概して應鼻祖の唱なりしならん、されど祖の字を添しは其故を詳にせず、國濟寺は古上杉氏開基にて、寺領もこの地の内を附せしより、其寺號をもて又今の村名に改しならん正保のものにははや今の村名を載り、民戸二十、東は東方村、南は柴崎村、西は榛澤郡深谷宿西鳥村にて、北は中山道の往還を隔て、郡中原ノ郷に隣れり、東西七丁こ餘、南北五丁、皆畑の地なり、古は上杉氏の領地たりしことは前に見えたり、御打入の後は御料所及び國濟寺領にて今も然り、檢地は寛文三年深谷喜右衛門糺せり、
高札場
小名 應鼻祖郷 或は應鼻祖原とも唱へ、村の西北國濟寺の境内を云、由來は前に出せり、

稻荷社

村の鎮守にて
國濟寺持

天神社 德勝院持
下同じ

三島社

國濟寺

禪宗臨濟派、京都南禪寺末、常興山と號す、寺領三十石の御朱印は、天正十九年附せらる、相傳ふ當寺は、

深谷城主上杉憲英康應二年開建し、峻翁令山禪師を請して始祖とせり、此僧は秋父郡の人なり、應永十五年三月六日化し勅して法光圓融禪師と諡す、事蹟は「本朝高祖傳」「扶桑禪林續僧寶傳」等にも出、又多磨郡山田村高圓寺の條にも載たり【高僧傳】には開基上杉憲英を房に書し、廣園寺を院に作るは誤なり、憲英の法名卒年は墳墓の條に出せり、かゝる佛刹なれど中古回祿にかゝり、古記什寶ことごとく烏有とな、稻荷社 山王荒 鐘樓 これもいまだ再建ならず、銘文中に康應二年神合社 鐘樓 年上杉憲英新建の時、共に鑄し鐘なりしが寛文十一年再鑄せしことを彫れり、樓門 樓上に中古まで、十六羅漢表門裏門 下馬札二ヶ所 各前の門 上杉憲英墓角の五輪なり

國濟寺殿大宗常興大居士、應永十一年甲申八月二日と彫れり、當寺號・山號は、この法諡の字を用ひしものなり、榛澤郡人見村昌福寺に藏する上杉家譜によるに、憲英始は藏人其後兵部少輔、又藏人大夫と稱し、後奥州の管領となり、陸奥守と號すと云、上杉憲房の嫡民部大輔憲顯の六男、憲英深 塔頭 三谷の祖と見え、其餘は傳へに同じければ略す、光庵 密牧庵 雲龍庵 自勝院 得勝院 以上元境内に後

年廢して未だ再建ならず、

○柴崎村 柴崎村は深谷庄深谷領に屬す、江戸よりの行程十八里、當村は上杉の家人柴崎淡路介と云もの開發せしと云、此人は今村民武平次の先祖にて、慶長元年二月十六日卒すといへば、さまでの古村にはあらざるべし、民戸四十、東は東方村、南は三ヶ尻村、北は國濟寺村、西は榛澤郡上野臺村なり、東西十町許、南北十二三町、御打入の後は松平孫三郎知行なりしが、正保の改には窪田喜左衛門・深谷喜右衛門御代官所と載たり、今は水野藤次郎の知行所となれり、高札場

小名 西 東 打出 新田

諏訪社 村の鎮守なり
月笑院持

神明社 村民持
下同じ

稻荷社

○原ノ郷 原ノ郷は江戸の行程十九里を隔てり、原ノ郷永井庄に屬し、領名は前に同じ、當村は郡名幡羅の本郷にて、【和名鈔】郷名の部に載たる幡羅なり、【同書】郡の部に幡羅を訓して原と記せり、此唱へによりて中古文字をも原と書せしは郡中村々に藏する水帳、原郡と記せしにも知べし、東は東方村、南は中山道の往還を界にて國濟寺、西は榛澤郡西島村、北は本郡の明戸村なり、東西南北の經り各十五丁許、家數百六、用水は備前堀より引用、御打入の後は御料所なりしが、元祿十一年九月村内を裂て、内藤内記・中野傳右衛門に賜はり、其餘は今も御料所の外、内藤政五郎・中野七太夫知行交れり、高札場 三ヶ所

○柴崎村 禪宗臨濟派、國濟寺村國濟寺末、松平山と號す、當寺は文祿元年十一月の起立にて、開基松平孫三郎信吉は法名を自性院天山宗心居士と云、慶長十年七月十日卒す開山月笑院光慶長十六年八月十三日寂す、本尊千手觀音を安ず、鐘樓 寛政七年鑄造 當山派修驗、葛和田村正泉寺配下、本尊不動を安ず、龍法院 開山中道院權大僧都、元祿十四年四月六日寂す、

熊野社境内圖



○原ノ郷 原ノ郷は江戸の行程十九里を隔てり、原ノ郷永井庄に屬し、領名は前に同じ、當村は郡名幡羅の本郷にて、【和名鈔】郷名の部に載たる幡羅なり、【同書】郡の部に幡羅を訓して原と記せり、此唱へによりて中古文字をも原と書せしは郡中村々に藏する水帳、原郡と記せしにも知べし、東は東方村、南は中山道の往還を界にて國濟寺、西は榛澤郡西島村、北は本郡の明戸村なり、東西南北の經り各十五丁許、家數百六、用水は備前堀より引用、御打入の後は御料所なりしが、元祿十一年九月村内を裂て、内藤内記・中野傳右衛門に賜はり、其餘は今も御料所の外、内藤政五郎・中野七太夫知行交れり、高札場 三ヶ所

小名 藥師堂 八日市 原新田 木ノ本 根岸

熊野社 この社を土人楡山神社と唱へ、郡の惣鎮守なり、社地は松杉繁茂せる内に、楡の古木あり、又社の南に續き

二段許の御林にも、楡の古木多く、其内周徑一丈五六尺に及べるあり、社地の様いと舊ければ、土人の唱る如くにて【延喜式】神名帳に載る所の楡山

神社なりや、外に據はなし、末社 稻荷社 天神 鐘樓

天明八年鑄造 社守庵 別當正徳院 天台宗、榛澤郡西嶋

の鐘をかく、村瑞光寺末、熊野 山能泉寺と號せり、○愛宕社 村の鎮守とす、楡澤 本尊阿彌陀を安ず、

觀音堂 十一面觀音を安ず、村持、

○宮ヶ谷戸村 宮ヶ谷戸村は永井庄深谷領に屬す、江戸より十九里の行程なり、家數三十、東より南は東方村、西は明戸村、北は上増田村なり、東西五丁、南北三丁、用水は矢島堰の水を引用ゆ、正保の改に山本半三郎知行と出せり、今も子孫新右衛門知行せり、檢地は慶安年中とのみ傳へり、

高札場

小名 林 堀ノ内

丈方川 村の東を流る、川幅四間半、

聖天社

村の鎮守、無量寺持、

無量寺

古義眞言宗、蓮沼村總持寺末、紫雲山普門院と號す、本尊阿彌陀を安ず、

天神社 ○彌陀堂持

○明戸村

明戸村は元悪戸とも書せりと云、家數百八軒皆畑なり、東は宮ヶ谷戸・上増田の兩村、南は原ノ郷、西は榛澤郡上鋪免村、北は當郡新井村なり、東西十一丁、南北九丁、當村天正の頃は上杉藏人大夫所領なりと、御入國の後は酒井讚岐守領分なりしが、夫も上りて寛永の頃は、松平大膳亮の知る所にて、同十六年上りて御料と

なり、寛文四年今の大久保上野介知行となれり、檢地は慶長十六年又萬治二年にも、佐藤與五右衛門・大谷惣右衛門・柴山伊兵衛等糺せり、

高札場

小名 木郷 入枝 駒歸 田中 下郷 新田

諏訪社 村の鎮守なり、阿彌陀寺持、下同じ、

太神宮

雷電社 別當大善院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配下なり、雷電山と號す、本尊不動を安ず、

辨天社 別當喜福院 前と同じ配下なり、本尊不動を置、

稻荷社 二字 大善院持、下同、

聖天社

阿彌陀寺

古義眞言宗、蓮沼村總持寺末、安養山蓮華院と號す、開山傳慶實永六年の草創なり、本尊阿彌陀を安ず、

天神社 護摩堂 ○彌陀堂 阿彌陀寺持、下同じ、 ○地藏堂

○觀音堂 村民持、 ○藥師堂

○新井村 新井村は原ノ郷永井庄深谷領に屬す、江戸より二十里の行程なり、家數六十、東は蓮沼村、南は明戸村、西は小山川を隔て、榛澤郡上鋪免村、北も又その川を隔て、同郡新戒村なり、東西十五丁、南北十丁、用水

○石塚村 石塚村は江戸よりの行程郷庄領の唱へ等前村に同じ、家數七十、東は江原村、南は蓮沼村、西は榛澤郡高島村、北は小山川を隔て、上野國新田郡前小屋村なり、

東西十二丁、南北八丁、皆畑の地なり、正保の改には深谷喜右衛門・窪田喜左衛門が御代官所と、高林太郎兵衛・中山十右衛門が知行交れるよし見ゆ、其後何の頃か上りて今は御料と大久保筑前守、大久保重五郎・大久保萬吉、

内藤右馬之助等の知行所なり、檢地は延寶三年伊奈半十郎糺せり、

高札場

光明寺

古義眞言宗、蓮沼村總持寺末、無量山吉祥院と號す、本尊弘法大師、草創は應永十三年にして、開山を尊仲と 鐘樓の鐘を掛く、

○蓮沼村 蓮沼村は郷庄領の唱へ江戸への里數すべて前村に同じ、古は江原・堀米二村の地も當村の内にて、既に名主伊左衛門の家に藏する、天正七年の水帳によりても其頃三村すべて蓮沼村なりしこと知らる、今の如く三分せしは、慶長七年檢地の時なり、家數六十、東は堀米村、

南は上増田村、西は新井村、北は石塚村にて、東西十五町、南北十二町、皆畑なり、古は深谷の城主上杉氏の所領にて、御入國の後御料となり、慶長年中猪飼半左衛門、

は備前堀の水を引沃げり、領主の遷替は前村に同じ、

高札場

小名 中新井 北新井

小山川 西北の郡界を流る、幅十三間、

諏訪社 村民持、下同じ、

稻荷社

○沼尻村 沼尻村は江戸よりの行程郷庄領の唱へ等前村に同じ、民戸三十二、東は蓮沼村、南は新井村、西は小山川を限りて榛澤郡新戒村、北は本郡石塚村なり、東西十丁、南北七丁、陸田のみなり、御入國の後御料所なりしが、何の頃か江原孫兵衛・戸田久助の二人に賜はり、今

子孫江原孫兵衛・戸田六藏知行せり、檢地は慶長年とのみ傳へり、

高札場

小山川 村の西郡境を流る、幅十三間、

熊野社 村の鎮守なり

天神社

諏訪社 以上三社 延命寺持

延命寺 古義眞言宗、蓮沼村總持寺末、寶珠山地藏院と號す、本尊地藏、恵心の作なり、

寛甚右衛門・本田清兵衛の三人に賜りしが、猪飼氏の地は上りて再び御料となり、近き頃久田縫殿頭に賜り、今は子孫本田木工之助・寛勘右衛門・久田縫殿介の知る所なり、高札場^{三ヶ}

小名 上宿 中宿 下宿

沼 村の坤にあり、横十二三間、堅二丁ばかり、

稻荷社二字 一は光祐寺持、一は村民持なり

天神社 天神窪といふにあり、此地名天正の水帳に見ゆ、されば其頃よりありし事知らる、光祐寺持

總持寺 古義眞言宗、紀州高野山末、蓮沼本地藏院と號す、本尊大日は行基の作なり、當寺は行基草創にて、遙の後十六世に及ぶと云のみにて、其年代は傳へず、

藏堂 行基の作れ、鐘樓の鐘をかく、^{○光祐寺 總持寺末な}

といふ、本尊大日を安ず、中興を宥通と云、享保二十年七月廿日寂す、されど天正七年の水帳には、はや寺號見えなれば、夫より先に開けし

○清光院 當寺は總持寺の住僧隱棲の所なり、本尊虚空藏を安ず、

○藤之木村 藤之木村は郷庄領の唱へ前村に同じ、江戸よりの行程十九里、東は堀米村、南は上増田村、西は明戸村、北は蓮沼村なり、東西南北共に十丁ばかり、民戸六軒、皆知なり、御入國の後本田市正・日下部丹後守に

賜はりしを、日下部の地は上りて三枝土佐守に賜はり、これも所替ありて御料となり、享和三年小栗五太夫に賜はり、今は同人と本田木工之助知行せり、檢地は寛永二十一年なり、

高札場 村の鎮守なり

白山社 常圓寺持、

常圓寺 古義眞言宗、蓮沼村總持寺末、法具山と云、十一面觀音を安ず、當寺はもと本山の塔頭なりしを、延享五年二月願上てこゝへ引移し、一寺となせり、中興を淨心と云、寶曆七年の示寂なり、

○堀米村 堀米村は郷庄領の唱へ江戸よりの行程前村に同じ、民戸五十五、東は太田村、西は蓮沼村、南は本田ヶ谷村、北は江原村なり、東西十三丁、南北十二丁、當村元蓮沼村と一村なりしことは前村に辨せり、檢地は慶長七年とのみ傳へ其姓名を失ふ、其後正保の改めには、石谷市右衛門・戸田久助知行と載たり、今も石谷隼人・戸田五助・戸田六藏知行所なり、用水は備前堀の水を引沃げり高札場^{三ヶ}

十二所權現社 養福寺持

養福寺 古義眞言宗、蓮沼村總持寺末、本尊藥師を安ず、開山を宥範と傳ふるのみ、

新編武藏風土記稿卷二百二十八之

幡羅郡之三

○上増田村 上増田村は永井庄に屬す、江戸の行程十九里、民戸六十八、東は本田ヶ谷、西は明戸村、南は宮ヶ谷戸村、北は藤之木村なり、東西十五町、南北五町、用水は矢島堰の水を沃げり、正保の改には、高室喜三郎御代官所室賀源七郎知行と載す、今は源七郎の子孫、及神尾豊後守が知行と御料入會の地なり、

高札場^三

小名 堀内

丈方川 村の東を流る、川幅四間、

諏訪社 鎮守なり、本地十一面觀音を置、永樂寺持、

永樂寺 古義眞言宗、増田山觀音院と號す、本尊阿彌陀、蓮沼村總持寺末にして、寛永十九年起立と傳ふ、

藥師堂 永樂寺持

古城跡 村の東にあり、堀形土居のみ残りて百姓の屋敷となれり、東西九十四間、南北六十九間許の地なり、増田四

○下増田村 下増田村は江戸よりの行程十八里餘、忍領に屬す、庄名前に同じ、當村は元祿年間西別府村より分れし村にて、上増田村よりの分村にあらず、民戸六十、

東は原井村、南は西別府村、西は本田ヶ谷村、北は市ノ坪村なり、東西七町餘、南北六町餘、用水は奈良堰の水を引用ゆ、古は西別府村と同一、兼松彌五左衛門知行所にして、延寶六年檢地せしが、其後稻垣安藝守知行となり、又替り元祿十一年大岡管之丞・岡部隼人・横田三四郎に賜はり、今も其子孫大岡傳藏・岡部内記・横田源太郎知行せり、

高札場^二

小名 前在家 中側 北側 新田

丈方川 村の東にあり、幅四間半、土橋を架す、長さ五間、

近殿明神社 村の鎮守なり、本地十一面觀音を安ず、觀音寺持、下同し、

明 牛頭天王 雷電 四社共に元祿四年勸請といふ、

稻荷社 末社 牛頭天王

觀音寺 新義眞言宗、京都智積院末、大悲山慈眼院と號す、近頃丙丁に罹りて再興ならず、開山靈盛寛文元年十月三日寂す、本尊正觀音運慶の作と云、當寺の記録には、慶長十三年客殿再建とあり、按に慶長は寛文を上ること五十餘年なれ

新編武藏風土記稿卷之二百二十八 幡羅郡之三

ば開山僧寛文の示寂にて、慶長の再建と云は年
代疑ふべし、若くは憲盛は當寺の中興ならん、鐘樓寶曆四
月三日鐘造 氷室明神社 延享元年十一月二日、上野國群馬
の鐘を掛く 聖天社 神體は彌藤五村の民、妻沼村聖天の
社と 御膳一枚 神祖の御膳なりと云、什物の小書
天神社 什物 御膳一枚 付に、慶長元和の頃、御鷹野に
當寺へならせられし時の御膳なりとあり、又其餘の記録には
台徳院様ならせられしことをのせたり、何れか詳ならず、

○本田ヶ谷村 本田ヶ谷村は江戸よりの行程前村に同じ
郷庄領の唱を傳へず、東は下増田村、南は東方村、西は
上増田村、北は堀米村なり、東西五町、南北六町餘、用
水は前に同じ、民戸二十、正保の改には、中山十郎右衛
門知行所と載す、其後永井勘助知行となり、元祿二年檢
地せり、それも又上りて享保十八年黒田氏に賜はり、今
も子孫豊前守の領分なり、

高札場
小名 北前
丈方川 北を流る、川
幅四間半、
稻荷社 村の鎮守なり
普門寺 新義眞言宗、紀伊國根來蕪華院末、稻荷山光明院と號
す、本尊十一面觀音を安ず、開山頼秀慶長十七年起立

りせ 觀音堂
○市ノ坪村 市ノ坪村は江戸よりの行程前村に同じ、永
井庄忍領に屬す、民戸二十四、東は飯塚村、南は下増田
村、西は藤之木村、北は太田村なり、東西七町餘、南北
六丁、用水は備前堀の水を引沃ぐ、正保の改に南條金左
衛門御代官所江原孫兵衛知行と載たり、今も其子孫孫兵
衛知行し、御料は元祿十三年遠山隼人正に賜はり、今子
孫忠兵衛相續せり、

高札場
丈方川 南の方を流る、
川幅四間半、
大神宮 村の鎮守なり
無量寺 新義眞言宗、下増田村觀音寺末、光明山安樂院と號す
本尊彌陀を安ず、當時は近き頃火災に罹り、記録を失
ひたれば詳
ならず、

古塚 村の東にあり、塚の大き六間四方、餘地一段あ
り、齋藤某の墳墓なりといへど事實は傳へず、
○飯塚村 飯塚村は江戸の行程庄領の唱用水等前村に同
じ、東は八木田村、南は原井・下増田の二村、西北は太田
村なり、東西一里、南北六丁に過ず、正保の改に深津七
右衛門・深津孫七郎・山本半三郎知行と載す、今も子孫深

津彌七郎・同彌左衛門、及其分地小膳山本新右衛門等の知
行なり、檢地は元祿十一年三月改む、

高札場
小名 福王子 江原 石神
方丈川 南の方を流る
川幅八間、
近殿明神社 村の鎮守なり、聖天諫
訪を合祀す、來迎寺持、

來迎寺 古義眞言宗、蓮沼村總持寺末、雲神山威徳院と號す、
本尊彌陀、古は天神坊と云しが、何の頃か一寺となれ
り、中興僧快辨寶永五 天神社 虚空藏堂 ○福王寺同
年三月廿一日寂す、

○太田村 太田村は江戸よりの行程十九里、庄名及用水
等前村に同じ、民戸百八十、東は飯塚村、南は市ノ坪・堀
米の二村、西は下江原村、北は間々田・男沼の二村なり、
南北十五丁、東西十六丁、正保の改に松崎善右衛門・三枝
清右衛門・伊奈五左衛門知行と載たり、伊奈が知行は寛文
年中長山彌三郎へ賜はり、今は松崎善右衛門・三枝政太
郎・長山彌三郎知行せり、檢地は慶安三年地頭等糺せり、
高札場

小名 本村 前新田 藥師新田 和平 高城 風張

新編武藏風土記稿卷之二百二十八 幡羅郡之三

まないた
諏訪社二字 一は阿彌陀寺持、吾妻・雷電・石神の三神を合祀す
一は村民持、文明十八年六月十六日勸請すと云、

古留輪明神社 大乘
院持
稻荷社二字 一は鎮守宮本院持
一は阿彌陀寺持、
武塔天神社 阿彌陀
寺持、
八幡社 村持
聖天社 村持
雀宮

能護寺 古義新言宗、紀伊國高野山の末、寺領三十石慶安二年
八月御朱印を賜ふ、能満山定禪坊定禪院と號す、本尊
虚空藏を安ず、開山了珍より十六世の間、示寂の年代等すべ
て傳へず、十七世の僧は榮智と云、寛永七年寂す、此寺古く
は隣村間々田にありしやうにも寺傳に 鐘樓 元祿十四年鐘
みゆ、されど正しきことはしらす、

天神社 稻荷社 聖天社 辨天社 虚空藏堂 寮 ○阿
彌陀寺 能護寺末なり、寺領二十石九斗は慶安二年八月御朱印
を附せらる、瑠璃光山養福院安養坊と號す、本尊彌陀
を安ず、開山宗山寂年詳ならず、 鐘樓 享保四年十一月 天
中興開山良重は嘉慶二年寂す、 鐘樓 鑄造の鐘を掛く、天
神社 藥師堂 觀音堂 ○寶性寺 同末なり、寶珠山と號
○正藏寺 同末なり、太田山觀音院と號 太子堂 ○大乘院

當山修驗、山城國醍醐三寶院末、富輪山と號す、開山 ○宮源榮慶安三年四月十一日寂す、本尊不動を安ぜり、本院 ○大重院 ○明光院 以上三院も當山派にて、埼玉郡酒卷村酒卷寺配下なり、本尊前じ、十王堂元は彌陀堂なりしが、元和二年の頃よ、彌陀堂元は彌陀堂なりしが、元和二年の頃よ、村民持、下同、○彌陀堂 ○觀音堂 慈覺大師の作れる、馬頭觀音を安ず、

○上江原村 ○下江原村 上下江原の二村は江戸への行程及庄名前村に同じ、忍領に屬す、〔和名抄〕荏原といへる郷名をのす、今轉じて斯記せるにや、さもあれば古の郷にて、わづかにその名の、これるならん、土人の傳へには此村もと蓮沼村の内なりしを、慶長七年檢地の時分村せる由いへど、既に榛澤郡萬光寺に藏する慶長三年村付に、はや江原の名見ゆれば、土人の説信じがたし、又上下に分れし年代は傳へざれど、正保の改には江原村とのみありて、元祿の改に上下二村を載たれば、元祿前のこと知らる、されば其地犬牙し四境も各村には辨じがたければ、姑く二村を合ていふに、東は太田村、西は石塚村、南は堀米村、北は間々田村なり、東西八丁、南北九丁許、民戸八十軒、檢地は分村せし後、慶長十四年伊奈備前守、慶安三年南條金左衛門、貞享元年堀田筑前守紀せりと云、正保の頃は御料所及山本半三郎が知行なりしが、後半三

郎の知行上りて元祿十一年朝比奈次左衛門・植村久五郎・石川主膳等に賜はり、今御料所及朝比奈河内守・石川榮吉・植村八郎右衛門知行す、高札場四 小名 堤外坪 觀音坪 富士ノ宮坪 摩利支天坪 大天狹社持 淨光寺 古義眞言宗、太田村能護寺末、瑠璃光山密藏院と號す、寛正元年僧海惠開山す、本尊は虚空藏なり、○千手院富 修驗、賀美郡大美堂村寶藏寺配下、享祿元年僧白水開基す、本尊不動、○間々田村 間々田村は原郷と唱ふ、庄領の名及江戸の

行程前村に同じ、民戸九十八、東西十八丁餘、南北十五丁、東は出來島村、南は太田村、西は上野國新田郡前小屋村、北は利根川を隔て、同國同郡堀口村なり、御入國後御料所たりしを、元祿十一年數原通玄・吉田春湖・水野安之進に賜り、其後安之進春湖が知行上りて御料所に復し、文化九年御料の分を分て藤本主計に賜り、今御料所及藤本主計・數原通玄の知行なり、檢地は貞享元年堀田筑前守改め、寛保三年神尾若狹守流作場を糺す、其後新田を開しかば享保十三年寛播磨守、文化十一年吉岡次郎右衛門檢せり、高札場三 小名 前田 中郭 新田 島 利根川 三所西北の方を流る、川幅百八十間餘、此川、○小山川 村の中程を貫けり、川幅廿間餘、爰に板橋二ヶ所あり、稻荷社 長祐寺持、以下七社 鐘樓 鐘は銘あれど、鏽深庵 觀音を 神明社持 天神社藥王持 天神社寺持 地神社

秋葉社 諏訪社 湯殿社 以上四社共に 藥王寺の持、古義眞言宗、太田村能護寺末、威靈院と號す、寶徳元年草創せしと、○庵二字 共に藥師をいへど、慥なる據はなし、本尊釋迦、○庵二字 共に藥師を、○男沼村 男沼村は庄領の名江戸よりの行程前村に同じ、東は臺村、南は飯塚・彌藤五の二村、西は太田村、北は出來島村なり、東西八町餘、南北九町餘、戸數七十四、古は御料所なりしを、何頃にや村内を裂て大久保甚左衛門に賜り、殘る地は正徳元年米津周防守が知行となり、寛保元年其半を分て御料所に復せしが、明和三年・同六年兩度に依田豊前守に賜り、今も依田伊賀守・大久保荒之助・米津大内藏知行す、此餘段高の地あり、是は御料所なり、高札場三 小名 高橋 岩瀬 常見 飛田 土屋 山口 淺見 神山 岡村 高柳 田野 荻原 中里 能見 小暮 内田 野原 關口 太神宮 天神社 以上二社、村の鎮守なり、長勝寺持、

稻荷社

神主飛田兵庫吉田家の配下なり
長勝寺 古義眞言宗、太田村能護寺末、天照山文殊院と號す、開山啓雄明應三年寂し、中興僧覺祐慶長年中寂す、本尊正觀音、稻荷社

○出來島村 出來島村は庄領の唱へ及江戸よりの行程前村に同じ、東西十一丁、南北十八丁許、東は臺村、南は同村の新田、西は間々田村、北は利根の古川を隔て小島村なり、家數四十、御入國以後御料所にして今に替らず、檢地は貞享元年堀田筑前守糺し、延享元年菅沼久五郎流作場を改めしと云、
高札場

小名

熊野臺 新田 本郷裏
利根川 古は北の方村界を流れしが、川瀬替りて村内を貫けり、川幅三丁餘、水除堤あり、此所河岸場にして、江戸への水路
○小山川 北の方に係り、小名本郷裏にて、利根の水路に合し、川幅八間許、橋一ヶ所あり、
神明社

稻荷社

神主荻原河内吉田家配下、以上二社を進退す
熊野社 別當多寶院 本山修驗、京都聖護院末、準年行事なり、開山慶長元年九月寂す、本尊不動
普門寺 古義眞言宗、太田村能護寺末、雷電山感應院と號す、開山秀房元祿十二年三月寂す、本尊十一面觀音、行基

蛇川 村の北方に少しく係れり、則上野國境なり、同國粕川村より來れり、粕川も此所にて此蛇川に合して、利根の古川に

春日社

村の鎮守なり 末社 水神 聖天 八幡 天神 疱瘡神
神主荻原和泉吉田家配下
神明社 村民持、下同じ、
稻荷社

醫王寺

古義眞言宗、上野國新田郡世良田村總持寺末、瑠璃光山寶壽院と號す、寛永二年僧省勢草創にて、慶安年中、寺領十八石の御朱印を賜ふ、本尊藥師、運慶の作 鐘樓 享保五年鑄 太神宮 天神
稻荷二社 以上の神社はもと村内所々にありしが、水災度々あるを以て境内に移せり、成就院 同
辨財山と號す、
本尊阿彌陀、 辨財天社

阿彌陀寺

是も同末、甘露山と號す、本尊前に同じ 天神社
○臺村 臺村は庄領の唱へ江戸よりの行程等前村に同じ、東は妻沼村、西は男沼村、南は彌藤五村、北は利根川を隔て、小島村なり、東西十丁餘、南北二十二丁餘、民戸六十六、用水は備前堀を引用ゆ、當村も御料なりしが、貞享の頃は堀田筑前守領分なりしと、其上りし年代を傳へず、今は又御料なり、又利根川の北に新田あり、字中

雷電社 阿彌陀堂

○小島村 小島村は庄領の名前村に同じ、民戸百五軒、東は利根の古川を隔て、上野國邑樂郡古戸村、南は郡中臺・出來島の二村にて、利根川を界とする所もあり、西は上野國新田郡押切村、北は蛇川・粕川等を隔て同國同郡高林・牛澤の二村なり、東西二十四丁餘、南北十二丁餘、江戸より行程二十里、往昔は忍城主或は古河城主の領分となりしといへど、詳なることを傳へず、御打入の後御料所なりしに、貞享年中堀田筑前守に賜はり、後御料所に復せしを、元祿十一年朝比奈次左衛門・石川主膳・植村久五郎に賜ひ、今朝比奈河内守・石川榮吉・植村八郎右衛門知行す、又利根川の南の方に、延享元年堀江荒四郎・菅沼久五郎が改し段高の地ありしを、寛延元年三人の知行に分ち賜へり、檢地は貞享元年堀田筑前守糺せり、其後安永二年久保田十左衛門、寛政五年簀笠之助、文化十一年吉岡次郎右衛門が改し段高場あり、是は御料所なり、
高札場三所

小名

上島 中島 天正
利根川 南の方に係れり、川幅百五十間、此川古は東の方村界を流れしが、洪水の時村内にて川瀬替りしと云、もと

島と云、東西三丁餘、南北三町餘、檢地は享保十三年寛播磨守、寛政四年簀笠之助、文化十一年吉岡次郎右衛門等糺して御料の地なり、
高札場

小名

中島
利根川 村の北を流る、幅百五十間、餘高九尺の水除堤を設く、
○利根古川 中島の北に幅五十間餘、爰に水除の堤あり、

白山社

藏王權現社 以上二社、共に村の鎮守にて、圓満寺持、
圓満寺 古義眞言宗、太田村能護寺末、明悲山照明院と號す、慶安二年十月十七日、寺領九石四斗餘の御朱印を附せり、當寺は天文三年僧良榮開基、
○堂二字 彌陀を安

○彌藤五村 彌藤五村は庄領の唱へ用水前村に同じ、土人の傳に村名は、往昔幡羅の大殿と號せし長井大郎義兼が養子、彌藤五藤原眞幹當所に住せしより起ると云、妻沼村聖天縁起に此名見えたり、合考ふべし、江戸より十八里、東は八ツ口村、南は福川を隔て上根村、西は八木田村、北は妻沼村なり、東西八町、南北九町、民戸百五

十八、正保の頃は佐野與右衛門・牛込三右衛門・中根但馬守・伊奈五左衛門知行なりしが、牛込・伊奈の兩家は何の頭上りしや詳ならず、其後蜂屋・岡野・遠山の三家に賜り其餘御料も交りて、今は其子孫佐野萬之助・中根五兵衛・蜂屋左門・岡野孫一郎・遠山忠兵衛知行し、御料は御代官支配せり、

高札場

小名 本村 杉道 新田 年代

福川 村の南界を流れ、幅十間、土橋を架せり、又村の西北に利根川の水除堤あり、高三四尺より七八尺に至る、

氷川社 本地佛十一面觀音を安ず、村の鎮守にて寶藏院持、下三社同じ、

神明社

熊野社

稻荷社

觀清寺 禪宗曹洞派、下奈良村集福寺末、王子山と號す、寺額十二石は、慶安二年八月廿四日御朱印を附せらる、開

山は本寺二世要岩春津、弘治三年九月十六日鐘樓、元祿十六日鐘、本尊は釋迦・文殊・普賢を安ず、鐘樓、元祿十六年鐘造の鐘を

掛く ○長井寺 禪宗臨濟派、上野國那波郡矢場村泉壽院 新義真言宗、埼玉郡上ノ村一乘院末、十王山と號す、中興僧盛長元祿年中の示寂と云、本尊彌陀を安ぜり、

十王堂 ○寶藏院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配下、藤原山と號す、此修驗は先祖を齋藤五實途

といひ、建曆二年八月十五日卒す、法名實慶大禪定門、其弟齋藤次眞長入道阿精坊は、妻沼村聖天別當の開基にて、行脚の後また當院に來り卒せしよしを傳ふ、此二人のことは聖天の縁起にも見えたり、按に『平家物語』に齋藤實盛の子を、齋藤五齋藤六と云よし見ゆ、もし是らにや、さもあらんには、齋藤次は齋藤六の誤ならん、本尊不動を安ぜり、○庵二字にて、何れも福壽院持、

○八木田村 八木田村は庄領の唱へ用水前村に同じ、江戸より行程十八里餘、民戸四十二、東は彌藤五村、南は

同村及道ヶ谷戸村、西も同村にて、北は飯塚村と彌藤五村なり、當村多く隣村に犬牙すれば、四方の間數辨じ難し、寛永三年酒井讚岐守に賜りしが、同十一年若州へ所替ありて御料となり、同十六年又玉虫・天野・伴野の三家に賜はり、今も其子孫天野勘兵衛・玉虫勇右衛門・伴野九左衛門知行せり、檢地は慶長十四年七月伊奈備前守紀せり、

高札場

小名 新田 芝 七ノ丸 中

八幡社 八劍八幡と號す、村民持、

東妻社 權現と號す、村民持、下同じ、

羽黒社

觀音寺 古義真言宗、太田村能護寺末、大悲山藥師院と號す、慶安中寺領六石五斗の御朱印を賜ふ、開山證海寂年知れず、本尊千手 ○藥師堂 觀音 ○彌陀堂 二字 一は村民持觀音を安ず、

○原井村 原井村は八木田村の分村にして、正保の頃はいまだ一村とならず、元祿改定の國圖には、八木田の枝郷原井村と出たれば、今の如く別村となりしは元祿後のことなり、東は江袋村、南は東別府村、西は下増田村、北は道ヶ谷戸村なり、東西四町餘、南北三町半、民戸十七、用水は奈良堰の餘水を引り、庄領の唱へ江戸への行程地頭の遷替及び檢地等すべて前村に異ならず、高札場

溜井 村の東にあり、○江入川 村の南界を流る、幅十二間、江袋溜井と云、西別府村の沼より流れ來りて

前の溜井 ○丈方川 村の北界にあり、幅四間半、水除堤を設ける、又橋一ヶ所同所に架せり

大師堂 如海坊と云、僧造立せりといへど、年代詳ならず、弘法の像を安ぜり、江袋村能泉寺持、鐘樓

寶曆六年鐘 ○藥師堂 村造の鐘を掛

○道ヶ谷戸村 道ヶ谷戸村は前の原井村と同一く八木田村の分村にして、庄領の唱へ江戸への行程地頭の遷替及び檢地等前村に同じ、又酒井讚岐守領分の時、寛永七年この地のみ檢地ありしと云、民戸八、用水は江袋溜井を引

用ゆ、東北は八木田村、南は江袋・原井の二村、西は飯塚村なり、四方の間數は隣村に犬牙して分つべからず、當村は天野氏に賜はる所にして、今も子孫勘兵衛知行せり、高札場

溜井 村の南にあり、○丈方川 村の南を流る、江袋溜井と云、幅四間半、

稻荷社 寶珠院持、下同じ、

八幡社

寶珠院 禪宗曹洞派、下奈良村集福寺末、稻荷山と號す、本尊正觀音を安ぜり、開山は本寺十三世華山黒和尚にて、

寶永三年造立と云、開基は村民權右衛門が先祖にて鈴木重右衛門なりと云、元和中下奈良村集福寺及び妻沼村聖天の鐘を建立せし鈴木主税介重繩は、即ちこの重右衛門が祖先なり重繩は成田の家臣にて、后此地に住せり、既にかの家の分限帳にも、永二十貫文賜 ○彌陀堂 村帳に由見えたり、

○江袋村 江袋村は庄名江戸への行程用水等前村に同じ此地は南の方福川廻り、西に溜井ありて、其形袋に似たるより村名起れりと云、東は西野村、南は中奈良新田村西は原井村、北は八木田村なり、東西十一町餘、南北八町餘、民戸五十一、御入國の後御料所なりしが、寛永十六年細井金五郎に賜はり、今に子孫吉太郎知行せり、檢地は慶長十二年紀ありて、延寶八年八月にも改ありしと

高札場

溜井二ヶ所 一は村の西にあり、廻り二十一町餘、一は南にあり、廻り四町、此水西別府村より湧出して組合の用水とす、郡中の總説に出せり、○福川 流末は埼玉郡北河原村に至れり、幅九間許、當所に長十間の土橋を架せり

辨天社

村の西溜井の中にあり、隣村原井村の鎮守にて、江戸東叡山不忍池生池院支配也

天王社

能泉寺持

稻荷社

四宇 一は木の下、一はむく、一は直納と號す、三宇は村民持、一は能泉寺持

富士淺間社

村民持

能泉寺

古義眞言宗、太田村能護寺末、江袋山地藏院と號す、開山秀榮七月十三日示寂とのみ傳へて、年代は詳ならず、境内は慶長十二年よりの檢地なりといへば、○藥師 其以前の寺なることは知らる、本尊地藏を安ず、○藥師 堂 ○大日堂 ○愛染堂 以上の堂 ○觀音堂 村民持

○西野村

西野村は西野郷忍領に屬す、庄名及び江戸への行程用水等前村に同じ、東は田島村、南は中奈良村、西は江袋村、北は上根村なり、東西八町餘、南北五町餘、民戸十五、慶長の頃は御料にして、寛永十年前田左助に

善寺と號す、本尊不動を安ぜり、

○聖天社

稻荷社 共に宮本院持

光照寺

新義眞言宗、埼玉郡上ノ村一乘院末、寶珠山地藏院と號す、本尊觀音及び不動を安ぜり、

社 地藏堂

塚

村の北にあり、土人實盛塚と呼ぶ、傍に三町許の除地あり、塚上に碑石あり、長五尺三寸二分、幅一尺六寸二分、碑面上に梵字を雕り、其下に勒して云、光明遍照十方世界、念佛衆生攝取不捨、右志者爲慈父要儀成佛也、正嘉元年丁巳十二月晦日、孝子敬白、裏面に長井馬入道眞□生七十一也、正嘉元年丁巳十一月十二日云々、下に華押と見えて□斯の如く刻す、按に齊藤別當實盛は、壽永二年七月篠原合戦に、打死せしなれば、正嘉より年代若干上れり、且碑字によるに、此塚は長井馬入道と云人の建たること明なり、年代を推に此入道或は實盛が子なると、かゝる語り傳へもあるにや、此邊堀内と云所は、實盛が邸跡なりと云ひ傳へり、

○田島村 田島村は原ノ郷に屬す、庄領の唱へ江戸への行程用水等前村に同じ、東は西城村、南は下奈良村、西は西野村、北は上根村なり、東西五町餘、南北五町半、民戸二十七、元和・寛永の頃は御料所なりしが、正保年中は天野三郎兵衛・戸田半平二人の采地にて、後半平の地は上り、元祿十一年岡部小右衛門に賜はりしより、今も其

賜はり、殘る御料所は元祿十一年阿部新四郎・設樂市十郎賜ふ、されど正保のものに、花房勘兵衛・前田左助知行と見えれば、寛永年中前田左助と共に花房氏も賜はり、後此人の分は上りて、元祿年中阿部・設樂の二人に賜はりしなるべし、今も其子孫前田孫十郎・阿部新右衛門・設樂金五郎知行せり、檢地は慶長十二年稻生次郎八・石泉次兵衛・川上捨助糺せり、

高札場

三

小名

新田

堀ノ内

實盛塚

犬走

柳ノ下

清水尻

高林

三女免

年谷戸

八方

沖耕地

晝食島

野

本 森

福川

村の北を流る

幅七間餘

井殿權現社

村の鎮守なり、社傳に曰、當社は承和八年二月十五日高橋戸須四郎基貞・松平八郎正直の二人建立にして、祭神は市杵嶋姫命・下照姫命・天兒屋根命・猿田彦命・天鈿女命の五座を祀り、永井の總社と唱へしが、其後遙の世を経て、應永十二年二月十七日忍城主成田五郎家持其臣、豊嶋七郎高德・松岡三郎忠經の二人に命じて宮殿を修造し、永百貫文を寄附せしに、又天正十八年の兵亂に宮殿大破に及びしかば、文祿三年三月大河内孫十郎・高林次郎兵衛三段の地を寄附せしより、今も除地となれりと、されど當社は明和の頃火災に罹りて、舊記等烏有となりしかば、詳なることを傳ず

末社

痘瘡神

別當宮本院

本山派修驗なり、榛澤郡里田村萬光寺配下、井殿山大

子孫天野三郎兵衛・岡部内記知行せり、檢地は寛文元年大猪五郎兵衛・立石勘兵衛糺せり、當村の飛地西野村の内三ヶ所ありと云、

高札場

二

小名

境内

中田島

山ヶ谷戸

東原

道陸神

場邊

谷戸

東田

觀音前

庚申塚

牛沼

宮前

鷺ヶ谷

福川

村の北を流る、幅八間、土橋を架せり、

稻荷社

村の鎮守なり、慈眼寺持、

慈眼寺

禪宗曹洞派、彌藤五村觀清寺末、福聚山と號す、古は觀音の堂なりしが、寛永年中僧月堂開山して一寺となせり、この人は慶安四年寂せり、

○眞

藏院

本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配下、本尊不動を安ず、

藥師堂

○上根村

上根村は郷庄領の唱へ江戸への里數用水前村に同じ、東は江波村、南は田島・西野の二村、西北は彌藤五村なり、東西十町程、南北八町許、民戸四十七、當村古より御料所なりしが、寛永十六年細井金五郎に賜はり今も子孫吉太郎知行せり、檢地は慶長十二年の糺しなりと云、

高札場

福川 村の西北より東の方を流る、幅五間半より二十間餘に至れり、こゝに土橋を架す、長十二間、

天神社 大性寺持

大性寺 古義真言宗、太田村能護寺末、根本山密藏院と號す、開山圓仙寛永元年十二月十三日寂す、本尊十一面觀音を安

を安 〇藥師堂持

〇西城村 西城村は郷庄領の唱江戸の里數用水等前村に同じ、村名の起りは往古此邊、左近衛少將義孝の古城跡なりしよりの唱と云、東は上須戸村、南は下奈良村、西は田島村、北は江波・上須戸の二村なり、東西十四町餘、南北七町半、民戸九十九、寛永の頃より御料所なりしが同十七年吉田策庵・土生玄昌に賜り、其後上りて貞享三年米倉丹後守に賜り、元祿五年より御料に復し、同七年再米倉丹後守に賜りしが、又上りて同十一年岡部小左衛門に賜り、其後此地の内を裂て岡部三次郎に分地せしより今子孫岡部内記・同金重郎知行せり、檢地は寛永年中伊奈備前守紀せり、又隣村上須戸村の内に當村の飛地あり、高札場二

小名 本郷 荒屋敷 切通ノ坪 森谷 城山ノ坪 築地之内ノ坪 中屋敷 宿場ノ坪 長安寺ノ坪

福川 村の北を流る、幅六間許、

古此邊なべて居住の地なるべし、實盛の壘跡など傳へ、長井太郎義兼は助高の孫など記せる事はさせる明證なし、ことに成田系圖にも、長井氏の人見えざるを、猶妻沼村の條合せ見るべし、

〇江波村 江波村は郷庄領の唱江戸への里數前村に同じ家數四十一、東は上須戸村、南は西城村、西は上根村、北は八ツ口村なり、東西八町、南北十二町餘、用水は備前堀組合なり、古より御料所なりしを、元祿十年村内を裂て小倉彌右衛門に賜り、殘る御料所は翌十一年横田三四郎に賜り、今子孫横田源太郎・小倉内記知行せり、檢地は慶長十四年伊奈備前守紀せり、又八ツ口村を隔て善ヶ島村に添て、當村の飛地あり、

高札場二

福川 村の西南の方を流る、幅七間半許、

天神社 村の鎮守とす、〇神明社 村民持、〇妙見社 寶藏院持、

寶藏院 古義真言宗、上野國邑樂郡赤岩村光恩寺末、福原山と號す、開山譽香永正元年三月十八日寂、本尊觀音を安

ぜ 藥師堂 〇長福寺 天台宗、埼玉郡埼玉村西行、觀音堂

地藏堂 共に寶藏院持

〇八ツ口村 八ツ口村は庄領の唱用水等前村に同じ、江戸より二十里の行程なり、東は善ヶ島・上須戸の二村、南

大天狹社 村の鎮守とす、長末社 疔瘡神

稻荷社 二字

天神社

道祖神社

長慶寺 古義真言宗、上野國邑樂郡赤岩村光恩寺末、淨瑠璃山藥師院と號す、藥師堂領十石餘は、慶安二年十月十七日御朱印を附せらる、當寺は永和二年の開基にて、開山、鐘樓慶弘永和四年十月五日寂、本尊彌陀、安阿彌の作と云、鐘樓寛文十二年十一月 伊勢宮 天神社 藥師堂 像は行基の鑄造の鐘をか、

念佛堂 觀音堂 地蔵堂 勢至堂 此四字は門城跡 村の北を云、今は畑となりて地境詳ならず、往昔左近衛居住すと云傳へり、既に妻沼村聖天の縁に、義孝の次男武藏守忠基五代の孫、式部大輔助高當國幡羅郡福川の邊に館を構へて居住し、幡羅の大殿と稱す、助高の孫長井太郎義兼の養子、長井彌藤五眞幹は、實盛の嫡孫齊藤眞途の次男云々、また日向村八幡社の縁起に、天喜五年源賴義奥州征戰の時、當郡に滞留、其頃式部大輔助高郡中西城に居住云々とあり、これ等の説によれば、成田家の一族爰に壘住せしこと、見ゆ成田系圖にも幡羅太郎道宗は、助高の父にして、助高は成田大夫と稱し、幡羅郡に住すと見えたり、されば幡羅太郎の子助高なれば、幡羅大殿など稱せられしものと見ゆ 共に郡名によりて號せしは論なし、又隣村上須戸村の小名東城と云地にも屋敷跡あり、西城に對していへる名なるにや、とにかく

は江波村、西は彌藤五村、北は妻沼・善ヶ島の二村なり、東西十三町許、南北六町程、古の領主詳ならず、正保のものには南條金左衛門御代官所、中根但馬守・伴野九左衛門が知行とあり、今は水野藤次郎・中根五兵衛・伴野九左衛門が知行なり、水野氏に賜ひしは正保後のことなるべし、檢地は慶長十四年伊奈備前守紀せり、

高札場三 小名 上下 新田 山王社 村の鎮守にて、稻荷を合殿、〇神明社 長昌寺 禪宗臨濟派、相州鎌倉圓覺寺末、福源山と號す、寺領十二石餘の御朱印は、慶安年中賜ふ處なり、相傳ふ古

山王社の傍に坊の跡ありしを、成田氏の臣山田伊半が息、同彌次郎十九歳にて成田氏に従ひ、武川合戦の時討死せしかば成田家の命により、當所は彌次郎が采地なれば、追福のためかの彌次郎を開基として、當寺を造立し、成田家よりも寄附等ありしと云、されど其年代を傳へず、開山瑞然甫和尚二月十三日寂、又位牌の中に、長昌寺殿春雄田雪大居士三月十三日とあるは、開基彌次郎が法名なるべし 藥師堂 當寺開基何れも年代を失ふ、本尊は藥師なり、

當所にありし 〇光明院 新義真言宗、京都智積院末、寶珠堂なりと云、

秋葉社 〇庵 彌陀を安す、長昌寺持、

新編武藏風土記稿卷之二百二十九

幡羅郡之四

○妻沼村 附持添新田

妻沼村は妻沼郷長井庄忍領に屬し、江戸より十九里なり、又村内聖天の鰐口曆應二年の銘に福川庄と彫たれば、或は此庄名をも唱へしならん、村名も古は女沼と書し由、現に正保・元祿の國圖には皆しか載たり、四境東は善ヶ島村、南は彌藤吾村、西は臺村、北は利根川に限り、對岸上野國邑樂郡古戸村なり、東西二十六町、南北三十町、當所は中山道熊谷邊より、上野國へ達する脇往還の驛場にして、熊谷宿へ二里二十八町餘上野國邑樂郡古戸村へ半里餘の繼立人馬を出す、家數二百十三、多は往來の左右に連住す、毎月五十の日を市立の定日とし、又七月・十二月專市を立て交易せり、御入國の後は御料及村内聖天領入會の村なりしが、何頃にや一旦加々爪甲斐守に賜り、其後上野堀田筑前守の領分となり、夫も又上野御料に復し、元祿十一年八月大久保筑前守・同萬吉・同十五郎・内藤右馬助等の先祖に賜り、今に

至ると云、檢地は貞享元年堀田筑前守、元祿元年市川孫右衛門改む、其餘利根川二流の間に流作場少くあり、當村持添にて御料に屬す、

高札場二

小名 上宿 中宿 下宿 荒井 酒卷 森下 卯月花

福壽寺 寺内 横町 池ノ上 西岡 中岡 東岡

西若宮 東若宮 一本木 梶山

利根川

村の北上野國界を流る、今是を利根の古川と呼ぶ、川幅百間許、又村内を貫きて、同じさまに流る、此

川あり、幅二百間餘、是を今利根の本流と唱ふ、此

川に河岸場在り、近郷より江戸への運送を便す、

當村より上野國へ達する利根川の船渡なり、對岸古戸村なるを以て古戸渡と呼ぶ、此道は熊谷宿より上野への脇往還なる事、前にも云り、由て考るに、源平盛衰記に、足利又太郎宇治川先陣の時の語に、足利より秩父へ寄けるに、上野の新田

入道を語て搦手に憑、大手は古野杉の渡をしけり、搦手は長井の渡と定たり云々といへる、長井渡は當所にや、此邊長井

庄の内なれば、當時しか唱へしも知べからず、又、東鑑に治承四年十月右大将賴朝義兵を發し、大井・隅田兩河を越て來り賜

し條に、畠山次郎重忠長井渡に參會す、河越太郎重頼江戸太郎重長又參上すと載たるも、同所の如く聞えられたり、義經記

等に據れば、賴朝隅田川を越賜し、後上瀧野川松橋を過て、府中六所社へ詣で賜しとあり、されば當所に於て參會すと云も

の覺えなし、若は事を記せる者の誤にや、はた別に同名の地ありしにや、未だ考る所なし、

聖天社

當郡第一の大社にて、長井庄の總鎮守なり、社地に杉

葦にて莊殿を盡せり、社より鳥居迄三丁餘、神體中央に歡喜

天、左に辨財天、右に大黒天を安ず、縁起の略に云、當社は

伊弉諾・伊弉册の二柱の御神鎮座の地なれば、今の女沼・男沼

の村名遺りたり、然るに聖天宮と崇め奉る事は、往昔平宗盛

の臣、齋藤左衛門次郎眞直の嫡男、齋藤別當藤原眞盛、仁安

年中平相國清盛の指揮にて關東に下り、當國長井庄を領して

爰に住居し、當社信仰の餘に治承三年修造を加へ、彼が靈祖

利仁將軍延曆三年靈夢に依て、越前國武生の國府櫻澤池より

探獲たる歡喜天を、金ヶ崎五幡の本城に鎮座せり、依て今其

苗裔なれば、當社をも聖天宮と崇め祀りたり、其後建久四

年賴朝武藏國入野にて、追鳥狩せさせ賜ひ、直に下野國那

須野へ趣賜ふとて、利根古戸の渡へ掛り、三月二十七日當社

へ參詣の時、時の別當阿闍梨請ひ奉て、東八ヶ國を勸化

し、同き八年當社堂宇悉落成し、聖天山歡喜院長樂寺と號す

又別に本地堂を建て、東福寺と名付、同年四月八日宮道兼杖

平國平・藤原氏人眞家同眞勢、末に出せる寶物錫杖銘には、實

家實幹に作る、託宣に依て御正體錫杖、并十一面觀音の像を

鑄造し奉る、斯て百三十餘年の星霜を経て、元弘・建武の頃よ

り海内大に亂れ、應仁・文永・大永の間東國兵亂の爲、齋藤次

朝仁は由緒あるに依て、越州赤田の保に赴き、齋藤攝津守基

雄・同所左衛門基英は、野州安蘇寒川に走り、其外一族從者他

邦に離散し、或は近隣に隠れて農民となる、かゝりければ、

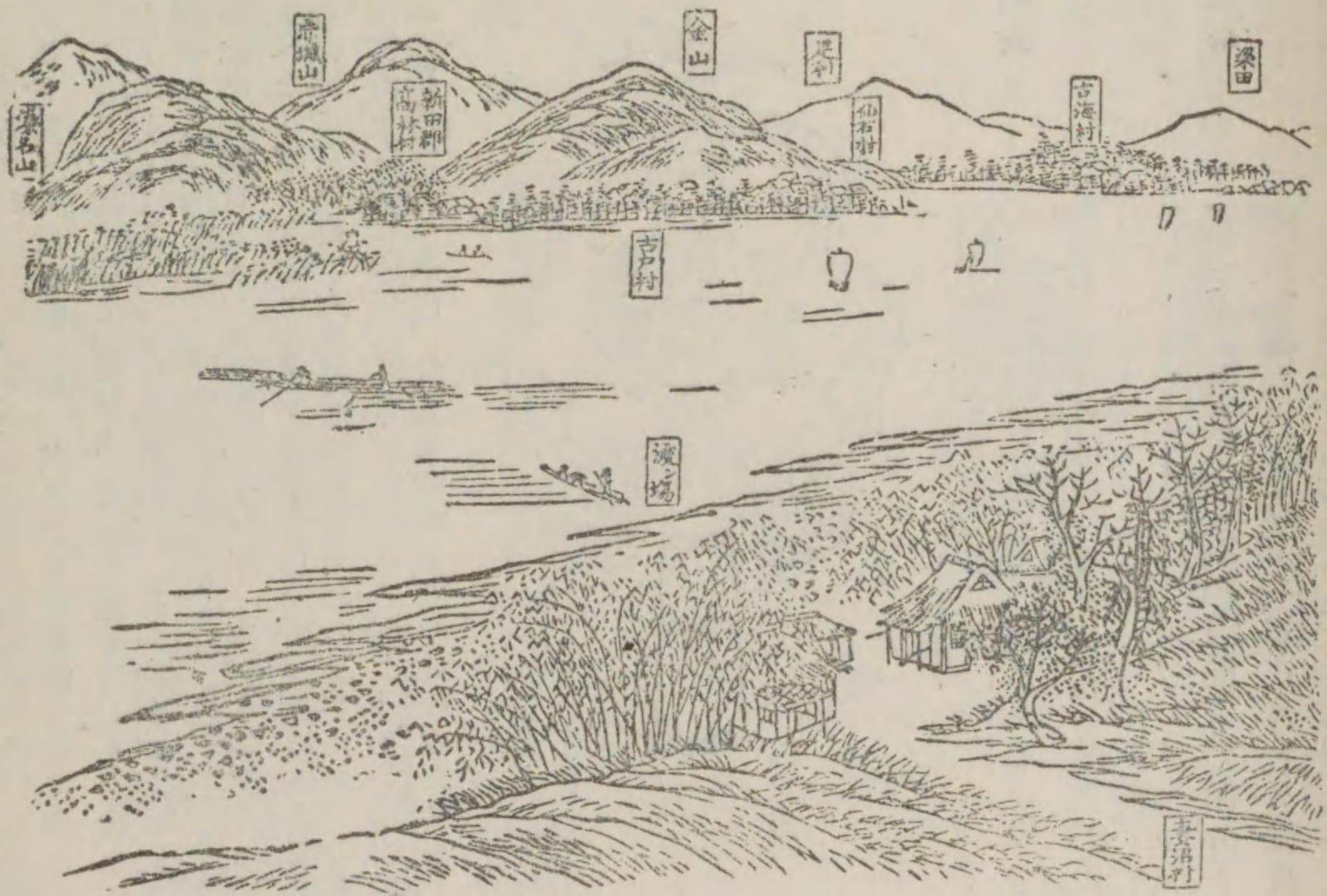
當社の修造怠慢して衰敗せしを、忍の城主式部大輔助高の末

葉、成田下總守藤原長泰禪門蘆伯・同左衛門次郎氏長尊敬の

餘、家人女沼の地頭手嶋美作守平高吉に課して、天文二十

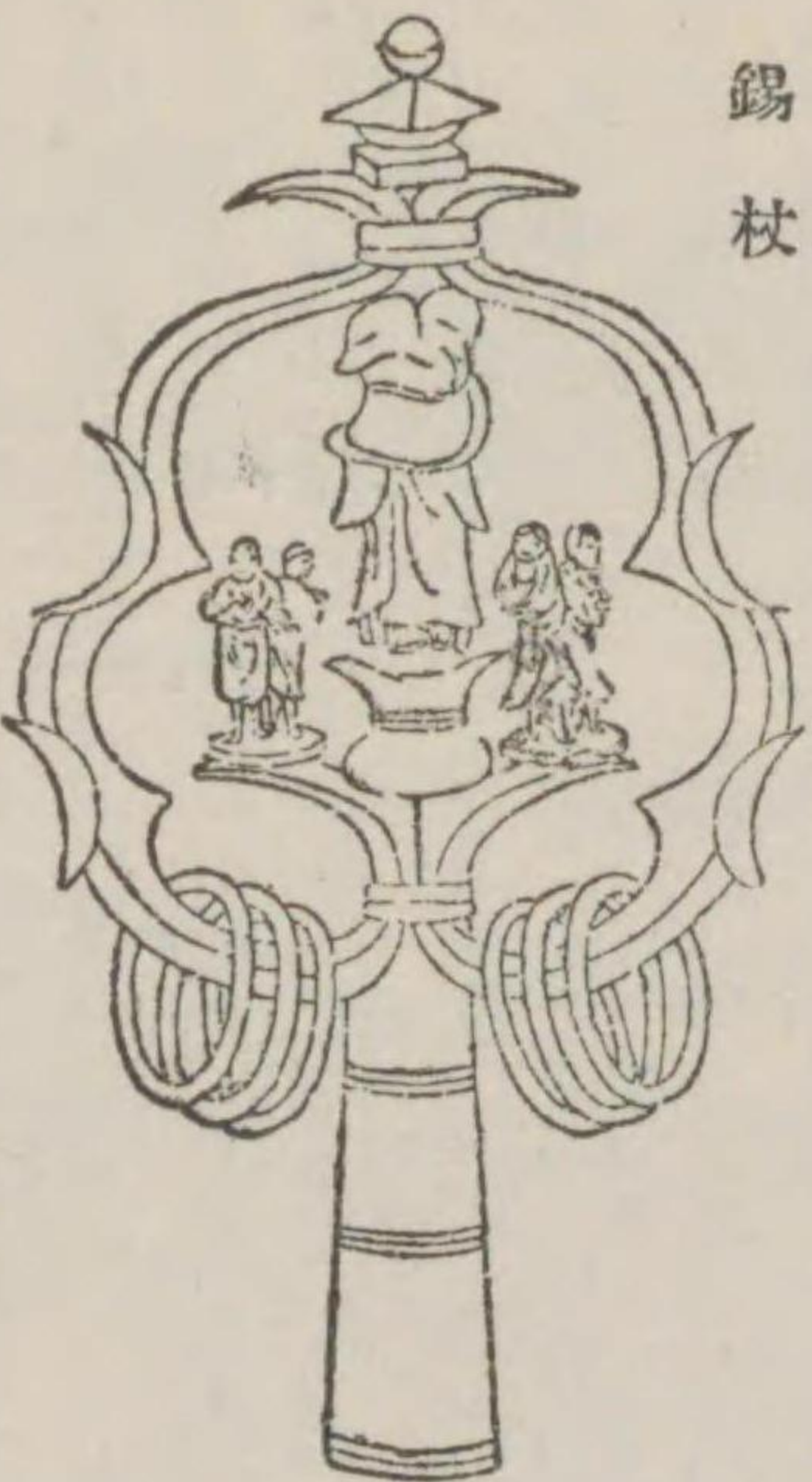
一年修理を加へ、其後御當代に至り、慶長九年社領五十石の御

古戸之渡之圖

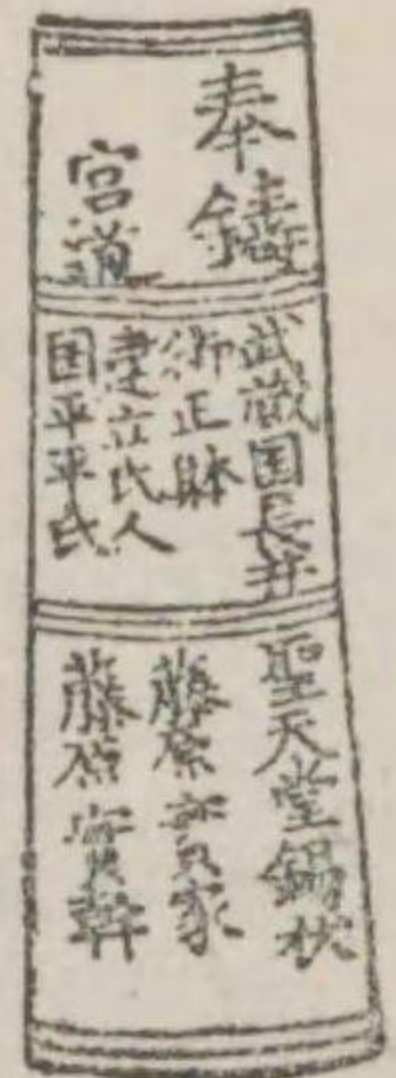


朱印を付せられしと云々、又社傳に云、寛永十五年二月大河内金兵衛當所の陣屋引拂の時、其地及村の沼地を開て供田に寄附せしより、遂に舊に復して、宮社の造營成しと、縁起に載る所の事蹟信じ難き事のみ多ければ、後人附會の説に出たるも知べからざれど、現に社寶として建久八年の銘ある錫杖、及曆應二年の鰐口あり、又天文二十一年、慶長九年二度の棟札等傳へたれば、古社なることは論なし、又古縁起に武藏國幡羅郡長井庄女沼郷、太我井森聖天宮とあるより、近郷の村民當所を古歌に詠せし名所なりと云、按に「夫木集」武藏の名所の部光俊卿の歌に、紅葉ちる太カ井の杜の夕たすき、

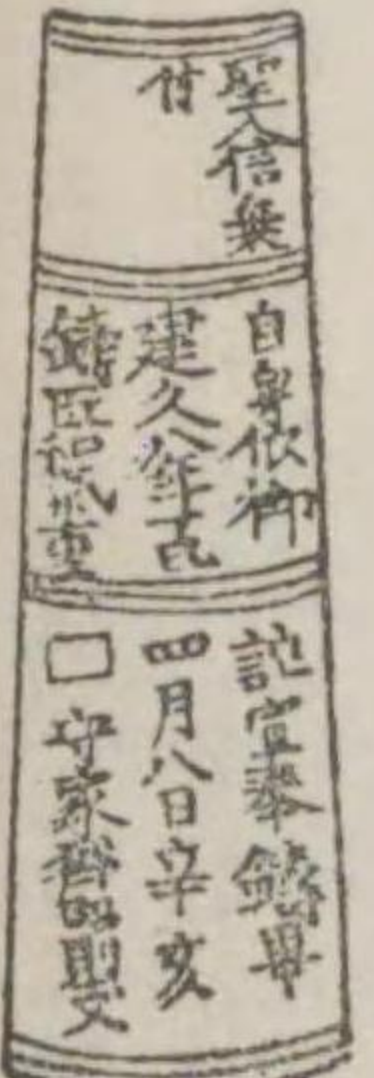
錫杖



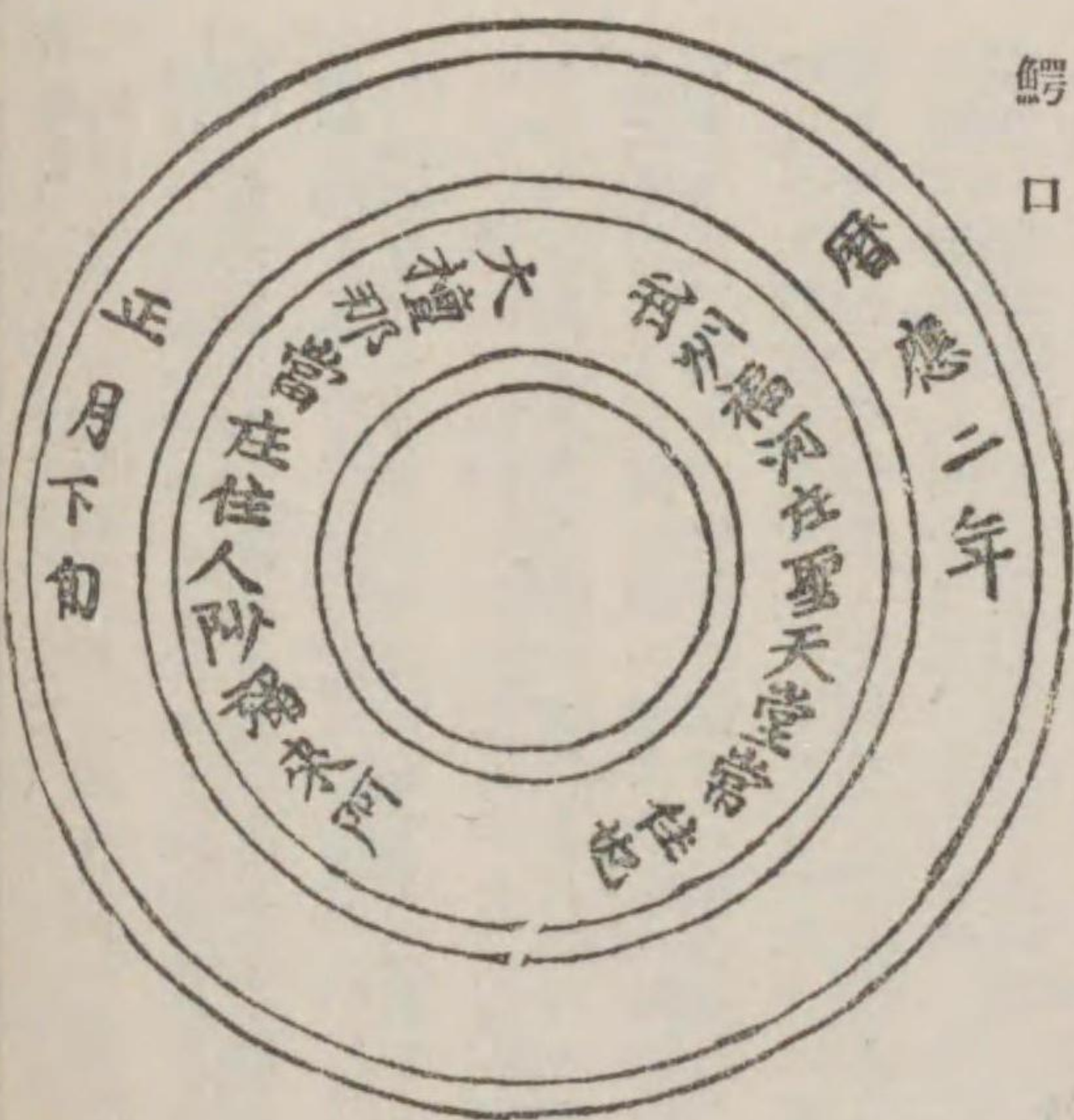
柄表



柄裏



又めにかゝる山の端もなし、左の言葉書に、此歌は武藏野を過けるに、まことにやまはみえずして、おほか井のもりといふ杜ばかり、わづかに紅葉みえけるによめるとあり、是にや、されど今唱る處は太我井森にて、光俊卿の歌には大我井杜とみえたれば、是とは自ら別なるにや、總て田父野老の口碑に残れるものはたゞ其唱呼のみなれば、おほをたと誤り傳ふべきゆへなし、若くは後人彼集を傳寫せる時、字様の相似たるより、たまたまおほかると書しにや、されど彼大我井杜と云は、「夫木集」のみ光俊卿の歌を引たれど、其餘 社寶 錫杖 一 按縁起建久八年四月八日宮道備仗平國平等、託宣に依て神體を鑄とあるものは是なり、然に此柄の文に、宮道國平等氏とあるに據れば、國平の姓は宮道にて、平氏とあるは其妻室などにや、又按「東鑑」建久二年十月一日丙子の條に、宮



六條仗國平等、奥州并越後國より駿牛十五頭を召進し事見え、年代も同時なれば是と同人なるべし 錦帷一布 長五尺二寸、幅二尺三寸六分、是蜀紅錦にして裏面に銘文もあれば、世に稀なる帷なりとて、

享保十六年小田信濃守きこえ上て、台覽に入りしといへり、銘文左の如し、深青閃大紅雞刺連雲、嵌入寶綜絲壹疋、長肆丈潤貳尺、重伍拾兩、價銀漆兩貳錢、(經該提調官布政使司)〔左布政使姜恩右布政使揚應奇辨驗官〕〔布政司分守道右參議〕吳天壽按察司帶管分巡道僉事徐先啓、督造管解官邵武府通判錢一講朱印巡按福建監察御史胡志夔機戶袁宗太右官刻度量衡

領主成田下總守藤原朝臣長泰子息左衛門次郎大禮那長泰老母

參奉造興聖天大堂一字 御遷宮天文廿一年壬子初夏上三日

考乾卷三十 六紙出也 古鰐口一口 雉子畫一軸 常憲院殿の仁王門 神樂殿 鐘樓 寶曆十年新鑄の鐘を掛、銘文中に、元和 末社 荒神 天神 駒像 道祖神 神明 辨天明

古棟札二枚

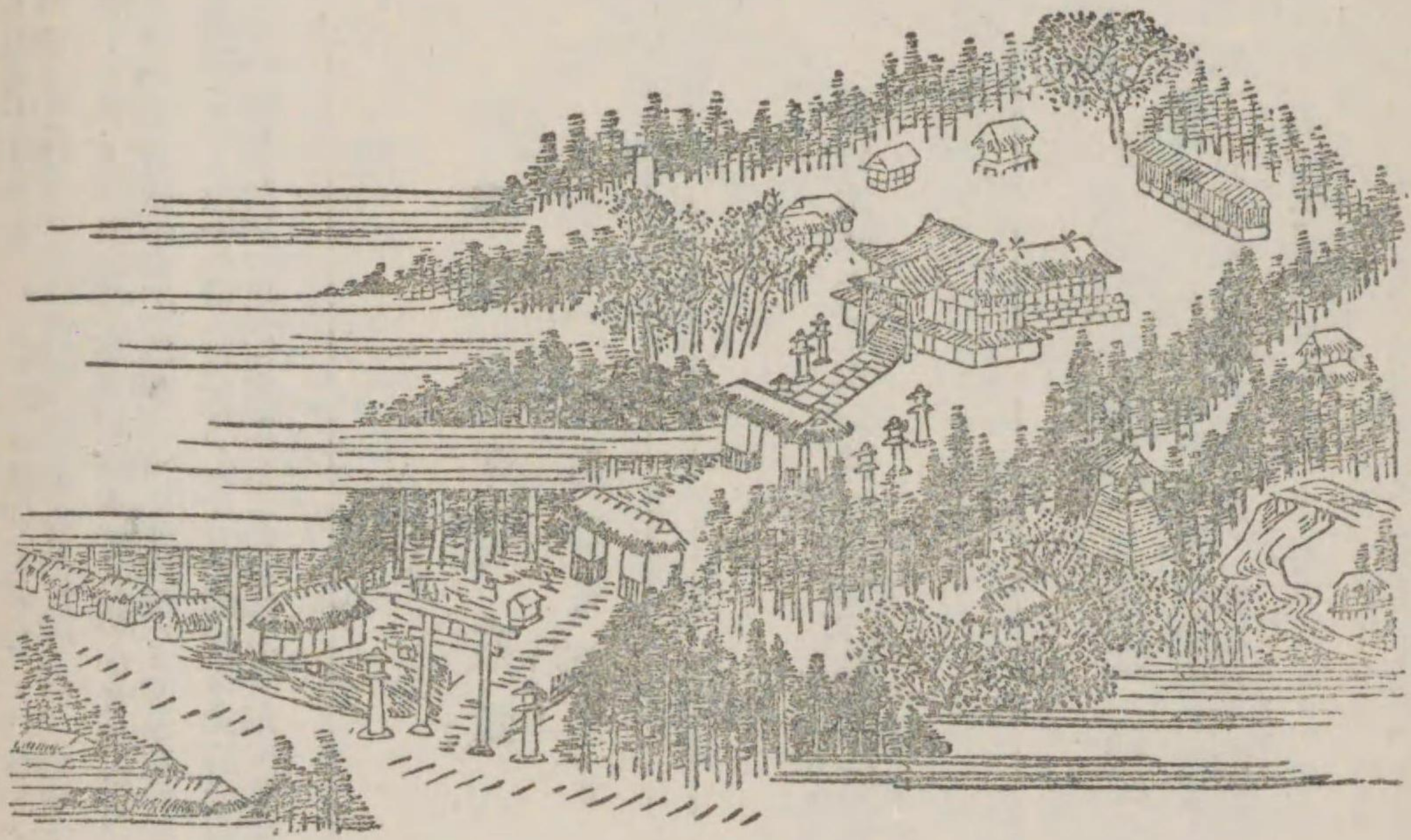
參奉造興大日本國武州幡羅郡妻沼郷歡喜天御寶殿一字 慶長九年甲辰 福河庄 沽洗中六日

國司内大臣源家康公 大禮那伊余備前守 代官寺田七左衛門并下代箕田仁兵衛同倉橋文右衛門并下代福島仁助 願主別當榮信 大工 長谷川與左衛門 嶋田采女 正

稻荷・諏訪・護頂 本地堂 弘法大師作の 太子堂 神輿堂 別當歡喜院 古義眞言宗、太田村能護寺末、聖天山長樂寺と 鶴岡相承院より、當所を兼帶せし 長井庄聖天堂別當職事、御領掌先以目出度候、彼所

之事者亡父時より可進候之由被申候處、兎角令延引候背本意存候、於向後不可有相違候、親類一人爲身代官可進候之間、彼是□入存候、恐々謹言、 寶徳二八月二十二日 大江持宗花押

圖社天聖



此狀全く當寺にあづかるべきものなり、社僧 寶藏院 花
 本尊十一面觀音を安ず、行基の作と云、
 藏院 寶壽院 西方院 東藏院 仲道坊 玉藏坊 寶
 篋堂 社守修驗三人 禰宜四人
 神明社 歡喜院持、下
 富士淺間社
 天王社
 稻荷白髭合社 寶藏院持
 稻荷社 赤子稻荷と號
 稻荷社 赤子稻荷と號
 稻荷社 赤子稻荷と號
 辨天社 女體と唱ふ、聖
 天社 守覺善持、
 稻荷社 村民
 若宮八幡宮 持同
 瑞林寺 曹洞派禪宗、上野國山田郡矢場村惠林寺末、祥興山と
 號す、開山は本寺第五世大庵文恕にて、大河内孫十郎
 政信開基す、文恕は慶長六年十二月二十五日寂し、政信は貞
 和四年五月二十三日卒し、瑞光院來阿大禪定門と追號すと
 即境内に其墓ありて、五輪の塔を立、銘に來阿大禪定門と
 み彫たり、按に政信の卒を貞和四年と云事疑ふべし、慶長年
 中當所に陣屋ありて、大河内孫十郎及び金兵衛等住して、此
 邊の事を指揮せし由村民も傳へたれば、恐くは政信は慶長頃
 の人なるを、たまたま墓所に古き塔あるをもて、推當に政信
 の墳といひ出たるならん、殊に開山の僧慶長六年の寂なれば

開基の人も同時なる事知べ 鐘樓 正徳四年鑄造 ○玉洞院
 し、本尊釋迦を安置す、

禪宗臨濟派、上野國那波郡芝宿泉龍寺末、寶珠山光明禪寺と
 號す、開山を養嚴宗胡と云、文明九年二月十五日示寂す、開
 基は月峯常圓居士とのみ傳て、卒年俗 鐘樓 銘文に、淀城
 稱等を知らず、本尊正觀音を安置す、
 憲之妻女、及び次男義孝、武運長久の 辨天社 天神社 觀
 誓の爲に、元祿三年寄附する由を鐫す、
 音堂 ○慶徳寺 前に出せる玉洞院末にて、同院住持春榮開
 五日寂す、今此寺廢 作が創せし寺なり、春榮は文龜三年四月十
 して再建に及ばず、 ○阿彌陀堂 歡喜 ○大日堂 村民

陣屋蹟 聖天社地の側なる林を云、慶長年中忍御番城たりし頃
 大河内孫十郎住居して此邊を支配し、其後孫十郎の子
 金兵衛もこゝに居しが、寛永十五年二月陣屋取拂となりし
 時、金兵衛が計らひをもて、此地を聖天の供田に寄付せられ
 しと、 ○式部大輔助高墓 幅二尺計の板碑にて、表に釋迦、文
 珠・普賢、及梵字を彫り、裏面に大同元〇二月十五日と銘す、
 按に成田家譜に、藤原伊尹の子左中將義孝の一男、武藏守忠
 基五代式部大輔助高、武藏國司と爲て幡羅郡に住居す、依て
 時人幡羅の大殿と稱すとあり、此人なるべし、されどかゝる
 貴族の墳塋にして塚だに築かず、僅に板碑のみ建べきの故な
 し、恐くは助高當郡に住せしと云事著るしきにより、好事の
 者の附會したるなるべし、殊に板碑の裏面に、年月を彫する
 もの他に例なき處なれば、其妄作なること推してしるべし、

伊丹伯耆守重泰墓蹟 昔前の碑の側に五輪の塔ありしもの、
 重泰がしるしなりしに、近き年何れへ

か持去て失ひしといふ、重泰は岩松右京大夫の家人にして、今
 嘉慶三年二月二日卒し、法名光性院誠丹大禪定門と號す、今
 もその子孫新左衛門と稱し、隣郡榛澤郡高嶋村の名主となれ
 り、彼が家に岩松家より出せし文書も、昔所持したりしとて
 寫と云ものあり、其文岩松家に傳ふる案と全く符合
 すれば、此地重泰墳墓と云事其理あるに似たり、

○善ヶ島村 善ヶ島村は江戸より十八里の行程なり、原
 ノ郷と唱ふ、庄名用水等前村に同じ、東は辨財村、南は
 八ツ口・上須戸の二村、西は妻沼村、北は利根川を隔て、
 上野國邑樂郡古海村なり、東西十二丁餘、南北十六町許
 家數九十六、御入國の後には御料なりしが、寛永三年酒井
 讚岐守領分に賜り、同十一年上りて御料に復し、元祿十
 一年より大久保内匠・石川主膳・朝比奈次左衛門・植村久
 五郎の四人に賜り、其餘は御料所なり、今も御料所の外
 朝比奈河内守・大久保金之丞・石川榮吉・植村八郎右衛門
 等が知行交れり、檢地は天正の頃伊奈備前守改しと云、
 其後慶長十四年・元和二年の二度同人の改めし所なり、其
 餘は寛永廿一年慶安三年小泉次太夫、貞享元年伊奈半十
 郎糾せり、又延享三年利根川にそひし流作場を糺し、後
 寛政四年簀笠之助改て高入となせり、村内に江波村の飛
 地あり、
 高札場
 小名 中瀬 上葛和田

利根川 村の北を流る、幅三百間餘、水

藏王權現社 永正年中の勸請、末社 天神 疱瘡神 摩陀

羅神 神主羽鳥攝津、吉

八幡社 田家の配下なり

愛宕社 庵持

龍泉寺 古義眞言宗、上野國邑樂郡赤岩光恩寺末、光明山福壽

開山長海大永四年十月二十日寂、鐘樓享保十九年十一月

音堂 念佛堂 〇觀月庵 龍泉寺持

〇辨財村 辨財村は忍領に屬せり、郷庄の唱前村に同じ

江戸よりの行程十七里、當村辨財天古社有しより村名起ると云、南は上須戸村、西は善ヶ島村、東北共に葛和田村なり、東西三丁、南北六町程、家數二十三、古より御料所にして、今も御代官支配せり、檢地は貞享元年なり、其後文化十二年吉岡次郎右衛門改し新田あり、高札場

小名 中河原 入り

辨財天社 村名なりしを見れば、古社なるべけれど傳へを失ふ、藥王寺持、下同、藏王權現社

藥王寺 古義眞言宗、上野國邑樂郡赤岩村光恩寺末、辨財山醫王院と號す、本尊藥師を安ず

〇觀音堂 今廢して未だ再建に及ばず

〇葛和田村 葛和田村は郷庄領の唱江戸への里數前村に同じ、東は福川を隔て埼玉郡北河原村、及び本郡依瀨村南日向村、西は辨財村、北は利根川を隔て上野國邑樂郡赤岩・舞木の二村なり、東西二十五町、南北十五町、家數三百五十、年毎に七月十九日・十二月廿四日の二度に市をなして、時用の物を交易せり、古より御料所にして、今も御代官支配す、檢地は延寶三年伊奈半十郎改め、又後年利根の古川跡を新墾せし地は、享保十三年植田庄三郎・秋山九左衛門、寛政四年箕笠之助糺せり、高札場

小名 大野 荒宿 川原 向野 東島 上 中 下

利根川 村の北の方を流る、幅二百三十六間、こゝに寛永の頃

問屋株を三軒に定め、今に年々永錢を納むと云、當所より江戸への舟路は三十四里といへり、又村の南方に水除堤あり、高さ一丈、〇福川 村の東埼玉郡との界を流る、二尺許、〇福川 幅八間許、土橋を架せり、

神明社 氷川を合殿とす、村の鎮守なり、社領・別當寺領合て十五石一斗の御朱印は、慶安二年に

附せら 別當醫王寺 古義眞言宗、上野國邑樂郡赤岩村光恩寺末、瑠璃光山東光院と號す、開山覺

宿は、廿一日寂とのみ傳へて年月を失へ、鐘樓元祿九年鑄造り、本尊は藥師にして、惠心の作と云、鐘樓の鐘をかく、

天神社 醫王

山神社 二字一は同寺持、一は大樂院持

稻荷社 二字一は文殊院持、一は正泉寺持

天王社 大樂院持

大龍寺 淨土宗、上野國邑樂郡館林町善導寺末、寶積山白道院と號す、寺領二十石の御朱印は慶安二年賜ふと云、開

山は幡隨意上人元和元年正月五日示寂、開基は成田氏の臣嶋田采女正なり、法名大建院昌譽龍繁居士、元和六年六月晦日卒、この子孫今村民六兵衛なり、鐘樓寶永二年鑄造、荒神社りと云、本尊彌陀を安ぜり、

愛宕社 不動堂 觀音堂 〇藥師寺 天台宗、埼玉郡上中

山延命院と號す、本 〇多寶院 古義眞言宗、上野國邑樂郡

尊不動を安ず、〇文殊院 村内醫王寺末、大野山利劍寺

樂院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配下、天王山と號す、

〇正泉寺 當山修驗、京都三寶院末、稻荷山と號す、開

本院 同末にて、本院 尊前に同じ、本

舊家者十郎左衛門 組頭を勤む、江里川を氏とす、祖先は成

云、家系は失ひたれど、古書付の殘闕あり、全文にあらざれば解しがたけれど、天正六年上杉謙信頼死の後、養子三郎景虎と姪喜平次景勝と矛盾の後、景虎より加勢を請來りし時の記と見たり、其大略に、有心變不向、此時成田長康公依病

氣吉田紀伊守・江里川左京亮以兩人、成田家七騎爲旗頭被向、既戰景勝越州於吉良須坂兩人討死す、江里川左京亮男子有二

重・吉田紀伊守討死之由所、今按に由緒の誤ならん者、成田左衛門尉長之長男助五郎次氏、後號一閑齋、吉田氏、江里川

〇依瀨村 依瀨村は郷庄領の唱へ及び江戸への行程等前村に同じ、當村元祿國圖に初て見ゆ、檢地は寛文なれば何れ其頃分れし村なるにや、東は利根川を界ひて、上野國邑樂郡瀬戸村、巽は福川を隔て埼玉郡酒卷村、南も同川を隔て同郡北河原村、西は本郡葛和田村、北は又利根川を隔て上野國邑樂郡赤岩村なり、東西五町、南北二町許、家數五十、古より御料所にして、今も御代官支配せり、檢地は寛文四年伊奈半左衛門、享保十七年蘭部源次

郎、寛政五年簀笠之助、文化十二年吉岡次郎右衛門等糺せり、

高札場

小名 前通り 古新

利根川 村の北より東の方を流る、幅二百四十間、○福川川の南界を流れて利根橋を架せり、

稻荷社 成就院持

成就院 新義真言宗、大和國初瀬小池坊の末、寶林山妙音寺と號す、開山を賢精と云、慶安四年草創せり、本尊地藏は弘法大師の作、鐘にて、樓門に、辨天社 藥師堂

日向村 日向村は庄領の唱江戸への里數前村に同じ、家數百十六、東は福川を隔て埼玉郡北河原村、南も同じ川に限り對岸は同郡上中條村、西は上須戸村、北は葛和田村なり、東西十五町、南北二町許、皆畑の地にて、當所も古より御料所なり、檢地は慶安三年南條金左衛門、延寶七年伊奈半十郎、享保十三年鈴木平十郎等糺せり、

高札場 村の東南界を流る、川幅八間許、八幡社 陣の鎮守なり、源賴義奥州征伐の時此地に止宿し、軍陣の首途を祝して、勸請する所なりと云、按に此地當

時の奥州道に屬せしこと、慥ならずといへども、府中より高麗郡へかゝり、上野へ入しは必定なれば、此事なしとも云難し、今當社の縁起あり、建久・大永・文祿の三度に書繼し由なれど、本書にはあらず、其建久の記に曰、天喜五年源賴義奥州征戦之時當郡に滯留、其頃式部大輔助高郡中西城に居住、城の東に四町四方の池有、大蛇栖て村民を惱、然るに賴義の命に寄て、島田大五郎道竿と云者、彼大蛇を退治し、其地より利根川迄堀をほり水を通る、是を道竿堀と名く、其蛇を退治有しを、賴義征伐の吉事なりとて、當所に八幡を祭る、天喜五年八月也、建久三壬子年八月十五日日向彌五郎記録寫畢此記書信ずべからずといへども姑載す、天喜五年の勸請實ならんには、前年賴義首途の時土人に命じ置て、此時成就せしなるか、又曰其後治曆二年島田大五郎道貞に此地を給り、神職付置といへども、亂世故與廢有、曆應元年尊氏再興、文和元年壬辰同人新田義興退治之節、嶋田山城守・長井大膳大夫、於戰場鸞憤を夾み、合戦の時社頭并屋敷焼失す、嶋田備前守上州岡山の城に遷る、大永三年八月十五日、島田山城守書次之此書繼によれば、一旦中絶の時昔の傳は失て、その萬一のみを傳ふるならん、又曰其後永祿四年上杉謙信小田原發向之時、嶋田山城守又當村に遷、新田を寄附す、夫より成田長康信仰して、年々納物有、天正十八年忍落城故、成田・嶋田兩家社荒廢せり、文祿元年八月十五日嶋田源次郎書記す、此源次郎は則別當三學院の先祖なりと云、

本地堂 彌陀を、別當三學院 當山修驗、山城國醍醐三寶院末、祖先是縁起に載たる嶋田源次郎にして、葛和田村の民六兵衛が祖先、成田氏に仕へし、嶋田采女正も一族なりといへど、何の頃より修驗となりしにや

其年代を傳へず、本尊不動を安ず、福生寺 古義真言宗、上野國邑樂郡赤岩村光恩寺末、瑠璃光山淨光院と號す、開山專祐寛永十八年十一月廿九日寂、本尊大日を、藥師堂

○上須戸村 上須戸村は庄領の唱へ前村に同じ、村名に上の唱ありて下村なし、榛澤郡黒田村萬光寺所藏、慶長三年の郷付當郡地名の内にすとありて、正保の國圖には今の村名を載たれば、上の字を加へし年代も推て知らる、江戸より十七里半、東は日向村、南は福川を隔て埼玉郡上中條村、及び郡中四方寺村、西は西城村、北は善ヶ島村なり、東西七町、南北十一二町餘、家數八十二、用水は備前堀より引、又村の南長安寺沼を沃げり、正保のものには御料及び細井金兵衛・羽生玄昌の采地なりしが、何の頃にや玄昌が地は上りて、其後岡野・岡部の兩士に給ひ、又寶曆十三年三月此地の内にて、内藤某に賜ひしより、今子孫岡野孫一郎・細井吉太郎・内藤主膳・岡部勝三郎が采地、其餘は御料所なり、檢地は慶長十四年伊奈備前守改め、村内の新田は天明八年布施彌一郎糺せり、

高札場 五 小名 東城 當所に屋敷蹟あれど、何人の住せしにや傳へず、一説に成田黨の住せし地にて、其後古河の成氏

も宿陣せしことありといへり、隣村西城村の城跡は、往昔左近衛少將藤原義孝より、其孫式部大輔助高も居住ありしといへば、古く成田氏住せし地にて、かの西城に對し當所をかく唱へ、其頃岩などありし歟、又城は條里の條の假借にて、田里の割より起りし名なるも知るべからず、

福川 村の南界を流る、川幅八間許、二ヶ所に土橋を架す、○沼村の南にて、長安寺沼と云、

八幡社 辨天社 何れも社領を附らる、別當正法寺 埼玉郡上中條村常光寺末、福原山開城院と號す、八幡社領五石、辨天社領二石、別當寺領五石三斗、合て十二石三斗は、慶安二年御朱印を賜ふ、本尊觀音を安ぜり、

諏訪社 神明社 荒神社 以上三社 共に村持

西光院 古義真言宗、上野國邑樂郡赤岩村光恩寺末、瑠璃光山醫王寺と號す、本尊彌陀を安ぜり、藥師堂像は行基の作と云

○四方寺村 四方寺村は忍庄に屬し、領名は前村に同じ成田分限帳に十五貫文在名四方寺勘六と云者出たり、これ當所に住せし人なるべし、江戸より十七里、東は埼玉郡上中條村、南も同郡今井村にて、此二村は長安寺沼を

隔つ、西は下奈良村、北は上須戸村なり、東西四町餘、南北七町餘、民戸二十一、用水は玉井堰の水を引沃ぐ、正保の頃は長井清太夫の知行にて、今も其子孫長井初太郎が知る所なり、高札場

小名 前 北 新田

沼 村の東南界にて、長安寺沼と唱ふ、

湯殿山権現社 村の鎮 別當蓮華院 新義真言宗、埼玉郡上ノ村一乘院末、湯殿山と號す、本尊大日

舊家者六左衛門

里正にて吉田を氏とす、祖先は吉田紀伊守と號し、成田下總守長康に仕へて、屢戰功ありしと云傳るのみにて、中古記録を失ひしとなり、按に葛

和田村の民、江里川十郎左衛門が古記に、長康、吉田紀伊守、江里川左京亮兩人をして、成田家七騎の旗頭を命じ、越後國へ

援兵たらしめし時、景勝と戰て吉良須坂にて兩人共に討死せしと見ゆ、この紀伊守は則六左衛門が先祖なるべし、

○柿沼村 柿沼村は民戸九十一、東は埼玉郡小曾根村、異より乾までは大里郡熊谷宿及肥塚原島代の四村にて、

北は本郡下奈良村なり、東西七町餘、南北十七町餘、用水は玉井堰の末流を引沃ぐ、何頃にや山角次郎右衛門知行せしと云、後御料となり、又此地の内を裂て土屋・大岡

の兩氏に賜りしと、既に正保のものにも、御料所及び土屋忠兵衛・大岡忠四郎知行と載す、其後慶安四年御料の地を林道春に給しより、今子孫林大學頭・大岡傳藏・土屋忠兵衛知行せり、檢地は慶長十二年伊奈備前守紀せり、江戸よりの行程十七里餘、高札場三

小名 西廓 中廓 三ッ新田 今泉 遠新田

雀宮明神社 村の鎮守にて、龍昌寺持、末社 稻荷

諏訪社 村持、下

八幡社

天王社

天神社

神明社

龍昌寺 新義真言宗、京都智積院末、荒神山地藏院と號す、寺領二十石六斗餘は、慶安二年八月廿四日御朱印を附せらる、中興開山海寶慶長十九年六月 鐘樓 安永七年三月鐘

十二日寂す、本尊地藏は惠心の作、荒神社 辨天社 稻荷社 聖天社 金毘羅社 觀音堂

此堂燒失後、いま 十王堂 ○寮 彌陀を安だ再建ならず、村持、

褒善者初五郎 林大學頭が采地の民なり、幼より雙親に孝養し、耕に勤苦せるを以、寛政六年九月地頭賞

り、今其子孫林大學頭・前田孫十郎・杉浦武兵衛・大岡與惣右衛門知行せり、檢地は慶長十年伊奈備前守紀せり、高札場四

小名 並木 ニッ堂 石橋 北 大塚 向川原 在家

御靈社 村の鎮守にて、祭神は鎌倉五郎景政なり、社内に本地佛愛染を安ず、慶安二年八月廿四日、當社領及別當

寺領とも合て、十石の 鐘樓 正徳元年九月鐘 末社 牛頭

御朱印を附せらる、天王 八幡 稻荷 金毘羅 別當東光寺 古義真言宗、太

瑠璃光山眞藏院と號す、中興開山榮傳天和三年二月廿二日寂す、相傳ふ慶安以前は當寺を東ノ坊、村内妙音寺を西ノ坊と

唱しと云、本尊薬師を安ず、天神社 三峯社 愛宕社 雷電社 別當

觀明院 當山修驗、埼玉郡須賀村利益寺配下、愛宕山と號し、前の二社を進退す、本尊は不動を置り、

神明社 村民持、天神社 二字

諏訪社 新義真言宗、横見郡御所村息障院末、開敷山觀音院と號す、寺領十五石は慶安二年八月廿四日御朱印を賜

ふ、開山賴尊は奈良三郎なりと云、本尊大日、脇立に如意輪觀音・不動を置り觀音は古の本尊にて、行基の作と云、東光寺

の傳には、當寺慶安以前は西ノ坊と呼びし由をいへど、當寺にては傳へず、天神社 稻荷社

觀音堂 賴尊墓 自然石にて、表に開山觀音院賴尊、左の方

して、米五俵と孝養賞美の書を與ふ、時に初五郎がいはく、地頭所の厚意は實に忝きことなれど、不肖の身としてかゝる厚賞を賜はらんこと勿體なしとて、書及米少許を受けて其餘は固辭せり、是に於て里正等米をもて、田地にかへて與へけり後又柴が篤實を賞して、地頭所より白銀を與ふ、時に文化十三年二月なり、しかのみならず其老母には、寛政六年以來屢恩恵を加へしとなり、

○上奈良村 上奈良村は原ノ郷玉井庄忍領に屬せり、今隣村中奈良村の内に奈良神社あり、是當郡式内神社なれば、この地名の舊きこと知らる、往昔奈良氏のこゝに住せしならんなど云ことは、妙音寺の條に出せり、此地分

村せしは後年のことなるべし、既に下奈良村集福寺天正十八年禁制の文書、及び榛澤郡黒田村萬光寺所藏慶長三

年の文書にも、奈良とのみ記し、正保の改めには、上下及び中奈良新田の三村をのせ、元祿國圖には別に中奈良

村を載しより、今の如く四村となれり、江戸より十七里餘、東は中奈良村、南は玉井村、西は東別府村、北は江

袋村なり、村の四方は隣村に犬牙して、凡東西五町、南北十九町餘、家數五十九、用水は奈良堰の水を引沃げり、

御打入の後は御料なりしが、何の頃か其内を裂て杉浦大隅守に賜ひ、又寛永の始め當村の内にて、大岡久藏前田

某に賜ひ、殘る御料の地は、慶安四年林道春に賜ひしよ

現住鏡岸、裏に助成主篠澤氏と彫れり、往古の碑は欠崩れしにより、この碑は村民外記と云もの、享保の頃の再建なりといへば、其頃傳へのまゝを彫りて、古碑の文を寫せしにはあらざるべし、又相傳ふ、此地は奈良三郎が居住にして、當寺の開山なりと云、按に成田系譜に、成田大夫助高の三男奈良三郎高長あり、此人の墳墓にして、此人當所に住し、在名を以て稱せしこと知るべし、高長後入道して頼尊と號し、此所に住し、當寺を開山せしにや、又同じ家の分限帳に、四十五貫文奈良下野とあり、是も後年當所に住せし者なるべし、此外「東鑑」承久の亂鎌倉方に、奈良兵衛尉・奈良五郎・奈良左近將監等の名見え、ことに兵衛尉は成田別府等と並べ記したれば、恐くは當所の人なるべし、

○一乗坊 古義

○十王堂 地藏堂三宇 村民持

○中奈良村 中奈良村は郷庄領の唱江戸よりの行程用水等前村に同じ、正保國圖に此村名を載せず、元祿改め圖に始て載たれど、曲淵氏の家譜には、正保三年正月十五衛門中奈良村にて四百石を賜ふとあり、及村内長慶寺慶安二年の御朱印にも、中奈良村とみえたれば、正保以前よりの唱にして、小名の如くなりしを、其後分村せし時其名をおひしなるべし、東は下奈良村、南は代村、西は上奈良村、北は田島・西野・江袋・東別府の四村なり、東西三町餘、南北十町餘、民戸百十八、當村古くは御料及有田夏目の知行なりしを、慶安四年御料の内を裂て、林道春に賜はり、其餘の御料は後年米津・長山・久保・彦坂の四

氏に賜ひ、明和七年松平大和守に賜ひしより、私領入會の地となりしが、享和二年久保長三郎が地は收公せられ一度御料に屬し、同三年藤本主計に賜ひしより、今子孫松平大和守・林大學頭・有田播磨守・夏目内膳・米津大内藏・長山彌三郎・曲淵繁之丞・彦坂丹右衛門・藤本主計が知る所なり、檢地は慶長十二年伊奈備前守糺せり、

高札場所
小名 堀ノ内 馬場 善應寺 寺家 二ツ堂 荒井
下ノ村 後原 大江指並木 馬場新田 明戸 前新田 沼上 雉子新田 西田

熊野社 奈良四村の惣鎮守なり、本地彌陀・藥師・觀音を安ず、古は修驗圓藏坊が持なりしが、成田氏下野國烏山に移る時、圓藏坊も隨て移り、古記録も彼地へ携去し故、當時の傳詳ならず、今は長慶寺の持となる、社内に奈良神社を合せ祀る、奈良神社は神名帳當郡四坐の一なり、想に舊章衰廢の後、熊野三社を合祀し、卻て地主神を壓せしなるか、又別に奈良神社ありしが、破壊に及て此社へ遷せしかなるべし、何様官社なれば、自餘の社と混ぜべからず、故に次條別に神社の目を立つ、見るもの誤て二

奈良神社 神名帳、幡羅郡小社四座の一なり、今配祀する熊野社地平坦の地に、喬木もなければ古跡とも思はれず、何様變革ありしなるべけれど傳を失へり、祭神詳ならず、本地不動の像を安ず、是中絶し神職退轉の後に、別當寺の習合

せし態 末社 稻荷二宇 天神 金山 以上皆熊野の神

樂殿 稻荷社 富引稻荷と號す、村民持

荒神社 國性寺持

年行事社 祭神を無私神と云、長慶寺の中興修驗長慶が靈を祀ると云、寺傳を尋に長慶修驗たりしことは載せず、さ

れば年行事の號はなきの理なり、榛澤郡黒田村萬光寺及び近郷に傳ふる一説によれば、慶長の頃此村に圓藏坊と云修驗あり、當山派の年行事職を務めしが、一旦法憲を犯して罰せられぬ、其亡魂祟をなしてさまゝの形を現して、村民を惱すより、其靈を祀りて無私神と號すと云、此説是に近し、當山修驗埼玉郡須賀村利益寺配下教藏院持

長慶寺 古義眞言宗、紀伊國高野山淨心院末、摩尼山熊山院南之坊と號す、此坊號は隣村上奈良村の内に、慶安以前

まで東之坊西之坊と唱へし二寺あれば、夫に對して呼し號なるべし、寺領二十石は慶安二年八月廿四日御朱印を附せらる相傳ふ當寺は古修驗地なりしが、前にいへる如く、天正十八年圓藏坊と云僧、成田氏に従ひ、下野國へ移りし後、長慶と云僧、今の宗に改め造立せりと云、又榛澤郡黒田村萬光寺の傳に異説あり、かの圓藏坊法義を背きて退轉す、依て跡年行事職を元空に命ぜられしと云、其時聖護院よりあたへし慶長三年九月廿六日の文書に、先圓藏坊事、對守護所依不相屆子細有之、彼知行兩郡之檀那衆分等之儀被召放訖、然に只今懇望候間、被仰付元空者也云々、又同十四年五月十七日の文に、對元空武州圓藏坊事被仰付、御奉公無其紛之條云々、何れも宛所に奈良圓藏坊とあれば、證據明確なり、寺傳は諱て

かゝる説をなせしならん、元空坊號を繼て其頃當村に住し、後黒田村へ移しにより、坊宇以下其ま、長慶讓受て、今の宗の一寺とせしにや、この僧は延寶四年寂と云、本尊地藏を安ぜり、今所藏の文書は修驗たりし時のものにて、圓藏坊より讓與しものならん、其文に、

彼道者上下拾五人、馬四疋、諸役無相違可透之者也仍如件、

北條家虎印 奏者 遠山花押

相州 豆州

武州原郡并奇西郡領分、熊野參詣以下先達職之事、先規以來當知行云々、然一亂之刻證文紛失之由、捧一行言上之條被仰付訖、若帶手續之證文歎申輩於出來者、其節被遂糺明憲法可被仰出之由、依聖護院御門跡御氣色執達如件、

法 印花押 僧 都花押

圓藏坊

忍之内

當寺之儀急度令還住、晝夜勤行如前々可其沙汰、若横合非分於在之者、可處嚴科者也、仍如件、

天正十八年七月十三日

木村常陸介花押
淺野彈正少弼花押

鐘樓 享保三年九月十五
日鑄造の鐘をかく

○醫王寺 同末、太田村能護寺末、
瑠璃光山と號す、本尊藥
師を安

彌陀堂 ○大乘院 新義眞言宗、埼玉郡上ノ村一乘
開山三榮と云僧、造立せし寺
なりと云、本尊不動を安ず

○常樂寺 禪宗曹洞派、下奈良
長年中創建と云、本尊釋迦を安ぜり、慶
○國性寺 天台宗、
中條村常光院末、青龍山彌陀院
と號す、彌陀を本尊とせり、

天王社 天神社 秋葉社
彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

彌陀堂 ○南光院 本山修驗、榛澤郡黒田村萬光寺配、神明
社 諏訪社 ○堂 厨子の内に坐像あり、差異のみにて冠き
唱ふ、何人の像と云ことか傳へず、想ふに成田氏、
歴代の内の像などにや、古色のものなり、村持、○觀音堂
下奈良村 鐘樓 正徳四年三月鑄
集福寺持 鐘樓 造の鐘をかく、○觀音堂 三宇 村民持 ○阿
彌陀堂 四字 一は國性寺
字 同 ○十王堂 常樂 ○太子堂 二字 共
村持 ○地藏堂 二
字 上

村萬光寺配下、本
尊不動を置り、

○下奈良村 下奈良村は郷庄領の唱へ檢地用水等前村に
同じ、江戸より十七里、東は四方寺村、南は大里郡代村
及郡中柿沼村、西は中奈良村、北は西城村なり、東西十
四町、南北三十町、民戸百二十六、御打入の後は御料所
にて、正保の頃は阿部豊後守領分なりしが、其後上りて
御料所に復し、元祿十一年七月地を裂て中山勘左衛門、
同八月植村久五郎・朝比奈次左衛門・石川主膳に賜り、殘
る御料は寶永六年四月内藤丹後守、延享四年十二月彦坂
大炊頭、明和三年正月依田豊前守に賜ひ、今其子孫中山
勘之丞・植村八郎右衛門・朝比奈河内守・石川榮吉・内藤主
膳・彦坂丹右衛門・依田伊賀守知行す、
高札場七

小名 中妻 寺家 久保 荒屋敷 風室 杉原 橋場
前新田 田中 葉草 箱根 いこた 原

沼 村の東に係れり、長安寺沼と云、
間敷等前の上須戸村に出せり、

諏訪社 本地佛大日、
藥師を安ず、 別當大光院 本山修驗、榛澤郡黒田村
す、開山春海寂年詳ならず、二世春慶は
寛永十年の寂と云、本尊不動を安ぜり、

箱根權現社 別當笹本院 同配下、箱根山と號す、開山三
光坊光元文龜元年の寂なり、本尊

○中奈良新田村 中奈良新田村は郷庄領の唱へ、及び江
戸よりの行程用水等、前村に異ならず、此地慶長十二年
檢地の頃ははまだ上奈良村の内に屬して、仁左衛門新田
と唱へ、其後奈良新田又仁左衛門宿とも呼び、寛永年中
安部次郎兵衛・牧野織部に賜ひしと云、現に正保の改に、
此二人中奈良新田を知行すとみえ、今も子孫安部左衛門・
牧野播磨守知行したれば、前村中奈良村よりも古く分れ
しこと知らる、東は下奈良村、南は中奈良村、西は東別
府村、北は江袋村にて、多くは奈良上中下の三村に犬牙
したれば東西南北への町數分て云がたし、家數三十、檢
地は前村に同じ、
高札場二

小名 上宿 中宿 下宿 三浦島 切新田 堀ノ内

湯殿權現社 西福
寺持

愛宕社 林勝
寺持

八幡社 村民持 末社 神明 熊野

稻荷社

西福寺 古義眞言宗、太田村能護寺末、瑠璃光山六地藏院と號
す、開山は應永十四年五月五日の寂とのみ傳へて、其
名詳ならず、中興秀雄元和八年五月
十四日化す、本尊彌陀を安ぜり、 ○林勝寺 本山修驗、
榛澤郡黒田

前、同

天王社 本地佛藥
師を安ず

別當圓通寺 當山派修驗、江戸青山鳳閣寺
配下、天王山と號す、古は不
動院といひしが、元祿十三年六月より
今の山寺號を唱ふ、本尊前に同じ、

淺間社 別當寶壽院 同配下、本
神明社 觀音寺持、
荒神社

稻荷社 大光
院持

聖天社 村民
持

集福寺 禪宗曹洞派、上野國新田郡太田町金龍寺末、萬頂山と
號す、二十石の寺領は慶安九年十一月三日御朱印を附
せらる、相傳ふ往昔は臨濟派にて、開山圓明國師は永仁六年
十月十三日寂せり、其後永正年中桂室秀芳と云僧、曹洞派に
改めしより今開山とす、此僧天文十八年六月十八日寂せり、
開基は式部大輔助高十代成田下總守親泰、法名貞岡宗蓮菴主
と號す、入道して當村に隱棲を營み、即當寺を造建し、大永
四年六月八日卒す、居蹟は當寺境内より少しく西の方にあり
し由、今は其處詳ならず、同氏の系圖にも當村に隱居し、當
寺を造しこと見ゆ、御打入の後東照宮忍城より此邊御放鷹の
時、當寺へ成らせられ、住僧桂岩へ御目見仰付られ、其後慶
長年中江戸へ召されし時、元神田藏王權現の舊蹟に於て寺地
を賜はり、一寺を草創して金峯山高林寺と號し、藏王權現を
鎮守とせり、後替地を給ひ本郷へ遷り、又駒込へ遷りて、今

は當寺の末となれり、桂岩は慶長三年十月廿九日寂す、本尊三尊の釋迦を安ぜり、又天正年中太閤より出せし禁制の文書を藏す、

禁制 武藏國奈 集福寺末寺共ニ

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事、

一放火之事、

一對寺家門前輩非分申懸事、

右之條々堅停止訖、若於違犯輩者、遠可被處嚴科者也、

天正十八年五月日

秀吉印

鐘樓 鐘銘中に元和年中、郡中道ヶ谷戸鈴木主税助重繩寄附の鐘なりしが、延寶六年九月廿一日其子孫再鑄せしことを載す、此主税助は成田氏の家人なり、白山社 稻荷社 天社 佛殿 釋迦を 衆寮 禪堂 下馬札 この下馬札は東せられ、桂岩御目見せしとき賜ふといへど、○觀音寺 新義古成田氏造立の頃より建たるものによ、○觀音寺 眞言宗にて、埼玉郡羽生村正覺院の末なり、大慈 藥師堂 ○利山藥師院と號す、本尊十一面觀音を安ぜり、○觀音堂 寺持永寺 同郡上ノ村一乘院末、福聚山 ○觀音堂 寺持 衰善者吉田市右衛門 植村八郎右衛門知行所の名主にて、公より苗字を名乗り、帶刀をも御免あり

し者なり、其由來を尋るに、市右衛門が祖父市右衛門は幼名市十郎と稱し郡中四方寺村名主六左衛門が弟なり、享保十一年兄六左衛門所持の田畑六百石餘の内、當村にて段別四丁四段を與へ、分家せられしより、専ら農業に力を用ひ、餘力あれば熊谷宿に出で、白木綿を賣買し、纒の利潤を積蓄し、後には人の典物を預り、或は金を貸て息子を收め、富をなし、後寶曆年中より名主役となりしが、年老て明和年中隱居し加藤と稱し、男久彌に家業を讓て、市右衛門と改名せしむ、是今の市右衛門が父なり、然に安永五年家本六左衛門數代の家業酒造株の内高十五石を讓られ、同年より酒造米三百石を醸せしに、享和三年久保嶋村の民、三右衛門と云者の酒造株を買得てより、年々米高七百二十石に及ぶ、然りし後寛政二年御試關東上酒造方を命ぜられて、酒造定行司役となる、より願上て御買上酒の外、御初穂酒と號し、年々青樽を奉りしに、享和三年酒造高十分の一役米を出すべきの命令ありし時初穂酒上納を止められしかば、文化元年願上て酒造持株の内より、冥加酒を獻せしにぞ、其時々褒賞として、白銀若干をさづけられしとなり、又是より前天明三年信州港開山燒の爲に近郷の民推なべて困窮に及び、中山道熊谷宿定助郷夫役の諸村、其役に堪がたく、近郷の村を指て加助役を願ひしかば、當村もしば、其役に當られて、村民窮するに至る、よりて、二代目市右衛門父加藤が代より、村方助成の爲とて、兼て日並の積錢を貯へ置し金百五十兩を上納し、遞貸して息子をもて熊谷驛に賜り、當村永久役に與ることなからんと願ひしかば道中奉行桑原伊豫守計らひて其願に任せらる、其後寛政元年利根川通御普請所組合、四十七ヶ村の民、庸役に苦しむを以て、再び金五百兩を上納し、是も其息子を賜はりて年々の費用に充んと請ふ、勸定奉行久保田佐渡守指揮して、その願

のまゝに免さるゝのみならず、此二事父の志を繼ぎの孝道にかたひ、且衆民を救へるの奇蹟をもて、ときの奉行きこえ上て其年苗字を稱することを御免あり、又同年荒川通り奈良堰助成の爲として、金三百兩を上納し、是も御貸附の上、其利金を以て普請の費用に充たき由願ひしかば、同四年柳生主膳正指揮して、其望に任ぜられ、且數度の奇特の行あるを賞して其身一代帶刀の免許あり、はた是等の事元來父加藤が基せしを以て、加藤にも別に白銀五枚を賜ひて褒賞せらる、是下民の身には面目の事なれば、後ます、心を國益に用ひ、今の市右衛門に至りても、猶父祖の事業を繼せしゆへ自然富を累ぬ、斯て文化十年に及び、熊ヶ谷宿助郷の村々、猶も役に苦み困窮せるをなげき、親助左衛門二代目市右衛門隱居後助左衛門と云、が代より積置し、金千五百兩を上納し、前の例を以て願上、假貸して其利金を積て元金三千兩に満し、永久假貸に備て利息をもて宿驛を助け、貧民の苦を救はんを請ふ、同年八月十九日柳生主膳正其願を免じ、且父祖の教諭を守て家業に執掌し、はた衆人を救ふの志奇特の至りなりとて、其身一代帶刀を御免ありしなり、其後文政元年郡中日向村、四方寺村及當村の三村、困弊の民多かりければ、金千兩を上納して、是も其利金を賜りて扶助金に充んと請ふ、其志篤厚といへども、其事容易ならずとて免されず、則件の千兩を以、私に江戸町内にて家賃をとり、年々五分の息利を得て窮民を扶助する事夥し、又同九年忍領組合自普請所、荒川分水玉井堰、大麻生堰諸入費助成の爲に、金六百兩を上納し、先例を以て利金を年々組合の村々に配分し、又同十一年郡中江波村の名主伊三郎が發起により、埼玉郡羽生町場村の名主彌右衛門と云者と戮力して、備前堀坂樋井川除普請助成の爲に、金五百兩を上納して、是も玉井、大麻生兩堰助成の例を以て、

新編武藏風土記稿卷之二十九 之終

其利金を永久修理の費に充たり、此餘天明三年淺間山燒の時窮民に食を施し、及利根川通四十七村組合堤川除自普請所助成の爲として、忍城主の役所に請て、元金二百兩を出して、其利金を費用に施し、又己が家本四方寺村六左衛門が家衰微せしかば、再興せしめん爲にとて、金五百兩を相續金と號して是を出し、年々其利金をもて産を資く、又寛政以來冥加酒上納の度毎に賜はる處の白銀を積て、近郷貧民の子を擧するに堪ざるものに與へ、及村内捨子或は老病等にてよるべき輩には、親疎を論ぜずして是を施し、又己が手限を以て熊谷石橋、新堀大橋など稱せる橋數所を營造し、總て村内の助と成べき事は大小となく、其資を厭はず速に是を行ふ、近隣の民知ると知ざると、市右衛門三代の事業を稱歎せざるはなし、凡人の常情既に富て、且譽をも得たらんには、往々驕奢に流るならひなるに、今に至て儉を守り、謙退を專とせるは、實に希世の美事なり、三代打つてきて官の賞美を蒙りしも宜なり、此市右衛門が先祖は成田下總守の家人にして、然るべき士なりしが、成田氏没落の後農民となりしといへり、事は四方寺村六左衛門が條に録す、

新編武藏風土記稿卷之二百三十

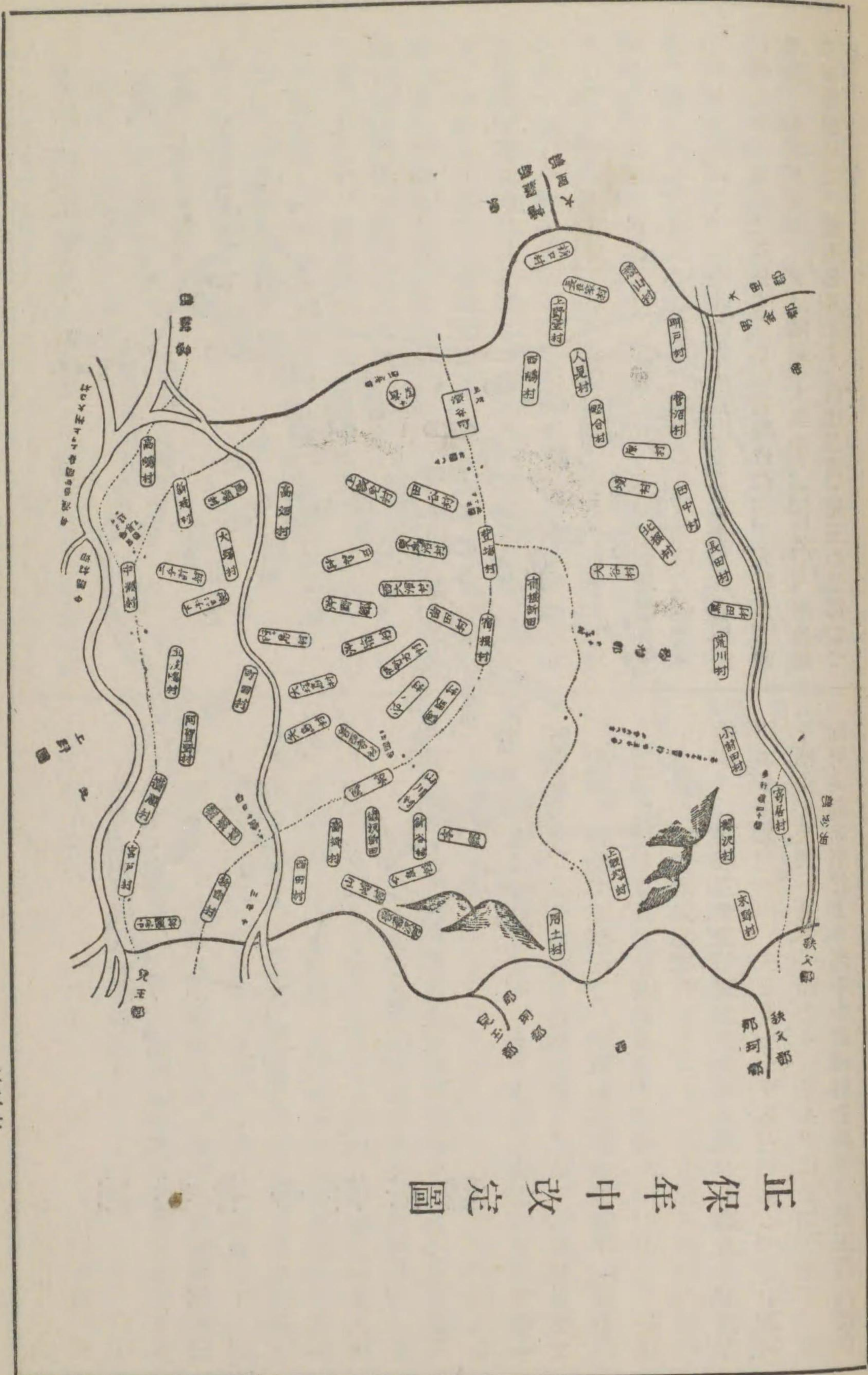
榛澤郡之一

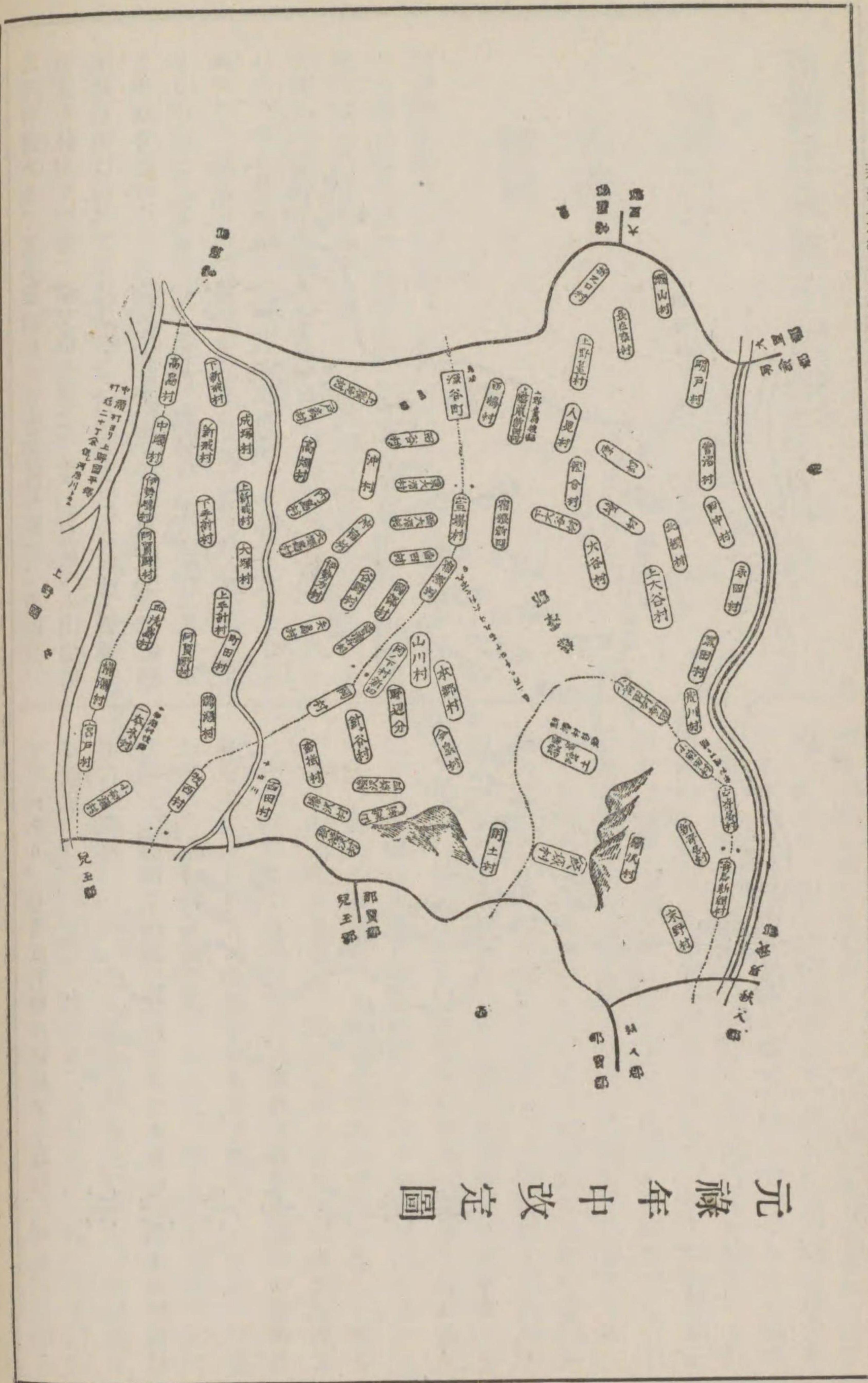
郡圖

總説

榛澤郡は國の北にあり、江戸より西北の方郡界まで行程十八里、〔和名抄〕に榛澤を訓して波牟佐波と註す、其名の起は〔同書〕郷名の下に載し、榛澤郷より起りしなるべし相傳ふ古榛澤村の邊大なる澤あり、其左右に榛の木立りし由、今も其邊榛の大木許多ある類、土地榛に宜きこと知べし、郡名の所由も是が故ならん、後世或は半澤と記せしものあるは假借せしなり、鬪郡の狀東南隅は狭まりて尖たるが如く、西南北の方へ張出せるさま、其形扇面に似たり、されば廣狹も定かに言難けれど、大抵東西四里許、南北五里半、東は幡羅・大里の二郡に隣り、南は總て男衾郡にて、荒川を界とす、西は那賀・兒玉の二郡につ

づき、秩父郡の地も少しく出たり、北は上野國新田・佐位の二郡にて、利根川を國界とす、然るに此川瀨は後世變革ありて、中古まで上野に屬せし村々のいつとなく郡中へ入しもあり、〔小田原役帳〕に上州高島郷と載せしもの今郡中に屬し、又郡中花藏寺の棟札に、勢多郡横瀨郷と記す、勢多は則上州の郡名なり、此類にて察すべし、其變革を考ふるに、隣郡兒玉の内山王堂仁手のあたりは、總て上州那波郡に屬せしを、寛永年間の洪水に、烏川の瀨北に移てより以來武州に屬すと、上野國志に見えたり想ふに此時變革せしならん、郡の地域東は平坦にて、中央より西へは山々連り、秩父那賀の方へよりては高山并立す、土性は南の方荒川の邊、及北の方利根川に寄たる地は、眞土に砂交り、それより漸く川に遠かり、郡の中央より山丘に至りては、野土と赤土となり、水利不便なれば、陸田多く水田は少し、郡中西の方は田畔に植るに桑を以て蠶を育て、紡織を專とす、郡中に中山道の往還かゝる、東方幡羅郡原郷より入て、西方兒玉郡鶴森村に達す、此里程二里餘、又江戸より上州への道あり、深谷宿より中瀨村へ出、夫より上州平塚村に至る、又中瀨村を横切て東西へ通る一路あり、是も末は上州へ達す、此餘男衾郡赤濱村より郡中小前田村を経て、兒玉郡八幡山





元祿年中改定圖

町へ行道あり、又小前田村より寄居村を経て、南に折、

男衾郡鉢形町へ懸て秩父郡へ出づ、按上古當國東山道に屬せし頃は、官道にて當郡もその街道にかゝれば、繁榮せし地なるべけれど、是は尤古代の事なり、東海道當國に移りて後は、人跡もすくなく次第に僻遠の地となれり、七黨系圖に榛澤三郎成房、其子小太郎及六郎成清成清は【東鑑】にも載たり、平六郎成長等を載す、是等皆郡中の人にて、此邊に館をかまへて、一族も多かりしこと知べし、上杉管領の時同氏陸奥守憲英深谷に在城し、其家人等郡中に散住せしと云、中にも花園山に居城をかまへし藤田氏の如きは、數世土着して威を近郷に振ひしなり、北條氏康の時に至り藤田右衛門佐康邦が乞に因て、和睦の時三男氏邦をかれが養子として、隣郡鉢形に在城せしに及て、郡中皆小田原分國に屬し、天正十八年北條氏滅て後御料所となり、旗下の士の采邑も打錯れり、

【和名鈔】所載合郷四并餘戸、

新居 今其地をしらず、

榛澤 村名現に存す、

膽形 今其地をしらず、

藤田 藤田系圖を閱るに藤田十二郷とあり、今藤田郷と號するもの十七村あり、又庄と號するもの五十七

村あり、是等は古郷中に屬せし地なるべし、

餘戸

中古所唱郷

用土 藤田系圖及寄居村正龍寺の記に、用土八郷と見ゆ、今村名となる、

葉鹿 末野村元龜四年の文書に見ゆ、

横瀬 總説にも云如く、横瀬村花藏寺天正十一年棟札の文に、上野國勢多郡横瀬郷とみゆ、當時は上野に屬せしこと勿論なり、是らも村と書すべきを、郷と書しとみゆ、

人見 【人見家譜】に其先武州人見郷を領せし故家號とす、元弘中に北條高時禪門滅亡の後、領知を失しと云ときは、古き地名なること知べし、按に一人人見系圖に人見六郎政經、其六代の孫人見四郎光行入道恩阿と云、【太平記】に武藏國の住人見四郎入道恩阿父子討死の事あり、此人世々領せし地なりしと見ゆ、又貞治二年五月管領基氏、鎌倉の内西御門村法華堂へ寄進狀にも、武藏國榛澤郡人見郷とのす、今庄名或は村名にも此唱あり、

今所唱合郷八

藤田 合村十七、

本郷 萱場村にのみ此名あり、按に【和名鈔】の郷名新居、居形今所在を失ふ、恐は此地、二郷の内の舊地にして、その名を失ひしならん、

櫛引 是も人見の一村にのみ唱ふ、郡内別に櫛引原新田と唱る處あまたあり、なにさま故あることなるべし、

大寄 合村三十九、兒玉郡にも此郷名あり、
瀧瀬 貞治二年五月基氏の下文に、榛澤郡瀧瀬郷内下手墓村と見ゆ、當時已に此唱ありしこと知べし、村一、

杉森 村一、下同じ、
北根
石原

中古所唱庄

深谷 幡羅郡國濟寺村國濟寺應永年中の鐘銘に、深谷庄と彫る、今は領名に唱へり、

用土

今所唱合庄六

藤田 合村五十二、郷名より起し庄名ならん、
人見 村一、説前に出す、
玉ノ井 幡羅郡玉井村より起りしならん、其餘下照し

見べし、村一、

萱刈 合村二十、寄居村極樂寺永享六年の文書に、萱刈乗園坊と書せり、當時已に此唱ありしなり、

杉森 村一、下同じ、
永井 【源平盛衰記】に見ゆ、幡羅郡より起し庄名ならん、

今所唱合領七

深谷 合村二十九、
忍 合村二、

岡部 合村十、此地は古き名所にて、【拾遺和歌集】曾禰好忠の歌に、武藏野の岡部ノ原とよめり、此所なるべし、又相傳ふ岡部六彌太忠澄が領地の跡なりと足利成氏岩松氏へ與へし文書、及【回國雜記】等に見ゆ、

本庄 合村三、兒玉郡本宿より波及せし領名なり、
藤岡 合村六、上野國藤岡より起て、當郡に及びし領名なりと云、

阿保 合村三、兒玉郡に阿保村あり、彼地より起しならん、

鉢形 合村二十、鉢形藤田氏の領地にかゝりし所なれば此唱ありと云、

園郡合村八十四、内宿驛一、馬次所四、

右件の村今現在の數なり、此餘近世原野を開き、沼地を埋て、田畠とするものあり、今是を持添新田と號し本村に隸するもの二十六、よりて附録せり、正保年間改定に合村六十九、元祿に至て合村八十三、前に比すれば増加すること十四、今又一村を増す、

淺間山 山上に淺間社あり、故に號す、天正八年上杉三郎が文書には富士山と記せり、此山人見・榎合・上野臺の三村に跨れり、故に一名を人見山とも云、猶人見村の條と并見べし、

鐘撞堂山 飯塚・用土・末野・榛澤及那賀郡猪俣村の數村に跨れり、戰爭の世に敵の峯傳へに寄るを知らん爲に、陣鐘を掛置し所なりと云、或は小平六範綱が陣鐘なりとも云、此山郡中にての高山にて、頂上より臨めば、西南に男衾秩父の高山近く相對し、北は上州の山々連り、郡中の小山は麓に並て、左ながら兒孫の如し、東の方は眺望開けて景色いと美し、

山崎山 山崎・今泉・針谷の三村にわたり、高さ八九町もあるべし、

利根川 郡北上野の界を流る、西の方兒玉郡仁手村より來り、東流して幡羅郡石塚村に達す、川幅二百間より

三百間許に至る、前にも云る如く古は川邊遙に南に在しを、後洪水に瀨を變ぜし事、高島・横瀬等の條と照し見るべし、中瀬村渡津の所に、此邊の商船常に輻湊すすべての通船をも此所にて檢察せり、

荒川 秩父郡矢那瀬村より郡中末野村に入、郡の南男衾郡の界を東流して、明戸村より大里郡河原明戸村に至る、此川路凡七十八里、川幅二三百間、明戸・田中の邊打開し所にては、五六百間より千間に至る所もあり、都て砂利川にて水勢荒く、水至て清冷なり、此川に渡津四ヶ所あり、上ノ渡・下ノ渡・赤濱ノ渡・瀧ノ渡是なり、或曰川を荒川と號すること、荒川村より起し名なるべしと、此説俄に信じ難し、想ふに此荒川村は北條氏邦より出せし文書にも見えたり、もと荒川にそひたる地なれば、其川のより洲などにて、次第に闊けし地ともおもはる、さればさまで古き村にはあらず、且此村より遙に川上秩父郡の内にも、この川名ある類かたぐ、荒川村より起りしことにはあらざるべし、畢竟此川山間の急流にて、水勢勵き故起りし名ならん、戸田川 人見村の邊清水落合て一條の流となる、其所より戸田川と號す、川幅三四間、西島村に至てから澤と合ふ、

から澤 鼠新田・上野臺の兩村より涌出する所の清水一條となり、末流は戸田川に合せり。

丈方川 前の二流合て一條となり、始てこの名を得、下流幡羅郡江袋溜井までを、丈方川と號す、幅二三間、

藤治川 榛澤新田村より出て一條となり、末流は志戸川へ入、

志戸川 水元は兒玉郡關村より涌出て、郡中西田村にて身馴川に合す、川幅十間餘、

身馴川 兒玉郡鵜森村より流來り、西田村にて志戸川落合へり

小山川 兒玉郡傍示堂・鵜森・東五十子の村々と、郡内西田・牧西二村の間を通じ、牧西村内にて身馴川落合ひ、

東流して幡羅郡石塚村に至る、川幅七八間、

備前堀 伊奈備前守忠次慶長九年に疏通せし故此名あり

水元は兒玉郡仁手村の地内にて鳥川の水を分ち、郡中矢島村にて小山川と合て一流となり、數村の用水に引

用ひ、末流は幡羅郡に至る、然に天明三年淺間山焚燒の時、砂に埋りて鳥川の瀬變じ、利根川の水激衝する

により、寛政五丑年御勘定奉行柳生主膳正命じて、分水の口を塞がしめ、別に兒玉郡本庄宿の内より出る惡水前仙堀の流を堰入るにより、今は此水を水元とす、

此流小山川に合所に堰を設く、是を矢島堰と云、猶兒玉郡仁手村の條と照見るべし、

絹太織 郡西の諸村にて織出し、深谷宿寄居村及び大里郡熊谷宿等の市に賣買す、上品のもの多し、

新編武藏風土記稿卷之二百三十之終

新編武藏風土記稿卷之二百三十一

榛澤郡之二 深谷領之一

○深谷宿 深谷宿は中山道の驛亭にして、江戸より十九里を隔つ、東の方熊谷宿へ二里二十七町、西の方兒玉郡本庄宿へ、二里二十丁の人馬繼立をなせり、又毎月五十の日に市を立て、諸品の交易をなす、當所は昔上杉氏の居城ありし時の城下町のまゝなれば、郡中にての便宜の地なり、正保・元祿二度改の國圖には、深谷町と記す、宿と書來るは、何の頃よりなるや詳ならず、本郷之郷に屬し、藤田庄と唱ふ、家數四百七十餘、多くは中山道往來の左右に軒を連て住す、村の四境東は幡羅郡原の郷、南は本郡西島村、西は萱場村、北は田谷・東大沼の二村にて、東西十町、南北三丁、昔は西島村も此宿に屬せしにや、村内所々彼村と入會し所あり、古の事は詳にせず、應永の頃は上杉の居城に屬せし町なれば、其領分なりしこと知べし、其後打續て子孫天正年中まで領せしを、同き十八年小田原落城の時、上杉もともに亡ひしかば、御

打入の頃より松平源七郎康直に、この城を賜ひしこと諸記に載せたり、されば同人の領地となりしこと知べし、

又〔奥平家譜〕に大膳大夫慶長十五年武州深尾の城を賜はり、八千石を領すとみえたり、深尾は深谷の誤りにて、

康直が家廢せし後、當所を知行に賜はりしなるべし、されど城を賜はると云は疑ふべし、事は下に出す、城跡の條に就て見るべし、寛永の頃は酒井讚岐守此地を領し、

同き十一年若狹國小濱へ所替ありしより御料所となり、今もしかり、古田の檢地は詳ならず、後年闢きし地は、

延寶八年南條金左衛門・深谷忠兵衛、享保十八年寛播磨守文化十二年吉岡次郎右衛門等糺せしと云、

高札場 宿の程にあり、

小名 稻荷町 下町 中町 横町 立町 新田町

丈方川 宿の東を流る、川幅二間許、

智形明神社 寶珠院持

八幡社 福壽院持

天神社 正覺寺持

辨天社 寶珠院持、以上五社

天王社 共に古城跡にあり、

天王社 是も寶珠院持にて市町の鎮守とす、

西運寺

淨土宗、下總國岡田郡飯沼弘經寺末、慶安三年寺領十五石六斗餘の御朱印を附らる、寂定山常照院と號す、

開山を德運社方譽と云、弘治元年正月十六日寂す、開基は松平源七郎康直なりといへども、康直當所を賜はりしと、開山僧の寂年と、年代合されば、恐は中興の開基なるべし、康直の事は下に出せる三高院の條に出せり、鐘樓享保四年新鑄、二十三夜堂、稻荷社、天神社、三高院の鐘を掛く、

同宗、西運寺末、大翁山淨安寺と號す、開山は廣蓮社天譽立光にて、松平源七郎康直開基す、康直は長澤松平氏下野守康忠の子にして、御入國の後當所を領し、文祿二年十月二十九日卒し、嗣子なきを以て斷家となれり、立花は文祿四年十月

二十七日寂す、本尊彌陀を安置す、此彌陀は有馬玄蕃頭豐氏の寄進せし所なり、其故は開基康直の祖父の没後、外戚本多豐後守康重に養はれて、玄蕃頭豐氏の妻、地藏堂、松平康

となりしかば、後に寄進ありしといへり、直墓、五輪の塔なり、三高院殿大翁淨安大居士、文祿二年十月二十九日と銘す、

東源寺 同末、玉寶院と號す、本尊三尊彌陀を安ず、開山空蓮社眞譽善公、文明十八年當寺を起立し、明應七年正月二十六日寂す、

鐘樓 明和五年鑄、大圓寺 新義眞言宗、郡中本郷村東陽寺、二年の草創にて、開山を榮、地藏堂、正覺寺 同末なり、辨と云、不動を本尊とす、瀧宮山觀喜院と號す、開山は重秀天正七年六月十五日寂せり、本尊大日を安置す、藥師堂、三峯社

○福正寺 普化宗、幡羅郡國濟寺末、稻荷山と號す、應永二十八年國濟寺の住職、鐵關が記せし當寺の緣起に云、

夫勘當寺者、其先不知何宗之寺者乎、大同年中創建之古跡也、郷人有口傳而爲實、之來五百有餘歲矣、在萬物盛衰乎、年代深遠而寶坊破壞、無一字殘哉、寺跡空爲耘耕之地矣、山號寺名舊基只存之而已、更惟此地城主上杉藏人憲長公、法名松岩道雄、改當寺敗壞之舊基而可爲普化宗之寺矣、俄創立一字請達道者、爲中興開山、則寺號者執舊名號稻荷山福正寺者乎云々、此緣起近き世のものにあらざれば、略、稻荷社、寶珠院、

本山派修驗、葛飾郡幸手不動院、龍泉寺 當山派修驗、江末、大沼山と號す、不動を安ず、

下、石圓山五臺院と號す、地藏堂と云、東源寺持、彌陀堂村氏、鐘樓の鐘を掛く、

○獄屋庵 宿の東にあり、昔時、獄屋ありし地へ、享保十七年東源寺十四世覺譽の弟子本譽覺心と云僧建立したる庵なり、故に斯名づく、東源寺持、

古城蹟 宿の北の方にあり、當宿と田谷村にかゝれり、今も四平城にして南を首とし北を尾とす、南に大手口ありて、夫より西を掃部曲輪と唱へ、其西よりを西丸と呼び、西丸より堀を隔て東を二丸といひ、二丸より又堀を隔て東に本丸あり、本丸より東に當りて東曲輪あり、こゝも堀を隔てたり、本丸の北は則北曲輪にて、北曲輪の内最北へよりたる邊を、秋元越中曲輪と唱ふ、こは上杉の家人秋元越中守長朝居し所なれば、呼名とすといへり、按に當城の濫觴を詳にせず、土人は上杉憲房の居城とのみ云傳ふ、一説には陸奥守憲英築くと云、

主は深谷宿に同じ、後明和七年より、松平大和守に賜ひ今に子孫大和守領せり、

高札場 小名 藥師堂 深谷宿の内、當村 田中 姫宮 西島

から澤 此の外戸田川元から澤二條の惡水、小名藥師堂にて、の川に合し一流となり、末は幡羅郡江袋溜井に沃げり、其間丈方川と唱へり、

八幡社 持村 天神社 瑠璃光

瀧宮社 深谷宿の内横町仲町の鎮守、稻荷社 二字、一は深谷宿の内新田町、一は小名藥師堂にあり、慶安二年八月御朱印を賜て、拾石を鎮す、土人いかなる故にや、實藥師と呼、

仁 藥師堂 彌陀堂 山王社 辨天社 稻荷社 鐘樓 寶永四年の、別當瑠璃光寺、天台宗、上野國新田郡世良田、號す、本尊釋迦を安ず、當寺の起立は、大同二年にて、開山を慈覺大師と云、

○長福寺 淨土宗、田郡飯沼村弘經寺末、本然山、金毘羅社、觀音堂、西壽記院といふ、本尊彌陀、念寺、羽黒山人派、江戸日本橋西河岸普門院配下、本尊石佛の藥師を安ず、寛永十五年起立なり、

○西島村 西島村は元深谷宿の内なりしが、正保の改以前別村となれり、土地悉く犬牙す、江戸よりの行程庄名は深谷宿と同じ、家數三十餘、中山道の往還に連住せり、東は幡羅郡國濟寺村、南は上野臺・鼠新田の二村、西は萱場村、北は深谷宿なり、東西六町、南北四町許、古の領

「憲房、憲英は同人なるべし、房英の字訓同きを以て互に記せしを、後人誤りて別人と認めしならん、郡中人見村昌福寺に傳ふる上杉系譜に據ば、憲英に作るを正しとす、殊に憲英は隣郡幡羅の國濟寺を開基せし人なり、」また「鎌倉大草紙」に康正二年上杉武藏入道性順息男、右馬助房憲(昌福寺の上杉系譜に據に、房憲は陸奥守憲英の二男、右馬助憲信の子にして、昌福寺開基せし人なり)、深谷へ城を取立るに依て、成氏公島山高山か岡部原へ向て上杉を責、敗軍云々と載たり、兎に角古き創立とみえたり、憲房は子を憲清と云、其子憲賢々々の子、三郎憲盛の子氏憲まで、打續て四代當城に住せしは、天正十八年小田原籠城の時、氏憲彼城に走加はりし跡にて、降城となれり、夫より御當代に至り、松平源七郎康直に當城を賜ひしに、文祿二年十月廿九日病死す、嗣子なかりし故松平代君其家を繼せられしに、慶長四年正月十二日逝去ありしかば、同年十一月辰千代君又其家領を繼、松平代君と改めらる、同七年十二月從五位下に叙し、上總介忠輝卿と稱す、明る八年二月六日信濃國中島城に轉ぜられたり、一説に此前年一旦下總國佐倉城に轉じ、夫より川中嶋城へ移らせ給ひしとも云、

此城廢せられし年代詳ならず、又或書に奥平家譜を引て、慶長十五年大膳大夫忠昌、武州深尾城を給はりしとみえたる、深尾は深谷の書損にて、此文を賜はりしなるべし、といへど、此事地の據なければ信じがたし、

新編武藏風土記稿卷之二百三十一 榛澤郡之二

二三五

○鼠新田村 鼠新田村は元上野臺村と一村なりしを、正保の改の後別村となれる由、貞享元年檢地ありしといへば、この頃分れしならん、元祿の改に上野臺村枝郷臺鼠新田村と載たるは、則當村の事にして、後いつの頃か臺の字を除て、今の如き唱となれり、庄名及江戸よりの里數は前村に同じ、家數十二軒、東は上野臺村、南は櫻合村、西は壹場村、北は深谷宿なり、尤上野臺村と犬牙の地なれば、廣狹は辨じがたし、陸田のみの地なり、慶長年中遠山半左衛門に賜りてより、今に子孫忠兵衛知れり、高札場

末流は戸田川に合せり

○稻荷社 共に村

○折之口村 折之口村は庄名江戸よりの行程は前村に同じ、古は麻荷口村と記せし由土人云り、されど村内觀音寺の境内に、法華經千部供養塔あり、武州榛澤郡折口住人大澤兵庫盛重、元和十年三月二十一日と記したれば、今の字にかへしも古き事なるべし、東は上野臺村、南は長在家村、西は境村、北は人見村なり、東西二十町、南北十四町餘、民戸百二軒、皆畑の地なり、御入國の後

御料所なりしが、慶長九年村内を分ち、天野彦右衛門、小栗庄右衛門に賜れり、此餘彼二人幡羅郡三ヶ尻村をも知行せしに、彼村用水路堀敷の代地として、同十二年又この兩人當村内を賜ひしことあり、其餘同十七年間宮彦六・鈴木權兵衛に賜ひ、殘る御料の地をば、寛文十二年大久保喜六・内藤上野介知行となり、鈴木の方は延享年上地となり、大久保の方は明和八年松平大和守に替り、内藤の方は延享年中堀田相模守が知行となり、寶曆十三年井上主税に替りて、今は御料の外松平大和守・井上榮五郎領分、及天野求馬・小栗庄右衛門・間宮千太郎知行交れり、檢地は慶長十四年天野彦右衛門・小栗庄右衛門、寛永十四年又み野彦右衛門及小川四郎兵衛再び糺し、寛文十二年又深谷忠兵衛糺せり、間宮の知行は延寶二年・元祿十一年・寶永四年の三度新開の檢地ありしと云、

高札場 村の中程あり

小名 上 中 下

元から澤 村の中を流る、これも上方川の水元なり、西島村見るべし、

八幡社 村鎮守にて、長壽院の持なり、

長壽院 新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺末、瑞瑞光山長善寺と云、寛永年中の起立にて、開山法師實心、本尊樂師を安ず、

阿彌陀堂

○觀音寺 是も同末なり、慈眼山と號す、貞享年

○上野臺村 上野臺村は江戸の行程及庄名前村に同じ、戸數百八十、東は幡羅郡柴崎・三ヶ尻・拾六間の三村、南は當郡折之口村、西は鼠新田・櫻合・西島の三村、北は壹場村・深谷宿及幡羅郡國濟寺村なり、東西一里、南北十五町餘、當村は上杉氏全盛の頃より、秋元越中守長朝の領する所にして、御入國の後文祿元年其子泰朝と同じく、

○觀音寺 是も同末なり、慈眼山と號す、貞享年されど境内法華經千部供養の古碑にして、開山を玄永と云由、澤兵庫盛重于時、元和十年三月二十一日とあり、これ當寺のものならんには、貞享の開山と云は、○地藏堂村信ずべからず、本尊は觀音を置、

高札場

小名 上宿 中宿 下宿 御所ヶ谷戸 大臺 小臺 鼠

から澤 末流は戸田川に合せり

八幡社 村の鎮守なり、古壹場村にありしを、何の頃かこゝに移せしと云、

稻荷社 二字

天神社 以上五社、地神社 光嚴寺持、

光嚴寺 日蓮宗、越後國蒲原郡東成寺村東成寺末、如日山葉藤右衛門忠次、父九郎兵衛忠元が追福の爲に、創建する所なれば、父の法名光嚴院を以て寺號とせり、されば藤右衛門を大檀越とす、此人天和三年三月二十六日卒す、法諡を光雲院日乘居士と云、開山了玄院日曉、天和元年十二月十四日示寂、三十番神堂 鬼子母神堂 鐘樓 延寶七年二月、地頭大久

○元譽寺 新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺末、上野山東光院愛宕八月三日寂せり、其頃は金燈籠山と云地にありしを、寛永二年秋元越中守泰朝、此地に移して再興せし故に、泰朝を開基とし、寺號も法諡をとれり、同き五年八月二十九日卒し、江月院巨嶽元譽大居士と號す、 愛宕社 天

神社 雷電稻荷合社 鐘樓 天明八年再

陣屋蹟 村の中程にて小高き所にあり、此所を字して金燈籠と呼ぶ、秋元越中守長朝が陣屋にて、寛永十年長朝甲斐

國谷村へ遷りし後廢せしと云傳ふ、今大抵林となれど、土居構堀の跡は猶存せり、家譜に據れば越中守景朝、天正十五年十一月十二日武州深谷にて死去、其子長朝天文十五年深谷にて生れ、寛永五年八月二十九日卒す、其子越中守泰朝、天正八年深谷に生ると見ゆ、此地もとより深谷庄に屬する時は、長朝當所にて出生せしこと知べし、又此所を金燈籠と呼ぶこと

は、元和二年七月越中守長朝東照宮へ獻納の金燈籠を造りて暫く當所へ建置し故なりとぞ、此燈籠今世良田長樂寺の御宮に存すと ○古墳 西の方御所ヶ谷戸にあり、自然石五つ六いへり、五郎丸の墳なりといへど覺束なし、

○人見村 附持添新田

人見村は江戸の行程前村に同じ、

櫛引郷人見庄と唱ふ、古は人見某が采邑なり、家譜を閲するに、姓は藤原其先武州人見の郷を領す故に稱號とす元弘年中平高時滅亡の後、領地を失ひ、丹波國高瀬郷出雲里に寓居すと見ゆれば、彼が采地たること明かなり、【鎌倉大草紙】に、康正二年上杉武藏入道性順息男、右馬允房顯武州人見へ打出、深谷へ城を取立、是に依て成氏公鳥山高山を岡部原へ向て責む、上杉敗軍云々と見えれば、今の岡部村より當村の邊迄、其頃の戰場にて打續し原野なること知らる、猶總説人見郷の條併見べし、家數百十、東は上野臺村、南は折之口村、西は大谷・榎合の二村、北は鼠新田村なり、東西三十町餘、南北二十町、御入國以前領主の遷替は前村に同じ、夫より後は岡田某が知行にて、今子孫出雲守に至れり、檢地は寶永四年地頭の改あり、村西に持添新田あり、延享二年九月神尾若狹守檢地し貢税の地となれり、則當村を始め岡部・相合・榎

合・上大谷・宿根・伊勢方・普濟寺・榛澤・針ヶ谷・本郷・用土・飯塚・原宿・猿喰土・置場十六村に分配して、其村々の持添とす、これを櫛引野新田と唱へ御代官支配す、或は櫛を串に作り引を挽に作れるあり、是は文字を假借するまでにて、其義あるに非るべし、

高札場

小名 中組 川向 松原 清水 政所 宮下 吹張

念代 前柳澤 元屋敷 向在家 瀧ヶ谷戸 後柳澤

淺間山 人見山とも唱ふ、高四五丁許、松樹生ひたり、山の麓は榎合・上野臺村もかゝれり、山上に淺間社あり、

こは上杉某の勸請と云、昌福寺持にて、村の鎮守とす、彼寺に藏する天正八年氏憲が寄附狀に、富士山とある者當社の事なり ○丸山 高二丁許、山上に稻

○戸田川 川の水元なり、西嶋村に辨せり、こゝに土橋を架す、

聖天社三字 一は鎮守にて蓮性寺持、二字は村持、

稻荷社二字 一は昌福寺持、

雷電社二字 共村

八幡社 靈符神を合殿

諏訪社 村民

辨天社 寺持 蓮性

一乗寺 時宗、相模國藤澤清淨光寺末、泰國山人見院と號す本院號もしか唱へり、開山は宗祖の一遍上人なり、正應二年八月二十三日示寂、鐘樓 享保十三年

鐘なり 人見四郎墓 本堂の東方にあり、碑面人見四郎基堅入

四年壬子年二月修補人見四郎男、人見甚四郎小野思義と彫、

按に壬申は癸酉に作べし、修補のときの誤ならん、又按【太平

記】人見四郎光行入道恩阿、正慶二年二月二日日本間九郎資貞

と共にさきがけして、赤坂城に戦死すと見えれば、碑面記

す所の實名と異なり、基堅光行もとより別人なりしを、たま

たま恩音同じ稱呼ゆへに、正慶二年云々を附會せしにや、又

傍に人見治部大輔天正十八年庚寅の碑あり、これも寛政年中

建しものなり、此餘古碑缺損許多あるを見れば、人見氏古墳

の地なる故、彼碑を再造せしことにて、歴代此 ○昌福寺

地に在住し、上杉氏に奉公せしものなるべし、

禪宗曹洞派、上野國永源寺末、人見山と號す、寺領二十石の

御朱印は慶安元年七月十二日賜へり、本尊釋迦を安ず、開山

漱思全芳禪師永正十五年十二月十二日寂す、開基は上杉右馬

助房憲某の年十一月五日とのみ傳へて、卒年詳ならず、法諡

を昌福寺殿的翁靜端居士と號す、こは上杉民部大輔靈顯六男

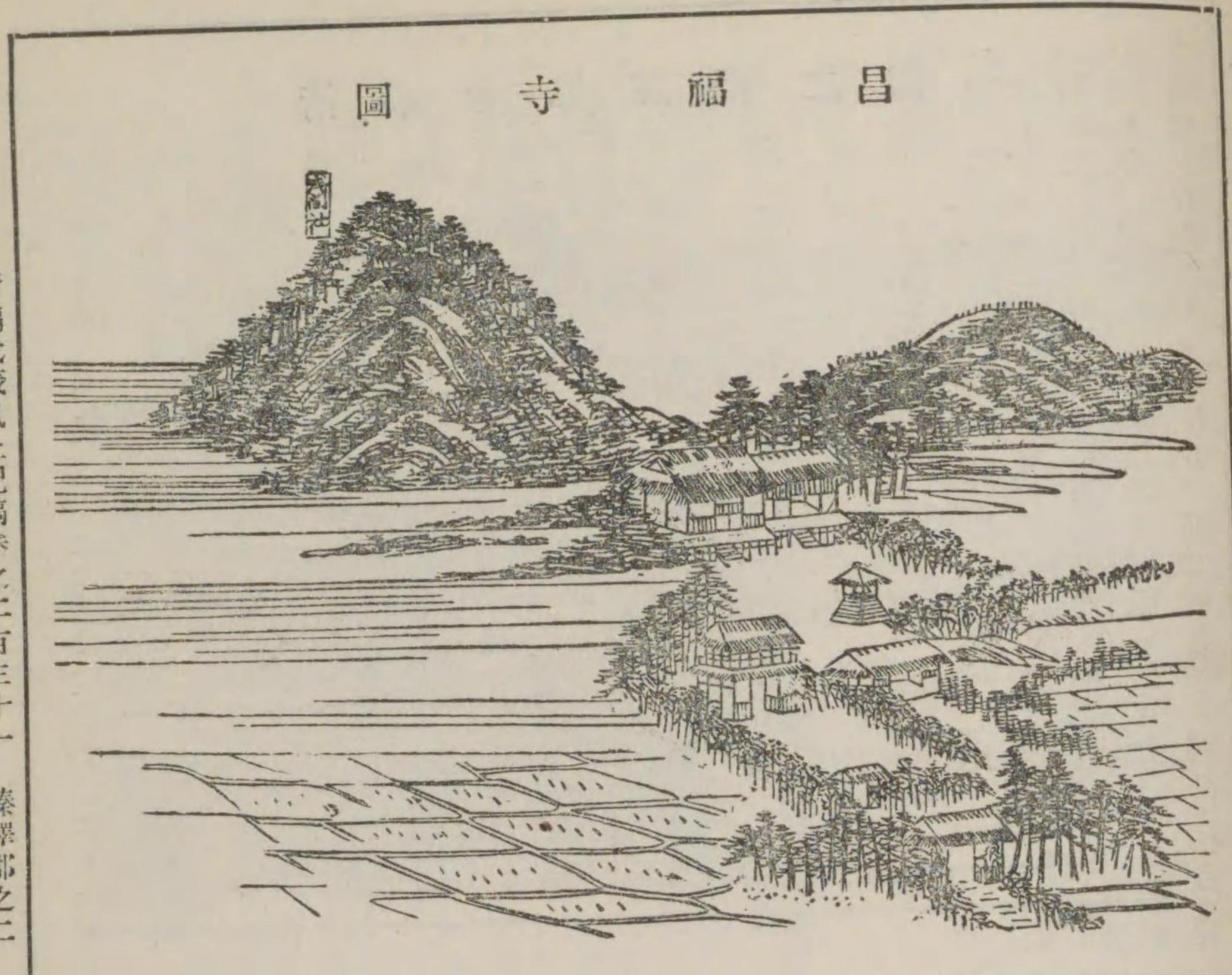
深谷の祖、憲英より四代なり、又是より五代の後、上杉三郎

氏憲が寺領寄附の

狀あり、左に載、

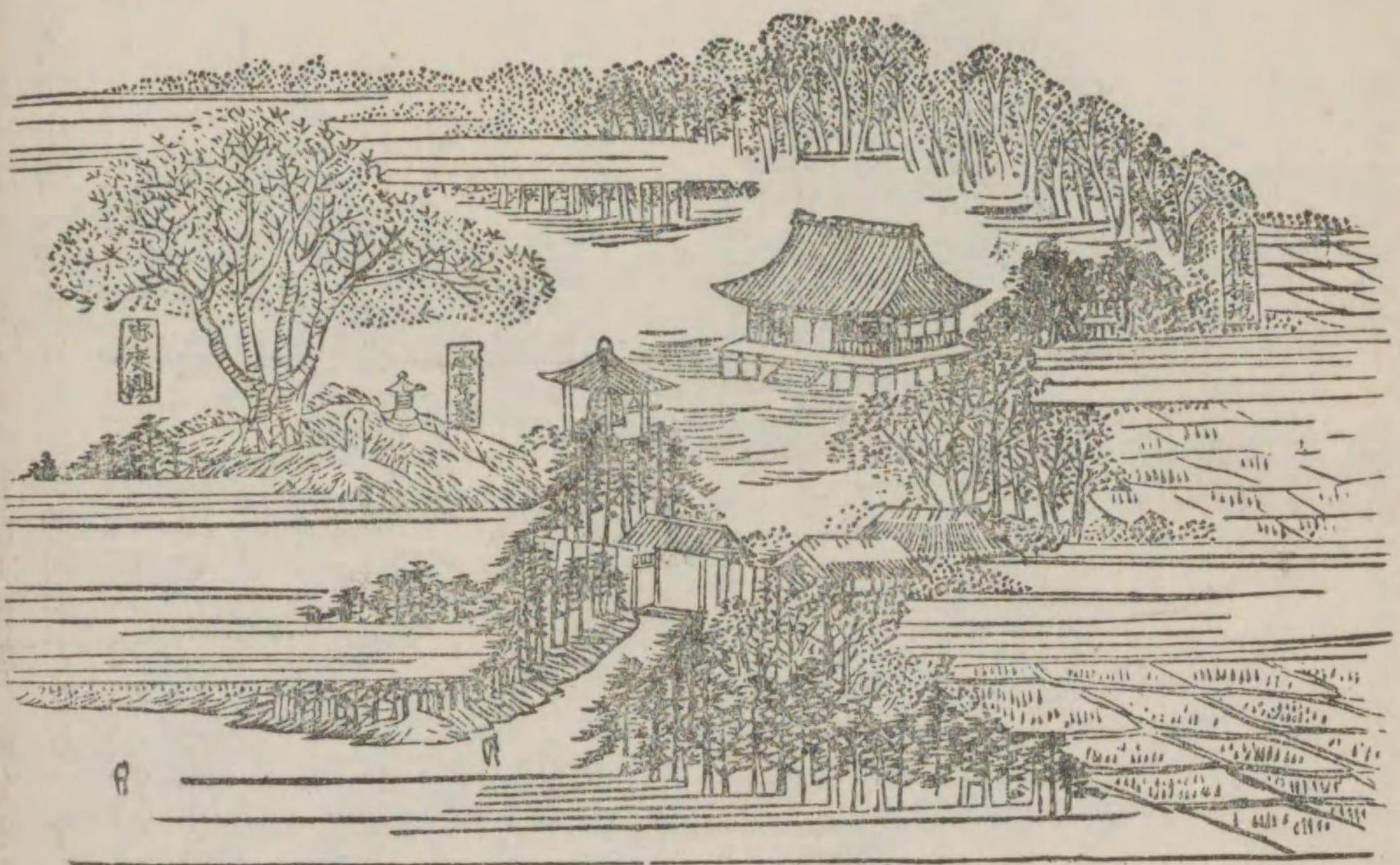
寄進狀、武州榛澤之郡人見村昌福禪寺、上相牌處富

士山寺門前一切不入、并寺領百貫文、代々寄附畢、



新編武藏風土記稿卷之二百三十一 榛澤郡之二

清心寺忠度櫻之圖



天正庚辰乘林鐘廿八日

上杉三郎氏兼花押

昌福寺

寺寶 短刀一腰 馬助房憲所持と傳ふ、上杉家譜一 松平

頭の家臣、杉本某の祖藏人なるもの、何の頃か 惣門 二

當寺へ附せしと云、此杉本は上杉の末裔なり、 鐘樓 寛文七年の

王門 樓上に千手 衆寮 辨天社 天神

社 白山社 ○天王院 昌福寺末、諏訪山と號す、本尊釋迦

長九年八月 諏訪社 ○蓮性寺 新義眞言宗、針ヶ谷村弘

三日示寂 本尊は藥師なり、開山僧 玉蓮寛永三年起立せり、

○大光寺 是も弘光寺末 尊地藏を置 十王堂 ○地藏堂村氏 ○藥師堂二字蓮性

寺、一は 村民持

陣屋跡 村の中程二町四方の地にて、廻りに堀の跡存せり、

人見氏住居の跡と云ふ、今は陸田及び村民の居住と

なり、

○萱場村 附持添新田 萱場村は本郷の郷藤田庄と唱、江

戸よりの里數は前村に同じ、東は東大沼村、南は榎合村

西は宿根村、北は曲田村なり、東西四町南北十三町餘、

家數二十五軒、中山道村の中程を東西に通ぜり、古は上

提の爲に當所に墓を立、此櫻を植しと云、されど其頃植たる

木とも見えず、後人忠度が櫻花の和歌の意により植しものな

るべ

○宿根村 附持添新田 宿根村は藤田庄に屬し、江戸より

の行程十九里餘、戸數八十五、正保及び元祿改定の郷帳

には、別に宿根新田と云ものあれど、其地全く當村のう

ちには生まれしなどや、今は一圓に宿根村とのみ唱へ

り、東は萱場村、南は榎合村、西は岡部村、北は曲田村

にて村の中程に中山道かゝれり、東西七町餘、南北十九

町、古より御料所なり、元祿十一年此地を裂て伴道與矢部

道室に給はり、今子孫等知行せり、殘る御料の地は今御

代官支配せり、又當村持添榎引原新田あり、檢地の年代

等すべて人見村に同じ、

高札場

瀧宮明神社 村の鎮守に

正應寺 古義眞言宗、幡羅郡太田村能護寺末、松林山觀音院と

號す、開山慶彌延寶元年十二月晦日寂、本尊正觀音を

安ぜ

○地藏堂 萱場村清

○田谷村 田谷村は江戸よりの里數前村に同じく、郷庄

の唱へは深谷宿に同じ、當村は元深谷宿の内にて、小名

早道場と唱へ、深谷城の外郭の地なりしを、延寶四年九

杉氏の領分なりしが、御入國の後酒井讃岐守領分となり
寛永三年若州小濱へ所替有てより御料所となり、今も御
代官支配せり、又村の坤の方榎引新田の内に、當村持添
の地あり、詳なることは人見村に出せり、この外當村の
飛地二ヶ所、宿根村内にあり、

高札場

稻荷社 村の鎮守に

清心寺

淨土宗、下總國岡田郡飯沼村弘經寺末、石流山八幡院
と號す、寺領八石は慶安二年御朱印を附らる、當寺の
起立は天文十八年二月なり、開山萬譽玄仙慶長十年正月七日
寂す、開基は上杉氏の老臣岡谷加賀守清英、法名は皎月院圓
譽清心居士、天正十二年十一月八日卒す、按に谷野村皎心寺も
この人の開基にして、その傳へには、元龜年中の卒といひ
又過去帳に加賀守法名安仲皎心庵主十五日とも記せり、かく
まちの傳へあるが上に、當寺に傳る所は卒年も法諱も差
へり、いづれが正しき

箱根權現社 東帶の像にて春日の作

や、本尊彌陀を安ぜり、

鐘樓 寛政二年再鑄

杉謙信より、岡谷加賀

守に附屬せしと云、

鐘樓の鐘をかく、

忠度櫻 本堂の

り、稍まで高二尺ばかり、地づらより四本に分れたり、四本

を合すれば一圓みに餘りたれど、分れし一枝は纔に二尺巡り

にすぎず、花は薄紅にてしへなく、中に葉二枚ありと云、此

木の下に忠度が墓とて古き五輪の塔立り、高三尺許、臺石に

梵字を彫付たり、又側に青き板碑一基あれど、これも阿字の

月深谷忠兵衛檢地して別村となれり、故に今も四方に土居の跡残り云、されど正保の改めに當村の名あれば延寶年中分れしといふは誤なるべし、家數十七、四境東南へわたりて西島村、西は東大沼村、北は戸森村、東西四町、南北七町、領主の遷替大抵前に同じ、元祿十一年より前田五右衛門に賜はり、今子孫傳藏に至れり、

高札場

高臺院

禪宗曹洞派、人見村昌福寺末、深谷山永明寺と號す、當寺は上杉氏の家人、高橋永明と云もの草創し、今の寺號をもて稱せしに、永祿二年ひとたび衰廢せり、其後上杉次郎憲賢の妻高泰姫再興せり、故に彼姫の法號を以て院號とし、則開基の檀越とす、法名高泰院殿梅室元法大姉と稱し、元龜四年二月六日卒す、泰を臺に改めしは其故を詳にせず、開山臥龍伊天和尙慶長六年十一月 稻荷社村の鎮守なり、二十三日寂す、本尊釋迦を安ず、 庵瘡神社 閻魔堂 高ありしを爰に移せりと云、 天神社 白山社 樓門 寛政五年再建 泰院墓 本堂の南にあり、五輪に 樓門の鐘をかく、

○上鋪免村

上鋪免村は江戸よりの行程庄名等前に同じ家數百七軒、四界東は幡羅郡新井村、南は郡内西島村、西は高畑村、北は小山川を限り、成塚村なり、東西十町南北十五町許、當村古へは上杉氏の家人岡谷加賀守所領なり、御入國の後酒井讚岐守に賜はり、後御料となり、

内藤外記に給り、今子孫大久保金之丞・内藤政五郎・中野七大夫知行せり、

高札場

丈方川

神明社

西藏寺

村の北界を流る、幅二間許、村の鎮守にて西藏寺持、 新義眞言宗、牧西村寶珠寺末、大沼山藥王院と號す、境内に大沼彈正忠が墓あり、恐くは當寺の開基ならん、寺傳を失ひたれば開山の名も傳はず、本尊彌陀を安ぜり、 藥師堂 大沼彈正忠墓表に西藏院殿從五位下彈正忠明安風譽大居士、慶長十一丙午年十月二十五日、左に大沼彈正忠藤原繁忠墓、右に彈正忠八代孫大沼友左衛門忠賢とあり、この友左衛門は、秋元左衛門佐が臣にして、近き頃當所に建しと云、 屋敷跡 村の北の方にて、今村民の屋敷及び畑林なり、土手堀等の跡残りし所あり、大沼彈正忠居住せし所と云、

○西大沼村 西大沼村は大寄郷に屬す、庄名江戸よりの行程前村に同じ、家數二十五軒、東は東大沼村、南は深谷宿、西は曲田村、北は沖宿・沖の二村なり、東西二町餘南北九町餘、古は御料なりしが、元祿十一年谷邊道室後壽仙伴道與に給り、殘る御料は明和四年松平大和守に給り、今に大和守伴道與谷邊泰安知行せり、

高札場 小名 南 中 北

寛文五年大久保上野介、真享年中木下某、元祿十一年前田五右衛門等に賜はり、今それらが子孫大久保上野介・木下求馬・前田傳藏等知行せり、

高札場

小名

石原

中島

別所

小山川

諏訪社

太神宮

泉光寺

辨天社

天神社

稻荷社

藥師堂

○眞光寺

古義眞言宗、幡羅郡連沼村總持寺末、寛平二延享二年鐘造の鐘をかく、 鐘樓樓 西嶋村瑠璃光寺末、本尊彌陀、

○東大沼村

東大沼村は庄の唱江戸よりの里數は前村に同じ、家數三十五軒、東は田屋村、南は深谷宿、西は西大沼村、北は戸森村、東西八町、南北十二町、古は上杉の家人大沼彈正忠の所領なりしが、後御料所となり、慶長六年檢地あり、元祿十一年大久保一郎・中野傳右衛門、

大電八社

伊勢内宮

伊勢外宮

西福院

○太子堂

村の鎮守にて八色雷大電八と唱、八色の雷神を祀し社なりと云、村持、 新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺末、玉寶山と號す、古は庵なりしと云、本尊地藏を安ぜり、 觀音堂 曲田村 曲田村は郷庄の唱江戸よりの行程前村に同じ東は西大沼村、南は宿根村、西は谷野村、北は沖村、東西三町、南北六町、家數二十軒、萱場村の内に飛地有り古より御料所なりしが、元祿十一年七月竹内五郎左衛門に給り、今子孫五六左衛門知行せり、

高札場

小名

櫻町

岡田

八幡社

末社

天神社

稻荷社

末社

若宮八幡

○神明社

觀音堂

○谷野村

谷野村は江戸への行程郷庄の名等前村に同じ四隣東は曲田村、西は伊勢方村、南は宿根村、北は沖村

なり、東西二町、南北十二町、家數十八、古より御料所にして、今も御代官支配せり、

高札場

皎心寺

禪宗曹洞派、賀美郡石神村安盛寺末、岡谷山と號す、開山僧自明和尚は天文四年四月二十九日寂す、開基は上杉氏の老臣岡谷賀守、元龜元年四月朔日卒せりと云、又當寺の過去帳には、加賀守法名安仲皎心庵主十五日と記して年代を記さず、又郡中萱場村清心寺の開基も同人にて、卒年は天正十二年十一月八日と傳へ、法名もこゝと違へるはいよいよ疑ふべし、とにかく傳への訛り 八幡社村の鎮守にてあるべし、本尊彌陀は行基の作、

末社 稻荷 天神 道了權現 衆寮 鐘樓 元祿十四年鑄造の鐘を

か ○觀音堂村民持

○山川村 山川村は郷庄の唱前村に同じく、江戸よりは里數二十里、家數七十三軒の外、長吏四軒、東西十二町、南北十一町、東は岡部村、西は山崎村、南は針ヶ谷村、北は岡村なり、且岡村を越へ中山道の方に當村の飛地あり、街道に出ること二町餘、こゝにも當村の民家あり、この地正保の頃のものには、吉田與助牛與長吉知行とあり、今に子孫吉田與右衛門・牛與錢太郎知行せり、

高札場

針ヶ谷村より來り、村の西の方を流る、幅は二間より三間に至れり、

稻荷社

村の鎮守なり、本地佛如意輪觀音を安ず、長養寺・昌樂寺二年替りに別當す、

聖天社 村民の持

荒神社

禪宗曹洞派、人見村昌福寺末、龍川山と號す、本尊釋迦、大永二年の建立と云り、開山は前村谷野皎心寺に

昌樂寺 同 辨天社 天神社 白山社 ○長養寺 新義眞言宗、和吉田山福川院と號す、本尊地藏、元和二年地頭吉田與助開基す、法名長山盛久居士、開山は祐元慶安五年示寂、神

明社 愛宕社 雷電社 天神社 聖天社 山神社 藥師堂 ○十輪庵 本尊地藏を安ず、昌

○沖宿村 沖宿村は郷庄の唱へ及び江戸よりの行程前に同じ、家數十三、下の沖村と入會の地にて、四鄰町數も

彼村と分ち辨じがたければ、姑く二村を合せて云へり、東は戸森村、南は曲田村、西は大塚島村、北は分ヶ島村なり、東西三町、南北十五町、古は御料所なりしが、享保十一年黒田豊前守に賜はりてより今も然り、又内ヶ島村の内に當村の飛地あり、

高札場

小名 沖 前沖 後沖

鹿島社 沖村入會の地にあり、兩村の鎮守とす、沖村正光寺持、末社 太神宮

○沖村 沖村は郷庄の唱へ江戸よりの行程前村に同じ、家數十八、前村に云如く入會の地なれば、四隣丁數等合せて前村に辨す、當所も古より御料所なりしが、元祿十一年谷邊道室・肥田十郎兵衛・伴道譽・太田道壽の四人に賜りしが、道壽が地は上りて享保十一年黒田豊前守に賜ひしより、今四家の子孫知る所なり、

高札場

小名 前沖 後沖

正光寺 天台宗、内ヶ嶋村光永寺の門徒、本尊彌陀を安ず、○觀音堂村民持

○大塚島村 大塚島村も郷庄の唱へ及び江戸の行程前村に同じ、民戸二十五、四境東は沖宿・沖の二村、西は矢島村、南は伊勢方村、北は内ヶ島村なり、東西五町、南北三町餘、正保の頃は御料所にて、寶永二年今の地頭肥田八十次郎が先祖に給へり、

高札場 鹿島明神社 村の鎮守なり、寶藏院持、下同じ、

白山社

寶藏院 天台宗、内ヶ嶋村永光寺末、能忍山如意輪寺と號す、本尊地藏、○清寶院 當山修戸青山鳳閣寺配下、本尊不動を安置せり、○念佛堂 村民持、地藏を置

○内ヶ島村 内ヶ島村は郷庄の唱へ及び江戸への行程前村に同じ、戸數四十六、東は高畑村、南は沖宿村、西は矢島村、北は大塚村なり、東西八町餘、南北も同じ、正保の頃は御料所及び龜井權之助が知行所なり、其後上りて皆御料となり、享保元年堀數馬・大岡傳藏等が家に給ひてより今も然り、

高札場

小山川 村の北を流る、幅は大抵近村に同じ、

熊野社 村の鎮守なり、永光寺末、

諏訪社 村民持

永光寺 天台宗、上野國新田郡世良田長樂寺末、密嚴山金剛院と號す、寺領十五石は慶安二年御朱印を給ふ、本尊

釋迦 稻荷社 閻魔堂 坐像長一寸八分、慈念佛堂 ○來迎寺 前寺の門徒なり、大慈山普門院 瘡瘡神社 稻荷社

迎寺と云、本尊觀音の外地藏を置く、

山王社 辨天社 ○庵 一字 觀音を置

○戸森村 戸森村は江戸よりの行程十九里、郷庄の唱へは前村に同じ、家數五十軒、東は上鋪免村、南は東西大沼二村、西は沖宿村、北は高畑村なり、東西六丁、南北七町、當村古は上杉氏の所領にして、御入國の後御料所

たることは、正保のものにみえたり、今は松平大和守領分と天野主馬が知行所なり、給はりし年代は傳へず、

高札場

小名 松原 槐原

雷電社 村の鎮 末社 金毘羅 鹿島 天神 別當雷電寺 新義真言宗、京都智積院末、雲龍 觀音堂 雷電の本地佛千手觀音と云、本尊不動を安ず、 觀音堂 手觀音を安ず、

觀音堂 雷電寺持

○高畑村 高畑村は郷庄の唱へを傳へず、江戸の行程は前村に同じ、民戸七十軒、東は上鋪免村、西は内ヶ島村なり、南は戸森村、北は新戒村なり、東西九町許、南北六町餘、正保の頃は御料所なりしことはものにみえたり、其後元祿十一年村内を裂て、松平大和守・黒田豊前守・谷邊泰安・伴道與等に賜はりてより今も然り、

高札場

小名 南北 中井 會利川

小山川 村の北にあり、川幅十三間、

鷺明神社 村の鎮守なり、圓能寺持、下同じ、末社 稻荷

太神宮 天台宗、上野國世良田長樂寺末、普光 辨天社 山圓能寺 山徳藏院と號す、本尊彌陀を安ず、

王社 天神社 鐘樓 寶曆八年の鐘をかく、 ○阿彌陀堂 村民持、

地藏堂

○高島村 高島村は江戸への里數二十里、郷庄の唱へは前村に同じ、民戸九十五、四隣東は幡羅郡石塚村及び上野國新田郡二ツ小屋村、西は當郡中瀬村、南は上下新戒村、北は上野國新田郡大館・武野島・阿久津の三村に及び、東西十二町餘、南北十八町許、永祿の頃は村の南を利根川通じて、當村は上野國に屬せしにや、北條分限帳に上州高島郷永九十貫文太田豊後守云々とみえたり、御入國の後正保の頃は御料所にて、元祿十一年に至りて、今の地頭大久保筑前守・内藤右馬之助・大久保萬吉・大久保十五郎等が先祖に給ふと云、

高札場

小名 本郷 川口 諏訪ノ木 道林淵 久賀 前久保 小角

小山川

村の南を流る、幅十三間、利根川 北を流る、川幅三百五十間許、

生品明神社 村の鎮守にて村民持、當社は平將門の子を祀ると傳ふれど、來由詳ならず、【太平記】に幾品明神の

前に旗を上げ、小角の渡し云々とあるは、當所のことなるにや、又小角は當村及中瀬村の小名にもあり、 稻荷社

諏訪社

雷電社

天神社 以上村持

正傳院 古義真言宗、幡羅郡蓮沼村總持寺末、鐘 近き頃鑄造、瑠璃山藥師寺と號す、本尊藥師、

聖天社 天神社 ○安養院 同寺末、引接山と唱ふ、稻荷社 氏を伊丹と號す、代々名主を勤む、先祖は岩松右京大夫の家臣にて、伊丹伯耆守と稱

舊家者新左衛門 せしと云、小野澤兵庫助より出せし給地の請文の案を藏す、兵庫助は岩松が家人なるにや、その文岩松家文書に載る所と參考して、其缺を補ひ、 記すること左の如し、

小野澤雅樂助給分、

- 一 興村内道徳在家一間、
 - 一 田島郷内てつひら在家一間、
 - 一 下郷田しやうけい右馬五郎、ひかへ分在家一間半、
- 彼所之事無相違候様被成御申候者畏入候、恐々謹言、
四月廿八日 小野澤兵庫助長春花押

伊丹伯耆守殿

左の文書は、岩松家譜より抄出して補へり、

小野澤源四郎給分、

一成塚郷半分、

- 一 田島郷内きしのを一町、
 - 一 同郷ふか町一ちやう、
 - 一 同郷内吉田ひかへ分一町一段、
 - 一 丹生郷内菅野方半分、
 - 一 萬吉郷内きほん在家、
- 右彼所事無相違候様被成御申候者畏入候、恐々謹言、
四月廿八日 小野澤兵庫助長春花押

伊丹伯耆守殿

○成塚村 成塚村は郷庄の唱へ及び江戸への行程は前村に同じ、民戸五十三、四境東西北の三方は新戒村にて、南は上鋪免村なり、東西十四丁、南北十丁餘、寛永三年の頃は御料所にて、正保のものには稻垣若狭守・遠山半左衛門の知行たり、檢地は萬治三年地頭稻垣藏人・遠山保十七年より黒田豊前守が領分となれり、

高札場

小山川 村の南を流る、川幅十三間、

藏王社 村の鎮守なり、寶藏寺持、

稻荷社 同寺持

寶藏寺 新義真言宗、京都智積院末藏王山と號す、本尊十一面觀音を安ず、開山尊榮寛永十四年七月十一日寂す、鐘樓安永四年の鐘をかく、
 ○藥師寺 同寺の門徒なり、本尊藥師を安ず、
 ○阿彌陀堂 觀音堂以上村民の持

新編武藏風土記稿卷之二百三十二

榛澤郡之三 深谷領之二

○新戒村 ○上新戒村 ○下新戒村 新戒上下新戒の三村は古へ一村にて、正保の改にも新戒村のみ載せ、元祿の改に至て三村とす、されど夫も石高を以て三區に分ち唱る而已なれば地域はもとより犬牙して、民家も各村に分ち難し、大寄郷藤田庄に屬す、江戸よりの行程十九里、民戸二百二十餘、東は幡羅郡沼尻村、南は郡内成塚村、西は大塚村、北は高島・中瀬の兩村なり、東西二十九町、南北十五町、陸田のみの地なり、古は地名を新開と書しにや、新開荒次郎は當所の人なりと語り傳へて其舊蹟今に存す、按に〔東鑑〕新開荒次郎の外新開彌二郎・同左衛門尉等を載す、彌二郎及兵衛尉は承久年中の人なり又岩松氏所藏文書、享徳肆年閏四月八日、岩松右京大夫望申云の云文中に、武州新開郷事新開加賀守蹟とのす、これ等其支族にて此に住し、在名を用ひしものなるべければ、新開の名の舊きこと知べし、當所舊くは深谷上杉

新編武藏風土記稿卷之二百三十一 之終

の所領なり、御入國の後正保の改には、御料所の外稻垣若狹守領分、及佐久間六左衛門・室賀源七郎知行と見ゆ、今御代官所の外子孫佐久間與一・室賀山城守知行にて、稻垣氏の領は元祿十一年替り、數原通玄・大久保筑前守・内藤右馬之助・大久保萬吉・大久保十五郎等の家に賜り今も變らず、此邊牛房を名産とす、新戒牛房と稱せり、

高札場

小山川

稻荷社

東南の境を流る、川幅十三間、この川の中に小なる土橋二ヶ所あり、
 上村の鎮守なり、
 三藥寺の持、
 中村の鎮守、
 中村の持、

古櫃神社 下村の鎮守なり、玉を神體とす、是近き頃村民家上にて造り半より分て坐蓋をなす、中に八幡大神の像及刀鋒鐵

にて造り半より分て坐蓋をなす、中に八幡大神の像及刀鋒鐵獅子あり、蓋の裏面に勝善院殿前武州大守竹岸道節大居士、永祿七年甲子十一月二十五日含命奉納云々、按比企郡伊草村大聖寺什寶とせるもの、此神體と全同、高野山沙門尊海が記に、酒井伊豫守忠興入道竹巖犬を愛せしに、彼犬たびく、土玉を銜來しかば、入道奇異の思をなし、靈山靈地へ寄納せしと云、今此神體も其一にて、もと土玉ありしを後亡失せしにや、されど大聖寺寶物、及他寺に傳ふるものには、元祿七年甲戌とし、武州を豫州に作りたれば、後人妄りに彼に擬して作り誤りしものや、神主紀伊吉田家の配下なり、
 東雲寺 禪宗曹洞派、人見村昌福寺の末、的龍山と號す、開山一牛雲通寛永六年八月二十二日寂す、當寺は新開荒次

郎の起立と傳、
 ○大林寺 同宗、江戸淺草萬隆寺の末、智芳山妻の草創なりといへど、二ヶ寺共に慥なる據るはなし、開山久山存昌寂年を傳へず、本尊阿彌陀、惠心の作なり、
 ○三藥寺 新義真言宗、京都智積院の末、醫王山東光院と稱す、本尊藥師、傳教大師の作、
 ○屋鋪蹟 今は畑となれり、新開荒次郎屋鋪蹟と云、

○中瀬村 中瀬村は郷庄の唱江戸よりの行程等前村に同じ、當村古名を小角と稱せし由、今も小名に残れり、されど中瀬と唱ふるも古き事にや、老談記と云ものに、天正十二年新田足利を賣るとて、北條勢上は中小島、下は中條・小泉・吉田原・赤岩へ押詰、氏邦は中瀬の郷原にて勢揃して平塚の渡を越云々と見えたり、平塚は當村の北なる利根川の對岸上野國新田郡の村なれば、中瀬の當村なること論なし、殊に中瀬の郷原とみえたるに村内の小名原と云ものあれば、當所なりしこと必せり、今も當國より上野國新田郡への往還人馬の繼立をなせり、民戸百八十東は高島村、南は新戒・上下手斗の三村、西は榑瀬村及上野國新田郡平塚村、北は利根川を限り、同郡平塚及徳川郷・大館の三村なり、東西二十八町餘、南北十一町餘、陸田のみの地なり、古は深谷城主上杉氏の所領なり、御入國の後元和三年長谷川筑後守、寛永二年飯田次郎右衛門。

杉浦彌一郎・室賀源七郎に賜はりしが、飯田氏の知行は元祿九年に上り、室賀氏の分も上りて、同十一年佐久間和三郎・杉浦與一郎・長谷川太郎兵衛の知る所なり、其餘少しく新田あり、これは御料所にて、文化十一年吉岡次郎右衛門改めて高入となせり、檢地は天正十九年徳森傳次・大原徳右衛門、慶長元年丸山右近・石原孫助・關才兵衛、同十八年中村儀左衛門・山口三右衛門・細野彌太夫、寛永十二年中村角左衛門・片岡豊右衛門等糺せり、

高札場三ヶ所 一は除地五歩あり、其餘は里正居住の地にあり、

小名 川岸 小角 前川原 延命寺 上中瀬 原 伊

勢島 向島

利根川 北の方武藏・上野二國の境を流る、川幅二百間、川岸場を設け、商船輻湊の地なり、爰にて烏川利根川乗船

の人数を改め、通船するをもて定めとせり、又當村より對岸平塚村への船渡あり、則老談記にいへる平塚渡なるべし、

十五社 村の鎮守なり、辨天及十五童子を安ず、吉祥寺の持、下同じ、

稻荷社

雷電社

太神宮の持、大光院

天神社の持、村民

氷川社の持、村民

高札場

領名未勘

○瀬山村 瀬山村は石原郷玉井庄と號し、江戸よりの行程十八里、東は幡羅郡三ヶ尻村、南は當郡明戸村、西は當郡菅沼村、北は折之口・上野臺の二村なり、東西十一町、南北八町、民戸百四軒、當村正保の頃より大久保丹波守知行にして、子孫喜六郎に至り、故有て没收せられ明和八年松平大和守に賜はりしより今も替らず、

高札場

小名 在家 中里 北 馬場

少間池 村の東にあり、當國名所狭山の池は是なりと云、文明十八年境堯惠國紀行に、彌陀(即箕田)なり、在原郡三

田をも中古彌陀とも書し類なり、と云所に明して、武藏野を分待に、野徑の邊名に聞えし狭山あり、山の裾に形許なる池あり、こほりあしきわの枯野ふみ分て行ば、さ山の池の朝風、からふじて鳩井の里につきぬ云々【秩父通志】にも名所の沙山は、瓶尻村の内なりとみえ、瓶尻は當村に隣りて今も村境に少間山あり、これ又證すべし、箕田村より足立郡鳩井へ行んには、多磨郡内狭山にはかゝるべからず、多磨の狭山もしばしば、歌の料にとりて、たま〜同名なれば、當所と混じやすきを以て、一とすることなかれ、

八幡社 村の鎮守なり

別當正福寺 新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺の本尊阿彌陀、末根本山と稱す、本尊阿彌陀、

熊野社 觀音寺持

吉祥院

天台宗、上野國世良田長樂寺末、長生山義光院と號す、開山圓爾大禪師、本尊阿彌陀、慈覺大師の作、

按に村内舊家幸七が先祖河田但馬義光、文龜三年十月十一日卒とあり、もしくはこの人の子對馬義賢父の爲に開基し、義光の字を當寺の院號とせしも知るべからず、

盤若堂 藥師堂 藥師は惠觀行院

吉祥院の門徒なり、無量山と號す、本尊阿彌陀、

○觀音寺 同じ宗、内ヶ嶋村永光寺本尊正觀音、藥師堂 鐘樓の鑄造なり、不動堂 ○大

運慶の作、

光院 本山修驗、那賀郡白石村寶積院の配下、明王山と號す、本尊不動、

○觀音堂 共に村民立せしを、天正年中此所へ引移せりと云、

○釋迦堂 村民の持、元和三年の建立なり、

舊家者幸七

河田氏なり、佐久間和三郎が采地に居れり、先祖河田但馬義光は今の小名小角と云所に住し、文龜三年十月十一日卒す、其男對馬義賢永祿十一年九月十一日卒す、其子主稅助義宗慶長五年十一月十五日卒す、この主稅助より今の幸七まで八代に至れり、又村内及成塚村上野國新田郡中江田村等にも分家あり、

伊勢島村

伊勢島村は隣村中瀬より元祿の初、分村せし小村にて、民戸九軒、地境もとより中瀬に犬牙し、且何事も彼村に同じく、分村以來御料所にて今もしかり、

玉性寺

これも弘光寺の末、遍照山と號す、大日を本尊とす、

長在家村

長在家村は古へ長左衛門村と唱へしを、後今の名に改めたる由、されど正保の改今の村名をのせたれば、其以前改めし者なるべし、江戸よりの行程十八里

萱荊庄榛里と唱へ、民戸六十一、東は幡羅郡三ヶ尻村、南は本郡菅沼村、西は原村にて、北は折之口村なり、東

西十五町、南北十町、當村正保の頃には、日根野長五郎・岡田太郎左衛門知行とあり、引續き今も子孫日根野

長五郎・岡田出雲守の知る所なり、檢地は寛文元年十一月

野村彦太夫、及時の地頭日根野長左衛門糺せり、又菅沼・

瀬山兩村の内に當村の飛地あり、

高札場

小名 下原 天沼

村の鎮守なり、享保十年の勸請なり、村持、

稻荷社

禪宗曹洞派、那賀郡白石村光嚴寺の末、長久山と號す、開山雪巖元祿五年六月十七日化す、開基は地頭日根野

善法寺 長左衛門なり、法名壽量院久安長元祿三年十月十九日卒す、本尊釋迦、明和二年鑄造せし鐘あれど鐘樓はなし、

○彌陀堂 善法寺の持、

原村附持添新田

原村は庄名前に同じ、郷は藤田なりと云、江戸より十九里餘、民戸五十一、東は長在家村、

南は田中村、西は北根村、北は境・折之口の二村なり、東西纒に三丁、南北八町程、古は隣村田中と一村なりし由正保のものには原村間宮彦三郎知行とのせられたれば、この頃は、や原村と唱えしことしるべし、今も子孫仙太郎が知行なり、檢地は延寶二年地頭喜左衛門糺せり、又當村持添の新田あり、寛保三年大屋木工之助糺し、今も御料所なり、

高札場

小名 下原 西 東 前後

白髮社

村の鎮守なり
村民の持

勝満寺

新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺の末、
延命山地藏院と號す、本尊地藏、

○天神社 ○地

藏堂村持、下 ○藥師堂
藏堂同じ、

忍 領

○明戸村 明戸村は壹苜庄に屬せり、江戸より十八里、民戸二十二、東は大里郡河原明戸村、南は荒川を隔て、男衾郡本田村、西は本郡菅沼村、北は瀬山村なり、東西二丁餘、南北一丁半、陸田のみの地なり、正保の改めには水野半左衛門・大久保丹波守知行と見え、大久保氏の子孫喜六郎、故有て斷絶し、其地は收公せらる、水野氏の

知行もいつの頃か上て、今は一圓に御料所となれり、

高札場

荒川 南の郡境を流る、河原の幅は千間に及べり、

八幡社 村の鎮守なり、稻荷を合祠す、村持、

十輪寺 新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺の末、大慈山と號す、本尊如意輪觀音を安ず、

○菅沼村 菅沼村は永井庄なりといへど、彼庄名を唱る村爰よりは遙に隔てたれば疑ふべし、江戸よりの行程前村に同じ、民戸五十七、東は瀬山村、南は荒川を限り、男衾郡本田村、西は當郡田中村、北は長在家村なり、東西十三町、南北六町、古へは成田下總守領分にて、御入國の後城和泉守が知行となり、後又大久保喜六郎の家に賜り、これも前村と同時、收公せられしより、御料所となり今に替らず、

高札場

小名 上 下

荒川 南の郡境を通ず、川幅百五十間、もしくは二百間の所もあり、

天神社 村の鎮守なり、村持、

慶寶寺 眞言律宗、江戸、湯嶋靈雲寺末、菅谷山と號す、本尊大日開山高健比丘、寶曆三年六月七日寂、

鐘樓

市郎信勝に、當郡岡部領九ヶ村にて、四千三百七十七石八斗の地を賜はりし由、其家の譜にみえたり、今も子孫攝津守當村以下十ヶ村を領せるは、後年分村等ありし故なるべし、村の南の方に櫛引原といへる持添の新田あり、

高札場 村の西の方普濟寺村の境にあり、兩村の高札とす、

小名 上 下

陣屋 安部攝津守の居所なり、古は領分の内三州半原にありしが、寶永二年この地へ引移せり、

社 村の鎮守にて、圓通院の持なり、

源勝寺 禪宗曹洞派、人見村昌福寺の末、玉鳳山千手寺と稱す、當寺は慶長の初、領主阿部彌市郎信勝、亡父大藏元眞追福の爲、僧萬室賢達を請して草創し、私に寺領五十石の地を寄附し、同五年正月二日開基信勝卒す、諡して千手院、山源勝大居士と號す、開山賢達も同九年八月三日示寂せしと云、本尊千手觀音行基の作、相傳ふ此像は古へ六彌太生れし頃、乳の祈願をかけ靈驗ありしにより、乳鐘樓 寶永八年房觀音と唱ふと云、其正しきことをしらず、

鐘造の鐘 天神社 太子堂 ○圓通院 新義眞言宗、京都と號す、開山等海元祿七年正月二十日示寂、本尊不動、

○觀音寺 源勝院の末、福壽と號す、開山龍蟠義白延寶元年五月十六日示寂、本尊子安觀音を安ず、

○白蓮寺 淨土宗、深谷宿西運寺、寺開山も同じ、本尊藥師、

○正明

○聖天

○鐘樓

○觀音堂

○藥師堂

○觀音堂

○觀音堂

○觀音堂

○觀音堂

○觀音堂

○觀音堂

○觀音堂

○觀音堂

○觀音堂

○觀音堂

○觀音堂

○觀音堂

○觀音堂

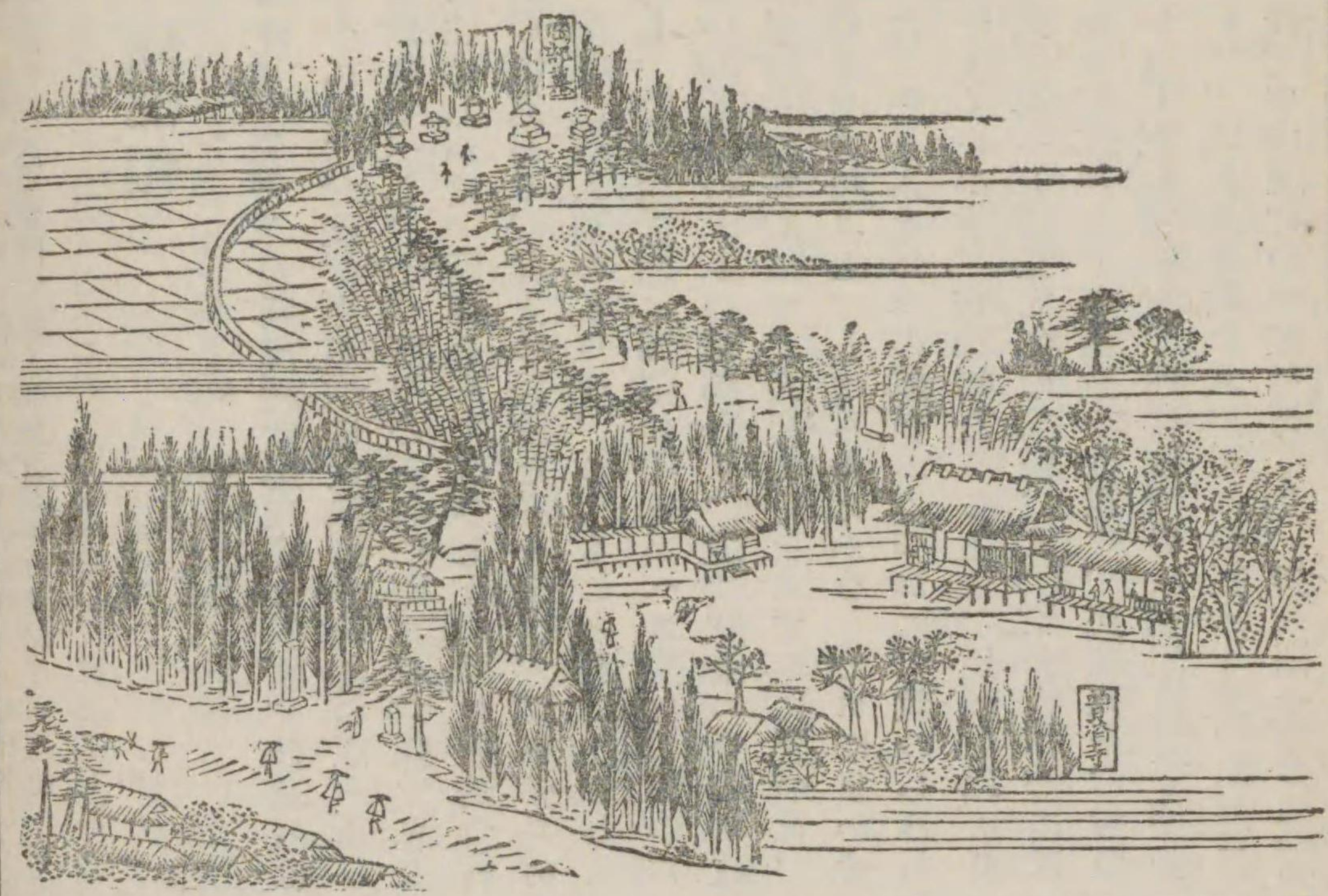
○觀音堂

明和年中の鐘をかく、 ○藥師堂持 ○觀音堂

岡部領

○岡部村 附持添新田 岡部村は藤田庄に屬す、此地名は古き唱へにて、會禰好忠が歌に武藏野の岡部の原とよみしは此所なるべし、かの源平の頃名に聞えし六彌太忠澄こゝに住せしかば、岡部をもて呼びしと、隣村普濟寺村岡部氏の墳墓あり、其人の居蹟なりと云ひ、又下手斗村の條、岡部出羽入道の名見ゆ、これもこの邊に住せし人なるべし、【回國雜記】に岡部の原といへる所は、かの六彌太といひしものゝふの舊跡なり、近代關東の合戦に數萬の軍兵討死の在所にて、人馬の骨をもて塚にきづぎ、今に古墳あまた侍りし、しばらくえかうして口にまかせける、なきをとふをかべの原のふるつかに、秋のしるしの松風ぞふくとす、古戰場なることは、足利成氏より右京大夫に與へし康正元年の文書、又【南方紀傳】等にほぼのせたり、江戸よりの里數十九里半、民家八十、村の四境をいはゞ東は宿根村、西は普濟寺村、南は針谷・榎合の二村にて、北は矢島村なり、東西の經八丁餘、南北二十五町許、中山道村の中程を貫けり、御入國の後安部彌

岡部忠澄舊跡圖



開山廣運社大譽慶長八年九月朔示寂、本尊阿彌陀、行基作、

○普濟寺村 附持添新田

普濟寺村は大寄郷に屬す、庄名檢地及領主前村に同じ、古へは岡部村に屬せしが、後年代詳ならず分村せしとき、村内にある寺號をもて村名となせりと云、民家七十一、東は岡部村、西は岡下村、南は山川村、北は矢島村なり、東西八町餘、南北二十八丁許、中山道村の中ほどを貫く、江戸よりの行程二十里、當村にも櫛引原新田を持添とす、

高札場 岡部村の境にあり、兩村の高札とす、

小名 新田 天神前

天神社 部の鎮守なり、岡部村圓通院の持、

辨天社

稻荷社

天王社 以上四社、共諏訪社に村民持、

地神社 多寶院持

普濟寺

禪宗曹洞派、岡部村源勝寺の末、玉龍山と號す、縁起を闡するに、六彌太忠澄當郷を領せし頃、榮朝禪師の高徳を慕ひ、當寺を建立し、禪師をもて開山とし、自ら十一面觀音及百觀音を彫刻し、堂中に安置すと記せり、この像今

は境内觀音堂に安ず、忠澄は建久八年七月二十七日卒し、普濟寺殿道海大禪定門と謚す、忠澄が妻は秩父庄司重忠の妹にて、承元元年二月六日卒し、玉龍院殿妙和大禪定尼と稱す、即ちこの夫妻の法號をもて、山號寺號とすと云、堂中に其二像を安ぜり、當寺元村小名天神前と云所にありしが、年代詳ならず今の地へ移せりと云、この頃は臨濟宗なりしに、其後本寺第二世南嶺廣頼來り住し當派となり、今の本寺に屬すと云、南嶺遷化の年月詳ならざれど、本寺の開山賢達慶長九年の遷化にて、南嶺其二世なれば年

代も推て知べし、本尊釋迦を安ず、天神社 觀音堂前にて、忠澄が刻める百觀音の像を安ぜり、其眞偽は詳ならず、○多寶院 當山修驗、賀美配下、地神山と號す、○藥師堂 傳教大師の刻める藥師像、岡部氏

普濟寺の傍にあり、其さま同寺の境内圖に附て前に出せり、古き五輪塔十三四基並立り、何れも欠損して全からず、右の方の初めにあるは、六彌太忠澄が父行忠の墓にて、次は同人の妻なりと云、按に岡部六彌太忠澄は、當國の人にて【東鑑】

にも見え、殊に元暦元年二月薩摩守忠度を一ノ谷に討取、此日頃日本國に鬼神と聞えさせ賜ひたる薩摩守をば、武藏の國住人岡部六彌太忠澄が打奉りたるぞやと、名のりしと【平家物語】に見ゆ、其次にあるものは玉井四郎が墓なりと云、碑面一貫禪定門とえれり、幡羅郡、玉井村玉井寺にも四郎が石碑あり、此人世々四郎と名乗しにや、されば此二所に葬しも同系統なるべけれど、其前後は知べからず、又一基は慶基、口明徳四年癸酉七月三日とあり、自餘の數基は文字見えず、是等もし岡部氏の墳墓なるにや、こゝより西南の方に、土手の形塚の蹟など残りたる所あり、六彌太が陣屋跡と傳ふれど、

是はおぼつかなし、若くは深谷、上杉などの壘蹟なるにや、されど當所六彌太が舊跡なることは、岡部村にもいへることくなれば論

○岡下村 岡下村は郷庄の名前村に同じ、當村名主金右衛門先祖四郎右衛門と云者、天正年中開發せり、其功により除地二町九反餘、今に金右衛門所持す、正保の頃迄は未だ一村に立ざるにや、其頃の郷帳には出さず、元祿のものには岡下村新田とあり、新田二字を削りしは、享

保年中のことなりといふ、江戸より二十里、民戸五軒、東は普濟寺村、南は山川村、西は岡村、北は矢島村なり、東西五町餘、南北五町、中山道村の南端にあり、領主は安部攝津守なり、明暦二年檢地すと云、

高札場

辨天社 部の鎮守なり、村民の持、

伊勢方村 附持添新田

伊勢方村も郷庄及江戸よりの里數領主の遷替共に前村に同じ、家數十五、東は谷野村、

西南は岡部村、北は大塚島村なり、東西三町餘、南北五町、南方岡部村の内にて飛地あり、檢地は明暦三年領主より糺せり、爰も櫛引原新田を持添とす、

高札場

小名 田中

八幡社 村の鎮守なり、岡部六彌太勸請なりと云、村持、下同じ

鹿島社 大天横砲瘡神合殿

彌陀堂

壘跡 村の北三反許の處を云、今は陸田となれり、相傳ふ古へ上杉氏深谷城築立の頃、當所假城を構て居住ありしより上杉假城跡と云

高札場

○矢島村 矢島村も郷庄の名江戸への里數前村に同じ、櫛引野里と唱、民戸八十四、東西十二町餘、南北十一町餘、東は大塚島、内ヶ島の二村、西は岡村、南は岡部村、北は上手斗村なり、村内小山川長さ十八間の堰あり、是を矢島堰と唱ふ、延寶年中水論のことありし時、官裁により當村にては此水を用ひず、西田村堰より身馴川の水を引沃ぐ事になれりと、領主は前村に同じ、

高札場 村北を流、幅十間、堤あり、

小山川 この川流の間に矢嶋堰あり、

神明社 村の鎮守なり、延命寺持、下同じ、

稻荷社 禪宗曹洞派、岡部村源勝院末、學

慶福寺 樹山と號す、本尊阿彌陀を安ず、○延命寺天台宗村永光寺末、神明山 ○阿彌陀堂延命寺の

と號す、本尊地藏、持なり、

諏訪社 村の鎮守村持

觀音堂 馬頭觀音を安ず、同持、

○上手斗村 上手斗村も郷庄の名江戸への里數領主の姓名檢地の年代等皆前村に同じ、當村上下に分れしは古き事なり、其故は下手斗村に出せり、家數五十二軒、東北は下手斗村にて、西は血洗島村、南は矢島村なり、東西十丁、南北四丁、皆畑なり、

高札場 村の南にあり、川幅十間、

小山川 南を流る、川幅八間、

聖天社 村の鎮守村持、

阿彌陀堂 村持

○下手斗村 下手斗村は爰も郷庄江戸よりの行程領主及檢地の年代前村に同じ、岩松家に藏す、貞治二年五月二十八日岩松治部少輔直國へ、左兵衛督基氏より賜ひし文書に、武藏國榛澤郡瀧郷内下手墓村を宛行と云ことをのせ、又同年六月二日安保信濃入道跡下手墓村の地を、岩松直國へ與ふべき旨を、基氏より岡部出羽入道へ與へしことを載す、さればこの頃より上下二村に分れ、且岩松直國所領の前は、安保氏の所領なりしことしらる、岡部

○町田村 町田村も郷庄及江戸よりの行程領主の姓名檢地の年代等すべて前村に同じ、家數六十、東は矢島、南阿賀野の兩村、西は瀧瀬村、南も同村にて、北は横瀬村なり、東西南北共に七丁許、

高札場 村の南を流る、川幅八間許、

小山川 村の鎮守にて久勝寺持、

八幡社 村の鎮守にて久勝寺持、

稻荷社 村民

久勝寺 新義真言宗、牧西村寶珠寺の末、満泉院と號す、開山一存天正三年寂す、本尊不動、興教大師の作なり、

藥師堂 運慶の作る、鐘樓、寛政二年再鑄、○觀音堂村民像を安ず、鐘樓の鐘をかく、

○大塚村 大塚村も郷庄及江戸よりの里數領主檢地等も前に同じ、民戸三十二、東は新戒村、南は内ヶ島村、西は上手斗村、北は下手斗村なり、東西十二丁、南北五丁皆畑なり、那賀郡駒衣村百姓友七所藏、永祿十二年北條氏邦より、先祖吉橋大膳亮へ出せし文書に、十貫文長濱之内、十貫文大塚之内とあり、長濱は加美郡長濱村なるべく、大塚は則このことなるべし、猶駒衣村に辨せり、

高札場 村の南にあり、川幅十間、

小山川 南にあり、川幅十間、

鹿島社 村の鎮守なり、常學院持、

妙光寺 古義真言宗、幡羅郡太田村能護寺末、瑠璃光山遍照院と號す、本尊藥師、○常學院修驗

○血洗島村 血洗島村も郷庄及江戸への行程等前村に同じ、當村の里正今より十四代の先祖、和泉と云もの、天正の頃開墾せしと云、此頃は家數總五軒なりしが、今は五十に及べり、東南は上下手斗の二村、西は南北阿賀野の二村にて、北は横瀬村なり、東西四丁餘、南北十九町正保の頃は皆畑なりしが、今は水田も少しく交れり、御入國の後蘆田右衛門大夫康直及安部彌市郎信勝に賜はれり、其後蘆田の分は上りて、一圓に安部氏に賜ひ、今子

氏は郡内岡部村に住したれば、この出羽入道も彼村に住し、これ等のことを掌りしにや、安保氏のこと賀美郡元安保村の條に出せり、家數百七十五軒、東は上新戒村に界ひ、南は矢島村に接し、坤は上手斗村に隣り、西は血洗島村にて、北は中瀬・廣瀬の兩村に交はれり、東西は十二丁許、南北は十五丁に及べり、爰も皆畑の地なり、

高札場 村の南にあり、川幅十間、

小山川 村の鎮守なり、常學院持、

妙光寺 古義真言宗、幡羅郡太田村能護寺末、瑠璃光山遍照院と號す、本尊藥師、○常學院修驗

○血洗島村 血洗島村も郷庄及江戸への行程等前村に同じ、當村の里正今より十四代の先祖、和泉と云もの、天正の頃開墾せしと云、此頃は家數總五軒なりしが、今は五十に及べり、東南は上下手斗の二村、西は南北阿賀野の二村にて、北は横瀬村なり、東西四丁餘、南北十九町正保の頃は皆畑なりしが、今は水田も少しく交れり、御入國の後蘆田右衛門大夫康直及安部彌市郎信勝に賜はれり、其後蘆田の分は上りて、一圓に安部氏に賜ひ、今子

孫攝津守領す、檢地は天正十八年改ありと云、高札場

沼二ヶ所 一は村中にあり、上ノ淵と唱、東西百間、南北二十間、一は東の方にあり、下ノ淵と云ふ、東西六十間

餘、南北二十間程、

諏訪社 村の鎮守 村持

神明社 村持

稻荷社 村持

本庄領

○南阿賀野村 南阿賀野村も郷庄の唱江戸よりの行程領主の遷替等前村に同じ、又岡部領の唱もありと云、東西二町餘、南北三町程、民家廿三、東は血洗島村、南は町田村、西は瀧瀬村、北は北阿賀野村なり、當村元は北阿賀野村と一村にして、後南北と二村に分れり、されど正保の改にはなを一村にして、元祿の者には二村に見えたれば、分村の年代も推て知べし、

高札場

蘆原明神社 村の鎮守なり 大福院持

雷電社 村持

り、此地は同國金山城主、横瀬信濃守の先祖出生の地にして、同氏の所領なり、御入國後蘆田右衛門大夫領地となり、後三宅惣九郎に替賜り、寛永八年上りて御料となり、鈴木長左衛門に賜り、承應二年同人檢地す、夫も又上りて御料となり、後寛文十一年・貞享二年の二度に深谷忠兵衛檢地せる高入の地あり、其後關ける新田は、寶曆八年會田伊右衛門、寛政五年簗笠之助、文化十一年吉岡次郎右衛門檢地す、是を横瀬村新田と唱へて持添とす、高札場

小名 前新田

利根川 北の方常郡と上野國佐位郡の境なり、川幅二百間、川に添て堤あり、

聖天社 村の鎮守 なり、

太神宮

稻荷社 二字

淺間社

天神社

牛頭天王社

辨天社

華藏寺 新義眞言宗、上野國新田郡世良田村總持寺末、心玉山

し歟、本尊大日、當寺は建久五年の起立にして、開基は新田藏人大夫義兼なり、その位牌本尊の傍に安じ、華藏寺殿本源

大福院 新義眞言宗、兒玉郡栗崎村睿勝寺末、本尊觀音を安ず、蘆原山觀音寺と云、

○北阿賀野村 北阿賀野村は南阿賀野村と、元一村なりしことは前に辨ぜり、されば爰も岡部領の唱あるべけれど、本庄領とのみ傳へり、郷庄の名江戸よりの里數も前に同じ、古へ蘆田右衛門大夫康眞此邊を領せし頃、領主へ聞え上て開發すと云傳ふ、陸田のみの地なり、東西七町、南北三町、東は血洗島村、南は南阿賀野村、西北は横瀬村なり、家數二十九、寛永の頃は稻垣若狹守・依田肥前守・室賀源七郎知行にて、今は御料と依田兵庫知行交れり、

高札場

稻荷社 村の鎮守なり、村持

天神社 寶曆十三年の建立なり、同じ持、阿彌陀堂 持同

横瀬村 附持添新田

○横瀬村 附持添新田 横瀬村も郷庄及江戸の行程前村に同じ、此村天正の頃迄も上野國に隸せし事は、總説に辨ぜしが如し、家數百三十、東西十八町、南北五町、東は血洗島・下手斗・中瀬の三村、南は北阿賀野村、西は宮戸村、北は利根川を隔、上野國新田郡平塚村佐位郡島村なり、

大禪定門と刻す、此人は新田上西入道義重の長子にて、新田寺尾城に在て僧弘道を開山となし、當寺を起すと云、弘道は建保三年十月十三日寂す、中興僧祐通曆應三年二月十五日化す、天正の棟札に開山と記すときは、實に祐通に寂りしにや大日堂 此堂新田義兼の建立とも、又横瀬駿河守先祖の建立とも云へど、慥なる傳へはなし、按に堂内にある天正十一年癸未二月九日の棟札に、東山道上野國新田庄勢田郡横瀬郷心玉山華藏寺大乘院、當時開山祐通法師、大檀那由良信濃守國繁云 由良國繁墓ものにて、實の葬地にはあらず、文字なき五輪の塔なり、國繁は則大日堂棟札にみえし由良信濃守にて、新田義宗の孤子六郎貞氏九代の孫なり、世々新田金山城に住せしが、天正中に北條氏政と戦ひ、防戦に堪ずして和をこひ、城を燒捨て同國山田郡園田庄桐生城へ移る、是天正十四年なり、十八年庚寅北條滅亡の時、豊臣氏の指揮として、常州牛久へ移り、彼地にて卒せり、鐘樓享五年造れる、○福王寺 同宗なり、赤城山多門院といふ、上野鎮をかき、○福王寺 國新田郡細谷村教王寺末、本尊虚空藏を安ず、曆應二年の草創にして、開基は桃井播磨守直常といふ、法名赤城院輝山禪定門卒年を傳へず、開山朝惠永和三年二月二十四日寂と云、○十王堂 華藏

襄善者萩野七郎兵衛 當村の名主なり、先祖は萩野孫三家繁傳へざれば詳なることは知らず、今の名主七郎兵衛が曾祖父七郎兵衛、寛保二年の洪水寶曆元年の凶作に、麥百俵宛此邊の村々へあたへて助力せり、祖父七郎兵衛の代に至りて、又

安永九年六月洪水にも、秋作ごとく水腐し、村内困窮に及しに、麥二百俵を助力し、其上秋の貢物を皆已代りて納めしかば、御代官布施彌市郎が奉りて賞行はれ、銀子十枚を賜ひ、其身一代帯刀を免され、苗字は子孫まで免たまはる其後天明三年淺間山焼出をびたゞしく砂降しかば、泥土をこくとく田間に押流しぬ、農民の困窮云はんかたなし、此時も己が力を以て手當し、すたれんとせし田地を起返せしかば、又賞せられて銀七枚を賜る、同年利根川修理のことに預かり心を用ること大かたならざりしかば、又銀十枚を賜ふと云、今の七郎兵衛に至りても、村内困窮なる者あれば、米錢を與へ、飢餓を救ひ、他村の窮民などにも、米錢を與へ、其足ざるを補ふといふ、

藤岡領

○岡村 附持添新田 岡村は大寄郷藤田庄に屬す、江戸よりの行程二十里、今は領名を失ひしと土人の傳れど、元祿年中までは藤岡領と唱へ、且其地形もその領に屬せる村々に孕れ、其實彼領に屬せしものなるべければ今此に出せり、家數二百十二軒、長吏十六軒、東西二十二丁、南北十三丁、東は岡下村、南は山川村、西は西田村、北は瀧瀬村、長は矢島村なり、中山道村の中を通ず、正保のものには日向傳右衛門・小西助右衛門知行、岡林寺領・谷正寺領とあり、日向の知行はいつの頃あがりしや、寶永三年曲淵市太夫數原通玄に賜ひ、これもあがりて享保十

七年黒田豊前守に賜て今に替らず、小西の分は則子孫助右衛門知行なり、外に小山川の邊に流作場あり、佐久間伊十郎・市川庄左衛門檢地して、今御料に屬し持添とす、高札場

小名 當後新田 岡新田

小山川 北の方を流來り、村内の用水とす、川幅十二間、板橋をかけ長八間許、是中山道の街道にあり、川に傍りて堤あり

黒田豊前守陳屋 中山道往還より南方にあり、廣一町四方、元文二年の造建なり、

聖天社 本地十一面觀音を安ず、村の鎮守にして、岡林寺持なり、下三社、共に同持、

島護明神社 瓊々杵尊を祭る、神主森田兵衛、熊野社

白鬘社

岡林寺 新義眞言宗、本郷村東陽寺末、金蓮山觀音院と云、開山重弘文明二年十月二日寂、本尊十一面觀音を安ず、

○全昌寺 山と號す、開山松興寛文二年九月二十日示寂、本尊釋迦、以上二ヶ寺古へは御朱印ありしよし、既に正保の郷帳には二ヶ寺の寺領みゆ、谷正寺と記す、谷は全の誤か、昌を正とかくこと、昔はかく云しや、今何れも其地を存せず、

舊家勘治郎 氏を田嶋と稱す、黒田豊前守が名主を勤む、其祖先を尋るに岩松遠江五郎時兼の次男經國なる者、

小山川 村の南方にて、中山道の往還を貫く、川幅八間許、

聖天社 村の鎮守にて、立岩寺持、

熊野社

諏訪社

牛頭天王社 天神を合祠す、以上村民の持、

立岩寺 天台宗、東叡山末、龍瀨山正法院と號す、元は院號の寺號を免許ありし由、天和年中焼失、諏訪社 鐘樓 正徳の鐘を、寺傳を失へりと云、本尊釋迦、

○觀音堂 二字持、村民の鐘を、

秋元越中守陣屋跡 今陸田なり、五反六畝ほどの地にて、東のことは上野臺、についき馬場跡といふ所あり、猶越中守村に出せり、

○宮戸村 宮戸村は郷名を傳へず、庄の唱は前村に同く江戸よりは二十一里の行程なり、東西一丁餘、南北一丁半、東は横瀬村、南は瀧ノ瀬村、西は牧西・小和瀬の二村にして、北は上野國佐位郡島村なり、家數四十七、御入國後蘆田右衛門大夫領せしを、慶長以後依田肥前守知行となりて、今に子孫兵庫知れり、檢地は天正十九年卯八月六日と傳て、水帳の寫を藏せり、されば此邊の村々も同時に檢せしにや、

弘長年中父の譲りを受、上野國邑樂郡田嶋の郷に住し、田嶋又太郎と稱す、其子太郎二郎政國其子將監經榮、觀應二年間二月新田義宗笛吹峠合戦の役に從ひ、退散して本國に歸らず當所に跡を止むと云、夫より十三代經命にいたり、長男命義を分家し、次男經明に家を譲る、經明より七代連綿として今の勘次郎徳一に至る、豊前守領分になりしより、舊家なるを以て扶持米等を與へ、苗字帯刀を免す、古系圖ありしが、先年焼失せしにより、岩松家へ申出、寛延元年岩松慶祐より與へしとて、一軸の系圖を藏す、且外に經榮が代より書し系圖を所持す、

○瀧ノ瀬村 瀧ノ瀬村は瀧瀬郷と唱ふ、庄名江戸よりの行程前村に同じ、東西二十五町、南北四丁、民戸百三十四、東は町田村、南は岡村、西は牧西村、北は横瀬村なり、村の南に中山道の街道あり、東西に通ふ流あり、備前堀と云、當村すべて畑なり、岩松家の所藏に、貞治二年五月基氏より岩松治部少輔へ下す文書に、武藏國榛澤郡瀧瀬郷内下手墓村云々とあれば、此郷の古く且廣き事知らる、中古上杉家領分の頃は、秋元越中守の所領なりしが、御入國の後蘆田右衛門大夫領分となりて、其後遠山半左衛門の知行となりしを、いつの頃かなかばを黒田豊前守に賜りて、今子孫黒田豊前守と遠山忠兵衛二人の知る所なり、

高札場 二ヶ所

小名 前堀田 北堀田

高札場

小名 藤塚 前久保

八幡社 村の鎮守、觀泉寺持、下三社、同持、

稻荷社

諏訪社

天神社

稻荷社

山神社 以上二社村持、

觀泉寺

彌陀堂

○小和瀬村

里數前村に同じ、民戸七十八、東西五丁、南北一丁程、

東は宮戸村、南は牧西村、西は兒玉郡元仁手村、北は利

根川を境て上野國島村なり、皆畑にて正保のものに南條

金左衛門御代官所、稻垣若狹守・三枝土佐守知行とあり

其後當村より一本木村と云枝郷分る、これより三枝の所

領は一本木村へ分れしと見ゆ、稻垣の分はいつの頃か上

り佐久間某に賜ひ、御料の外今子孫和三郎知行せり、

高札場二ヶ

利根川

村の北の方を流る、川幅二百間に餘れり、此邊に船問屋七軒あり、又高六尺の水際堤を設く、

に替賜ひ、後三枝・龜井分は上りて御料となり、是も文化八年水野に増し賜しより今に六給の地なり、檢地は天正十九年・正保三年の兩度、時の地頭糺せり、

高札場

小名 上 中 下 裏

元小山川

當村のみの唱なり、南

及利根・烏二川等の水除なり、

八幡社 村の鎮守とす、慈

神明社

天神社

稻荷社二字 一は神主宮崎伯耆

諏訪社二字 一は寶珠寺持、

蘆原社寶珠寺持

寶珠寺

藏な 鐘樓寶永四年鑄

末、十一面觀音

師堂慈眼寺持

○觀音堂村民

○阿彌陀堂持

○藥

○慈眼寺寶珠

○釋迦堂

○觀音堂

○阿彌陀堂持

○藥

○釋迦堂

○觀音堂

○阿彌陀堂持

○藥

○釋迦堂

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

稻荷社 村の鎮守にて

寶藏寺 新義眞言宗、後榛澤村東光寺末、寶珠

山藏院と號す、本尊地藏を置り、

下二寺同じ、飯玉明神社

本尊阿彌陀、

○長光寺本尊

○正覺寺本尊

○庵一字 郡元

○藥師堂石佛、長五尺許、裏に寶治元年丁未六月七日と彫れり、

○庵一字 郡元

○藥師堂石佛、長五尺許、裏に寶治元年丁未六月七日と彫れり、

○庵一字 郡元

○藥師堂石佛、長五尺許、裏に寶治元年丁未六月七日と彫れり、

○庵一字 郡元

○藥師堂石佛、長五尺許、裏に寶治元年丁未六月七日と彫れり、

○庵一字 郡元

○藥師堂石佛、長五尺許、裏に寶治元年丁未六月七日と彫れり、

○庵一字 郡元

○藥師堂石佛、長五尺許、裏に寶治元年丁未六月七日と彫れり、

○庵一字 郡元

○小和瀬村 一本木村は元小和瀬村より出たる地なれば、四境定かには辨じがたし、皆畑にて民家もなし、元三枝土佐守知行にして、後御料所に屬す、當村に川岸場あり、一本木河岸と云、寛永年中はじまれりと云、又川に添て堤あり、江戸までの川路三十里餘、

○牧西村 牧西村は村東橋引野に古へ牧あり、そこより西に當る地なれば斯呼べりと、郷庄の唱江戸への里數前に同じ、戸數百三十、東は小和瀬・一本木・宮戸・横瀬・瀧ノ瀬の五村、南は岡・西田の兩村、西は兒玉郡鶴森・傍示堂の二村、北も同郡仁手村なり、東西凡二十丁、南北十丁許、用水は小山川より引沃ぐ、村南を中山道貫けり、正保の頃は丸茂與左衛門・奥津兵左衛門・山本半三郎・横田五郎三郎・雨宮權左衛門・龜井權之助・三枝土佐守・稻垣若狹守知行なり、然るを元祿十一年稻垣の分を水野右近

舊家者彦右衛門

地頭水野が名主を勤む、由緒書を閱るに、先祖鶴田若狹守嘗て、森武藏守が女を娶て、

男孫八郎俊政を産む、俊政母家の姓を冒して森と號すと云、

此武藏守は織田氏に仕へし長一の事なるにや、若然らんに

は年代少く違に似たり、家傳に據に俊政は古河の義氏に仕し人

にて、弘治・永祿の間、義氏より賜はりし感狀の案あり、是疑

ふべきものなれど、

姑く左に載す、

今度於上州安中城働之處高名之至也、馬壹疋出之於

子孫可申傳也、

弘治二年十一月十六日 義 氏花押

森孫八郎殿

昨廿三日於上州境野宿首一討捕神妙至也、彌可抽心

差也、依忠可賞宛行者也、

永祿五年正月廿四日 義 氏花押

森孫八郎殿

於上州新田領三千石之所出之、度々軍忠依有之爲加

増宛行之者也、無異儀可有所知、仍如件、

十二月四日 義 氏花押

森孫八郎殿

又左の文書一通は、黒印を押せしみにて、其與へし人を詳

にせず、按に郡中黒田村萬光寺天正十五年丁亥の文書にも、

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

此黒印ありて與へし人を載ざれば、何人の印なるを詳にせず、

書付

歎方へ之の儀、給恩之者共并神領寺家方之於可致之、難澁輩可及其斷者也。

申之年極月十六日

鴛田若狹殿

領名未勘

○西田村 西田村大寄郷藤田庄に屬す、江戸への行程二十一里、戸數二十五、東は岡村、南は沓掛村、北は牧西村、西は小山川を隔て、兒玉郡東五十子村なり、東西六町、南北十町許、當村正保の頃は新見七右衛門知行なりしが、いつの頃にや佐久間與一の先祖に替へ賜ひ、又元祿十一年津金新十郎・大岡傳藏の先祖に賜はれりと云、この二給の地は元沓掛村に屬せし地なりしが、この頃より當村に屬せしにや、村内にては傳へを失へり、今も三給の入會なり、

高札場

小名

沓掛 元隣村沓掛分なりしゆ、西南を流る、幅八間、村内の身馴川に合す、
新屋敷 上 中 下
○身馴川 川幅十間程
○小山川

村の西兒玉郡の境を通ぜり、川幅十二間程、

喜多明神社

村の鎮守なり、大巳貴命を祀ると云、本地佛阿彌陀如來を安ず、後榛澤村東光寺持、

○太神宮 村民の持、

○藥師堂
○阿彌陀堂

○沓掛村 附持添新田

沓掛村も郷庄の唱へ江戸への里數前村に同じ、郡中小前田新田村の民、兵五郎が藏する北條氏邦より出せし鹽荷の文書中に、深谷御領分榛澤沓掛云々と見えれば、村名の唱古きこと知るべし、民家二十五、東は岡村、西は榛澤村、南は榛澤新田村、北は西田村なり、東西三町餘、南北八町許、村内中山道本庄宿より比企郡小川村への往來係れり、正保の頃は日向傳右衛門・石野六左衛門知行所なりしが、何の頃にや上りて御料となり、又文化八年水野右近に賜はりしより、今も其子孫藤次郎知行せり、此餘少許の新田を持添とす、是は御料に屬す、

高札場

志戸川

村の西を流る、幅八間餘、

熊野社

村の鎮守なり、本地十一面觀音を安ず、妙權寺持、

○天神社 同寺

○雷電

社村持、下
○稻荷社

妙權寺

新義眞言宗、江戸大塚護持院末、石山貴樂院と號す、本尊は地藏なり、開基は地頭石野某と傳、

阿

彌陀堂

觀音堂

○山崎村 山崎村も郷庄の唱江戸よりの行程前村に同じ、民戸三十五、按に當國七黨の内猪股黨に、山崎國氏・同三郎光氏といへるものあり、殊に隣村櫻澤に三郎光氏を祭りしと云八幡社もあれば、是等當所に住し、在名をもて名とせしなるべし、東より南は今泉・針ヶ谷の二村にて、其間東には山川村も係れり、北は榛澤新田村、乾は榛澤村、西は後榛澤村、坤は兒玉郡關村に境へり、東西十二町、南北十四町餘、今泉村の境山上に鎌倉海道と稱する處あれど、今は路も分ち難し、正保の頃のものに加藤牛之助知行とあり、今も子孫傳兵衛の知る所なり、檢地は萬治二年南條金左衛門札せり、

高札場

小名

米田 小池 丑池 新溜 西池 天台

山崎山

村の東南の方に當れり、登り七八町、○志戸川 西の當村及今泉・針ヶ谷の三村に跨れり、

方流る、川幅五間程、○藤治川 東北の方にあり、この川隣村榛澤村に

天神社

村の鎮守なり、熊野稻荷を合祀す、地藏院の持、下六社、持同じ、

○熊野社

○太

神宮

○雷電社

○山神社

○諏訪社

○辨天社

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

地藏院

新義眞言宗、兒玉郡栗崎村有勝寺の末、天神と號す、本尊藥師、開山盛傳元祿十六年九月示寂、○觀

音堂 地藏院の持、

○榛澤村 附持添新田

榛澤村は昔後榛澤及新田村等を概して一村なりと云へり、されば榛澤郷の元村なるべけれど、今は此郷の唱は失ひて、大寄郷藤田庄に屬すと云、江戸よりの里數前村に同じ、按に東鑑「榛澤六郎成清あり、又隣村後榛澤村にかの六郎を崇めし祠等あれば、當所に住して在名を稱せし事知らる、又當國七黨系圖によるに成清の父を榛澤三郎成房と稱すれば、成清以前既に當所に居住せしなるべし、民戸九十四、東は沓掛村、南は山崎村、西北はすべて栗崎村なり、其他細かに分てば、良は西田、巽は榛澤新田、坤は後榛澤及兒玉郡小茂田村にて、乾は五十子村にも交れり、東西十七町、南北十一町程、村内一條の往來あり、中山道本庄宿より比企郡小川への往還なり、當村正保の頃のものは、酒井河内守知行とあり、後寶永五年數原通玄、享保十七年黒田豊前守明和七年松平大和守に替賜り今も替らず、外に當村持添の櫛引原新田あり、檢地等すべて前に同じ、

高札場

小名

上 中 下 兒玉 川隅 新堀 新屋鋪 中内

手 茶園場

志戸川 村の南を流る、川 ○身馴川 西方を流る、幅二十八間程、

御靈社 村の鎮守なり、これも上ノ宮と云、榛澤六郎當所を領せし頃、勸請すといへど詳ならず、本地十一面觀音を安ず、泉藏 ○下ノ宮 御靈の下の宮なり、稻荷社二字は經藏院の持、

○聖天社 これも經藏院は村民の持、下同じ、○淺間社 ○天

神社二字 一は弘福寺の持、在売天神と號す、鎌倉在柄天神の寫なりと云、されど神體蠅壳の内に在すゆへに、神號の字を用ゆといへり、自

ら別なるべし、一は村民の持、○太神宮 弘福寺

弘福寺 新義眞言宗、那賀郡小平村成身院 藥師堂 ○經藏院 後榛澤村東光寺の末、新義眞言 蓮華山と號す、本尊阿彌陀 觀音堂 地藏堂 熊

野社 鐘樓 寶曆十一年

大乘院蹟 後榛澤村東光寺の持なり、○寶林坊蹟 是も

○榛澤新田村 榛澤新田村も郷庄の名前に同じ、藤岡領の唱ありといへど定かならず、榛澤村より分れしは舊き

ことなる由、されど正保及元祿の改めにも榛澤新田とありて、村の字を添へしは其後のことなり、里數江戸よりの行程二十里餘、民戸七十五、當村野邊村と犬牙して四

方

の境界各村に記しがたし、依て姑く兩村を合せいはば、東は岡村に界ひ、南は山崎村に隣り、西は榛澤村にて、北は杏掛村なり、東西凡八丁、南北十五丁、村内寄居村より中山道本庄宿への往來係り、正保のものには南條金左衛門御代官所、及加藤牛之助知行とあり、今も御料の外牛之助の子孫加藤傳兵衛知行す、檢地は萬治二年南條金左衛門・加藤牛之助糺せり、又山崎村の内にも當村の飛地あり、

高札場

小名 上 中 下 新屋鋪

藤治川 南の方を通ず、川幅九尺程、隣村の小湊落合、當所にてこの川の名起れり、名義は傳へず、○志戸川 西の方を流る、川幅四間程、

聖天社 村の鎮守なり、慶長十一年の勸請にして、○神明社 本地十一面觀音を安ず、永樂寺の持、

村民の持 ○熊野社 ○稻荷社

永樂寺 新義眞言宗、那賀郡小平村成身院の末、正受山大樂院と號す、開山祐空、寛永二年三月五日示寂、本尊大日、天神社 本地十一面觀音、釋迦堂

○野邊村 野邊村は榛澤新田村の接地なれば、元祿かの村の民開發せしこと、見ゆ、其頃改定の國圖始て野邊分

と載せ、今の如く村と改めし年代は傳へざる由、もとより民戸もなく、榛澤新田村の民來て耕種せり、依て地形も彼村と犬牙し、四隣廣狹共に別ちがたければ、彼村に合て辨せり、郷庄の唱江戸の里數等も前村に同じ、今花井彌三郎・同政藏が知行なる由、賜ひし年代を傳へず、

志戸川 村の西 藤治川 村の南を流る、此二流の

稻荷社 本地佛如意輪觀音を安ず 榛澤新田村永樂寺持

安保領

○後榛澤村 後榛澤村は何の頃よりか榛澤村より分ると云、後の字を冠らせしは昔當所に沼ありて、其堤の邊に榛木並びたり、其後の方をいへりと、大寄郷藤田庄に屬す、江戸への行程二十一里、戸數八十、東は山崎村、北は榛澤村、西は兒玉郡小茂田村、南も同郡關村なり、

東西十六町、南北十七町、正保の頃は石野新藏・同十右衛門知行せしが、元祿十一年新藏が分を、安藤彦四郎・佐久間和三郎二人の先祖に替へ賜ひ、殘る地は同十三年谷邊泰安・美濃部主水が先祖に賜へり、十右衛門が子孫を今主水と稱す、

高札場

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

二六六

二六七

針ヶ谷村 附持添新田 針ヶ谷村は郷庄の唱前村に異ならず、江戸の行程二十里餘、家數六十一、東は榎合村、西は今泉村、南は本郷村、北は山川村なり、東西七町半

宅とな

陣屋蹟 古へ賀美郡安保の領主たりし安保氏の陣屋蹟と云傳ふ、安保氏の事は、同郡元安保村に詳なり、今は村民の居

淺間社 稻荷社 藥師堂 ○香藏寺 諏訪山鑑造なり、

本尊阿彌 諏訪社 ○無量寺 正觀音を本尊とす、以上東院を置

東光寺 新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺末、甘王山壽勝院と號す、此院號縁起には自性とあれば、後年書改めしものにヤ

起あり、其略に本尊藥師は、行基菩薩鎌倉雪ノ下にて、彫たる靈像なりしを、成清・建久の頃當所に安置し、其後康安年中僧祐宗再造し、至徳三年本山弘光寺より法流相續すと云々、卷末に文安四年沙門某書と記したれど、まさしく其頃のものとはおもはれず、よりにて姑く大略のみを載す、鐘樓

寛政七年の、

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 榛澤郡之三

餘、南北十町許、村内一條の道あり、兒玉郡本庄宿より比企郡小川村へ通ず、是を鎌倉古街道と云傳ふ、正保の頃は石野新藏・同十右衛門・花井庄左衛門の三給なりしに元祿三年新藏の分を小野内記に替へ賜ひしが、後又上りて御料となれり、此新藏の先祖新左衛門は、今泉村廣大寺開基にして彼寺は慶長中の草創なりと傳ふれば、其頃はや是邊を知行せしこと知らる、今は十右衛門の子孫、主水庄左衛門の子孫新三郎の知行と御料所也、檢地は承應三年南條金左衛門糺せり、此餘櫛引原と唱る新田を持添とす、延享二年神尾若狹守檢し、御代官支配す、高札場

高札場

小名 東谷

八幡社 村の鎮守なり

○神明社 ○稻荷社 以上村の鎮守なり

弘光寺 新義眞言宗、教王山佛母院と號す、寺領三十石の御朱印は慶安元年賜へり、當寺は弘法大師、大同二年開基せし大道場なりと傳へて、今に大坊と稱す、されど創建の詳なることは知らず、中興僧祐尊は應安三年正月十八日寂すといへば、兎に角古刹なることは論なし、和州小池坊の一萬住職する寺なる故、彼の末寺など世人はい、へど左にあらず、元より無本寺なり、古よりの記録、什寶等許多ありしといへど、文化年中火災に罹りし故、無本寺たりし由來、その外のこと都て詳ならず、本鐘樓 寛永十八年の鐘ありしといへど、尊不動を安ず、鐘樓今は寛永二年再鑄せるをかく、聖天社 稻荷社 天神社 雷電社 龍善女龍王社 痘

新編武藏風土記稿卷之二百三十三

榛澤郡之四 鉢形領之一

○本郷村 附持添新田 本郷村は杉森郷藤田庄と唱ふ、江戸より二十一里の行程なり、家數百五、長吏十軒、四隣東は柏合・大谷の二村、南は用土村、北は針ヶ谷村、西は那賀郡古郡村なり、東西二十町、南北十町餘、用水は荒川を引用ゆ、村内東の方に比企郡小川より本庄宿への往還かゝれり、往古の領主檢地の年代を傳へず、正保及元祿の改には花井勘左衛門知行とあり、其後いつの頃か、村内をさきて庶子彦太郎へ分地せしより、勘左衛門が子孫政藏彦太郎が子孫、花井彌三郎等知行す、此外に當村持添櫛引原新田と云あり、延享二年堀江荒四郎檢地して御料所となる、

高札場 小名 伊勢方 中村 渡邊 馬場 形屋 木下 田島 荒川 村の西の方を流る 川幅二百間許、飯玉明神白髭明神合社 村の鎮守なり 別當大正院 本山派修驗、那賀郡白石村

瘡神 觀音堂

○今泉村 附持添新田 今泉村も郷庄の唱檢地等前村に同じ、江戸より二十一里の行程なり、民戸二十八、東は針ヶ谷村、南は本郷村、北は山崎村、西は兒玉郡關村、東西十町、南北八町許、當所も石野新藏の知行にて、上りし年代は詳ならざれど、前村と同一元祿の頃御料となりしにや、其後明和七年尙御料所たりしを、松平大和守に賜しより今に替らず、こゝも櫛引原新田を持添とす、享保十八年長崎孫七郎・中島十左衛門檢地、後にも松平大和守に賜ふと云、

高札場

小名 湯下

村の西の方山の中程に小池ありて、久旱にも水涸ることなし、これ古の温泉壺の名残りにして村名も是より起るといへり、

藤治川

村の南よりを流、幅二間許、

聖天社

村の鎮守なり、廣大寺持、下同、

宮 愛宕社 稻荷社

廣大寺

○淺間社 ○荒神社 ○太神 禪宗曹洞派、上野國碓氷郡後閑村長源寺末、鳳順山と號す、本尊は釋迦、開基虎三存隆慶長十八年六月十一日化す、開基は昔の地頭石野新左衛門道廣にて、慶長十八年四月十三日没す、

新編武藏風土記稿卷之二百三十二 之終

寶積院配下、本尊不動を安ず、○天神社 藤田社 藤田郷寄居村の聖天を尊不動を安ず、

の社號ありと云、されど寄居村正龍寺の舊記に、康邦夫婦及び先祖政行の三靈を神に祀り、用土城西北の原野中藤樹の下に三社を建立し、藤田大明神と唱ふと、是當社のことなるべし、○赤城明神社 ○聖天

社 ○八幡社 ○諏訪社二字 ○稻荷社五宇社、すべて大正院

定光院 禪宗曹洞派、末野村少林寺の末、清涼山と號す、本尊正觀音、開山天翁英恩寛永二年正月示寂す、開基は地頭の先祖花井伊賀守にて、寛永十五年九月十六日卒す、境内に石碑あり、法名大極院天山定清居士、花井氏代々の葬地也、

白山社 ○東陽寺 新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺の末、藥師堂 寺中 安養寺 本尊彌陀、無量山と號す、寺中にて山

大寺ならねば、由ある寺中ならん、○觀音堂 是を土觀音と稱す、弘法大師の馬の尿をもてこね作りしと云傳ふ、もとより信じてたし、首はなく胴のみを存せり、

陣屋蹟 村の西の方にあり、小名木の下と云、御入國の後菅沼

を造りしと云、堀のあと少しく遺れり、又傍の林中に、石碑あれど文字はなし、

○大谷村 附持添新田 ○上大谷村 同 ○下大谷村 同 大谷

村は藤田郷萱新庄榛里と云、上下大谷村は元當村と一村

二六九

なりしが、いつの頃か分村すと云、正保のものには一村にて、元祿の改には三村を出したれば、此間に分れしなるべし、因て四隣町數各村には云がたければ、合せて此に云に、東は境村、西は猿喰土村、南は北根村、北は榎合村なり、東西十七町、南北二十町、江戸よりの行程十九里餘、村内に二條の往還係れり、熊谷宿或は深谷宿より共に郡中寄居村へ至るの道なり、民家大谷村四十八、上大谷村三十二、下大谷村五十、檢地は明暦四年いまだ一村たりしとき、南條金左衛門糺せり、正保のものに神谷助兵衛・榎本助三郎・大草源右衛門知行と、南條金左衛門御代官所とあり、この内榎本助三郎の知行は、元祿十一年徳永小膳に賜はり、餘の二給は子孫神谷鏡之助・大草鉦五郎が知行所と、御料所のぶんはいまもかはらず、外に延享二年神尾若狹守が糺せし榎引原新田あり、上中下三村の持添にして御料所なり、

高札場
小名 柳澤 高木 谷原 立野
桑名明神社 上大谷村にありて鎮守とす、村民の持、
鎮守なり、
村民持、
同村持、下
○稻荷社 下大谷村にあり、
○山ノ神社 上大谷村にあり、
○天神社

寶積寺 下大谷村にあり、新義真言宗、針ヶ谷弘光寺末、吉
寺末谷盛山地藏院と云、本尊大日を安ず、 地藏堂
諏訪社 八幡社 鐘樓 寶曆四年鑄造、
持 ○地藏堂 下大谷村にあり、
村持、
○榎合村 附持添新田 榎合村は大寄郷藤田庄と唱ふ、正保及び元祿の改には隣村柏合を通じて、一村とし、日根野長五郎知行とあり、今土人は榎合・柏合自ら別村にして、唱は同じけれど文字を異にすと云、想ふに元祿の後村内の半を裂て御料となりし頃、當村は元の字を用ひ、日根野が知行の方は、柏の字に書換しものなるべし、其後又村内をわけて安藤筑後守に賜ひしより、今は御料所と筑後守が子孫小膳知行す、家數六十二、東は人見村、西は針ヶ谷村、南は大谷村、北は柏合村なり、東西八町餘、南北五町許、江戸よりの行程十九里、村内に中山道深谷宿より秩父郡への往還かゝれり、當村にも神尾若狹守が糺せし持添の新田あり、榎引原と唱へて御料所に屬す、本田の檢地は詳ならざれど、隣村柏合の傳によれば、分村以前寛文元年の繩なるべし、
高札場
八王子權現社 當村及柏合村の鎮守なり、兩村持、本地佛無盡意菩薩を安ず、

最勝寺 新義真言宗、針ヶ谷村弘光寺末、吉
新山毘沙門院と號す、本尊不動、 藥師堂 ○普
門寺 同末、蓮華山觀音院と號す、
觀音堂持

○柏谷村 附持添新田 柏谷村の沿革は前の榎合村に辨ぜし如し、郷庄の唱江戸よりの行程村内の街道等又前村に同じ、四境東は人見村、西は宿根村、南は榎合村、北は鼠新田村なり、東西十町程、南北九町許、當村正保の改前より、始終日根野長五郎知行にして、今の長五郎に至る、檢地は寛文元年野村彦大夫糺せりと云、前に云如く分村以前のことなりと知らる、當所にも榎引原新田とて延享二年改の新田あり、御料所に屬す、
高札場

觀音堂 村持下、
同村持、
○藥師堂
○田中村 田中村は藤田郷荳荳庄に屬す、江戸の行程前に同じ、家數百二十、外に長吏五軒、四境東は菅沼村、西は永田村、南は荒川を隔て男衾郡本田・鳥山の二村、北は境・原・折之口の三村なり、乾は北根、長は長在家村にも少しく係れり、東西十七町、南北十五町餘、村内に中山道熊谷宿より秩父郡へ通ずる道あり、土人の傳に當村元は原村と一村なりしといへど、正保の改にも當村を載て津金助之進知行とあり、今も其子孫新十郎知行すれば

分村せしも古き事にや、此外に享保三年大屋木工之助が糺せし新田あり、御代官支配す、
高札場

小名 禿ヶ谷戸 宿 川並 貴船 新堀 中里 新田
荒川 此川の内に渡場あり、男衾郡本田村の持、
知形明神社 父國造知々夫彦命の十世の祖なれば由ある社にや、古へは千方と書しが、いつの頃よりか今の文字に改しといへり、應正寺持、下同、
○諏訪社
○見目明神社 ○稻荷社 ○貴船社 天澤寺持、
應正寺 新義真言宗、針ヶ谷村弘光寺末、吉祥、
福寺 同末、福傳山地藏院、
山藥師院と號す、本尊藥師を安ず、開山前惣持風山示寂の年を失ふ、開基は故地頭修理助元和二年八月十八日卒す、法名天澤院善忠湛譽居士、
鐘樓 安永三年鑄造、
石碑境内にあり、
藏堂 村持、
同村持、
○觀音堂

○境村 附持添新田 境村は或は坂井とも書く、榛澤郷に屬し、庄名及江戸より行程前に同じ、民家八十三、東は折之口村、南は原・田中の二村にて、西は大谷村、北は北根・人見の二村なり、東西十五町、南北十一町、村内に熊

谷宿より八幡山町へ通ふ道あり、正保の改には吉田彌右衛門・加藤甚之助・田村助太郎知行とあり、是は慶長六年或は五年、近郷黒田・長田・大屋・原郷及當村と合て五村一紙の書出を下されて、間宮彦六信次等七人に賜ひし所なり此内甚之助が知行は上りて、いつの頃か竹内五六左衛門・同十兵衛等に賜ひ、残る二給は今子孫吉田金次郎・田村富之進が知る所なり、又永田村名主源大夫が所持の書付に、慶長五年吉田與右衛門正景、境村・永田村知行拜領せし書付あり、これによれば吉田氏へ當所を賜はりしは、慶長五年なるべし、外に寛保三年大屋木工之助が糺せし新田あり、當村の持添にして御料所なり、
高札場

小名 上 中 下 新井 鍛冶屋 篠ヶ谷土 大竹 薬師堂 鹿野

玉津島明神社 村の鎮守なり、本地十一面觀音を安ず、大聖寺持、
○天神社 ○地

神社 ○山王社 以上三社、
○天王社 ○赤口神社 以上

大聖寺持 ○諏訪社 村民

新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺の末、不動山明王院と號す、開山實祐寛永九年十一月二十日示寂す、本尊不動を鎮樓、寛永十七年 ○寶泉寺の末、境井山と號す、開山

十叟太孝延寶五年三月十九日 白山社 ○阿彌陀堂村
示寂、本尊十一面觀音を置、
○地藏院 寶泉寺持 ○觀音堂 大聖寺持 ○藥師堂 村民

○永田村 永田村古は長田とも書す、庄名前村に同じ、藤田郷なり、荒川にそひ細長き村なれば、此名ありと云江戸より二十里の行程なり、民家九十三、東は田中村、北は北根村、南は荒川を限り川の向は男衾郡畠山村、西は當郡荒川村なり、東西十八町、南北八町餘、村の南の方に江戸より秩父への往來あり、又西の方に鎌倉街道の舊蹟あり、檢地は萬治二年南條金左衛門、延寶二年地頭間宮喜左衛門糺せり、正保の改には間宮彦太郎・吉田彌右衛門・加藤勘助・田村助太郎知行とあり、慶長五年庚子吉田氏に賜はりしことは前村に辨ず、間宮彦六信次が譜には、當所及原村の采地は六年辛丑賜ひしとあり、一紙の書出なれば誰か訛なるべし、其後加藤田村の知行は上て明和三年松平大和守に賜ひ、又いつの頃か佐久間和三郎に賜はり、吉田間宮の分は今に替らず、其子孫間宮仙太郎・吉田金次郎が知る所なり、
高札場

小名 上 中 下

荒川 村の南郡界を流る、川幅三百間許、こゝに渡場あり、瀧ノ渡しと云、川のきしに少の瀧あるをもてかく名づけし

と云、村民の私に設る所なり、向は男衾郡畠山村なり、南北共に斷岸にして、急流砂利の間を屈曲す、勝景賞すべし、その圖を右に載す、舟子一人ありて船一艘を繋置、

八幡社 村の鎮守なり 末社 稻荷 天神 ○天神社 村民

下二 ○稻荷社 ○十二天社

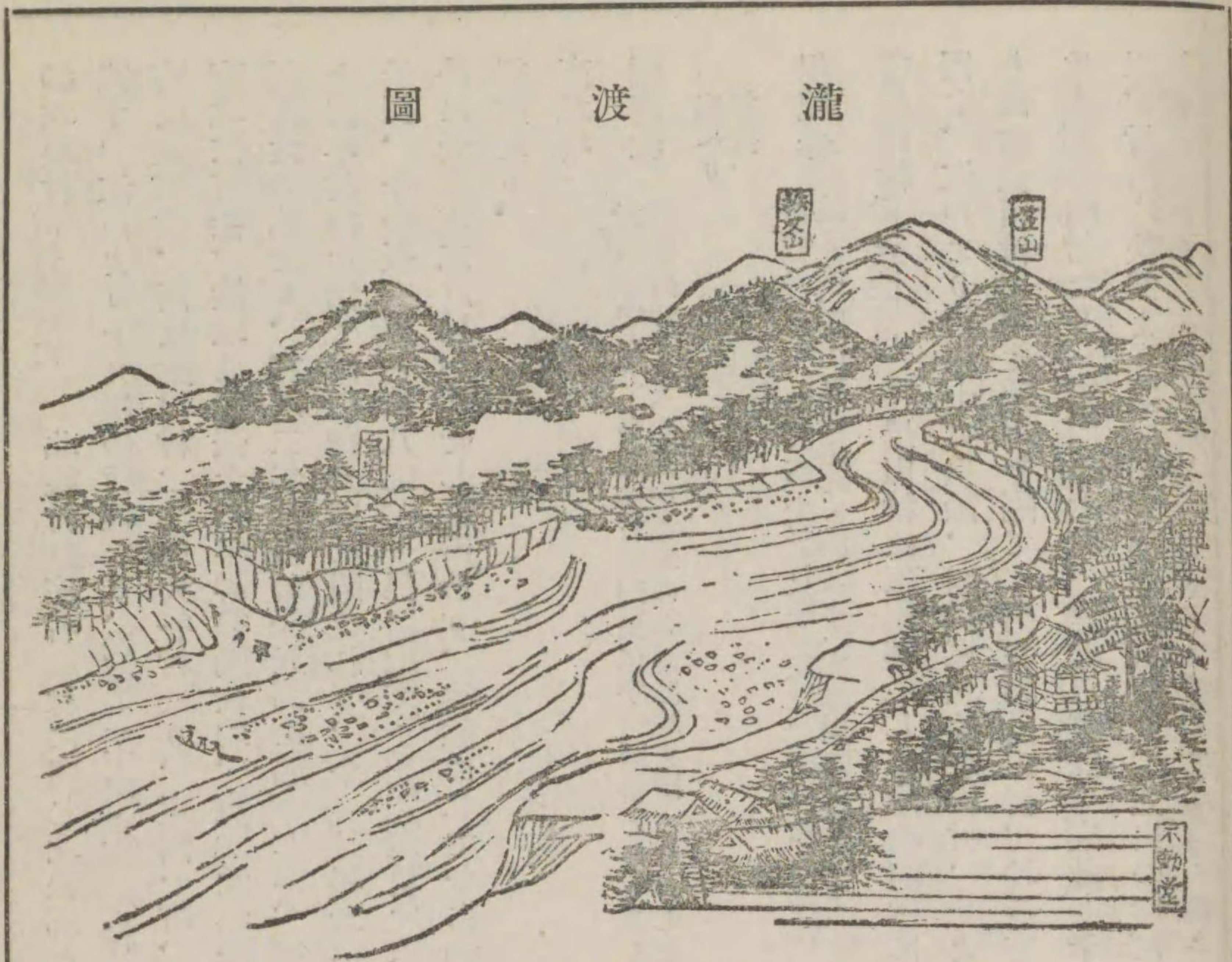
長樂寺 新義眞言宗、大和國初瀬小池坊の末、瀧岩山不動院と號す、本尊大日を安ず、古は不動を置りと云、開山能

辨寛永年中の僧とのみ傳へて、示寂の年月を失ふ、 十王堂 ○瀧不動堂 渡場の上の瀧なり、長樂寺持、 ○藥師堂 二字一は長樂寺、 ○地藏

堂 二字ともに村民持

舊家者源大夫 氏を野邊と稱す、吉田金次郎が名主を勤む、

忠を勵まし感狀五通を賜はる、天正四年十月十二日辛す、法名野邊院將監康忠居士と號す、其子大學之助地頭吉田與右衛門と同一、大坂御陣に従ひ頗る軍功ありと、先祖將監が書し天正年中の日記あり、其子大學之助又志をつぎ書つづけし故彼御陣供奉のこと委く載たり、其日記及び感狀地頭に借られ今に還さずと云、慶長五年地頭與右衛門正景、永田村境内知行拜領の書付に、庄屋野邊大學之助とのとあり、されば地頭の當所を賜ひしは此頃なるべし、又同十九年貢石盛の書付にも大學之助とあれば舊家なる事知べし、



○北根村 附持添新田 北根村は庄名前村に同じ北根郷と號す、江戸より十九里の行程なり、民家二十四東は境村、南は永田村、西は荒川村、北は大谷村なり、東西十町、南北二町餘、檢地は慶長十六年神谷彌五助、寛文元年野村彦大夫糺せり、寛永二年日根野長五郎に賜ひしが、寶永四年村内を割て岡田新八郎に賜はれり、今も日根野が子孫、今の長五郎と新八郎が子孫、出雲守との知行なり、外に大屋木工之助が糺せし新田あり、持添にして今に御料所なり、

高札場

稻荷社 村の鎮守なり、名主彦右衛門先祖宇野圖書といへるもの勸請せりと、慶長中檢地の時を除地を附するよしを

傳へり

根龍寺 新義眞言宗、那賀郡小平村成身院末、阿彌陀山北住院と云、開山弘覺寂年を傳へず、本尊阿彌陀を安ず、

○黒田村 附持添新田 黒田村は藤田郷にして庄名前村に

同じ、江戸より行程十九里餘、四隣東北は永田村、北より西は荒川村、南は荒川を隔て、男衾郡島山村、坤の方向は同郡赤濱村なり、東西十七町、南北八町餘、家數七十五、村内に秩父より向は男衾郡赤濱村なり、荒川の岸河原の内に川越岩と云あり、鎌倉繁榮の頃北國の者ども、

書等四通あり、後に載す、彼免狀元空に賜ひしものを、舊に依て圓藏坊と記せるは、退轉のとき免狀をとり上げ、名を改めずしてその儘元空に與へし故なりと云へり、されどそれも肯ひがたし、もしくは元空免許を得て、慶長年中奈良村に移り、遺名を受圓藏坊と號し、その後この處に來て當村を闢きしならん、又元空が家系には、元空の父祐宗元和三年上野國を出て、武藏國黒田村に住し、聖護院門跡の末寺本山修驗となり、名を祐尊と改むと云、元空は其子なり、これによれば慶長年中元空圓藏坊となりしと云は、其年歴合はざれど、慶長の文書正しきものなれば、家系の傳は却て取るべからざるに似たり、猶奈良村長慶寺の條并せ見べし、本尊不動及神變大菩薩を安ず、

右於藥師堂林木草不可剪取、若此旨違背輩有之者、可及其斷者也、

天正十五年丁亥卯月朔日

黒田郷

郷付之覺、一すど、一ひなた、一くすわた、一目沼、一やとうこ、一やきた、一かみね、一江袋、一西之郷、一田島、一でき島、一おとろ沼、一太田、一また、一谷ヶ島、一小島、一西城、一ほりこめ、一はす沼、一ますた、一東かた、一いひづか、一にひほり、一くほ島、一十六箇、一見とうかいと、一へつほ、一玉貫井、一原島、一かき沼、一ゑはら、一ほそれ、一いまい、一十條、一南河原、一北河原、一さかまき、一須賀、一西ちやう、一いぬ塚、一池

及び當村のあたりより川越へ通ふ者、しるしとせし故此名ありと云、正保の書籍には南條金左衛門御代官所と、神谷助兵衛・大草源右衛門知行とあり、其後御料は享保十七年黒田豊前守、又何の頃か永島長兵衛に賜ひ、二給の分は今其子孫神谷鏡之助・大草鉾五郎が知行所也、檢地は明曆四年南條金左衛門糺せり、當村にも延享二年神尾若狹守檢地せし持添の新田ありて御料所也、

高札場

小名 臺 神明 肥土 遠原 遠西

荒川 村の南より巽へ流る、川幅此邊はすべて河原、ともに六百間許、

赤口社 鎮守なり、萬光寺持、末社 八幡 稻荷 ○聖天社 是も鎮持同じ、本地 末社 天神 疱瘡神 ○稻荷社 村民十一面觀音、

神社 長徳院持

藥王寺 新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺の末、鐘樓 寛政三年實祐山と號す、本尊藥師を安ず、

○萬光寺 本山修驗、京都聖護院末、正年行事職黒田山をか、慶長三年九月廿六日 岩坊澄孝

とり、一屋、一行田、一河上、一大塚、一中江袋、一くまかや、一ほらい、一さいた、一かどい、以上五十ヶ所、

右任請文之旨被仰付訖、

慶長三年九月廿六日

奈良圓藏坊

先圓藏坊事、對守護所依不相届子細有之、彼知行兩部之檀那衆分等之儀被召放之訖、然に只今懇望候間被仰付元空者也、自今以後抽奉公之忠、不勵入峯之功者不可然之由、依聖護院御門跡御氣色執達如件、

慶長三年九月廿六日

奈良圓藏坊

僧 都在判

對元空武州圓藏坊事、被仰付御奉書之通、無其紛之條、今以不可有相違者也、自今以後抽奉公之忠、可勵入峯之功之由、依聖護院御門跡仰執達如件、

慶長拾四年五月十七日

奈良圓藏坊

法 眼花押
法 印花押

藥師堂 ○長徳院萬光寺配下なり、圓藏山と號す、本尊不動を安ず、 ○不動堂村持
○觀音堂

○荒川村 荒川村は江戸より二十里の行程にて、庄名前村に同じ、家數百四、東は黒田・永田の二村、南は荒川を隔て、男衾郡赤濱村、西は當郡小前田村、北は猿喰土村なり、東西八町餘、南北二十五町餘、村内に二條の往還あり、一は江戸より秩父郡へ通ずる路、一は川越より上州への往還なり、又小前田村の内に飛地あり、北條氏邦鉢形在城の頃は、其臣持田氏住して則其采地たり、子孫今猶存せり、此外河田・中島・土屋など云も此地にありて北條家に仕ふ、時人これらを稱して荒川衆と云しとぞ、御打入の後は加々美戈兵衛・小宮山喜左衛門等に賜ひしと云、正保の改には加々美を省きて、須田次郎太郎と伊奈半十郎御代官所とを載す、其後元祿十一年御料の地を内藤某及大久保氏一族に賜ひて、今小宮山金次郎・須田次郎太郎・内藤右馬助・大久保筑前守・同萬吉・同重太郎すべて六人知行す、檢地は天正中北條氏にて改め、御打入の後文祿四年に袴田七右衛門・内藤左衛門等糺せり、又延寶四年九月御代官深谷忠兵衛再び改む、
高札場二ヶ
小名 只澤この名は村に傳ふる天正年間の文書にものせたり、文中に荒川・多田澤兩村田合など記したれば

古は別に一村をなせしとみゆ、川端 田端 ちがやと ぼそかひと 上宿 下宿 いちの堀 大塚

荒川 村の南を流る、川幅河原ともに五百間、渡船場あり、當村及對岸男衾郡赤濱村との持なり、船二艘、渡守一人を置、
春日社 村の鎮守なり、
○天神社壽樂 村
○稻荷社村

壽樂院 新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺末、
荒澤山不動寺と號す、本尊不動、藥師堂 ○地藏

堂村持、下 ○藥師堂

舊家者太郎兵衛 持田を氏とす、先祖を四郎左衛門と云、源三郎治部左衛門などいへるも同家と見ゆ、

共に鉢形の城主北條安房守氏邦に仕へ、河田・中島・土屋などいへるものと同く、當所を知行して在住す、是も荒川衆の列なり、鉢形城落去の後村民となり、引續きて子孫當所に土着すと云、紋は丸の内に三つ鱗なり、今太郎兵衛が住する地は

小名只澤と云所にて、後に田す文書にも載せし所なり、氏邦より與へし古文書數通を藏せり、其文に、

其郷近邊之荒地、御領所私領共切開次第被下置間、如何様にも地下入相□田畠打開可致知行候構無候、

□不開發者可處重科者也、仍如件、

北條氏邦朱印 申三月廿三日

只澤百姓衆中

掟 一於郷中あるひはしち取、或者喧嘩所當堅令停

止事、一人々うりかひ一圓致ましく候、若賣買いたすに付而者、其郷以觸口無相違可申上可致商賣事、

一かりそめにもかけ之勝負、はくちはくゑきいたす者有之者、認目安於鉢形秩父門わきに可立事、付領主非分就申懸者、以目安可申上事、以上

右三ヶ條就妄者、其郷定置連判衆可處重科者也、仍如件、

北條氏邦朱印 戊三月十五日

あら川持田四良左衛門、同源三郎

一此度帳に載候者共、孫子之代於家等迄、道具もちたやすましく候、又自他所參候牢人など、則致與度たしなきせへく候事、一正月者毎年四日に何も道具持參御禮可申上事、一何も棟別御赦免御扶持之上者誰か知行に踞者大途之御被官たるへく候間、領主代官致非分候は、其郷致一同目安をかき、大好寺曲輪へもち參、大好寺可渡之候事、一公方御用之時者御印判を以可被仰付候事、一年中一度々普請之儀者、從前に致つけ候者其計可致之事、一こしさをん何成共、さし物致たしなみもち可申事、一はをり一ツ紙にて何にてもめんく致□ももち可申事、以上

右之旨能々可相守者也、仍如件、

北條氏邦朱印 荒川たゞ澤 もち田四郎左衛門 亥六月十日 同 治部左衛門

荒川之郷御檢地之辻事、永樂錢貳拾貫貳百九文、此度改之辻、此田 三貫六百六十八文、當開土人御扶持被下事、此取衆 三百卅文持田左京亮、三百卅文同舍人、三百卅文 中島圖書助、三百卅文河田隼人、三百卅文大屋玄蕃、三百卅文同市助、三百卅文彌左衛門、三百卅文孫左衛門、三百卅文小四郎、三百卅文六郎左衛門、三百卅文縫殿助、以上三貫六百卅文、拾六貫五百四十一文 本田高辻、此内 壹貫五百四十一文 持田四郎左衛門御扶持 殘而拾五貫文 風

損目損無之定納、以上貳拾貫貳百九文、永樂錢、一當八月よりもあくるに開候原、何方に牢人何者も開候へ、永代知行に可被下事、一彼宿へ他所より移候者、永代無諸役反入に被 仰出候、然者自前之定にて懸廻役之物、荒川多田澤兩村田合可乞廻事、一方々懸廻他所之者、當秋共かまと可引移候事、

右定所如件、

北條氏邦朱印 戊子八月十五日

荒川之郷 持田四郎左衛門

道具之事、荒河之郷、鑓馬三、もちた四郎左衛門、同人こと藤左衛門、同人こと新右衛門、以上三人、鑓五郎二郎、鑓河田五郎左衛門、やり大島、以上三人、藤右衛門、又二郎、三郎五郎、以上三人、一諸道具申付候事、當意之儀に無之候、永代に正月七月毎年可改事、一彼衆を何時も鉢形可爲籠城候間、觸口かひ次第諸道具持可集事、一持田事を小旗者持何時も御用之時に可走廻事、一此書付之者共もし欠落致者在之を以觸仕可申上、就無沙汰者持田可爲越度事、右之旨能々相守之可走廻候、就無沙汰者可處重科者也、仍如件、

北條氏邦朱印
子十月廿一日

持田四郎左衛門殿

荒川衆、鑓馬 もち田四郎さへもん、鑓 五郎二郎 鑓 藤衛門、鑓 又二郎、鑓 かは田五郎さへもん 鑓 大島 以上六人、同所之内たゝさは、鑓馬 もち田主計助、鑓 同小三郎、鑓 新六、鑓 孫三郎 鑓 よ二郎、以上五人、合十一人、一むねへつ御しやめんの上は、いづれも大途之御ひくわんたるへく

間、しよとくよくくたしなみはしりめくるへき事、一領主ひふんの儀あらば、めやすかき以島村近江守可申上事、一御はたらきの時は中村兩茂田如下知可走廻事、以上

右三ヶ條能々可相守候旨被仰出者也、仍如件、
北條氏邦朱印
丑八月廿日
近 江奉之

中村代 兩茂田との 同百姓中

左に載する文書は、先祖持田四郎左衛門へ賜りし書簡なれば、合せてこゝに載す、

被入御念御文拜し候、御土方筏之外は一切法度御座候間、如何□□申上候、猶御留可有之、此筏之材木は何方々出候、今改日記を此方へこしあるべし、忍々之一狀之伐は、且那衆留守に越候間、こなたへ御返し可有候、恐々謹言、

尚々此末も筏之木竹仁之□出候共、本を改爰元御左右あるべし、爰方筏之外は能々改あるべし、此材木何方々出候は、本を改此方御左右あるべし以上、

三月十三日

長 甚花押
留 久花押
内小 江戸へ留守

平 源花押

持田殿參

又文祿四年繩入の時の書簡あり、左に載す、

自鉢形

御書中過分に奉存候如御意候、此中是一段とさむく罷成候、乍去御繩之□者涯分加せき申候、御安心可思召候、殊更荒河之百姓持田屋敷之令御意に候、尤御意に兵大繩に入不申候は、はつし可申候、兎角何事とも且那被申趣も、御兩卿様御沙汰次第に可仕候之由被申付候は、其御意次第に仕候、恐々謹言、尚々名主之やしき大繩に入不申候は、壹札之取にてはつし可申上候以上、

十一月九日

内藤 左衛門 在判
袴田 七左衛門 在判
河下 平次左衛門 在判

自窪島 日下 兵右衛門 成瀬 吉右様

○飯塚村附持添新田 飯塚村は藤田郷に屬す、庄名前に同じ、江戸よりの行程二十一里、民家九十、南は櫻澤・小前田・荒川の三村、北は用土村、東は上大谷村、西は末野村なり、東西二十丁餘、南北九町許、天正十八年武州塚郷の内、三百三石八斗八升甲州武川衆の内へ賜はりしと

云、其姓名は傳へず、正保度改のとき米倉平大夫・神原四兵衛・島四郎左衛門・横田五郎三郎知行とあれば、是等の人々なることなることしらる、近村原宿村はもと當村に屬せしゆへ、當村も上飯塚村とよび、原宿を下飯塚村と呼びしよし、正保の國圖には上飯塚村とのみありて、元祿の國圖に至りて飯塚村枝郷原宿猿喰土とあり、今は全く別村となれり、又いつの頃か米倉・神原・島の知行は上りて御料所となり、其内をさきて木下某に賜はれり、此神原が知行せし所は、則今原宿村の地なり、よりに今は御料所と横田五郎三郎が子孫、甚藏及び木下求馬が知行なり、檢地は元祿十一年瀧野重右衛門・古川武兵衛糾せり、又當村持添の新田あり、延享二年神尾若狹守が檢地せし處にて、櫛引原新田と稱す、

高札場

末野・櫻澤・當村三ヶ村に跨れり、櫻澤村の條と並みるべし、

十二社權現社

村の鎮守とす、村内壽寶院持、

蓮臺寺 新義眞言宗、下大谷村寶積寺の末、水

にて本郷村東陽寺の末、摩尼山虛

空藏院と云、本尊虚空藏を安ず、

寺末、彌陀山無量壽院

○大通寺 禪宗曹洞派、兒玉郡高柳村長泉寺の末、飯塚山觀

○寶性寺 同宗にて兒玉郡栗崎村宿勝

樹院と云、當寺は元龜三年大庵といへる僧の起立する地なり、よりてこれを開山とす、天正十五年四月十三日示寂す、

○壽寶院 本山修驗なり、本尊不動

○原宿村 附持添新田 原宿村は江戸より二十里の行程にて、郷庄の唱前村に同じ、古鎌倉街道にて頗る宿並をなせし故、其名残りといへど、往古のことなれば詳ならず、已に正保の國圖にも此名みえず、元祿の國圖に飯塚村枝郷とあり、猶其村の條と合せみるべし、されど今も協往還にて、南は小前田村へ十八町、北の方那賀郡廣木村へ二里の行程にて、少しく人馬の繼送りをなせり、民家六十、村の四境南は小前田村、北は用土村、東は猿喰土村、西は飯塚村なり、東西十五町、南北十町、又南北十町、又當村持添の新田あり、櫛引原新田と稱し、前村と同じく神尾若狹守が糺せし所にして御料所なり、

高札場

八幡社

村の鎮守にて 常光寺持、末社 牛頭天王 稻荷

常光寺

淨土宗、入間郡川越蓮馨寺の末、遍照山攝取院と號す、開山持阿上人良心と號す、境内に石碑あり、寂年は正和三年六月五日といへど、近村末野系善導寺にて傳ふる所とは異なり、又總系譜にも某年六月五日示寂とのみ記せり、開基は攝取院妙政法尼と云、これも石碑あれど何人なるをしらず、住僧の手録貞治元年三月十四日卒すとのみ見えたり、猶

末野村の條と合せみるべし、

善導寺蹟

村の北の方にあり、今は年貢地となる、末野村善導寺は古此所より移せしと云、

○猿喰土村 附持添新田

猿喰土村は郷庄の唱江戸よりの行程前村に同じ、民戸四十、村の四境東北は大谷村、西は原宿村、南は荒川村なり、東西十町餘、南北九町、當村古は飯塚村に屬せしことは、彼村の條に云へり、分村以來木下求馬が知行所なり、檢地は前に同じ、こゝにも櫛引原新田を持添とすること前村に同じ、

高札場

足高明神社

村の鎮守なり、觀音寺の持、

觀音寺

新義眞言宗、大谷村寶積寺末、藥王山と號す、本尊正觀音を安す、

○用土村 附持添新田

用土村は江戸より廿一里、民戸二百三十、東は大谷村、西は那賀郡猪俣村、南は本郡飯塚村、北は本郷村なり、東西一里餘、南北十七町程、村内に鎌倉古街道あり、小前田村の方より入り、兒玉郡八幡山町へ通ず、郷名前村に同じ、庄は杉森に屬せり、當所往古は用土原と稱せし廣野にて、元弘・建武の頃は専ら戰

高札場

小名

古城のありし邊なり、高城り今もかく呼べり

宿 伊ノ岡 新堀 藤ノ

木 前耕地

貴船社

村の鎮守なり例、祭九月十八日、

末社 天王 八幡 天神 八

大龍王

金毘羅 別當不動寺、當山派修驗、江戸青山鳳閣寺の配下、貴船山と號す、

本尊

○山王社 二字、村氏の持、○諏訪社 二字、○聖天社

蓮光寺

淨土宗、入間郡川越蓮馨寺の末、大谷山藤田院と號す、開山持阿、本尊彌陀、按に持阿は末野村善導寺開山の弟子にて高德の人なり、地藏堂 辨天社、○龍空寺

新義眞言宗、針ヶ谷村弘光寺の末

辨天社 天神社 密巖

寺 同末、泰治山と

天神社 稻荷社 鐘樓、寶曆九年の

○心光寺

蓮光寺の末、本尊阿彌陀、開山の名を傳、

舊家者富五郎

小淵を氏とす、佐々木五郎左衛門義清が後胤、頼秀なるもの當國小淵に生れ、在名をもて小淵

六郎と稱す、後彈正義次武田信玄に仕ふ、義次四代の孫、彈正次喬當所に生れ、地頭水上氏に仕へ、故有て勘氣を受、當所に籠れりといへど、家系疎略にして詳ならず、

用土城蹟

村の西の方にあり、今は雜木生ひ茂り、四方に堀の蹟残り、是則藤田康邦が時、築きて在城せし處なり

争の地なり、又文明九年長尾景春五十子に陣す、太田道灌上杉を引入、長尾忠景・板倉美濃守・大森信濃守用土原へ押掛云々とあり、其後藤田右衛門佐康邦、男衾郡鉢形城及當郡花園城を養子氏邦に譲り、己が身は此所に引籠り、城を構へて在城す、是より地名によりて用土新左衛門と改め稱せり、按に用土は往古用土郷・用土原などいひて殊に廣き地なりしを、其後次第に墾闢し、村落をなせし頃八郷に分ちしと見ゆ、此唱を負へるは數村なりしが、いつしか唱を失ひ、本郷のみ當村に残れる者なるべし、按に田澤七右衛門正忠甲州落去の後、東照宮に仕へ奉り、熊河村用土村に於て舊領を賜ふとあり、下に云水上鎌田も甲州の家人といへば、同時に賜しなるべし、又栗原大學助忠重も、武州兒玉郡用土村の内にて、領地を賜へりと云、當所は兒玉郡の接地なれば郡を誤しならん、此餘山本與九郎知行及御料も錯れり、寛文年中山本與九郎・鎌田藤兵衛が知行は上りて、富田忠右衛門に賜り、今御料の分は小野朝右衛門に賜ひ、其餘は正徳二年秋元左衛門佐、明和中松平大和守に賜はり、今大和守及田澤久左衛門・水上織部・森本惣兵衛・長鹽長五郎知行入會へり、此餘當村持添の新田を櫛引原新田と呼ぶもの大和守が領分にて、延享四年神尾若狹守糺せしと云、

り、天文の頃は高城と云、康邦及其子重連も同く居城とすと云、按に康邦始め重利と稱し、花園城に住し、用土郷の邊をすべて所領となし、元より山内上杉氏に屬せしが、上杉氏の勢次第に微なるに及て、北條氏康の三男氏吉を養子とし、當國秩父郡岩田天神山の城を附與し、秩父新太郎氏邦と名のらせ、居城花園をも氏邦にゆづり、己は此地へ退去し、名を用土新左衛門と改め、永祿三年八月十三日死す、其子新左衛門重連初め彌八郎と稱す、遺領を繼しが不幸にして頓死せり、北條家よりあたへし文書「管窺武鑑」に見へたれば左にのす、

武州高山知行之内、神田川よけの郷進之候、恐々謹言、

天正十九年三月十九日

氏 康判

用土新左衛門尉殿

河南郷并白石彌三郎跡、在年任落居旨不可有相違者也、仍狀如件、

永祿四年九月九日

氏 康判

用土新左衛門尉殿

上州金井村進之候、可在御知行候、然入事者留書紀明上、於無主は可指添者也、仍如件、

六月九日

氏 康

用土新左衛門尉殿

知行方、武州長濱郷、同保木野之村、同久長村、以

上右今度其方舊領所之相違由之、當方面々雖同前儀候、其方一亂以來忠信不淺間、彼三ヶ所永進之申候仍狀如件、

永祿六年癸亥二月廿六日

氏 政判
氏 康判

用土新左衛門尉殿

織田返候間一筆進之候、此間者御嶽郷珍敷儀無之候哉承度候、如何様ともからくり可被引付候、彼地之儀以間要之仍目出度御望候間、木部一跡遣之候、彌可有走廻候、此方御出馬一兩日之中に而候間、其郡人衆無油斷申付可被相待候、尙以御嶽之事專一に候吉田宮内事問答之儀、是非爲可申付、此方へ可被越之由申處終無返事候、無曲次第に候、隨而少地之事候得共、猪俣方へ一所進候、彌可被走廻由專要候、恐々謹言、

追而富永與六者、同尾江越候間、在指南可給候、久者之儀に候、

八月四日

乙 千代判

用土新左衛門尉殿

此壘重連死せし時廢せしか、或は御入國の後、國中城々多く破却せられしとき廢城となりしか、詳ならず、

新編武藏風土記稿卷之二百三十三 之終

新編武藏風土記稿卷之二百三十四 之

榛澤郡之五 鉢形領之二

○小前田村 附持添新田 ○小前田新田村 小前田村は江戸より二十里、藤田郷荳庄に屬す、則藤田十二郷の一なり、天正七年文書に御前田と載す、當所舊は藤田氏領し、夫より引續鉢形北條氏の所領となれり、寄居村正龍寺舊記に、小前田越前守武主と云ものを載す、是當所の在名を名のりしものなるべけれど、其子孫を傳へず、小前田新田村は鉢形繁榮の頃迄は芝地なりしに、慶長年中村民小膳太刀先祖、土佐と云者開發せしかど、未一村とならで本村に屬せし由、元祿の頃始て新田の名を載せ、其後新田の方次第に開け、本村は衰へ今は民家も絶へ、新田の民來て耕種せり、されば本村の方は名のみ残り、元より本村と新田とは、地域犬牙して各村には分ち難し姑合せて云に、東は荒川村、西は櫻澤村、北は原宿・猿喰土の二村、南は荒川の對岸男衾郡小園村なり、東西十四町、南北十八町餘、民戸百四十餘、外に長吏十軒、皆新

田の地に居れり、當所は江戸より秩父及上野國への往還係りて、寄居・原宿・深谷及大里郡熊谷宿男衾郡赤濱等の數村へ又馬の繼立をなし、民家軒を並べて宿驛のさま頗る賑へり、又村南鎌倉古街道の蹟あり、今は村民往來の小徑となれり、御入國の後より御料所にして、享保十七年黒田氏に賜はりしより、今の豊前守に至れり、檢地は明暦元年遠山四郎右衛門・奥山與五左衛門糺せり、外に延享二年神尾若狹守が糺せし本村持添の新田あり、御代官支配す、

高札場 街道の中程にあり

小名 羽雌箭 住せし地なり、下の舊家見合べし、猫岩 荒川

なり、四五間許の岩にて、形猫に似たり、此邊古長谷部備前守が居住せし處なれば、屋布蹟とも呼べり、舊家の條合せ見べし、又鉢形城ありし頃 知宿 中宿 下宿 共に街は斬罪の場なりしとも云、

陣屋 西野皆戸

荒川 本村及新田の南を流る、川幅百四五十間、砂利川にて水勢はげし

諏訪社 本村及新田の鎮守 ○天王社 同寺 ○羽雌箭明神社 天照太神・春日・八幡の三神を祭る、

社 一に三社の宮と云、村民の持、 ○神明社 光藏寺の持

長谷寺

新田にあり、新義真言宗、江戸本所彌勒寺末、光福山醫王院と號す、當寺は町田祐慶入道、主君北條氏邦子息光福丸菩提の爲に建立せる由、寄居村正龍寺緣起に見ゆ、由て山號を光福と號し、彼祐慶を開基とす、開山を増意と云本尊 ○光藏寺 本山修驗、那賀郡白石村寶積院大日 〇光藏寺の配下、爰も本尊大日を安ず、

舊家者小膳太

代々名主を勤む、町田氏なり、先祖土佐守秀房男衾郡鉢形城主、北條氏邦に仕へ、同所の内白石分と云所に居住し、男衾郡小蘭村等を領せしかど、居宅は當村にあり、入道して祐慶と改め、屢忠節を盡し鉢形落去し、氏邦加州へ發駕の時、祐慶等八人陪從して金澤へ行き子息光福丸を補佐し、又光福丸菩提所をも當村に建立し、慶長年中新田を開き、元和三年三月五日卒す、所藏文書數通左にのす、されど其内戊辰・壬申の二通は寫のみにて、本書は傳ずは

白岩惣次郎御檢地一枚書

壹町三反百五町 田數、此分錢六貫六百四十七文、壹反別五百文當、
壹町九十町 畠數、此分錢貳貫五千文、壹反別貳百文當夏秋共、已上八貫七百文、辰歲定納、此内壹貫貳十五文、辰夏成分、以上、此外 壹反大七十町、田當披、此分錢九百文、壹反別五百文當、貳反大卅町、畠當不作、此分錢五百五十文、壹反別貳百文當夏秋共、合拾、百五十文 高辻、此内 壹貫三百文

從已歲夏成定納、八貫八百五十文 同秋成分、已上拾貫百五十文 每年定納分、
永祿十一年戊辰六月卅日 橫山雅樂助判 八木甚七郎判

町田雅樂助殿

百姓中 三田代 奧源右衛門判

下地方 九貫文 白岩分、已上、
右地爲手作與出置候、深谷御本意之上、如存分可被成御扶持者也、仍如件、
壬申二月廿七日

町田雅樂助殿

知行方拾九貫八百六十也、小花白岩彌三郎殿、百四十二同所同又三郎殿、
右地被下候、御諸役無無沙汰可走廻者也、仍如件、
北條氏邦朱印 元龜癸酉三月朔日

町田雅樂助殿

受領之事被成土佐守狀如件、
北條氏邦朱印 甲戌正月三日

町田土佐守殿

之足輕不可有相違者也、
永祿八年五月日 花押

町田雅樂助殿

御前田了來戊辰歲六年荒野に被定間、地下人等相集め、前々在之而田畠可被開發、宿中之儀諸役不入被仰付候、不可在横合者也、仍如件、
北條氏邦朱印 丁卯霜月朔日 三山奉之

大森越前守殿
長谷部兵庫助

鹽荷可押所定事、栗崎五十子仁手今井宮古島金窪かんな川境彷彿に可取之候、然者深谷御領分榛澤沓かけねあなし十條きつんしほ荷をさへ候事、かたく無用爲其重而申出者也、如件、猶以半年に忍御領分にて少も不可致狼藉候以上、
北條氏邦朱印 辰十二月朔日

長谷部備前守殿

一小前田永代被下置事、一諸役不入之事、一御普請御赦免候事、以上、右如斯三ヶ條相定被下間、六人之歩之者共も、早々高求馬上衆可罷成候、致如何様にも當表を以て五拾俵御城へ入置に付而、彌可爲右信旨之仰出者也、仍如件、

官途之事爲雅樂助狀如件、

北條氏邦朱印 甲正月二日

町田雅樂助殿

定 一鉢形城請取者共、濫妨無道之儀可爲一錢切事、一地衆と喧嘩口論儀、不立入理非先此方に者可令成敗事、一城中地下人其外出入之砌、非分之儀申懸事、一町屋に不可濟取事、一火之用心被下堅可申付事、右條々於違背族者、可加成敗者也、
常陸介花押 彈正少弼花押 筑前守花押

天正十八年六月日

舊家者兵五郎

氏を長谷部と稱し、先祖を兵庫といふ、かれが所藏の文書によれば、この外備前守・肥前守など稱せし人もあり、【平家物語】に載せたる長兵衛尉長谷部信連の末葉と云、今も信連が遺物として小袖一つあり、按に【東鑑】に長馬新太夫爲連の男、左衛門尉長谷部信連法師、能登國大屋庄河原田に於て建保六年十月廿七日卒せしこと見ゆ、今加賀藩士長甲斐守等は其子孫なりと云、されど其族遠く當國へ移こといかなる故にや今に傳へず、兵庫は鉢形北條に仕へ氏邦落去の後、農民となり當國に住せり、又村内荒川の邊に備前守居住せし跡と云あり、今も屋鋪蹟と呼べり、成田氏長及北條氏邦よりの文書あり、左に載す

藤田之内甘糟之商人長谷部源三郎、五疋五駄、當地

北條氏邦朱印
元龜二年辛未五月十六日 三山奉之
長谷部兵庫助殿 □招郷左衛門殿
關口又三郎殿 保津見内藏頭殿
松本助三郎殿 八木源四郎殿
福島平二郎殿 玉田彌太郎殿
高橋小太郎殿 若林孫五郎殿
坂本新二郎殿

田中之百姓共方に在之、于今郷中へ不罷歸由、一段
曲事候、何方に踞候共、早々押立三日中に可罷歸候
此上不罷歸に付而者、致許容候者共、可處重科候者
也、仍如件、

北條氏邦朱印
西三月廿日

長谷部肥前守殿 田中百姓中
追而 宮納以上可演説候

懇札到來本望至候、仍如來意未能面談に候、本七年
彼人上洛之刻、□共敷最何々之御馳走無之無念此事
存候、爰許にて且那相調候條可心易候、可迷可被然
仍此地へ相應之儀可承候、恐々謹言、
三月六日 觀世音菩薩

長谷部肥前守殿

荒川

南方を流る、此川の間
に觀音堂淵と云あり、

八幡社

村の鎮守なり、山崎八幡と云、或説に猪俣黨山崎三郎
左衛門尉・小野光氏の靈を祀れり、由て此神號ありと
近郷山崎村は此光氏の舊 鐘樓 享保十八年 末社 稻荷
蹟にや、福泉寺の持、

金毘羅

新義眞言宗、寄居村極樂寺末、金嶽山と號す、則金嶽
長福寺 山の上あり、天平二十一年の建立と云、上古の事な
れば如何はあらん、本尊 ○福泉寺の末、八幡山と號す
十一面觀音、行基作、

本尊阿彌陀

○妙音寺 同末、櫻澤山と 藥師堂 ○天正寺 宗
彌陀、寄居村正龍寺末、清澄山と號し、本尊虚空藏、大和
國清澄虚空藏同木同作なりと云、山號も是より起し唱なりと
ぞ、開山天叟長得元和 鐘樓 近き頃鐘し ○龍源寺 同宗臨
五年七月十一日示寂、

男衾郡甘粕村泉福寺の末なり、開山寶頓は

遷化の年代を傳へず、本尊藥師を安ず、 ○東光寺 本山
那賀郡白石村寶積院配下、深田山と號す、猪俣小平
六が子孫、草創せしといへど明證なし、本尊不動、

○城光院 同宗、同配下なり、本尊不

動を安ず、下二院も皆同、 ○龍寶院 ○吉祥院

○地藏堂 寄居村正

○勢至堂 妙音寺 ○藥師堂 持下同じ

○觀音堂

八幡社の邊なり、鉢形城ありし頃、柵門を結び士卒を
柵門蹟 置し處と云、鉢形城主北條安房守氏邦寄居在城の頃、

新編武藏風土記稿卷之二百三十四 榛澤郡之五

新編武藏風土記稿卷之二百三十四 榛澤郡之五

○櫻澤村 附持添新田

櫻澤村は江戸より二十一里、郷庄
の名は前村に同じ、こゝも藤田十二郷の一なり、民戸二
百九十餘の外、長吏の家十三軒あり、もと鉢形城附の村
なり、村の廣さ東西十六町餘、南北二十町餘、南は寄居
村、西は末野村、東は小前田村、北は飯塚村なり、村の
中間を貫ける道二條あり、一は中山道熊谷宿より秩父へ
の往來、一は寄居村より上野國への道なり、當村往古の
領主は前にいへる如し、御入國の後は御料所にして、元
祿十一年秋元左衛門佐・徳永巳之助・伴道與・木下伊賀守・
谷邊昌仙に賜はり、今も子孫左衛門佐・徳永小膳・伴道與・
木下求馬・谷邊泰庵の知行なり、檢地は明暦元年伊奈半左
衛門糺せり、外に持添新田あり延享二年堀江荒四郎が檢
せし地にして、今は御代官支配せり、

高札場

小名 牧ノ内 岩崎 深田谷 本村 南飯塚 中小前田
鐘撞堂山 郡中の高山なり、登り十五町程、末野・飯塚用土及
倉より物見臺を置いて敵の寄する時、峯傳ひに注進せし處と云
此鎌倉と云は、將軍の時か、又は管領の頃か詳ならず、又猪
俣小平六が陣鐘を ○山崎山 前の續き山なり、山崎村
掛置所とも云、 ○虚空藏山 天正寺の
嶽山 是も前の
嶽山 續きなり

嶽山 是も前の

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

嶽山 續きなり

今度信玄出張之刻、爲遠候罷出、於榛澤敵一人討捕
候、高名無比類候、彌可抽粉骨者也、仍如件、
元龜二年辛未九月十五日 氏 政花押

吉田和泉守殿

氏 政花押

舊家者市郎兵衛

吉田氏なり、本家は秩父郡にありて、次左
衛門と云ものなり、分家せし年代は傳へず
先祖和泉守と云し者、北條氏に仕てしは、軍功
あり、氏政の感狀二通、本書は秩父郡にありと云、

去月廿八日宮島衆と倉賀野及懸合候處、和泉守相稼
故得勝利由安房守注進候、殊敵貳人討捕由候、誠に
高妙不少感悅此事候、彌可抽粉骨者也、仍如件、
正月四日 氏 政花押

天正十年六月氏邦金窪へ出陣、上州鹿橋と懸合及亂
振勇首二つ討捕、敵のさし物を捕云々、天正十八寅
五月敵山崎へ相詰候處、早速走向鎗を取先懸之敵を
突伏、首を捕振威追散之由云々、

櫻澤八幡宮を前に新關をすえて固めせし、
由、【古戦録】等に出たるは當所なるべし、

舊家者六左衛門 氏を大谷と稱す、先祖惣左衛門信長北條安
房守氏邦に仕へ、小名岩崎に居住し、天正
十年六月氏邦上野國鹿橋勢と挑戰ふ時、信長奮戦し首二つを
捕り感狀を賜ふと、信長子二人あり、長男信清、二男某天正十
八年討死す、子孫今の六左衛門に至る、彼感狀二
通焼失して定かならず、記憶の大略を左に記す、

天正十年六月氏邦金窪へ出陣、上州鹿橋と懸合及亂
振勇首二つ討捕、敵のさし物を捕云々、天正十八寅
五月敵山崎へ相詰候處、早速走向鎗を取先懸之敵を
突伏、首を捕振威追散之由云々、

櫻澤八幡宮を前に新關をすえて固めせし、
由、【古戦録】等に出たるは當所なるべし、

舊家者六左衛門 氏を大谷と稱す、先祖惣左衛門信長北條安
房守氏邦に仕へ、小名岩崎に居住し、天正
十年六月氏邦上野國鹿橋勢と挑戰ふ時、信長奮戦し首二つを
捕り感狀を賜ふと、信長子二人あり、長男信清、二男某天正十
八年討死す、子孫今の六左衛門に至る、彼感狀二
通焼失して定かならず、記憶の大略を左に記す、

天正十年六月氏邦金窪へ出陣、上州鹿橋と懸合及亂
振勇首二つ討捕、敵のさし物を捕云々、天正十八寅
五月敵山崎へ相詰候處、早速走向鎗を取先懸之敵を
突伏、首を捕振威追散之由云々、

櫻澤八幡宮を前に新關をすえて固めせし、
由、【古戦録】等に出たるは當所なるべし、

舊家者六左衛門 氏を大谷と稱す、先祖惣左衛門信長北條安
房守氏邦に仕へ、小名岩崎に居住し、天正
十年六月氏邦上野國鹿橋勢と挑戰ふ時、信長奮戦し首二つを
捕り感狀を賜ふと、信長子二人あり、長男信清、二男某天正十
八年討死す、子孫今の六左衛門に至る、彼感狀二
通焼失して定かならず、記憶の大略を左に記す、

天正十年六月氏邦金窪へ出陣、上州鹿橋と懸合及亂
振勇首二つ討捕、敵のさし物を捕云々、天正十八寅
五月敵山崎へ相詰候處、早速走向鎗を取先懸之敵を
突伏、首を捕振威追散之由云々、

櫻澤八幡宮を前に新關をすえて固めせし、
由、【古戦録】等に出たるは當所なるべし、

舊家者六左衛門 氏を大谷と稱す、先祖惣左衛門信長北條安
房守氏邦に仕へ、小名岩崎に居住し、天正
十年六月氏邦上野國鹿橋勢と挑戰ふ時、信長奮戦し首二つを
捕り感狀を賜ふと、信長子二人あり、長男信清、二男某天正十
八年討死す、子孫今の六左衛門に至る、彼感狀二
通焼失して定かならず、記憶の大略を左に記す、

天正十年六月氏邦金窪へ出陣、上州鹿橋と懸合及亂
振勇首二つ討捕、敵のさし物を捕云々、天正十八寅
五月敵山崎へ相詰候處、早速走向鎗を取先懸之敵を
突伏、首を捕振威追散之由云々、

櫻澤八幡宮を前に新關をすえて固めせし、
由、【古戦録】等に出たるは當所なるべし、

吉田和泉守殿 福嶋氏なり、先祖源右衛門北條氏に仕ふ、系圖を傳へざれど、分家用土村の民縫殿助

が所藏の略系に、福嶋伊賀守仲基北條氏綱・氏康に仕へて、數軍功を著す、子二人あり、弟は用土村に土着し、兄は當村に來住すと云、北條陸奥守氏照より先祖へ遺りし文書を藏す、

謹言上 若君様御誕生、千秋萬歳目出度珍重奉存候 仍御太刀一腰、并御馬一匹粟毛奉進上候、此旨宜預 御披露候、恐惶謹言、

九月廿六日

陸奥守氏照花押

進上御奏者 此文に因ば、古河公方 杯へ捧し書なるべし、

○末野村 附持添新田

末野村も前村と同じく十二郷の一なり、郷庄の唱亦前村に同じ、江戸より行程二十二里、民戸八十、村の四隣東は寄居村、西は秩父郡矢那瀬村、南は荒川を隔て、男食郡折原村、北は那賀郡圓良田村なり、東西二十町餘、南北十五町餘、村の程に一條の往來あり、寄居村より入て秩父郡大宮町へ通ず、爰も古は鉢形の領内なり、又氏邦の家臣逸見美作守領せし處とも云、既に秩父郡金澤村百姓政右衛門が所藏、氏邦より香下源左衛門へ與へし、天正十七年己丑極月廿二日知行方の記録に、末野の名見ゆ、これ當所のことなり、御入國

の後日下部兵右衛門に賜はり、正保の頃迄も日下部作十郎知行せしが、後御料となり、享保年中は伊奈半左衛門支配す、檢地は慶長二年伊奈備前守糺せり、外に持添の新田あり、延享四年神尾若狹守檢地すと云、

高札場 小名 さびの 元宿 諏訪峠

鐘撞堂山

當村及飯塚・用土・櫻澤・那賀郡猪俣の數村に係れり、詳なることは櫻澤村の條に辨ず、○西高山

○東馬山 共に北の

荒川 村の南端郡界を流る、川幅の川の崖下に廣き三疊許の石あり、其窄所常に水をたふふ、土人畠山重忠鬚盟の代に用ひしなどと云、信じ難きは論なし、

箱石權現社

村の鎮守なり、神體詳ならず、箱の形に似たる、磐石上に鎮坐す、由て此名あり、少林寺持、

○飯玉明神社 是も鎮守なり、那賀郡白石村寶積院の配、本山修驗、東藏院の持、本尊不動、○山

神社あり、村民の持、

善導寺

淨土宗、京都智恩院末、白狐山悟眞院或は藤田道場、藤田の産なり、父を刑部行重と云、ハ弱齡の時性眞上人に投じて難染し、弘安の頃記主禪師に隨侍す、道徳積て後諸國に

寺院を開きしも少からず、其年六月五日寂せり、此持阿は碩學高德の聞ありて、其流末を今も藤田派と號する程の事なれば、經歷せし所々皆舊蹟として語り傳ふるにや、原宿村及秩父郡岩田村等に善導寺蹟と云所あり、必しも當寺の舊蹟と云

にはあらざるべし、兒玉郡安保の城主某上人を歸依し、那賀郡廣木大佛村を寺領として寄附ありしが、其後又漸く衰廢せしを、藤田康邦再興し、夫より北條氏邦に至る迄歸依せしが後又堂舎も破壊に及び、纔に草堂を結び今の本尊を安置せしが、御入國の後河越より僧寂譽道來て、又興隆せり、此僧高德たるにより、東照宮御歸依有て屢御懇命ありし由、寛永十年三月七日寂、是を中興 鐘樓 延享二年鑄造 觀音堂とす、本尊彌陀、惠心作、

○少林寺

禪宗曹洞派、兒玉郡高柳村長泉寺の末、萬年山と號す、又熊耳峯と云、開山大洞存翁永正十六年十月二十日示寂、開基は藤田右衛門佐康邦永正十五年十一月十五日卒、藤榮院花嚴常春庵主と稱す、按に藤田右衛門佐康邦は、後用土新左衛門康邦と改め、北條氏康に従ひ、天文二十四年九月卒し、法名を藤源院殿天山祖繁大禪定門と云しよし

寄居村正龍寺の傳へなり、是に合せ考ふるに、永正十五年より天文二十四年は、其間三十八年をへだてり、されば時代もたがひことに法諡もあはざれば、當寺の傳ふる所は同人にはあらざるべし、藤田の系圖によれば、康邦が父を右衛門大夫國村と云し由をのす、若此人の開基なりといはば時代も叶ふべし、されど是は私の考へなれば、暫くしるし置て後の正しき説を待のみ、後新太郎氏邦の時に至り、富永能登守奉りて寺地を寄附し、且寺内不入の制札を與ふ、天正の末には度々兵亂をへて衰微せしが、御入國の後再興ありて頗る舊觀に復し、慶安年中寺領十五石を賜ひしより今に至れり、本尊釋迦鐘樓 元祿八年鑄造 鐘樓の鐘を掛く、

一寺内門前共一切不入之事、一殺生之事、一前々寺家分之山進之置候、能々可被立無印判而、假初之

枝木成共被爲剪取間敷候、下木被下進置事、以上、右三ヶ條違犯之輩在之者、速可承者也、仍如件、 天正八年庚辰五月廿三日 氏 邦花押

少林寺

岩田之内貳貫七文之所、爲門前分江寄進申者也、仍如件、 北條氏邦朱印 天正七年己卯卯月廿四日 富永能登守奉之

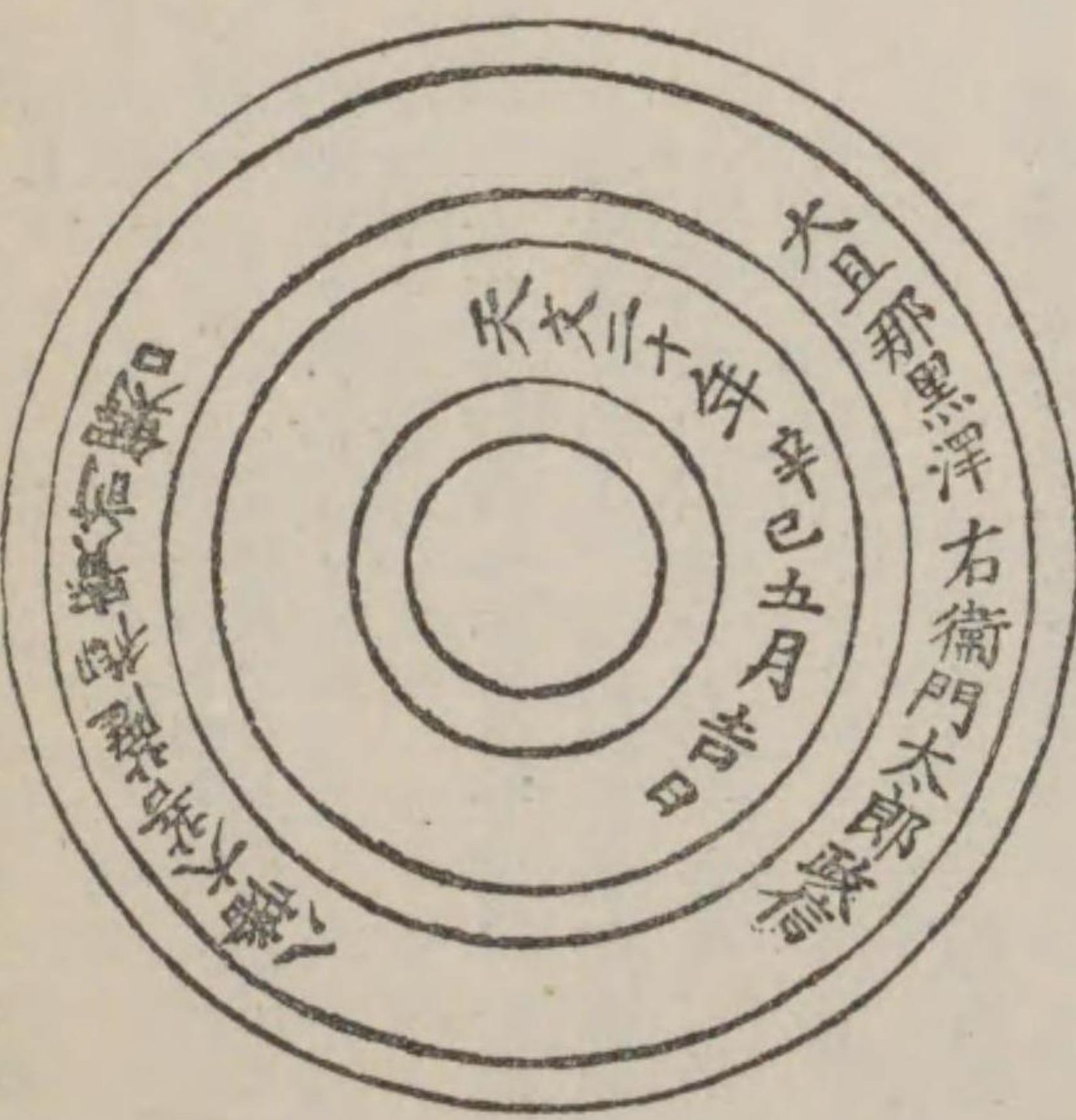
少林寺

富永能登守奉之

寺寶

古罈口一口

近年堂後の山より掘出せりと云、これに澤右衛門太郎政信とあるは、如何なる人にか詳にせず、天正十八年の頃北條安房守氏邦に従ひ鉢形の城にこもりし、黒澤上野之助が父祖の内なるにや、又慶長の頃黒澤帶刀と云ものあり、



是らもその子孫なるべし、かの

鰐口を掘出せし時、共に掘出せしとて、阿彌陀の木像あり、長二寸許、古物なり、これ八幡の本地佛なるべしと云、鰐口の圖上に、塔頭 久昌院 萬寶庵、本尊大日を安出せり、

花園城蹟 村の中程にあり、西南の方は都てから堀にて、山の高さ二町程、芝山にて松の木立あり、新築の初めを尋るに、往古相模守小野時季が九代の孫、五郎政行始て此山の頂に當城を築き、猪股を改て在名をもて藤田と號す、累世相續して三郎大夫行保、右衛門尉能國、左衛門尉能兼、太郎兵衛能行、左衛門尉重國、右馬助助國、三郎五郎重行、右衛門尉重康、右衛門太郎泰氏、掃部左衛門氏行、左衛門太郎行景、三郎左衛門國行、左衛門大夫國村、右衛門佐康邦まで十五代在城す、按〔東鑑〕壽永三年三月五日條に、去月於攝津國一谷、被征罰平家之日、武藏國住人藤田三郎行康令討死訖、遺跡子息能國傳領、御下文云、件行康、平家合戰時、最前進出、被討取其身訖、仍彼跡所知所領等、無相違男小三郎能國可令相傳知行之由云々、傳領の證とすべし、關東戰爭の時、管領山内上杉氏に屬し、四家老の一に居しは、康邦父祖の時より、や、當郡及幡羅、男衾三郎を領して、家聲を盛ざりしが、天文十五年四月北條左京大夫氏康、川越夜軍に兩上杉に打勝しに及て、康邦時勢を考へ遂に北條氏に通ず、氏康藤田が當國の舊家なれば、多年人心を得し事を思ひ、其末子新太郎氏邦を養子として、親族の約を成んとす、康邦是に應じ抱の城岩田天神山及當城を氏邦に譲り、其身は長子彌八郎二男彌六郎二人を携て、郡中用土の城に退きぬ、氏康又氏邦が武名を慕ひ、右衛門佐の名を請て、四男新四郎に與へければ、康邦は新左衛門と改め、父子共に家號を用土と改む、夫より氏邦の持となりしが、天正十八年鉢形没落の時、當城もともをち

いれりと云、

鐘打三阿彌

先祖を鐘阿彌と云、久しく此所に住す、鎌倉將軍の時代には飛脚を業とし、天正の頃に至ても猶其業を續しと云、今文書二通を藏す、

一當領分鐘打つかさ被下事、一飛脚一ヶ月五度宛に相定事、以上、右如斯く免所被仰出候、御飛脚彌至于走廻者、屋敷分可被下者也、仍如件、

北條氏邦朱印 癸酉十月廿三日

菌田奉之

末野鐘打中 鐘阿彌

是鉢形より出せし所の文書なるべし、癸酉は天正元年なり、

廿人之飛脚かね打共は可踞候間、只今ちやうり踞候屋敷共に被下候、山共嚴密守可申候、花園山共に被仰付者也、仍如件、

丑正月三日

未牧之かね打

長吏半右衛門

先祖を惣右衛門と云、しばし勤勞ありしに、葉鹿郷料所分林以下不切取之、若背此旨者於在之者堅可成敗者也、仍如件、

元龜四年三月五日印

南

此文に據ば葉鹿郷は、長吏抱の地歟、南は古河公方の老臣南圖書助杯にや、足利銀阿寺文書にも、此御朱印の文に南と記したるあり、今未其是非を考へず、

先以御印判一ヶ月ニ廿匹之分、砥賣買於所々可致之、免先段仁見之、長吏太左衛門□弟ニ、致懇切御用等可走廻様被仰付上者、太左衛門致横合非分間敷候、若違亂ニ付而者、可申上旨被仰出者也、仍如件、

寅卯月十五日

長吏惣衛門

先以御印判雖被下置、猶被仰出候、富士道者之儀、依人二錢宛出水之本可被旨之仰出者也、仍如件、

戊寅卯月十五日

長吏惣衛門

領名未勘

○古寄居村 ○寄居新組村 ○新寄居村 古寄居・寄居新組・新寄居の三村は領名を傳へず、郷庄の名は前村に同じ、藤田十二郷の一にして則其本郷と云、〔和名抄〕當郡四郷の内藤田とある是なり、村内正龍寺に藏する舊記、及藤田系圖等に、當國七黨猪俣相模守時季九代の孫、政行始て當所を領し、在名をもて藤田五郎と云、其子行保

繼て領す、〔東鑑〕に武藏國の住人藤田三郎行康と見ゆ、行保と同人なるべし、此人世々足利家に仕へ、後上杉氏の家老となり、上杉衰へ北條盛なるに及て、氏康の三男を養子とせり、此頃は今の鉢形町はさらなり、當所も城下町にて賑ふ地なりし由、當時の地名は定かならず、今の村名は鉢形城落去の後、甲州の侍小田原の浪士など、より集りて居住せし故の名なりと云、御入國の後日下部兵右衛門に賜はり、其子丹波守迄知行し、寛永の頃は伊奈半十郎が御代官所となれり、元祿十一年朝比奈・石川・植村・内藤・大久保・中野の六人に分ち賜はれり、されど正保の郷帳には、寄居村とのみ載せ、元祿の國圖に至て、三村に分ち出しければ、正保・元祿の間に分ちしことしらる、後古寄居の方を本寄居とも又本宿とも唱へ、朝比奈河内守・石川榮吉・植村八郎右衛門知行せり、民戸百四十二、寄居新組村も同く三人の知る所にして、民戸百四十四、新寄居村は内藤政五郎・大久保金之丞・中野七大夫知行にて爰は民戸百四十六あり、かく三村に分ちたれど、元より一村の地なれば、四隣も定かには分ち難し、凡東は小前田村、西は末野村、南は荒川を隔て、男衾郡鉢形町にして、北は郡内櫻澤村なり、東西二十五町、南北十五町、當所は江戸より秩父及上野國への往來にて其路二條あり

川越道にて十九里、中山道にては二十一里に及べり、當所は民戸軒を並べ、旅人の宿所も多く、郡内深谷宿・兒玉郡八幡山町・秩父郡大宮町等へ人馬を繼送る、又寛永八年御免ありしより、四九の日をもて市をなし、近郷より絹及穀類、其外様々のものを持出て互に交易す、高札場 往還の中程にあり

小名 常木 六供 この二名は舊き地名なり、常木の唱は今聖天宮六供僧房のありし邊故名付たる由、聖天宮永享六年の文書に、六供僧と見えれば、これも舊き名なること知らる、且此常木六供の所は、男衾郡と唱る由、村内正龍寺は康邦・氏康の菩提所故、男衾郡鉢形領と唱へ、彼郡内白岩村の小名鷹部屋及餌指といえる所は、當郡に屬せる由土人の傳へなり、按に氏邦が盛隆の頃は、この邊凡て鉢形の所領にて、其領内にある寺院なれば、そこを鉢形領と呼びしより、男衾郡なりと訛り傳へしものなるべし、

高根山 正龍寺の後背なり、上に高根權現の社あり、同寺持、○鳥打山 ○中山に村の北の方にあり

荒川 村の南當郡と男衾郡との境を流る、川幅二百間程、此邊の要害にあてし處なる由、渡船場二ヶ所あり、一は上ノ渡・小持瀨の渡共云、一は下ノ渡と云、○鶉澤東端にあり、幅二間程、

聖天宮 荒川の涯象カ鼻と云所にあり、此所新寄居に屬す、社を或は上ノ宮とも呼ぶ、傳に云光明皇后靈夢に由り刻ませ賜ふ共、又は弘法大師の作とも云、秘佛にして見ることを許さず、これ藤田郷の總鎮守なりしが、今は寄居三村の鎮守とす、弘法大師の勸請にて、天長三年の棟札ある由なれども社内秘して見ることを得ず、此邊荒川の幅凡三百間程砂利の間を屈曲して幾條にも流れ、水勢厲しく、左右の岸は絶壁峙ち、仰見れば秩父郡釜伏山高く聳へ、男衾郡折原鉢形の山々連れる様、尤勝景の地なり、又社より一階低き所に社あり、此を下ノ宮と云、或は上ノ宮を男體とし、下ノ宮を女體とすと、此上下の宮に彼是傳説あれど、永享の文書既に上の別あれば、舊くより二社ありしこと知らる、天正十八年の亂に社廢せしかば、御入國の翌年社領二十石の御朱印を賜へり、舊社の故を以てなり、境内に天狗腰掛松・相生松・連理の杉等、別當極樂寺 眞義眞言宗、山城國醍醐三寶院の末、あり、別當極樂寺 象頭山聖天院正乘坊と云、文書によれば古乘圓坊と唱へしこと知らる、法流開山秀永應永二十四年二月十三日示寂、鎌倉管領の始までは、法親王の法弟にて、秘密の道場たりしに、兵亂の後一たび衰廢し、天正年中聖範弟子實廣といへるもの住職せし頃、今の堂宇再興せしとなり本尊阿彌陀

奉寄進 右於上下聖天々々供護摩、毎年打替々々自五月一日九月一日一七日宛、六供僧令談合無退轉可被致勤行者也、然間爲供物燈明極樂寺、萱苜乘圓坊、居屋敷年貢、夫役共に四貫四百文定之、此内壹貫貳百文者夏籠被下也、出若子孫中彼地に有致異亂

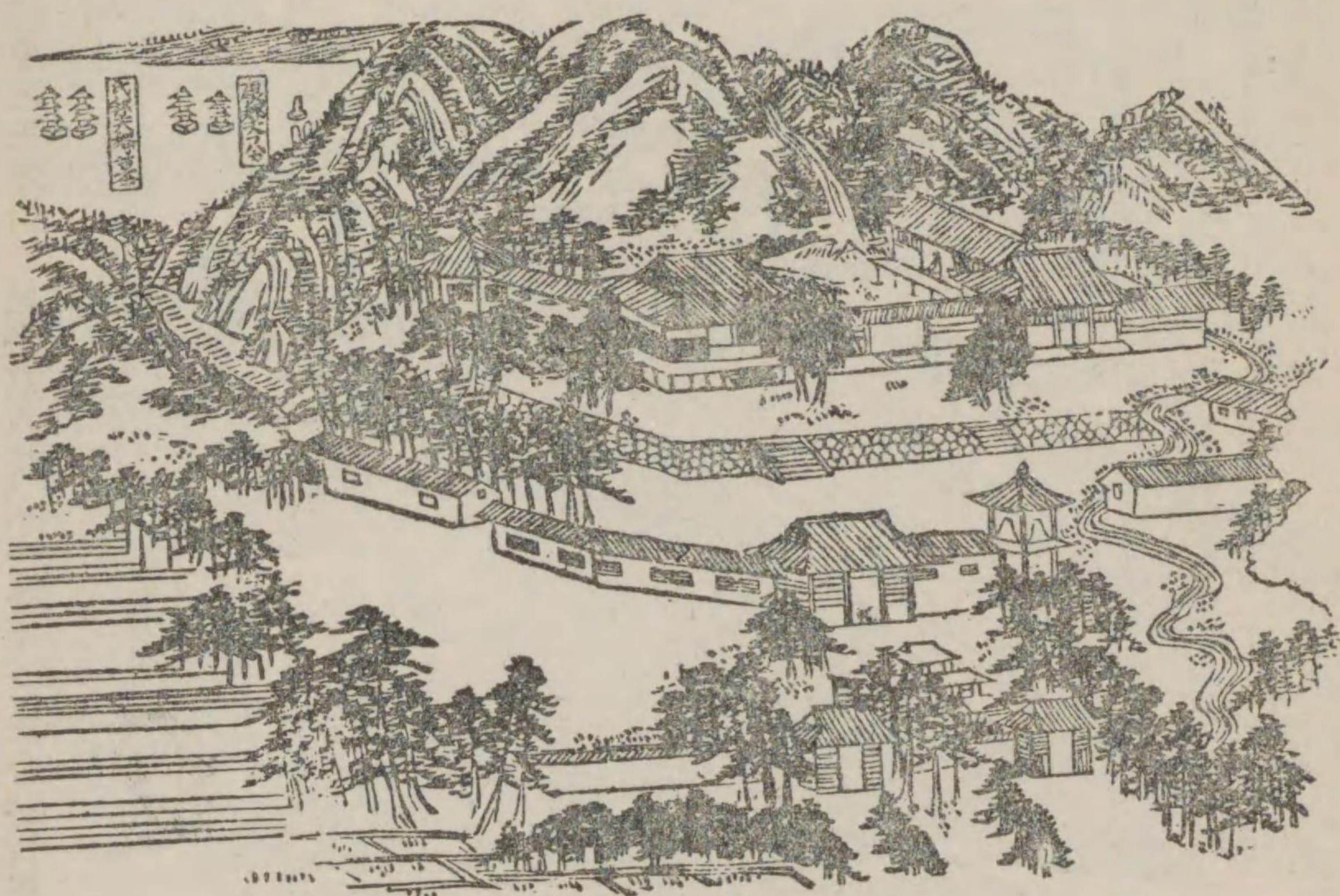
輩者、聖天御罰を可罷蒙、次者宗貞跡出一分不可知行者也、仍爲後證寄進狀如件、
永享六年十月廿一日 前長門守貞宗花押

河内之富士山從來年聖天江寄進候間、彌祈念可有之殊に社頭造營肝要候者也、仍爲後日如件、
元龜三年壬申十二月十五日 氏 邦花押
正乘坊

寄居之鄉聖天領渡申田畠書立之事、上畠三反四畝六步、分米三七升八合、中畠壹町七畝廿六步、分米六斗代、六石四斗七升貳合、下畠貳町六反壹畝七步、分米拾石四斗五升、畠合四町參畝九步、分米合貳拾石者、右如御朱印面々田畠數石付を相渡申候、爲後日依而如件、
天正廿年壬辰三月十二日 日下部兵左衛門 花押
聖乘坊



正龍寺圖



靈を祀し
といへり ○金毘羅社の持

正龍寺

新寄居分あり、禪宗曹洞派、入間郡越生講經寺の末、高根山藤源院と號す、始は青龍昌龍と書しと云、往古堂野なりし頃、池中に龍の住しを、臨濟宗の僧乾翁瑞元といへるもの教化し、その地を闢て一寺を建立し、其所以をもて青龍寺と號せり、當時花崗山の城主藤田右衛門佐康邦、若干の寺領を寄附せり、由て康邦を開基とす、此人は弘治元年九月十三日卒、法名藤源院天山祖繁禪定門、當寺の院號はこれを用ひしなり、開山乾翁天文十六年三月十七日示寂、境内に康邦の碑及内室西福御前の碑あり、此人は永祿五年四月二十九日没す、法號寶林院嶺梅芳春越生、龍經寺の九世東幡といへる僧、當山に住て中興せしより、改て曹洞派の地とはなれり、彼僧は天正元年十二月二十九日示寂す、本尊釋迦、文殊普賢は定朝の作なり、氏政・氏邦 寺寶 古刀 政定と銘ありの文書を藏す、後に由せり、
佐康邦の帶刀 短刀 平造りにて梵文二字及供利伽羅龍を彫れなりと云、
香爐 古染附網の手香爐なり、これ 古錦割手 同人夜具の切外古書畫等もあれど、
悉記すに堪へず、

十日之注進狀披見候、仍遠□早速に可罷立處、三郎越出儀、様々□所之間、近々及助言納得、今日遠□罷立、彼者參津之上萬事可爲落着候、恐々謹言、
三月十六日
新太郎殿
氏 政花押

約束之松茸給り見事歡入候、小僧骨折之由令感悅候、不備、
九月七日
安房守

方丈御許

明日龜丸致得度、鐵柱と呼候由令感候、可爲如名事肝要にて候、仍熟柿一籠送之候、不備、
九月晦日
安房守

方丈江

新太郎は安房守氏邦の幼名なり、龜丸と云は氏邦の子にて、當寺の弟子となりしものなり、文書中小僧と云しも、龜丸のことなる 鐘樓 元祿八年鑄造 高根權現社 三峯社 天満宮 白山社 稻荷社 北條安房守氏邦墓 氏邦は左京六男にて、始は新太郎と稱す、天文の末藤田右衛門佐康邦が養子となり、地名によりて秩父と名乗る、後受領せし頃は本氏に復せり、久しく鉢形城に住せしが、天正十八年小田原陣の時、鉢形城落去するに及て、當寺にて薙染し、預人加賀利家が城下金澤へ移り、慶長二年八月八日彼地に没す、茶毗して歸葬せるに及て、此墓を營しと云、法諡を昌龍寺天室宗青居士と號す、傍に父 氏邦室藤田氏墓、藤田氏大福御前と號康邦夫婦の墓あり、
女なり、氏邦加州へ移て後、貞操を守り尼となりて、朝夕勤行の外他事なかりしが、當國舊家の方まで淺ましく成ゆきし事を感じせしにや、或時傍に人なきを時として自盡せり、時に文祿二年五月十日なり、見聞せし人哀憐せずと云、ことなし、

新編武藏風土記稿卷二百三十四之終

○放光院 新寄居分なり、淨土宗、末野村善導寺の末、紫雲山大正寺と號す、開山穩譽、本尊大日は春日の作なり、勢至堂 明曆年中、土中よ ○正樹院 是も同邊にあり、同末、圓山安譽、本尊阿彌 藥師堂の作なり、鐘樓 近頃建立せ陀は行基の作なり、
○西念寺 同所にあり、同末、鶴澤山寂仙院と號す、本堂 ○淨心寺 古寄居村にあり、同末、木持山荒川 舊家者幡五郎 新寄居村の里正なり、氏を岩田と云、先祖河内は氏邦に仕へて功ありしが、鉢形落去の後 正龍寺の舊記に岩田七兵衛同内藏等の名あり、何れも氏邦殿 脇の臣にて、落城の時忠節を盡せしことを載す、この河内も其一族なるべし、感狀を藏す、左の如し、
去十八日於神流川無比類走廻、篠岡勘十郎討捕高名之至感入候也、
六月廿一日
岩田河内とのへ
氏 邦花押

新編武藏風土記稿卷之二百三十五之

那賀郡之一

郡圖

總説

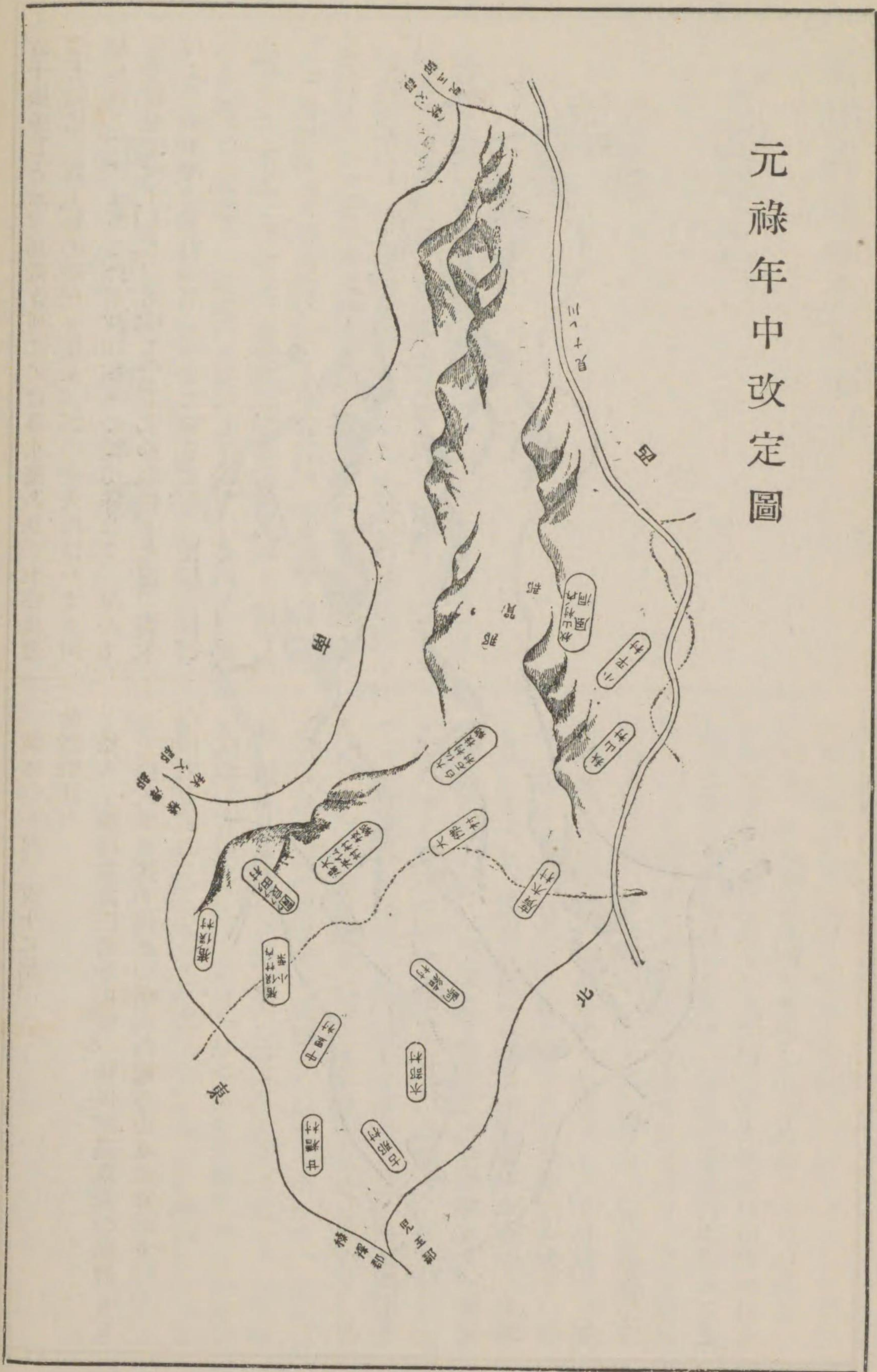
那賀郡は國の中央より西の方にて、少しく乾によれり江戸より凡二十二里、東は榛澤郡に界ひ、南は秩父郡にて山々を隔つ、西北は兒玉郡に接して、接界大半は見馴川を限りとす、此川廣木村の邊にて兒玉村の方へ流れ入れり、闊郡乾より坤へ地先長く凡三里許、南北狭く郡の形長くして下ぶくらなり、其開きたるは東寄にて、僅一里半に過ぎざる地なり、郡名の古書にあらはるゝは【萬葉集】に、天平勝寶七歲乙未二月廿日、武藏國部領防人使極正六位上安曇宿禰三國の進歌の中上丁、那珂郡檜前舍人石前之妻大伴眞足母の歌あり、又那珂郡曝井の歌を出し、當國小崎沼の次に載れば、是も當郡の事ならん、又【倭名

抄】國郡の下に那珂と出せり、【元祿國圖】には那賀と書せり、諸國に那珂郡あるは中の郡の心なるべしと僧契沖いへり、今も賀美那珂と並びしによれば、上中の義なるにや、されど國の西北に當れば定かには云ひがたけれど古は當國三つに別れしなれば、當時の事は別に故あるなるべし、又【續日本後紀】に承和十年五月丙申、武藏國那賀郡元來小郡、官員約小、而今戶口増益、結定四隣、收多職少、不堪領行、據准令條、誠裕下郡、改小爲下、更増一員とあり、是等にも小郡ながら古來より開けしこと又見るべし、當國七黨の一猪俣黨出所の地にて、累代の所領たりと云、又【淨土傳燈錄】に武州那珂郡人彌次郎入道、深く源空の教誡を信じて、一向專念なることを載す、【東鑑】にも那珂左衛門尉入道道願、甘糟野次廣忠等見えたり、此郡の住人にて此地を廣く領せしなるべし、その子孫いつの頃までか連綿せしなるべけれど、土人の傳へ等さらになし、御打入の後は大抵御料所と、旗下の人の知行と打交れり、其後次第に原野を開き、又分村等ありければ、元祿の頃は正保の改より四村を増加して今も替らず、たゞ僅の新開の地高入となりしのみなり、郡中南北はよほど高き山打續き、東北の二方は次第に低し、されば陸田多くして水田は少し、多くは天水を湛て耕植せる

正保年中改定圖



元祿年中改定圖



廣木 一村、説上に出、

今所唱庄一

松久 闔郡共此庄名を用ゆ、猪俣村高臺院の山號をも
松久山と號すれど、唱への起る由來は知らず、

今所唱合領二

鉢形 合村六、

八幡山 合村二、

闔郡合村十四内馬次所一 枝郷一

右件の村今現在の數なり、正保年間の改に合村十、元
祿の改より今に及までの數増減なし、正保の改に比す
れば加はること四村、是分村せし故なり、

陣見平 或陣見山とも云ふ、郡南秋山村にかゝり、秩父

郡へ跨れり、近郡にての高山なり、登り嶮岨にて十四

五町にて、山上平にて焼山なり、西に下れば小平村の

方に至る、天正十八年八幡山の寄手、此山上より域内

を窺ひ見し故をもて斯名くと云、頂より四方を望めば、

近國ことごとく眼中に入て勝景の地なり、

十二天山 是も陣見平の東に續けり、登り八丁程にて上

に社あり、十二天を祀る、起立は大同年中田村麻呂の

大澤山

故干損多しと云、其低き所にては専水溢あり、土性は近
郷と同じく眞土野土砂交りなり、郡の中央に江戸より河
越に達し、夫より信州岩村田宿への街道係れり、東の方
榛澤郡用土村より入、猪俣・湯本・大佛の村々を過、廣木
村にて兒玉郡兒玉町へ出、郡中に係ること一里餘、又郡
の北に上州鬼石村への道あり、兒玉郡高柳村より入、當
郡を過、又兒玉郡上下伊奈澤村に達す、郡中耕作のみを
こととし、餘業をなすもの少し、當郡村ごとに領を出し
他郡と例ことなるは其領入交りて、分ちがたければなり、

【倭名抄】所載合郷四

那珂 此郷名其唱へを失へり、

中澤 今も此郷名残り

水保 此郷名も今唱へを失ふ、

弘紀 今の廣木村なるべし、廣木郷ともいへり、

今所唱合郷五

大澤 今其郷名を唱ふるは猪俣村のみなり、大澤の名

今小平村に大澤山あり、且小名にも唱へあれど、正

き由來は知らず、恐くは是より及びし名なるべし、

箆 此郷名も圓良田村のみなり、

中澤 合村七、秋山村の小名にもあり、

白石 合村二、白石村より起りし郷名なり、

蛭澤山
吹通山

以上の三山も小平村の南にありて、共に前の山々に打
續き秩父郡へ境へり、又馬瀬峠榎峠など名る所ありて、
何れも兒玉郡本庄宿八幡山町邊より、秩父郡へ通ふ峠
なり、又白石村の南にも大月山と云ありて、秩父郡へ
の通路なり、

身馴川 西北の郡界を流る石川なり、兒玉郡太駄村より
流れ來り、郡中小平村邊にて屈曲し、廣木村にて兒玉
郡兒玉・沼上二村の間へ達す、郡に係ること凡二里餘、
幅二十間より六七十間に至る、此水を用水にも引沃げ
り、

志戸川 郡中大佛村の後より流れ出る清水なり、是より
乾へ流れ、兒玉郡關村へ達す、幅二間或は五六間程、
土産 蠶・煙草、郡中多く此二品を産す、

新編武藏風土記稿卷之二百三十五 之終

新編武藏風土記稿卷之二百三十六 之

那賀郡之二

○猪俣村 猪俣村は大澤郷松久庄鉢形領に屬す、江戸よ
りの行程二十二里、民戸二百五十、南は圓良田村、北は
中里・甘粕の二村、西は大佛・湯本の二村にて、東は榛澤
郡用土村なり、東西拾四町、南北二十町、村内に江戸よ
り信濃國への脇往還かゝれり、當村は當國七黨の内、猪
俣黨の住せし地にして、天正年中まで子孫猪俣能登守所
領せし事、其家の譜及「秩父通志」等に見えたり、猶末に記
す城蹟の條合せみるべし、御入國の後元和五年日下部兵
右衛門に賜はりしが、寛文五年上りて伊奈左門支配し、
其後加々爪甲斐守に賜はり、延寶八年上りて御料に復し
寶曆九年堀田相模守預り奉り、同十一年又御代官所とな
り、明和七年松平大和守に賜はりしより今もかはらず、
檢地は元祿十年御代官古川武兵衛・瀧野重右衛門糺し、
其後開きし新田は延享二年神尾若狹守改め、又安永六年
松平大和守改めし新田あり、

高札場

小名 小栗 元祿改定の國圖に、猪俣村内小栗と載たれば、
昔は枝郷の如く、自から別に唱へしとみゆ、

宿 宮前 栃久保 湯脇 野中 東川原

聖天社二字 村の鎮守なり、正圓寺の持、共に古き鰐口を掛
く、この鰐口當社に傳ふる來由詳かならず、そ
の圖下に

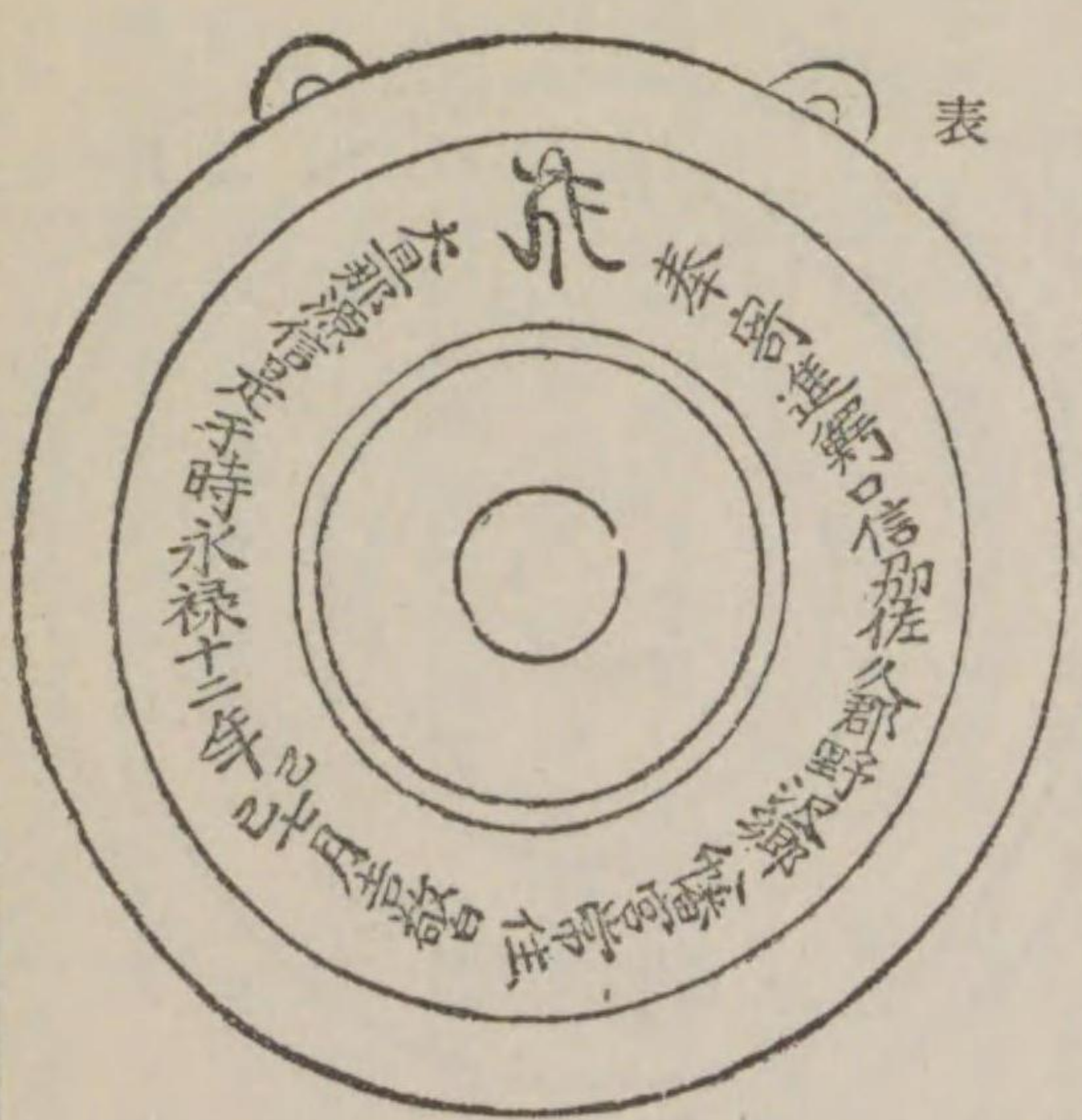
○諏訪社 高臺 一は高臺院持、一は
載す、

○雷電社 三字 一は高臺院持、一は
○稻荷社 院持 一は
○春日社 安養 寺持
○三島社 普門
寺持

○天神社 ○山神社
同じ、

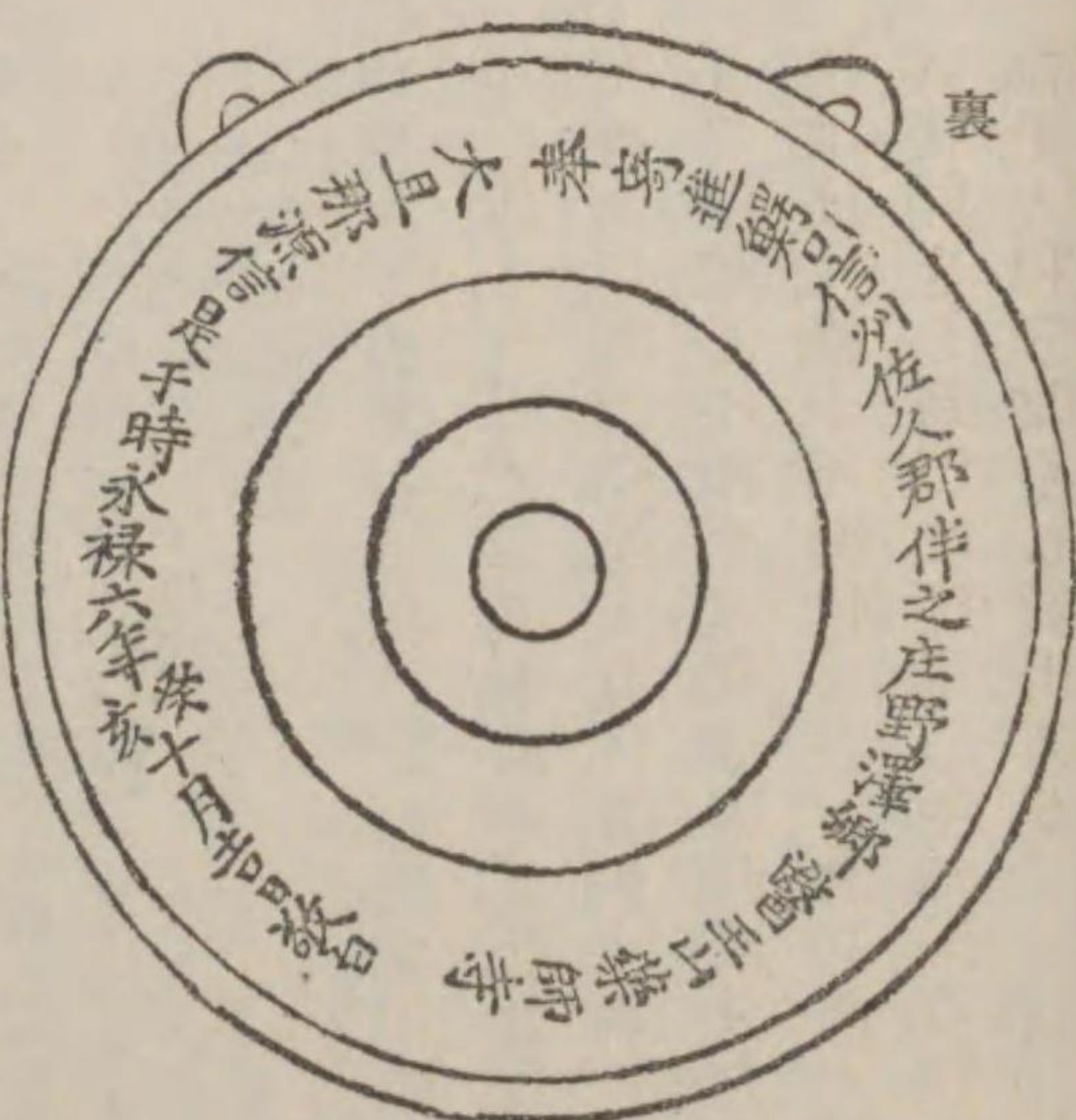
正圓寺 新義真言宗、榛澤郡針ヶ谷村弘安寺末、猪俣山歡喜院
と號す、本尊十一面觀音を安す、中興開山宗清、寛文
十二年正月 鐘樓
廿八日示寂

表



○高臺院 同宗、
松久山明王寺と號
す本尊十一面觀音
を安す、當寺は猪
俣氏の開基といへ
ど記録を失ひたれ
ば詳ならず、
猪俣氏古墳 境内
にあ

裏



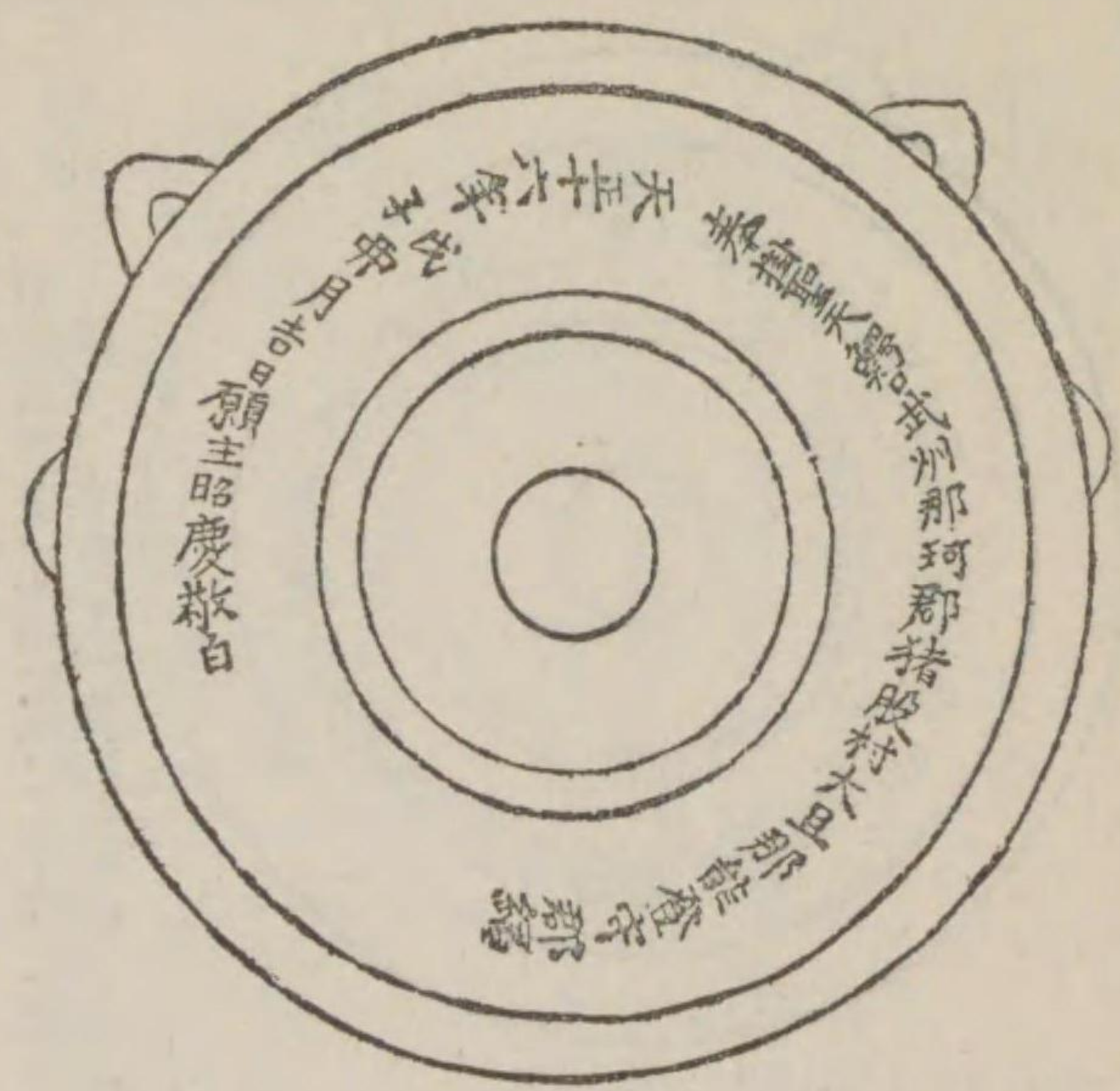
積寺末、三嶋山無量壽院と
號す、本尊彌陀を安す、

○五大院 本山派修驗、白石村
寶積院配下、下二院
同、

○本學院 ○金藏院 ○五大堂 歡藏院持、藥師・阿彌
鐘樓の鐘をかく、
○觀音堂 正圓寺持、相傳へて猪俣小平
本尊馬頭觀音
を安ぜり、

古城跡

村の坤の方にあり、小高き山上にて、から堀土居の跡
など残り、相傳へて猪俣氏の城蹟と云、當國七黨系
圖「秩父通志」等を按に、武藏守孝泰の子を横山介三郎時資と
云其子猪俣兵衛尉時範是猪俣氏の祖なり、時範の子小野太政
家政治家の子小一郎資綱、資綱の子小平六範綱、「東鑑」作平六
則綱「保元平治物語」作金平六範綱より六代兵庫頭入道、其子



兵庫六郎太郎等代々猪股の介と號して當所に住し、北條氏邦に從て、大須賀五郎左衛門と酒勾萱野に戦ひ打負しより、終に當城を退き去れり此時範貞は打死し、直範は小田原落城の後、松平加賀守の藩臣となりしと云、城蹟の外村の中ほどには、小平

六屋敷蹟と云處あり、今は陸田となれり、

○圓良田村 圓良田村は元祿改定の國圖にはじめて見えれば、後世分郷せし地なるべけれど、其年月等詳ならず、按に當村昔加々爪の知行にて、元祿十年檢地ありしこと等、猪俣村に異ならざれば、恐くは猪俣村より分れし村なるべし、簾郷に屬し、庄名前村に同じ、江戸よりの行程二十二里、民戸四十六、東西九町半、南北十五町東は猪俣村、南は榛澤郡末野村、西は秩父郡矢那瀬村、北は本郡白石村なり、當村古は加々爪甲斐守知行なりし

が、後上りて御料に屬し、文化九年小幡又兵衛に賜はりしより今に然り、檢地は寛文十年地頭加々爪甲斐守糺し元祿十年御代官古川武兵衛・瀧野重右衛門再び改むと云、高札場

小名 久得 平 峯 得入 栗山

愛宕社 村の鎮守なり、明樂寺持、本地佛勝軍地蔵を安ず、當社は古へ白石播磨守歸依により、除地若干を寄附せしよし傳ふれど、その

時の記録を失へり、末社 天神 ○子權現社 村民持、

○山神社 ○諏訪社 ○鷹根權現社 ○熊野社 ○山

王社 ○太神宮 ○稻荷社 ○聖天社 ○神明社

明樂寺 新義眞言宗、大和國初瀬小池坊末、光明山と號す、本尊不動を安ず、開山宗慶寛文三年十一月十八日示寂、

○觀音堂 聖觀音を安ず、村 ○不動堂 ○阿彌陀堂

○大通知勝佛堂

○中里村 中里村は松久庄に屬す、江戸よりの行程二十一里、民戸三十五、東は猪俣村、南は湯本村、西は大佛村、北は甘粕・木部の二村なり、東西九町、南北六町、御入國の後平井四郎右衛門に賜はり、今も子孫監物が知る所なり、檢地詳ならず、

高札場 村の鎮守なり、満

愛宕社 正寺持、下同じ、 ○諏訪社 ○雷電社 ○天神

社 村民持、 ○稻荷社

滿正寺 禪宗臨濟派、白石村光嚴寺末、安譽山と號す、本尊三尊彌陀を安ず、開山雪巖素立寛文七年六月十七日示寂

○荒神社

○甘粕村 甘粕村は正保改の國圖等には甘糟に作る、中澤郷八幡山領に屬し、庄名前と同じ、江戸よりの行程二十二里、民戸八十、東西十二町、南北十五町、南は中里村、西は木部村、北は古郡村にて、東は榛澤郡用土村なり、村内に僅の溜井を設て水田にそげり、按に當所は古へ甘粕野次廣忠等の居住せし所と見ゆ、【東鑑】元暦元年八月十八日の條に、武藏國住人甘糟野次廣忠、雖非有勢者、赴西海可追討平家之由、進而申請之御感之餘、於彼知行分者、免許萬雜事之旨、被仰下云々と載たれば、當所に住して在名を氏に唱へしは勿論なるべけれど、今其所在を詳にせず、又廣忠の外甘糟小次郎・甘糟小太郎等の名、【同書】承久三年宇治橋戦功を記せし條に見え、及七黨系圖に野次郎廣高の子、太郎忠經法然上人の弟子となり、治承二年八月山門堂衆合戦に討死す【淨土傳燈錄】其子光忠、光忠の子二郎能忠、五郎惟忠、能忠の子又四郎經能と載たり、皆當所に住居せるなるべけれど、總て委きことは考るに由なし、又男衾郡にも甘粕と云村あれど、

彼地は後年の新墾とみえて、正保改等には載ざる村なれば、恐くは當所を甘糟氏の舊地とすべし、御入國の後戸田藤五郎・花房又七郎に賜りしが、戸田の分は天明年中上りて御料所となり、花房又七郎の方は今も子孫長左衛門知行す、檢地は詳ならず、

高札場 村の鎮守なり、 ○雷神社 ○天神社 以上多寶寺の持、

諏訪社 守なり、 ○稻荷社 二字一は多寶寺持、

○神明社 以上村 〇稻荷社 二字一は村民持、

多寶寺 眞言宗新義、兒玉郡栗崎村宥勝寺末、彌陀堂 藥師堂

○古郡村 古郡村は松久庄に屬し、江戸より行程二十一里を隔つ、民家六十七、東は本郷村に交り、南は甘粕村に界ひ、西は駒衣村に隣り、北は兒玉郡關村なり、東西十二町、南北七町に餘れり、天水を仰で耕種す、榛澤郡横瀬村大日堂天正十一年の棟札に、古水圖書助・古水美濃入道々善の名見えたり、是等もし當所に住して在名を名乗たる人によ、果して然らんに古く闢けし村とみえたり、御入國の後は戸田藤五郎の知行なりしが、子孫中務の時天明五年御藏米に引替賜ひしより今に至て御料所なり、檢地は詳にせず、

高札場 村内を流る、志部川 川幅二間半、

北向明神社 村の鎮 守とす ○六所社 ○諏訪社 ○石神社 ○神

明社 ○愛宕社 ○天神社 ○聖天社 ○雷電社 以上光

光明寺 新義真言宗、兒玉郡小茂田村勝輪寺末、鐘樓 延享三

の鐘を 古郡山延命院と號す、本尊阿彌陀、鐘樓 延享三

の鐘を ○安光寺 山と號す、開山僧翠岩寶曆三年寂すと

へば、古き寺にはあらず、寛政三年故有て尼寺、鐘樓 寛延

となせしより今も然り、本尊阿彌陀を安置す、鐘樓 元年

の鐘を ○藥師堂 光明 掛く、

○木部村 木部村は中澤郷松久庄八幡山領に屬し、江戸

より二十二里を隔つ、家數三十、東西三町餘、南北六町

許、東は甘粕村、南は中里・大佛の二村、西は駒衣村、北

は古郡村なり、溜井を設て耕種の便とす、當村御打入の

後松前民部の知行にして、今も子孫三郎兵衛が知る處な

り、檢地は詳ならず、

高札場 聖天社二字 共に村の鎮守にて、一は村持、一は村持、

○八幡社 村 新義真言宗、栗崎村宍勝寺末、梅 八幡社 諏訪社

眞東寺 樹山地藏院と號す、本尊地藏、

雪岫安齋と號す、家譜を傳へざれば、其詳なる事は知れざれ

ど、鉢形より出せし文書三通を所持せるにても、舊家なるこ

と知べし、其 文左の如し、

知行方 一十貫文 長濱之内、一十貫文 大塚之

内、以上廿貫文、

右去二月廿日敵向鉢形相働候之處、各走廻無比類候、

然間爲褒美彼地出置候、永可被知行、本意之上彌可

加扶助者也、仍如件、

北條氏邦朱印 永祿十二歲己巳九月一日 吉橋大膳亮殿

今度信玄出張之刻、爲遠候罷出、於榛澤敵一人討捕

候、高名無比類彌可抽粉骨者也、仍如件、

北條氏邦朱印 元龜二年辛未九月十五日 吉橋大膳亮殿

村岡河内守分兩人に出置候、早々罷移□本領可致知

行候、右之足輕其外同心共、家まで村岡まへへ可請

取之者也、仍如件、 丑十月九日 吉橋和泉守

和泉弟 高柳因幡守殿

新編武藏風土記稿卷之二百三十六 那賀郡之二

天神社 彌陀堂

○駒衣村 駒衣村は郷名庄名江戸の行程等前村に異なら

ず、領は鉢形に屬せり、家數九十餘、東は木部村、南は

大佛村、西は廣木村、北は兒玉郡桑原村にて、東西九町

南北十六町、正保の頃は伊奈半十郎・設樂權兵衛御代官

所の外、新見七右衛門・花房又七郎・松前民部・榊原四兵

衛知行の由ものに載たり、其後のこと詳ならず、今は松

前三郎兵衛・同幸之進・花房長左衛門・鳥居久五郎知行、松

平大和守の領分入會の地なり、其内大和守に賜ひしは明

和七年、久五郎の家に賜ひしは元祿十一年なる由云傳ふ

檢地は元祿十年瀧野重右衛門・古川武兵衛改む、

高札場 四ヶ 小名 赤尾 新田 内出 北ノ通

稻荷社 ○諏訪社 ○三島社 ○八幡社 以上智 德寺持 ○天神

社 ○愛宕社 ○稻荷社 以上圓 福寺持

圓福寺 新義真言宗、廣木村常福寺末、多門山文殊院と號す、

文殊堂 ○智徳寺 同宗、兒玉郡栗崎村宍勝寺末、稻荷山と

日示寂、千手觀 觀音堂 ○毘沙門堂 圓福 寺持

音を本尊とす、 吉橋を氏とす、先祖は吉橋大膳とて、北條安房守

舊家者友七 氏邦に仕へ、元和四年十一月二十八日卒し、法名

○廣木村 廣木村は〔和名抄〕郷名弘紀郷の名残なるべし

されば古き地名なることは論をまたず、足立郡岸村調神

社の傳に、延元二年二月五日廣木吉原城主一色大興寺入

道源範行、神田若千を寄附せしこと見ゆ、今村内小名に

吉原といへる所あり、是等に據ば當時一色氏居城の地な

るべけれど、今其城迹さへ定かならざるほどなれば、其餘

の事實は詳ならず、又〔甲陽軍鑑〕〔廢城考〕等に天正七年

武田勝頼北條氏政と矛盾に及び、北條方より手切の印と

して、北武藏と西上野の界、廣木大佛の地に砦を築き、

兵を置て守らしむとあり、當村より上州までは其間兒玉

郡を隔てたれば、國境とは云がたけれど、地域のことは

大方に記せしものならんか、この砦の迹も今其所を失ふ

松久庄鉢形領に屬す、江戸よりの行程廿二里、當所は川

越通、信州岩村田宿への通路にして、榛澤郡原宿へ二里、

寄居町へ二里半、及兒玉郡八幡山町へ三十町餘の人馬の

繼立をなす、東は駒衣村、南は大佛・秋山の二村、西も秋

山村、北は兒玉郡兒玉町及沼上村なり、東西十二町、南

北十六町、戸數百二十、御入國以前は北條安房守所領に

て、夫より村民仙藏が先祖源左衛門へ與へしこと、彼が

所藏の文書に見ゆ、又多摩郡八王子宿千人同心伊奈金左

衛門の所藏、天正十九年五月十七日の御判物に、武藏國

新編武藏風土記稿卷之二百三十六 那賀郡之二

三〇五

廣木郷五百石出置之者也、伊奈金五郎殿とあれば、御入國の後此家に賜はりしなるべし、正保の頃は猪飼半左衛門・村越清次郎・高田庄右衛門知行、南條金左衛門御代官所と見ゆ、此高田の分は何の頃にや上りて御料と合し、正徳元年大久保某に賜ひ、猪飼の分は元文五年御料となり、明和七年松平大和守に賜はり、村越の分はかはらずより、今は大和守と村越茂助・大久保荒之助が知行入會り、檢地は元祿三年伊奈熊藏改し後、延享三年神尾若狹守新田を糺すと云、

高札場

小名 大興寺門前の畑地を云、宇吉原と號す、大興寺の開基、小倉左中將元英の居跡なりと云、上

宿 中宿 下宿 籌政所 番場 枋木

身馴川 西北を流る、川原幅二

張懸神社 當郡の鎮守なり、延喜式神名帳に載る所の應懸神社にして、武甕槌命を祀れる所なりと云、させる舊

記もなければ、其證跡を得がたけれど、郡中外に古社とおぼしきものも見えず、且社地の様古木あまた生立て、いかにも

神さびて見ゆればさもあるべし、今安ずるところの神像は、寛政十年大興寺現住の寄附なり、末社 天

王 稻荷 別當正學院 本山修驗、白石村實、○愛宕社

○三島社 ○諏訪社 ○稻荷社二字 已上正學院持 ○天王社

二字 ○秋葉社 ○辨天社 已上常福寺持 ○三狐子社 清統院持

○天神社 二字 村民持

大興寺 禪宗臨濟派、京都妙心寺末、本尊釋迦を安ず、寺領十年中の記録を見るに、當寺は天徳の頃創立する所にして、慶

徳山大光禪寺と號せしが、其後廢寺となり、只名のみ存せしを、小倉左中將元英と云る人、禪密兼學の僧陽嶽元照を請て

嘉慶元年再興し、山を伏龍と號し、寺を大興と改む、よりて元照を開山と稱す、應永元年三月十三日示寂、左中將元英は

貞和年中、故ありて京師を辭し、關東に下り當所に迹をかくし、村名小名吉原に居住し、永和二年三月十三日卒す、法號

吉原院梅屋元英庵主と云り、今この寺號を以て考れば、若くは城主大興寺入道草創の地にて、其法號を以て寺號とせしものならんか、されど住僧は前説を主として、彼城主の事は云

も傳へざれば、是非辨じがたし、寺實武田家よりの制札鉾形北條よりの文書、酒井與九郎よりの書付三通を藏す、此餘後

小松帝綸旨及御寄附器物、且足利義滿より出せし制札及諸記録等ありしが、天正二年八月二十六日強黨亂入の爲に失へり

只開山着せし袈裟及牛王一箇のみあり、

武田信玄朱印 大光寺

當手甲乙之軍勢、於彼寺中不可濫妨狼藉、若背此御禁法者、可被處嚴科之由被仰出者也、仍如件、

天正八庚辰正月八日

寺家分 右寺領之儀出置申候、於向後相違有間敷者也、仍如件、

北條氏邦朱印 齋藤攝津守

天正九辛巳年三月十一日 興采女正奉之

大興寺

御寺前後細道ヲ切而御繩不入候、此内諸役等有間敷

□、御朱印申奉進上可申候以上、

九月九日 酒 井花押

大興寺

鐘樓 萬治四年再鑄の鐘なり、古鐘は應永の頃二、辨天社

稻荷社 山王社 天神社 大威徳天社 已上の社、境十

王堂 藥師堂 何れも廢して、未 塔頭 慶徳院 長享二年

僧可溪造立せり、此庵號は當寺の 嶺松庵 元祿六年三月の

昔の山號を襲ひ用ひしものなり、 建立にして、今

は廢 常福寺 新義眞言宗、山城國醍醐報恩院末、廣木山龍

廿四日賜へり、本尊不動、開山空興中興元曉とのみ傳へて

寂年詳ならず、天正九年北條氏邦より出せし文書を藏す、

寺家分、右寺領之儀出置候、於向後相違有間敷者也仍如件、

北條氏邦朱印 齋藤攝津守

辛巳三月十一日 興采女正奉之

池坊

辨天社 金毘羅社 天神社 已上境内 觀音堂 百觀音

樓 元祿三年の 塔頭 寶山寺 福姓坊 何れも本尊は藥師

頭猪飼氏の造立といへど、其詳なることを 清統院 曹洞

知らず、其後廢して未だ再興に及ばず、 山海印繼義 享祿四年六月六日寂す、開基は茂木雅樂助にて

法名は興徳院茂林洞繁居士と號す、享祿二年三月十五日卒す

境内に石碑あり、上杉家の支族とのみ傳へて、詳なることは

知ら 阿彌陀堂 二字 藥師堂 村持

舊家者仙藏 金井を氏とす、先祖源左衛門は北條氏邦に仕へ

土着せりと云、氏邦より與へし知行方の文書、及び小田原北

條より出せし感狀等を藏す、猪助は源左衛門の子などにや、

其傳へは詳ならざれど、かの知行方文書に、 知行方 四貫文、廣木御領所分 拾貫文、於西上州

上下 以上拾四貫文

右近年無足おゐて走廻候間如斯出置候、壹疋壹兩相

嗜、彌々可走廻、進退不罷成候付而者、重而可加扶

北條氏邦朱印
辰三月六日

金井源左衛門尉殿

去廿四日於足利表敵一人討捕候、高名之至神妙候、
彌可走廻者也、
正月廿八日

金井猪助殿

新編武藏風土記稿卷之二百三十七

那賀郡之三

○大佛村 大佛村は中澤郷松久庄鉢形領に屬す、古はを
さらぎと訓せり、彼九代北條の類族大佛陸奥守當所に住
して、在名を氏とせしなど土人いへり、こは覺束なき説
なり、相模國鎌倉郡長谷村より常葉へ出る處を、大佛の
切通しと云り、これ大佛あればかく名附く、陸奥守居住
せし故、大佛陸奥守と呼しこと著し、されど當村の大佛
と唱ふるも、由なきにあらず、彼が領地などにして、こ
の名を唱へしも知べからず、廣木村にもいへる如く、甲
陽軍鑑等に、天正七年北條方より廣木大佛に城を築き、
兵を置て守らしむ、當所には鉢形秩父の衆をさしをかる
ると見えたり、其城迹は定かならざれど、今村内に小高
き塚の如きものあり、是恐くは其跡なるべし、家數七十
五、江戸より二十二里を隔つ、東は中里村、南は湯本村
西は白石村、北は廣木及び駒衣の兩村なり、東西四町、
南北六町、領主古は猪俣能登守所領にして、御入國の後

新編武藏風土記稿卷之二百三十六 之終

成瀬吉右衛門に賜ひ、今も子孫因幡守知行せり、

高札場 小名 上宿 下宿 新田 新屋敷

大月山 村の南西にあり、大月峠とも云り、○志戸川 村の北の方を流

羽黒權現社 村の鎮 守なり ○大神宮 ○疱瘡神社 ○稻荷社

○天王社 ○愛宕社 以上村

永明寺 禪宗臨濟派、廣木村大興寺末、心鏡山と號す、本尊正觀
音を安ず、開山心月祖珊天文十六年十月七日寂す、

稻荷社 天神社 鐘樓 享保七年造立 ○高松院 本山修驗
手不動院配下、大佛山と號す、本尊不動を安ず、 ○藥師堂 村

○湯本村 湯本村は白石郷に屬す、庄名前に同じ、戸數
三十七、東南の二方は猪俣村、西は白石村、北は中里村
なり、東西南北共に五丁餘、江戸への行程二十二里、當
村元祿改定の國圖に、大佛枝郷とあり、今は別に一村と
なれり、地領は本村より引續き成瀬氏の知行にて、今子
孫因幡守に至れり、檢地は正保三年地頭糺せりと云、是
は未だ分村せざる前の事なり、

高札場 小名 志茂 中うちて 峰 新井 天神山 打

越 田城 西浦 中居 日向

中居明神社 村の鎮守、祭神 末社 稻荷 ○山神社三字

○愛宕社 ○諏訪社二字 ○天神社二字 ○辨天社

○十二天社 以上何れ
も村民持

正觀寺 新義真言宗、廣木村常福寺末、大悲山と號す、
本尊正觀音中興開山良絃享保九年寂す、 ○藥師

堂二字 ○阿彌陀堂 共に村

○白石村 白石村は正保の改には見えす、元祿改定の圖
に始て大佛村枝郷と載たり、されど白石の名は此邊を郷
名にも呼び、天正の頃白石播磨守宗清當所に住して在名
を名乗、又下に出せる天正年中の文書にも、白石の名を
載たれば、分村は後のことなれど、地名は古きことしら
る、郷庄の名江戸への行程等は前村に同じ、村内光嚴寺
の文書に、忍領白石の村とあり、是は古へ埼玉郡忍城主
成田の所領なるをもてかく唱へしならんか、家數三十八
東は湯本村、南は圓良田村、西は廣木村、北は大佛村な
り、東西五町餘、南北十二町、當村御入國の後には前村に
同じ、成瀬氏の知行にして今も然り、

高札場 小名 猪原 新田 後

大月山 村の南にあり、大佛、湯本、
當村三村入會の材場なり、

山神社 ○天王社 ○愛宕社 ○諏訪社 ○稻荷社三字

○聖天社二字 ○城石明神 當社は祠もなく、たゞ二間四
號す、其故は詳ならず、
以上の神社共に村民持、

光嚴寺 禪宗曹洞派、榛澤郡末野村少林寺末、威音山と號す、寺領十石は天正十九年十一月賜ふ所なり、當寺はもと臨濟宗にて、開山圓融禪師峻翁令山と云、應永十五年三月六日示寂す、其後猪俣能登守邦憲、亡父菩提の爲中興開基して今の宗派に改め、且寺號も父の法號の二字を摘みてかく銘せり、その石塔墓所にあり、明庄院光山宗嚴大居士と號す、天正十二年十二月朔日卒す、この頃の僧を天翁恩大和尚と云、寬永二年某月二十七日歿す、其後故ありて駒井角右衛門再興して檀越となる、此人は寬永三年十一月廿八日卒す、法名直指院體安堅正大居士と號す、今旗下の士但馬守の先祖なり、是も石碑あり、又文書二通 金毘羅社 白山社 天神社 稻荷社 荒神社

今般亡父耶光山宗嚴御化導、生前ニ契介、未來之發明、眼前之至尊體、多年之飯依彌渴仰此時候、就中今日念香之句章綴、曩祖將來之家系、丁寧之芳語聽聞之席、忽開愁眉候、依之忍領白石之村百姓地手元分、御門前之事於云當寺改、先□拙者令開基、好於云永不入に奉寄付候、御寺領江可被召置者也、仍如件、
天正七甲申年臘月七日 猪俣能登守 小野 邦憲 花押
進上 光嚴禪寺參納所
白石之内光嚴寺領渡分 上田壹反壹畝貳拾貳步、取壹石五斗貳升六合、光嚴寺作 上田壹反貳畝四步、

取壹石五斗七升七合、兵庫 中田三畝九步、取三斗六升三合、甚三郎作 上田七畝六步、取九斗三升六合、助二郎 中畠八畝拾貳步、取五斗四合、同人 中畠六畝貳拾步、取四斗、同人 下畠八畝貳拾四步、取四斗四升、圖書助 下畠六畝四步、取三斗七合、太郎右衛門 下畠壹反拾四步、取五斗貳升三合、源六 下畠八畝步、取四斗、三助 下畠壹反貳畝拾四步、取六斗四升、三七 中畠壹反貳畝拾七步、取七斗五升四合、光嚴寺 下田六畝步、取六斗、兵部右衛門上畠五畝貳拾六步、取五斗貳升八合、助次郎 中畠貳畝拾七步、取壹斗五升四合、六郎右衛門 中畠壹畝貳拾四步、取壹斗八合、助次郎 屋敷三畝八步、取三斗貳升六合、助三 田畠屋敷合壹町貳反七畝廿壹步、此石合拾石八升六合、此内八升六合御渡過、右之分相渡中候也、御所務可被成候、仍如件、
天正廿年壬辰三月十九日 成瀬吉右衛門尉花押
光嚴寺之御納所
宗清寺 同宗、廣木村大興寺末、金井山と號す、本尊十一面觀音は、應安元年戊申正月二十日安置と、佛像に彫りてあり、開山は可溪宗印禪師明應元年七月二十日歿す、開基は白石掃磨守宗清なりと云、此人は猪俣彈正少弼定平の二男にして、天正十一年四月五日卒すとあれば、これ中興の開基なるべし、法名天庵宗清居士と號す、墓所に五輪塔あり、

鐘樓 寶曆五年鑄造 山王社 天神社 稻荷社 ○寶積院
本山修驗、京都聖護院末、法積坊と號す、本尊不動開山詳ならず、當郡および榛澤郡の内の年行事職を司どり、文書八通を藏す、其文左に載す、

半澤郡之内十箇村別紙 事、相混惣問之年行事、東林坊遠趣之旨訴申條、爲可致糺明、去春雖被召上、兩人不能滯留、東林坊罷下、以後寶積坊令上洛條、所詮當入峯以前各可致參洛、若於澁族可者、可爲公事落旨、堅雖被仰出、東林坊不能參洛、然者六十年以來至于茲二年、當知行之段任明白に旨、彌可令全領知之趣、聖護院御門跡御氣色候所也、執達如件、
永祿貳年七月廿九日 法 印花押 僧 都花押

武州寶積坊
半澤郡之内拾箇村 郷名別紙在之 六十年以來任持來筋目、聖護院殿御書出被下上者、無相違可相拘旨依仰狀如件、
永祿二年己未十月二日 大草左近大夫奉 武州寶積坊

武州半澤郡内拾箇村年行事取糺、六十年以來筋目、

去年七月廿九日聖護院殿任御落着之旨、領知不可有相違者也、仍執達如件、
永祿參十二月廿七日 高 廣花押 藤 京花押

武州那珂郡并榛澤郡之内十箇村別紙 兩郡修驗中同熊野先達職、并檀那衆分等之事、但除代々任當知行之旨被成奉書訖、彌領知不可有相違、宜令存知之由、依聖護院御門跡仰、執達如件、
天正四年八月十一日 法 印花押 僧 都花押

武州白石寶積坊
武州半澤郡之内十ヶ村目錄之事、一半澤郷、一目西、一本郷、一人見、一鬼口、一大屋、一原、一藤田、一御前田、一はりがゐ、以上、
天正七年八月廿七日 源 要花押

武州白石寶積坊
この村々今も現に存せり、目西・大屋は今牧西・大谷と書し、鬼口・はりがゐは折口・針ヶ谷なり、藤田は寄居末野の邊を云、餘は今もか

申付役之儀能々可走廻、成就之上必可令扶助候間、
輕身命可相稼者也、仍如件、
寅八月廿九日 猪俣左衛門尉奉之

法積坊

北武藏半澤郡年行事職之事、依懇望被仰付訖、然上
者守修驗之法度、無懈怠令入峯、奉公忠節肝要之由、
聖護院御門跡仰執達如件、
慶長十四年五月十七日 法眼花押
法印花押

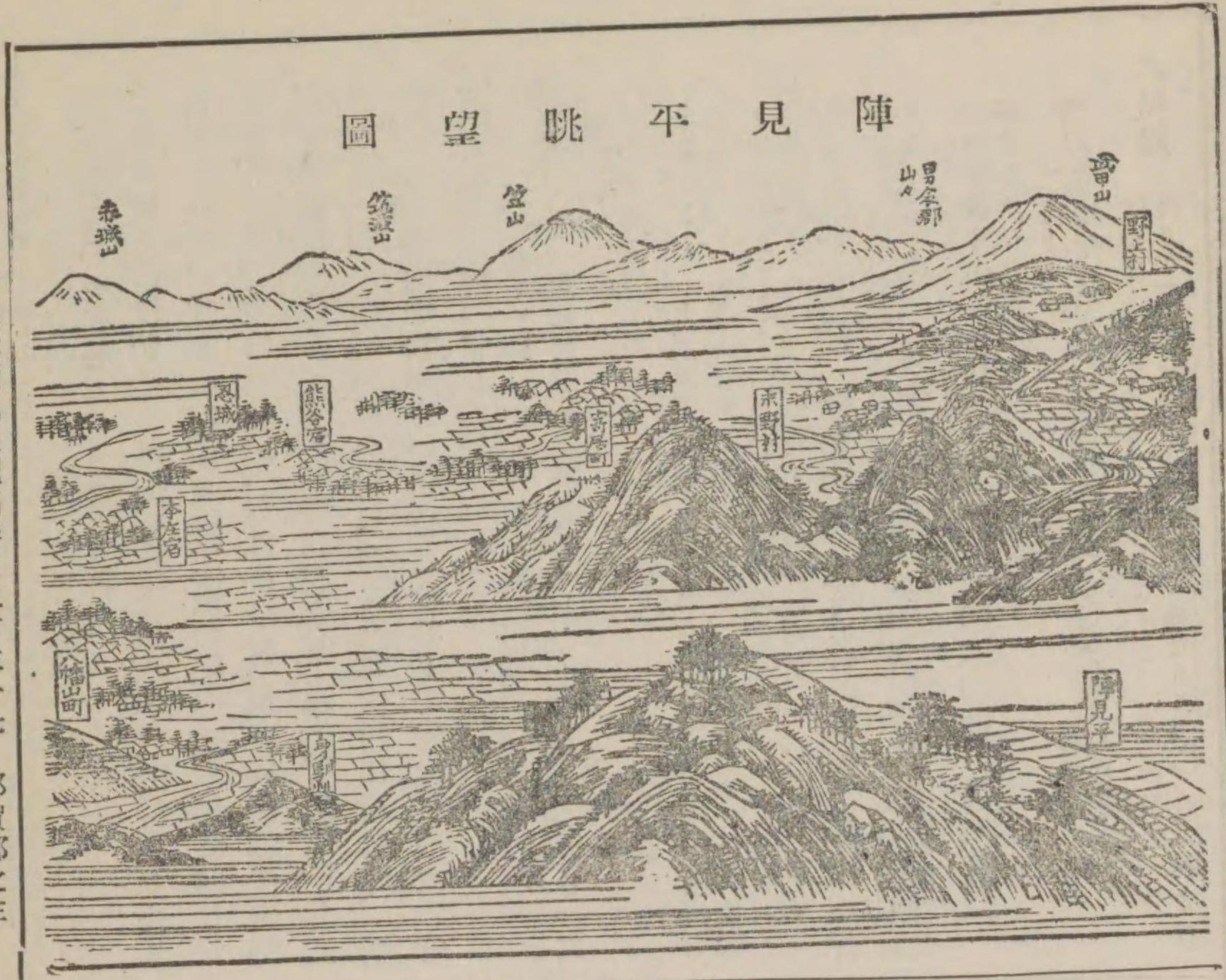
武州深屋大沼坊

深谷宿に寶珠坊大沼山と云修驗あり、恐くは此大沼坊なるべ
し、さあらんには古年行事職を勤し坊にて、當院の預なりし
事ありしにより、此文書をこゝに藏
するにや、其詳なる事を知らず、
爲扶助合千四百四拾貫文申付候、無相違糺明次第可
知行者也、仍如件、
天長五卯月二十七日 信意

天野左衛門尉殿

この文書來由詳ならざれど、共に珍
藏する所なれば、しばらく爰に附す、
智積院 寶積院配 ○觀音堂 宗清 持 ○藥師堂 寶積
院持

古城蹟 村の東にあり、凡八反許の地にて、土居の跡など少く
残り、是白石播磨守の居住の地なりと云、今は林とな



新編武藏風土記稿卷之二百三十七 那賀郡之三

りて百
姓持

○秋山村 秋山村は中澤郷松久庄鉢形領に屬し、江戸よ
りの行程二十二里、秩父郡金澤村政右衛門が所藏鉢形よ
り出せし文書の中に、永十六貫三百文秋山内とあるは、
この處を云にや、家數百二十、東は廣木村、西は小平村、
南は秩父郡矢奈瀬村、北は兒玉郡兒玉町なり、東西十町、
南北二十町、當村天正十八年戸田又兵衛に賜はり、子孫
美作守の時元祿二年上りて御料となり、深谷忠兵衛支配
し、同き三年同人檢地す、其後十二年村内を裂て鳥居久
大夫に賜はり、殘る御料の地は明和七年松平大和守に賜
れり、因て今は大和守と鳥居久五郎の知行所なり、
高札場 小名 中澤 塚原 中通り 平畑

陣見平 村の南にあり、郡中にての高山にして、上り十四五町
ばかり、東西の二方は白石・大佛・湯本・小平・秋山及び
秩父郡矢奈瀬村に跨りし山なり、又陣見平の名は、天正十八
年八幡山城賣のとき、寄手此山に上り、城兵の陣列を見し故
に、この名ありと云、絶頂に至り遠望すれば、關東
の國々一圓に見わたさる、眞に近郷絶勝の山なり、
身馴川 北の方を流る、川幅二十
間より五十間に及べり、

十二天社 村の南の方にあり、大同年中の勸請と云、那賀郡十
山と呼べり、今も護摩所・籠堂・
鐘樓 寶永四年造立の鐘を
二天門・寶宮等そなはれり、
鐘樓 寶永四年造立の鐘を
野火の爲損して、未
だ再興に及ばず、 別當本覺院 新義眞言宗、小平村成身
す、本尊不
動を安ず、 ○光政社 秋山新藏人光政の靈を祭れりと云、
かく唱へしなるべしといへど、其詳なることをしらず、昔甲
州秋山邑に住し、在名をもて秋山太郎光朝といひ、右大將頼
朝に仕へしものあり、この ○伊勢宮 持 ○河原明神社
光政もその子孫なるにや、 ○伊勢宮 持 ○河原明神社
元暦元年二月攝州生田において打死せし、河原次郎の靈を祭
りしと云、隣村風洞分に太郎高直を祀れる社あり、埼玉郡河
原村は河原兄弟居住の地にて、其墳墓といへるものあり、夫
等の因にて當所に祀りしなるべけれど、其詳なることをつた
へず、日輪寺 ○御嶽社
持、下同じ、

日輪寺 新義眞言宗、小平村成身院末大光山空禪院と號
す、本尊大日を安ず、開山元照元徳年中寂すと云、鐘樓
の鐘なり、 ○湯光坊 同末なり、花開山と號、 ○觀正寺も
同末なり、愛宕山空善院 ○直正寺 禪宗臨濟派、戸田山般
と云、本尊地藏を安ず、 ○直正寺 若坊と云、江戸小日向
徳雲寺末、本尊釋迦、當寺は元般若寺と云、古刹の跡なりし
を、戸田又兵衛菩提寺になさんとて、先小庵を造り、般若坊
と云僧を置しに、其功果さず、慶長十六年四月四日卒し、法
名を拈叟全華居士と號せり、其子五郎右衛門直正父志をつぎ
承應元年一寺となし、己が名をもて直正寺と號すと云、され
ど父を開基と稱す、此時の僧を一翁碩翁和尚と號す、五郎右
衛門は明暦二年二月八日卒す、法名幻化全身居士と云、般若
寺の廢せし年代は詳ならざれど、今も此地を字して般若谷と

いひ、且近頃まで般若寺の焼し瓦及び石磬など、掘出せしことありと云ふ、

○秋山村枝郷風洞分 風洞分は元祿八年秋山村より分れし村なれば、江戸の行程及郷庄領の唱へは本村に同じ、家數八十五、東は秋山村、西は小平村、南は秩父郡矢那瀬村、北は兒玉郡長沖・金屋の二村なり、東西八町、南北二十一町、領主の遷替は分村以前より秋山村に同じく、明和七年より松平大和守の領分となれり、安永年中大和守新田を開て檢地せしと云、

陣見平 或は陣見山とも云、村の南にあ 身馴川 村の北を流る、川幅四十

天神社二字 上天神下天神と云、上の社は元龜年中の勸請と云、下の社は詳ならず、其後二社ともに、慶長三年戸田又 東照宮 上社の社地にあり、勸 上社 末社 兵衛再興す 請せし來由詳ならず、

白太夫社 八幡 赤司明神 子ノ神 稻荷 神職 吉野伊豫部と云、元龜年中の人、

○河原明神社 河原太郎高直の靈を祭りしと云事は、秋山村に辨せり、

○諏訪社 ○稻荷社 吉野伊豫持なり、下三社同、

○山神社 新義真言宗、小平村成身院末、龍光山 觀音堂 觀音院と號、本尊十一面觀音を安ず、

○小平村 小平村は郷庄領の名秋山村に同じ、江戸の行

程二十四里、家數百十四、東は風洞分、南は秩父郡矢那瀬・小坂・野上下郷の三村、西は兒玉郡元田村、北は同郡高柳・長沖の二村なり、東西十五町、南北二十五町、御入國の後は安藤彦四郎知行にて今に替らず、檢地は寛永十一年・寛文元年・寶永二年時の地頭糺せり、

高札場 小名 大澤 根岸 中内手 蛭澤 桐林 町屋 黒石

山口 石木澤 駒形 馬瀬峠 ○榎峠 何れも南の方にあり、山の後は秩父郡にて、則兒玉郡本庄八幡山町等より、秩父郡中への

往來道 大澤山 ○蛭澤山 ○吹通山 何れも南方にあり、村の西より北を流る、石川なり、川幅廣き所三十間に及べり、

○身馴川 石神社二字 共に村の鎮守にて村民 持、以下三社、持同し、

○熊野社 ○稻荷社 成身院 新義真言宗、京都御室仁和寺の末なり、平等山金剛寺と號せり、寺領十石は寛永十九年九月二十四日御朱印を賜はれり、開基は鎌倉管領左兵衛督持氏にて、法諱を長春院殿陽山繼土禪定門と稱す、應永十一年二月卒す、開山元昭和尙應永元年三月十三日寂す、然れども當時四十二世覺桑の時、元和三年二月類焼して、舊記古文書等みな烏有となれり

新編武藏風土記稿卷之二百三十八之

兒玉郡之一

郡圖

總説

兒玉郡は北の國界にあり、江戸より郡境まで二十一里餘西の方上野の國境まで二十四里餘、秩父郡境まで二十六里を隔つ、【和名鈔】國郡條下に、兒玉郡を訓して古太萬と註す、其名の起れる地は今の兒玉町下兒玉郡なるべし、闔郡乾より坤の方へ地先長く張出て、其徑り凡六里半、幅は本庄宿の邊にて一里半許、西によりては一里程の處もあり、東は榛澤郡に境ひ、異は那賀郡、南も同郡にて身馴川を隔とす、坤は秩父郡に交はり山丘を境とす西は神流川に限り、對岸上野國綠野郡なり、四域かく山川を以限りたれば、古來變革なきが如くなれど、利根川に添たる杉山・新井・都島・山王堂・沼和田・仁手等の數村は、

新編武藏風土記稿卷之二百三十七之終

天正十九年賜はりし御朱印にも火失せしをもて、地頭安藤彦四郎願上て、寛永年中改めて御朱印を賜へりと云、本尊不動を安ず 祖師堂 三佛堂 釋迦・藥師・彌陀の三佛を中央に安置し ことは近郷にまれなり、七十一世元 八社權現社 當寺の鎮映の時建立すと云、年代詳ならず、 鐘樓 正徳二年再建 ○光西寺 禪宗曹洞派、兒玉郡高柳村長十一面觀音を安ず、開山大器祖眞和尚弘治元年十二月十二日寂す、當寺は元今の春貞寺の所ありしを、安藤氏承應三年今の地 諏訪八幡合社 ○普明寺 新義真言宗、成身院末、輪觀音を本尊とす、開山權 藥師堂 ○光明院 同宗、同末僧都昭珍寂年詳ならず、 本尊不動 天満宮 ○乘藏坊 同末にして、觀松山 本尊不動 淨土宗、江戸麴町栖岸院末松屋山寶龍院と號す、阿彌陀貞寺を安置せり、當寺はそのかみ安藤彦四郎が草創する所にして、其後萬治三年幣刀直清、母寶龍院松屋春貞尼菩提のため、洪鐘を寄附せり、因て山號・寺號・院號ともに、其法諱をとれり 鐘樓 即ち前に云萬治三年寄附の鐘と云 鐘樓なり、其意の大略を鐫てあり、

古上野國那波郡に屬せしを、寛永年中の洪水に川瀬變りて當國に入しと、『上野國志』に載せ、隣郡榛澤郡横瀬村華藏寺大日堂天正十一年の棟札にも、上野國新田庄勢多郡横瀬郷云々と記し、又『和名鈔』賀美郡郷名に小島と載せしは、全く今の當郡小島村と覺ゆ、變革ありしこと知べし、按に本郡は當國七黨の一兒玉黨の住せし地なり、七黨系圖に據に、兒玉の先祖は武藏權守家行の男、兒玉庄太夫家弘に出、末裔近郷に散在して、在名を名乗しもの數十家に及べり、其内本郡に住せしものは本庄・眞下・鹽屋・富田・薦田・蛭川・今井・阿佐美・四方田等なり、此等の履歴は各村の條に辨ぜり、『東鑑』にも兒玉刑部四郎・本庄四郎左衛門尉時家・同新左衛門尉朝次・同左衛門尉・同三郎左衛門入道・眞下右衛門三郎・同太郎・鹽屋太郎家光・同三郎惟守・鹽屋五郎惟廣・同兵衛尉朝業・同四郎左衛門尉・同六郎左衛門尉・同民部六郎・同小三郎・同五郎・同民部太夫・富田家助・同三郎・同太郎・同五郎・同小太郎・同次郎兵衛尉・蛭河四郎左衛門尉・同刑部丞・同刑部三郎・同三郎太郎・阿佐美太郎・同六郎兵衛・同左近將監・四方田三郎弘長・同五郎弘綱・同五郎左衛門尉資綱・同三郎左衛門尉景綱・同左近將監等出たり、是等皆彼末流にして此地を領せしならん、中古は足利氏の領に屬し、天文永祿の頃は小

田原北條氏の所務なりしこと、寺社の寄附狀等にも見えたり、御打入の後は大抵御料所と旗下の人の知行と打交れり、郡内坤の方のみ山丘に續きて、其餘過半は川に添たれど、水田少くして陸田多く、土性陸田は眞土にて、水田は砂交の野土なり、又川によりて便宜の地なれど、やゝもすれば水溢の患あり、また秩父那賀兩郡に接したる邊は、水利不便にして早損を免かれずと云、郡の北に中山道の往還係り、榛澤郡牧西村より入て、西の方下野堂村にて賀美郡石神村に達す、郡を歴こと一里半餘、又南の方に江戸より河越及信濃國岩村田宿へ通ふ間道あり、那賀郡廣木村より入て、賀美郡八日市村に達す、此道の内八幡山町より分れ、中山道上野國新町宿への脇往還あり、又同じ町の邊より西の方上野國鬼石村への路二條あり、又坤方秩父郡金澤村邊より上野國鬼石村への山道、郡界太駄村に係り、杉木峠を越え、下阿久原村に出るものあり、郡中耕種等餘業及風俗の異なることなし、

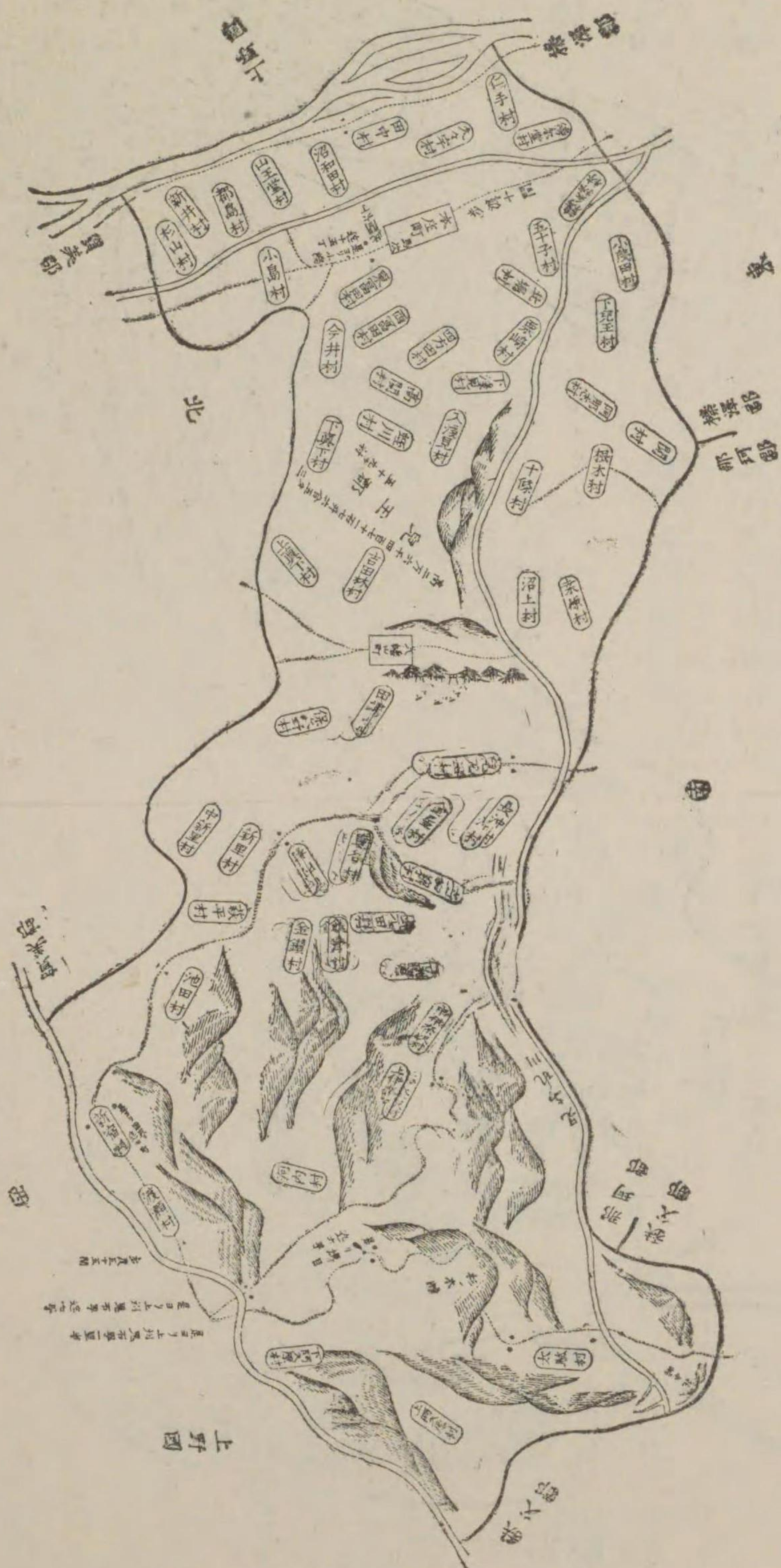
【和名鈔】所載合郷四

振太 今唱を失ふ、

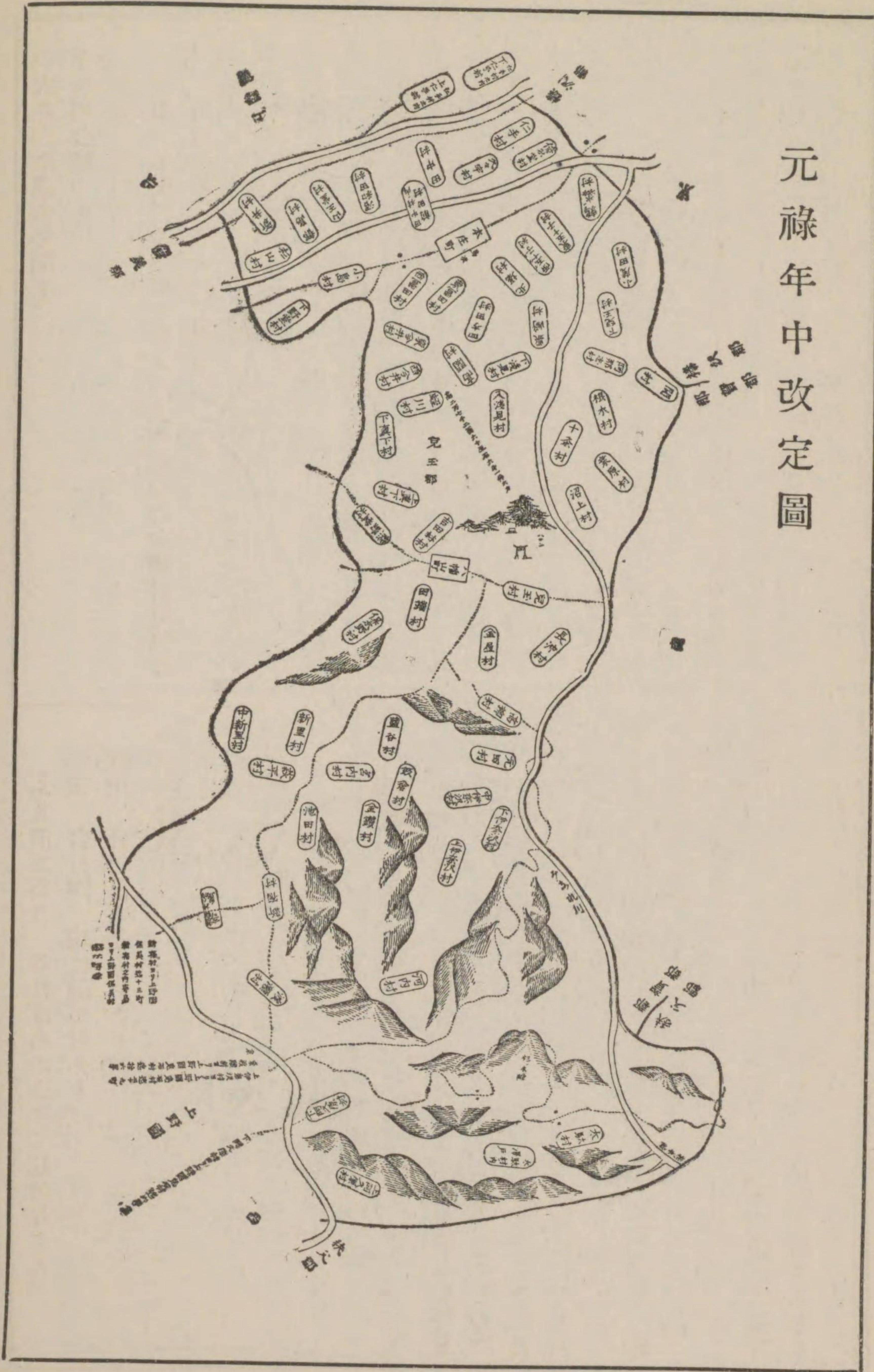
岡田 同上、

黄田 按に郡中太駄村ありて太駄郷と唱ふ、黄田の訛にや、

正保年中改定圖



元祿年中改定圖



太井 今遺名を聞ず、

今所唱合郷十一

大寄 合村四、

金鑽 金鑽村のみにて唱ふ、式内社の内金鑽神社立る地なれば、古き地名なり、

雉岡 合村二、郡中八幡山町に雉岡と云山城の蹟あり

彼所より起りし名なるべし、

稲澤 伊奈澤村のみの唱なり、

河内 是も河内村のみにて唱ふ、

太駄 一村、説上に、出、

阿那志 合村三、阿那志村より起りし名ならん、或は

穴師とも書す、

阿久原 合村二、阿久原村より起りし唱なるべし、

渡瀬 合村二、渡瀬村より起る名ならん、

青柳 合村三、起れる故を知らず、

九郷 蛭川村のみにて唱ふれど、元は數より起れる郷

名と見えたり、西今井村に傳ふる小田原北條氏の文

書に、九郷せき下郷の者と云文あれば、當時彼村此

郷に屬し、其餘の村々も此唱ありしこと知るべし、

今所唱合庄三

若泉 合村五十七、本庄宿安養院境内に古來若泉と唱

ふる清水あり、これ庄名のよりて起所ならん、

池田 合村四、現に池田村あり、

蛭川 合村三、是も村あり、

今所唱合領五

本庄 合村二十一、

鉢形 合村二十四、

八幡山 合村十九、

阿保 合村四、

秩父 一村、

關郡合村六十五、町と號するもの二、

右件の村今現在の數なり、此餘近世沼池を埋み原野を

開き、水陸の田となし、本村に隸して持添とするもの

六、正保年間の改に合村五十九、元祿の改より今に及

までの數増減なし、正保の度に比すれば加はること六

村なり、

不動山 太駄村の内より秩父郡への往還にあり、山の北

の續きに峠あり、杉木峠と云、

神山 同村の西よりあり、

間瀬峠 河内村と秩父郡の界にあり、上下の路程二里許

是より乾に當りて少しの峠あり、稻澤村に達するをも

て稻澤峠と云、

鳳ノ倉山 茂原山 上阿久原村と秩父郡の間にあり、御嶽山 渡瀬村と金鑽村との間にあり、山上に藏王権現の社立り、又山の西に壘跡あり、事は渡瀬村に委し、神流川 上野國緑野郡讓原村の方より流れ來り、當郡上阿久原村内より武藏上野の國境を流れ、東北流して新宿村邊より賀美郡小濱村に達す、當郡に係る事川路二里餘、幅は百間より百二十間程に至る、利根川 隣郡賀美郡八丁河原村より流れ來り、當郡新井村以東元仁手村まで、上野の國境を東流して、榛澤郡小和瀬村に達す、川幅百間、或は百五十間程、郡にかがること川路一里餘、此川筋は昔烏川の本流なりし故今も烏利根川とも云ことは、既に賀美郡に辨せり、身馴川 東の郡境を流る、水源秩父郡金澤村より流れ來り、郡中太駄村に入、川幅十間許、それより北の方河内村を歴て、那賀郡と當郡の境を流れ、元田村邊より屈曲して東流す、幅四十間許、流末東五十子村内にて榛澤郡西田村へ達す、郡に掛ること六里餘、赤根川 郡中宮内村の山丘の澤より出東流して、保木野村邊にて賀美郡との郡境となり、八日市村内にて九郷用水堀へ落入り、川幅三四間、郡に係ること凡一里半、

志戸川 那賀郡古郡村内より入り、阿那志村關村の邊にて榛澤郡後榛澤村に達す、幅二間より四五間に至る、小山川 賀美郡石神村より流れ來り、郡中小島村にかゝり、東流して東五十子村にて榛澤郡西田村に達す、幅三間半或は十間許、九郷用水 新宿村内にて神流川の水を堰入、荻平村邊より賀美郡と當郡の境を東流し、流末西五十子村内にて身馴川に入る、當郡及賀美郡入會二十二ヶ村組合の用水なり、土産 絹・綿・煙草、絹は八幡山領邊にて専ら製す、世に秩父絹と稱するものと同じ、煙草は賀美郡邊より秩父郡境にて多く出せり、上野國淨法寺烟草など同種にして最上品なり、

新編武藏風土記稿卷之二百三十八 之終

新編武藏風土記稿卷之二百三十九

兒玉郡之二 本庄領

○本庄宿 本庄宿は本庄領の元にて中山道宿驛の一なり古は町と唱へ已に元祿の頃迄も町と唱へたれば、今の如く宿の唱へとなりしはこの後のことなり、若泉庄に屬す此庄名は宿内安養院境内に、舊くより清水湧出せるより起れりと、土人の傳へにのこれり、江戸より二十二里、戸數千八十軒餘、往還の左右に連住し、繁昌の地なり、毎月二七の日を以て市を立、何の頃より始りしや傳へず土地の廣さ東西二十八町餘、南北二十三町餘、四隣東は元仁手・傍示堂・鶴森・東西五十子の五村、南は北堀・東富田の二村、西は西富田・小島・賀美郡七本木の三村、北は都島・沼和田・田中・久々宇の四村に接せり、畑多く水田は十分の一にして、用水は小山川の水を引けり、按に當郡七黨の内兒玉黨の舊領なりし事は、已に郡の總説にいへるが如し、その系圖に兒玉庄大夫家弘の子、庄權守弘高・庄三郎忠家・庄四郎高家・庄五郎弘方等あり、是當所を分

ち領して別に在名を唱へしと見ゆ、弘高の子を庄太郎家長と稱し、その子本庄二郎左衛門家次、其子大瀧左衛門尉朝次と云、【東鑑】に此朝次を本庄新左衛門尉と書たれば、始は本庄と號し、後秩父郡大瀧へ移し住して改め唱へしならん、又家次の弟を系圖に本庄三左衛門時家と載せ、【東鑑】には四郎左衛門時家と記せり、皆當所に住して此邊を領せしなるべし、又遙の後成田分限帳永四千貫として當所を領せしこと知るべし、御打入の後天正十八年九月、小笠原掃部大夫信嶺本庄城を賜ひて、其地一萬石を領し、其子左衛門佐信之まで當所にありしが、慶長十七年下總國古河城へ移されし由家譜に見えたり、其後は御料に屬せしにや、正保の頃は三上半兵衛・日下部權大夫・横田五郎三郎・西尾嘉右衛門知行と見ゆ、西尾氏は寛永十一年加恩の地に賜はれる由、これも其家の譜に載すこの後の遷替詳ならず、元祿の頃は御料所なりし由、夫より引續き今も御代官支配せり、檢地は寛永四年御代官山川金右衛門・依田五兵衛糺し、古城地の分は元祿十三年岡部五右衛門改め、又少許の新田あり、享保・寶曆の三度に御代官檢して高入の地とはなれり、高札場

小名 二本松 住古鎌倉街道の並木松なりとも、小笠原
丹堂 新田 左衛門が植しとも云、今は大木四株あり、伊

小山川 宿の北城跡の下を流る、川幅三間餘、

天王社二字 共に市神天王 ○稻荷社 城跡にあり、城山稻

○牛頭天王社 此れも同じ處に ○諏訪社 村持

安養院 禪宗曹洞派、上野國利根郡發知村龍華院末、若泉山無

本尊阿彌陀、脇立觀音勢至を安ず、開山玉峯慶珠明應五年示
寂す、開基は本庄藤太郎、この人本寺の僧を請待して、開山
となせると傳ふるのみ、境内に清水湧出せる處あり、若泉と
稱す、往古は廣かりしが次第に埋り、今は纔に圓徑三間許と
なれり、いかなる早魃にも水涸ることなし、山門 樓上に十六
し、これ若泉庄の名起れる所なりとぞ、

鐘樓 延享五年の鐘造なり、白山社 石尊社 十王堂 庵 東陽軒と

○開善寺 同宗臨濟派、京都花園妙心寺末、壘秀山と號す、寺
領十五石の御朱印は、慶安二年十一月十七日賜へり
開山球山は時の領主小笠原掃部信嶺の室、久旺院尼の兄にて
春日局の叔父なり、信濃國伊奈郡川路村開善寺に住し、天正
十九年こゝに來り、一寺を草創し、則彼寺號を襲ひ且住職せ
り、この僧は寛永三年八月十二日示寂、開基小笠原信嶺は
慶長三年二月十九日卒す、九條袈裟一領 表紺地赤地金襴、
則開善寺徹州道也と號す、 裏は白絹地なり、
久旺院尼及春日局二人手親縫ひしものと云、箱の裏に星霜既
久理衣破壞せる故、寛政年中小笠原相模守長政改製せること

養山と號す、本尊三尊彌陀、開山養 秋葉社 白山社 青
山長翁寛永六年十月十七日示寂

麻權現社 ○利益寺 院の末、本尊不動 ○迎接庵 淨土

上野國新田郡大光院末、本尊阿彌陀、脇立に觀音勢至を置り、 鐘樓 元祿十五年 熊野社

○庵 桑沙庵と號す、阿彌陀を置り、宿内の持、 ○觀音堂 三字 大正寺泉林院

○藥師堂 院持

城蹟 宿より良の方なり、東は土地窪く、南は宿の裏に續き、
西は又少しく土地高く、北の帳下は小山川流る、此所は

當國兒玉黨の嫡流世々住して庄を氏とし、又本庄とも名のり
子孫本庄宮内少輔に至ると云、按に兒玉庄大夫家弘が三男、庄
四郎高家元暦の頃、一ノ谷合戦に平家の大將、但馬守經政が
逃るを追て首を得たり、同じ時庄太郎家長も、三位中將重衡
卿を生取て、共にその功世に隠れなかりしこと、【平家物語】
【源平盛衰記】等に出たり、皆此所の住人と見えたり、又【東
鑑】に仁治二年本庄四郎左衛門尉時家、小林次郎時景が、所從
藤平太が妻女路次を通りし時、彼妻が乗たりし馬并荷つけた
るを二匹とも押取しかば、時景にそのことを訴へられ、同き
五月六日宰判ありて、所帯を召放されしことを載す、此時家
も同族にてこゝより出し人ならん、兒玉系圖に家長が子を、
本庄三左衛門時家と載す、此人か、さもあらば、その子を七左
衛門家房といひ、其子太左衛門泰房、其子太郎國房など云、
本庄宮内少輔はそれらの子孫なりと、宮内少輔は上杉憲政の
家人なり、當城永祿十年の春小田原北條氏政の爲に落城し、
天正十八年より小笠原掃部大夫信嶺其子信之居り、天和已來

を記せり、この外信玄 鐘 寛延年中再 愛宕社 稻荷社
田陣の畫像等あり、

○威徳院 新義眞言宗、京都仁和寺末、金鑽山白蓮寺と號す、
開山玄正天正九年四月廿五日示寂、開基の人を傳へ

ず、本尊不動外に阿彌陀、觀音又弘 金鑽明神社 宿内の惣鎮
法・興教の二大師の木像を安置す、

小笠原左衛門佐源忠貴の書なり、この外同十六年己卯十月十
九日忠貴の願狀等あり、小笠原氏舊 神樂殿 本地堂 毘

沙門堂 太子堂 藥師堂 末社 住吉 阿波島 牛頭

天王 金毘羅 三峯 稻荷 秋葉松尾明神 床浦明神

天神 ○慈恩寺 新義眞言宗、栗崎村岩勝寺末菅靈山自在院

開山傳宗寂年を傳へず、開基は本 天王社 雷電社 辨天

社 ○圓心寺 淨土宗、足立郡鴻巣宿願寺末、要行山先求

基の作なり、此像は村民文次郎が先祖某の守本尊にて、應永
の頃阿波國阿波郡より當村へ持參し、明和年中當寺へ納むと

云、開山及天は天 鐘 元祿八年の 八幡社 應永の頃彼文次
正九年八月寂す、 鐘 鑄造なり、

境内へ引移せり、 辨天社 庵 淨照院 ○大正院 新義眞

栗崎村岩勝寺の末、藥王山東嚴寺と號す、 鐘 明和二年の 社

本尊大日開山正算天正年中草創なり、 鐘 鑄造なり、

宮司社 住吉社 藥師堂 觀音堂 ○泉林寺 宿内安養

廢城とし、其後新築し、元祿十三年高入の地となれ
り、今もから堀の蹟且本丸の趾など纔に残れり、

褒善者森田助左衛門 村の里正をつとむ、父安平次年久しく

ては、奇特のはからひ共多きを以て、文化十三年七月公より
御褒賞ありて、苗字は子孫に及び、帶刀は其身一代を御許あ

り、今の助左衛門も文化年中村民早魃を苦み、年の貢もと、
のはざるを憐み、許多の黄金を出して、貢又夫食のことまで

たすけしをもて、時の御勘定奉行より彼奇特の行を褒賞せり
市郎左衛門も助左衛門の分家なり、本家と同じ奇特の行ひあ

りしを以て、苗 同戸谷半兵衛 祖父三右衛門宿内悪水堀
字帶刀の許あり

の橋は古より公の御費用なりしを、父時の縣令へ願ひ上げ、
己が費用を以て石橋となし、此外殊に奇特のこと共あるを以

て、白銀十枚且苗字は子孫まで、帶刀は其身一代御免あり、
今の半兵衛も奇特のこと共ありしかば、公より白銀を賜ひ

文化年中帶刀の免許あり、此外村内與藏・彌三郎・武右衛門・治
右衛門等奇特のことありて、それら、白銀を賜ひしことあり、

○富田村 富田村は正保及元祿中の記録には東富田村と

載せ、且隣村西富田村もあれば、それに對せし東富田な
るべし、西今井村民久左衛門が所藏天正十八年の文書に

兩富田之村と見えれば、此頃既に東西村ありしこと知
らる、されど文祿元年武州衆知行申渡の書出に、拾石九

升一合武州西富田郷の内にて、三百五十九石二斗九升九
合同富田郷と載たれば、兩村に分れしは勿論なれど、東

富田をば或は東字を略して、今の如く富田とのみ稱せし

と見えたり、又按に富田は古き地名なるにや、當國七黨系圖兒玉黨の内、兒玉庄大夫家弘の弟を、富田三郎親家と載たり、是當所に住して在名を名乗しならん、庄名及び江戸よりの行程前に同じ、東西四町餘、南北十三町餘、東は北堀村、西は四方田、西富田の二村、南は下兒玉村、北は本庄宿にて南方の境に小なる山あり、民戸五十餘、正保の頃は酒井下總守の知行にて今の采女に至れり、檢地は延寶九年谷彌五左衛門・下田佐五右衛門・笠原源左衛門等糺せり、

高札場

十二社權現社 村の鎮守なり ○金鑽神社 ○愛宕社 ○稻荷

社以上四社富田寺の持

富田寺 新義真言宗、栗崎村宍勝寺の末、愛宕山照明院と號す、本尊阿彌陀、
○觀音堂 馬頭觀音、寶永七年の起立と云富田寺の持

○西富田村 西富田村は江戸よりの里數庄名等前村に同じ、土人は鉢形領に屬すといへども、此邊皆本庄領にて殊に其内に包まれしのみならず、前村の富田も本庄領といへば、土人の傳へ疑ふべし、民戸五十餘、東は富田村南は四方田村、西は東西今井の二村、北は本庄宿なり、

改には新見七右衛門・大平角助、柴田源十郎知行とあり、然るを何の頃にや、新見柴田の二給は上り、今大平の子孫三五郎及柴村一學・加藤寅之助・野呂市郎右衛門・花房長左衛門等五給の知行する所なり、外に四段許富村持添の地あり、寶曆十二年川田玄蕃檢地せしより御料となり、今も御代官支配す、

高札場

小名 原 新田 久下塚

稻荷社二字 一は村の鎮守なり、西五十子村理聖院持、一は日光院持、
○飯玉明神社 日光院の持

○天神社二字 共に明王寺持

清福寺 新義真言宗、小茂田村勝輪寺末、
犬伏山日輪院と號す、本尊大日、
天神社 觀音堂

○東福寺 同宗、栗崎村宍勝寺末、
大平山と號す、本尊藥師、
藥師堂 地藏堂 ○日光院 當山修驗、賀美郡大御堂村、
本尊不動、
○明王寺 同配下、
○阿彌陀堂 村民の持

○東五十子村 東五十子村は正保の改には一村にて、元祿改定より東西の二村となれり、こゝは古戦の地にて、則村内に城蹟あり、江戸より二十一里餘、郷庄の名は前村に同じ、民戸四十五軒、東西六町餘、南北も大抵同じ

東西五町餘、南北十三町餘、前村にもいへる如く、文祿元年武川衆知行申渡の書出に、武州西富田郷と見えたり、彼所領となりしは勿論なれど、武川衆の内誰知行と云は知べからず、按に慶長九年武川衆御加恩書出の内、六拾石折井九郎三郎と載せ、正保の改に西富田村二百五拾八石折井左京、拾石九斗本多清兵衛知行と書し、今も其子孫折井九郎次郎・本多木工之助當村を知行すれば、彼折井氏の舊領にして、後年本多氏にも分ち賜ひしと見えたり、檢地は天和二年にあり、

高札場

金鑽神社 神主内記は、吉田末社 八幡 天神 諏訪家の配下なり

○稻荷社 夏目稻荷と號す、
○愛宕社 ○社具路社 ○六所明

神社以上宍勝寺の持

宍勝寺 新義真言宗、栗崎村宍勝寺末、稻荷山光忍院と號す、
本尊大日、開山は宍圓貞享年元年正月十九日示寂

地藏堂 ○藥師堂 宍勝寺の持

○北堀村 附持添新田 北堀村は庄名及江戸よりの行程前村に同じ、大寄郷に屬す、民戸百三十、東西二十一町餘

四境東は小山川を隔て、榛澤郡西田村、南は身馴川の向ひ同郡の内榛澤村、西は郡内西五十子村、北は鶴森村にて陸田のみの地なり、正保のものには諏訪若狭守・新見七右衛門・米倉助右衛門・齋藤勘右衛門知行とあり、村の傳へには明暦年中まで新見但馬守知行し、寛文十一年佐久間與市に賜へりと云、今は諏訪七左衛門及佐久間與市の知る所にして、其他は御料所なり、

高札場

身馴川 榛澤郡境を流す、
川幅十二間、
○小山川 東方榛澤郡西田村境を流す、
川幅十二間、
これより西北に當り、女堀といへるあり、幅纒に六間許居村をめぐれり、

雷電社 本地十一面觀音を安ず、増國寺の持

増國寺 禪宗曹洞派、上野國白井村雙林寺の末、雷雲山と號す、
本尊十一面觀音、開山松陰西堂世良田長樂寺十世の僧

退隱して此地を開き、其頃
は長樂寺の末なりしと云、
白山社 天神社 金毘羅社

地藏堂 地藏は恵心
の作なり

古城蹟 新田三河守家繼が抱の居蹟と云傳て築城の年代は傳へず、按に鎌倉管領の時行軍往來の際、當所、鎌倉、

江戸、川越所々より、野上の諸城へ往還の樞要たるを以、屢合戦の巻となれり、
關東管領記等の書に據に、享徳年中上杉民部大輔顯定、及修理大夫定正等、古河公方と矛盾に及び、武州五十子に陣すと云々、又文正元年正月古河成氏五十子に

田原し、上杉兵部太輔房顯と對陣し、矢軍に日を送る處、房顯病て二月十二日陣中に卒しけるにより、相引に引取、其後文明年中長尾景春、其主家顯定に背きし時、一族及大石一類と同一五十子の陣に押寄、上杉修理大夫定正と戰ふ、定正叶難く、鉢形城に籠るとあり、此記少しく諸記録と齟齬するところあり、猶鉢形城の下併見るべし、當所のこと諸記皆陣すとのみ記して城と云はず、〔松陰私語〕にも横瀬岩松等山内上杉氏に與して、しばしば五十子に陣すと見ゆれど、亦未五十子城と記さず、土人の傳説を以考ふるに、當時三河守家純、山内上杉氏の味方として砦を構へ、要路に當りしなるべし、

○西五十子村 西五十子村は郷庄及江戸への里程檢地の年代等總て前村に同じ、民戸四十餘、東西十一町、南北九町餘、巽は榛澤郡西田・榛澤の二村、南は後榛澤村、坤は栗崎村、西は北堀村、北は本庄宿、東は東五十子村なり、用水は身馴川を沃げり、當村も佐久間與市、諏訪七左衛門の二給と黒田豊前守の領分なり、

高札場三ヶ

身馴川 南の方にて、川幅大抵前に同じ、

諏訪社 村の鎮守なり、社守利聖院は當山派修験、大御堂村寶藏寺の配下、本尊不動、末社 金毘羅 秋葉 ○天神社 村民の持、社地に稻荷社、新義眞言宗、榛澤郡針ヶ谷村弘光寺藏興光山阿彌陀院と號す、本尊不動、開山は本寺の僧重興にて、慶長年中の建 淺間社 阿彌陀堂 觀音堂十一面觀音を置く

に賜はれり、伊東の方は享保七年右馬允が孫甚之丞が時分地せり、因て今右馬允が子孫左太郎と、分地の子孫小膳が知行なり、四給の方は尙其等の子孫松平大和守・雨宮權左衛門・大平三五郎・柴村一學が知行なり、檢地は慶長十七年中野七藏糺し、元和四年新田を開き、服部惣左衛門糺し、又寛永四年伊丹播磨守新田を糺量す、其後貞享三年伊東某公に申して、己が知行の内より少しく新田を開き、檢地せしことありと云、

高札場 小名 上 中 下 臺

淺間社 村の鎮守なり、大藏院持、 ○下淺間社 持同、 ○神明社 利益寺持

○稻荷社 村民持、 利益寺 新義眞言宗、榛澤郡針ヶ谷村弘光寺門徒、寂度山往生院と稱し、本尊は石佛の彌陀、 ○大藏院 同宗修験、賀美郡大御堂、村寶藏寺配下、本尊不動、

○傍示堂村 傍示堂村は中山道の往還かゝりて、村の中ほどより佐渡越後、及上野國沼田鹿橋邊への臨往來分る邊に、昔佛堂を立て、往還の傍示となせしより、後年村名におはせりと云、江戸よりの行程及庄名等前村に同じ用水は小山川の水を引沃げり、當村及び上下仁手榛澤郡牧西四ヶ村の組合なり、東西凡十町許、南北八町程、東

○小茂田村 小茂田村は江戸の行程二十二里、庄名前村に同じ、村の大きさ東西の徑十五町餘、南北二町許、民家五十五、南阿那志村、北は栗崎村、西は下兒玉村、東は榛澤郡後榛澤村なり、正保の頃酒井下總守の知行にして今子孫采女が知る所なり、檢地は寛永十三年宇野七郎左衛門・宮地太郎左衛門・上村六郎左衛門糺せり、

高札場 北向明神社 村の鎮守にて、勝輪寺の持なり、

勝輪寺 新義眞言宗、京都仁和寺末、持地山遍照院體、性坊と稱し、談林所なり、本尊は不動を安ず、鐘樓 近頃再鑄せし 經堂 稻荷 天神合社 地藏堂 ○常光寺 前寺の門徒なり、山 觀音堂 村 號院號を傳へず、

○鶴森村 鶴森村は江戸よりの里數二十一里餘、庄名前村に同じ、民家五十、西は本庄宿、南は東五十子村、北は榛澤郡牧西村、東も同郡瀧瀬村なり、東西の徑十二町餘、南北は其半に過ず、用水は本庄宿より小山川の水を引來りて田間に沃げり、當村寛永年中は御料と伊東右馬允が知行たりしを、同き十年御料の内を裂て、雨宮權左衛門に賜ひ、其後殘る御料を三分して、二分を大平某と柴村某に賜ひ、一分は尙御料なりしを、明和七年松平大和守

は榛澤郡牧西・小和瀬の二村に交り、南は本郷・鶴森村に隣り、西は本庄宿・田中・久々字の三村にて、北は元仁手村なり、民戸八十餘、當村正保の頃は御料所外、鈴木長左衛門・阿形五郎次知行と見ゆ、慶安・元祿の頃は、縣宗久・永島某・佐久間某の三給なりしと、縣宗久は阿形五郎次の後なりや、宗久の分は寛政元年上りて御料所となりしより、今は御料所の外永島長兵衛・佐久間和三郎等入會の地にして、檢地は慶長十七年九月中野長兵衛改めり、

高札場 小山川 村の南を流る、川幅二間程、

稻荷社 村の鎮守なり、末社 疱瘡神 ○春日社 ○藏王權現社 以上二字 村民持、 ○神明社 圓滿寺持

○元仁手村 元仁手村は古當所及上下仁手を合せて仁手村と唱り、正保の頃も猶然り、延寶五年五月中川八郎左衛門檢せし水帳に、上新田・下新田と載たれば、此頃より三村に分れしにや、既に元祿改の國圖に、仁手村及仁手村内上仁手村・仁手村内下仁手村と分ち記せり、元の字を添しは何の頃なりや詳ならず、當村及沼和田・山王堂・都島・杉山・新井等數村古上野國那波郡に屬せしが、寛永年

中洪水の時、烏川の瀬替りてより當國に屬せし由、(上野國志)に記せり、江戸よりの里數庄名等總て前村に同じ、東は榛澤郡小和瀬村、西は當郡本庄宿・久々字村、南は傍示堂村、且榛澤郡牧西村にて、北は本郡上下仁手の二村なり、東西二十町餘、南北五町餘、民戸九十軒、正保の頃は蔭山彦左衛門知行にて、今子孫伊之助に至り、檢地は元祿元年・同九年と二度深見治左衛門糺す、高札場

利根川 村の北を流る ○備前堀村内にて利根川を分水すれど、當小和瀬村以下、および幡羅郡内村の用水となれり、幅十二間餘、

諏訪社 村の鎮守なり、寶福寺の持、下同じ、○稻荷社 ○春日社 村民

宗眞院 禪宗曹洞派、本庄宿安養院末、龍泉山と號す、寺領十石八斗、慶安二年二月賜ふ處なり、本尊釋迦、開山

○宗福寺 同寺の末、諏訪山と號す、本尊十一面觀音、開山蔭南寬永十九年二月十二日寂、蠶神社

○最法寺 眞言津宗、江戸湯嶋靈雲寺末、大悲山と號す、八幡社

○上仁手村 上仁手村は江戸よりの行程庄名及領主の姓名檢地の年曆等前村に同じ、陸田のみの地なり、東南は

下仁手・元仁手の二村、西南は久々字・田中の二村、北は上野國那珂郡長沼村なり、東西七町半、南北も七町餘、戸數四十五、又當村と元仁手村に葭萱の見取場あり、寛政五年簑笠之助が改めにて御料となりしより、今も永錢を納めり、元仁手村の方は往年川欠の地となりて今は廢せり、高札場

利根川 村の南を流る、川幅近村に同じ、

諏訪社 村の鎮守、圓融寺持、下同じ、○稻荷社

圓融寺 新義眞言宗、上野國那波郡堀口村滿善寺末、無量山と號す、阿彌陀を本尊とす、開山宿尊は寶永三年正月十日寂、觀音堂 地藏堂

○下仁手村 下仁手村は檢地の年代領主の姓名庄名及江戸よりの行程等總て前村に同じく、こゝも陸田のみなり

東西九町、南北五町、四境東は榛澤郡小和瀬村、南は當郡元仁手村、西は上仁手村、北は上野國那波郡前河原村なり、民戸四十八、高札場

利根川 村の西北を流る、川幅凡百五十間、

諏訪社 當所の鎮守にて、村持、○萬日堂 本庄宿圓心寺持、

○久々字村 久々字村は成田分限帳に三百貫文久々字大和元昌、二十七貫文久々字八彌とあれば、この在名を用ひしこと知らる、江戸よりの行程庄名等こゝも前村に同じ、民戸六十八、四隣東は元仁手・上仁手の兩村、西は田中村、南は本庄宿、巽は傍示堂村にて、北は上仁手村なり、東西七町、南北八町程、用水は小山川より引來れりこれ當村及小島・部島・田中・元仁手・沼和田六ヶ村の組合なり、正保の頃は内藤石見守・松平太郎・八影山六左衛門・鈴木長左衛門四給の地なりしが年代知れず、内藤・松平・鈴木の分は上りて、黒田豊前守の家に賜ひ、今は黒田氏の領分の外、影山が子孫伊之助が知行なり、又一丁餘の流作場あり、安永三年簑笠之助檢して高入とせしより、今も御料所なり、檢地は延寶五年金澤孫市、元祿十一年下島甚右衛門・池田新兵衛改む、高札場

利根川 村北を流る、

稻荷社 村の鎮守、村持、下同じ、○神明社 ○富士

○田中村 田中村は江戸より二十二里、庄名前村に同じ

民戸八十餘、東は久々字村、西南は沼和田村、北は山王堂村なり、東西四町餘、南北十二町餘、古より御料地にて寛永十八年南條金左衛門檢地し、猶御料たりしが、元祿十一年今の地頭寛兵衛・古田鎌次郎・吉良銳次郎が家に賜はれり、この外見取畑あり、延享三年神尾若狹守糺せり、高札場

小名 川岸田中 前田中 元祿圖に田中村の内前田村と記す、其さま一村の如なれど、全

利根川 北境を流る、川幅百間餘、川に傍て川除の堤あり、

○沼和田村 沼和田村は寛永の始まで上野國那波郡に屬し、後當國に入りしことは、元仁手村に辨ぜり、庄名江戸への行程前村に同じ、東西十五丁、南北十町程、東は田中村、西は都島村、南は本庄宿、北は山王堂村なり、戸數七十五、當村正保のものには、内藤石見守知行と見ゆ、後元祿十一年より米津・齋藤・朝比奈・堀田・川窪の五給となりしに、米津喜兵衛の知行は、延享三年上りて御

新編武藏風土記稿卷之二百三十九 兒玉郡之二

料となり、そこは明和七年松平大和守に賜はりしより、今大和守の外、齋藤伯耆守・朝比奈新九郎・堀田吉次郎・川窪泉三郎五給の知行なり、

高札場

利根川 村北を流る、川幅百間、

飯玉明神社 村の鎮守なり ○稻荷社 ○雷電社 ○諏訪社 ○八幡社以上五社寶鐘の鐘なり

寶林寺 新義真言宗、江戸愛宕下眞福寺末、和光山法久院と號す、本尊不動、開山榮辨天正二年四月十八日遷化、

鐘 近來鑄造 觀音堂 藥師堂

○山王堂村 山王堂村も江戸よりの行程庄名、及こゝも昔上野國に屬せしこと總て前村に同じ、東西十町餘、南北八町餘、陸田のみの地なり、民戸九十九、四隣東は田中村、南は沼和田村、西は新井村、北は利根川を隔て、上野國那波郡八斗島村なり、正保の頃は鈴木長左衛門知行せり、正徳の頃より寶曆九年まで御料所にて、同十年堀田相模守の領分となり、同十一年より御料となり、今も御代官支配す、檢地は慶長十七年川口彌左衛門、延享三年神尾若狹守、明和八年・安永三年の二度簗笠之助改めり、當村の飛地加美郡八町河原に二町餘あり、

高札場 利根川 村の北を流る、川幅百間程、

高札場

利根川 村の北を流る、川幅百間程、

角折神社 村の鎮守なり ○八郎明神社以上正觀寺の持

正觀寺 新義真言宗、賀美郡忍保村善臺寺の末、角折山普門院と號す、本尊不動を安ず、觀音堂

○永正院 同末なり、本尊彌陀、藥師堂

○小島村 小島村は古へ賀美郡に屬せしにや、【和名鈔】賀美郡郷名の條に小島と載たり、又【廻國雜記】にさまざまの名所を行々て、をしまの原といへる所に休てよめる、けふこゝに小島ヶ原を來てとへば云々とあれば、古き地名なる事知らる、江戸への里程庄名等前村に同じ、戸數百二十、東西十六町餘、南北十一町餘、四隣東は本庄宿、西は賀美郡石神村、南も同郡七本木村、北は本郡沼和田村なり、村内中山道の往還係れり、當村元和三年酒井下總守の知行に賜ひてより、今子孫采女に至れり、高札場

小名 方念寺 寺蹟なるべけれ、首塚此由來も、詳ならず、

小山川 村北を流る、川幅三間餘、

諏訪社 長松寺持 下同じ、 ○稻荷社二 ○牛頭天王社 ○愛宕

高札場

小名 川原河岸

利根川 村の西方を流る、こゝは川岸場にて、江戸への通船川路四十四里、

山王社 村の鎮守なり ○稻荷社 ○天神社以上放光寺新

眞言宗、江戸愛宕下眞福寺末、覺王山神樂院と號す、本尊彌陀、開山眞昌寂年を傳へず、二世は寛文三年の示寂なり、

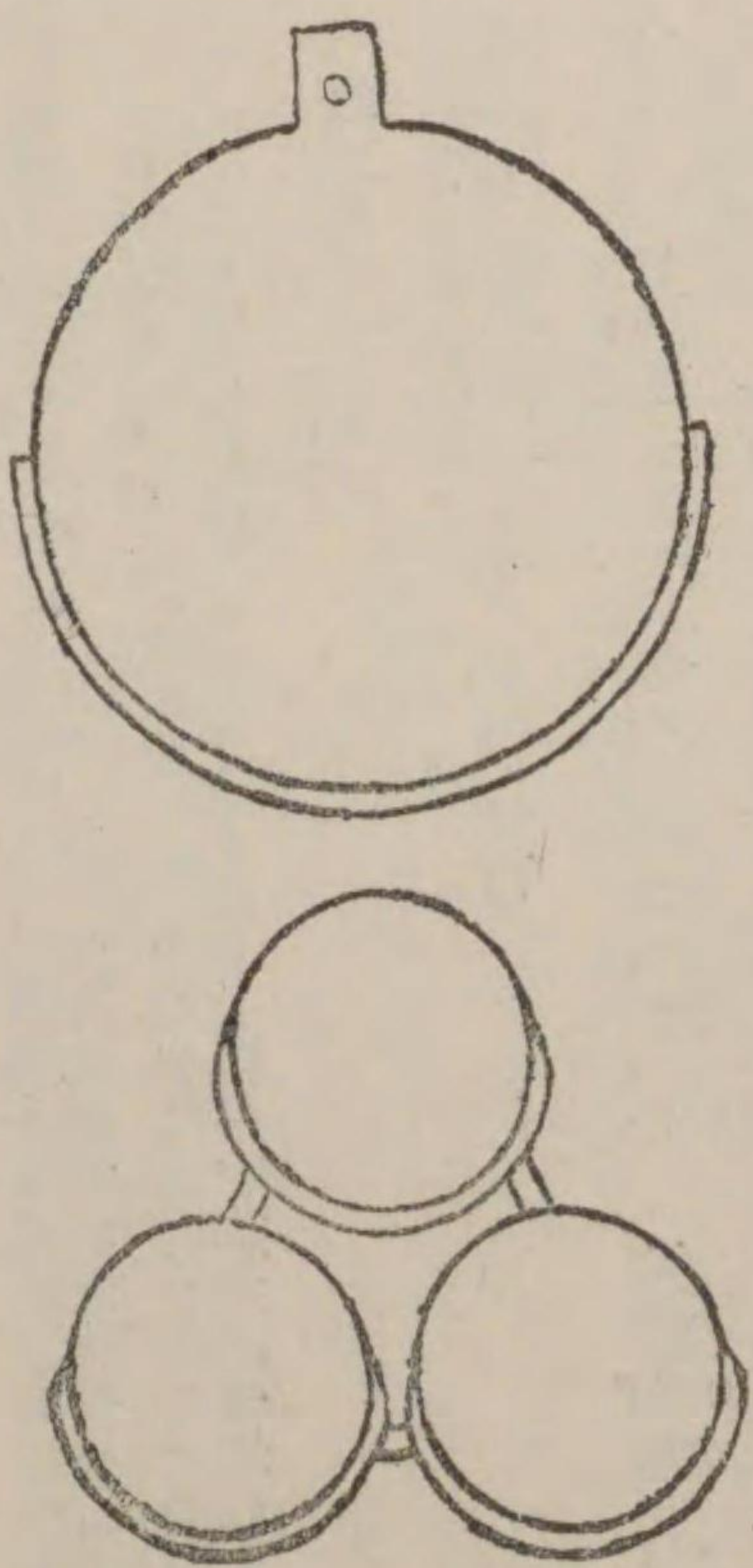
大日堂 藥師堂 地藏堂

○都島村 都島村も江戸よりの行程及庄名昔上野國に屬せし等の事は前村に同じ、按に榛澤郡櫻澤村市郎兵衛が藏せる北條氏政より先祖、吉田和泉守へ與へし感狀に、宮古島衆と倉賀野衆と爲掛合云々と見ゆ、又同郡小前田村百姓長谷部氏の文書に、栗崎・五十子・仁手・今井・宮古島云々とあり、宮古島は當村のことなるべし、戸數三十六、東西三町半、南北六町餘、東は沼和田村、南は小島村、西北は杉山・新井の二村なり、正保の頃は諏訪若狹守・高城清右衛門・柴村左源太・大平角之助の知行なり、後いつの頃か諏訪某の分は上り、元祿十一年より齋藤・朝比奈・川窪・堀田の知行となり、殘る地は猶御料所なりしが、明和七年御料の分は松平大和守に賜ひ、子孫大和守の外高城清右衛門・柴村一學・大平三五郎・齋藤伯耆守・朝比奈新九郎・堀田吉次郎・川窪泉三郎八給の地なり、

社 ○智方明神社 村民持

長松寺 新義真言宗、江戸護持院末、唐鈴山藥師院と號す、開山宍海正保四年十月十六日化す、本尊藥師、唐

鈴明神社 本堂の脇より少しく後ろにあり、村の鎮守なり、古となし、何の頃にや、當社の背後より鈴を掘出せしより、夫を神體とし、今の如き社號となれりと、鈴の圖左の如き物三



類、(内三連の物)社地に東照宮の御社及稻荷天神等の社あり、 ○大重院 當山派修驗、村寶藏寺の配

下野堂村 下野堂村は杉山村より分れし村なり、正保改定の圖に始て見えず、元祿の圖に始て見えたれば、其以前分村せしなるべし、江戸より二十二里餘、庄名前村に同じ、民戸二十八、四境東は小島村、北は杉山村、西

大日堂 長松寺持 下同じ、 ○地藏堂

は賀美郡石神村、南も同郡七本木村なり、東西八町、南北九町、陸田のみにして早損の地なり、村の南西の方に中山道の往還少しく係れり、検地は延寶五年中川八郎右衛門あらためしと傳ふ、これ分村前杉山村内にありし時のことならん、今蔭山伊之助の知る所なり、

高札場

○天王社 本地十一面觀音を安ず、當所及杉山村の鎮守にして、杉山村日輪寺の持

○下同 ○庵 本尊大日を安ず、境阿彌陀堂

○杉山村 杉山村は古上野國に屬せし地なり、庄名及江戸への里程檢地の年代等前村に同じ、民戸十二、四隣東は都島村、南は小島村、西は賀美郡忍保村、東西一町餘、南北一町許、こゝも中山道の往還係れり、

高札場

○新井村 新井村は江戸よりの行程及庄名等前村に同じ戸數二十餘、東西十町、南北十二丁、東は都島村、南は杉山村、北は利根川に限り、向ひは上野國戸塚村、西は當國賀美郡忍保村なり、村内に鹿橋沼田への往來あり當村の飛地少許小島村にあり、正保の頃は松平太郎八知

新義眞言宗、賀美郡忍保村善臺寺末、觀音堂
日輪寺 聖天山光明院遍照坊と云、本尊不動、
○新井村 新井村は江戸よりの行程及庄名等前村に同じ戸數二十餘、東西十町、南北十二丁、東は都島村、南は杉山村、北は利根川に限り、向ひは上野國戸塚村、西は當國賀美郡忍保村なり、村内に鹿橋沼田への往來あり當村の飛地少許小島村にあり、正保の頃は松平太郎八知

行なり、其後何の年御料となりしにや、寛文五年の物は近山五郎右衛門支配所とあり、元祿十一年村内を三分して、吉良・古田・寛の三給となり、今は吉良銳次郎・古田鎌次郎・寛兵庫知行す、外に新田あり、寛政三年萩原彌五兵衛檢地して御料所となれり、

高札場 借は則河小名 臺借岸なり

利根川 北方を流る、○河岸 江戸より水路四十四里程三友河岸と一年の棟札に、三友・新井等の氏見ゆ、共に其名は滅して讀得ず、この河岸の名もこれ等より起りしにや、新井は當村のことにして、三友も此邊なるべし、

稻荷社 鎮守なり、清淵寺持、下同、○伊勢宮 辨天社 觀音堂 十王堂 塔頭

清淵寺 新義眞言宗、賀美郡忍保村善臺寺末、鐘樓 延保七年本願清譽 眞盛山十王院と號す、本尊不動、
○淨善寺 淨土宗、足立郡鴻巣宿勝願寺末、觀音堂 村民持 德寶山大映院と號す、本尊彌陀、

大圓坊 妙就坊 圓善坊 大日坊 衰微せり ○淨善寺 淨土宗、足立郡鴻巣宿勝願寺末、觀音堂 村民持 德寶山大映院と號す、本尊彌陀、

新編武藏風土記稿 卷二百三十九 之終

新編武藏風土記稿 自卷之二百十五 至卷之二百三十九 要目

卷之二百十五	前原村	安樂寺	九
埼玉郡之十七羽生領	上彌勒村	下村君村	九
上三田ヶ谷村	下彌勒村	利根川	〇
下三田ヶ谷村	圓照寺	鷲明神横沼明神合社	〇
蓮臺寺	與兵衛新田	永明寺	〇
上日野出新田	圓藏院	阿彌陀堂	一
下日野手新田	上常木村	發戶村	一
寺ヶ谷戸村	下常木村	長善寺	二
廣川村	八幡社	尾崎村	二
華藏院	雷電天神合社	通照院	二
下谷村	不動院	常樂寺	三
生善院	名村	上藤井村	二
常光寺	堤村	下藤井村	二
萩島村	千方社	源長寺	三
喜右衛門新田	延命寺	稻子村	四
今泉村	上村君村	利根川	四
長光寺	避來矢社	稻子用水	四
	總徳院	源昌院	四

蓑澤村	一四
正光寺	一五
觀音寺	一五
本川俣村	一五
利根川	一五
葛西用水分水口	一五
長良明神社	一五
上川俣村	一六
利根川	一六
愛宕社	一六
小須賀村	一六
卷之二百十六	一七
埼玉郡之十八忍領	一七
忍城並城下町	一七
本丸	一九
諏訪社	二〇
二丸	二〇
三丸	二〇
三重櫓	二〇
内曲輪	二〇
上新井郭	二〇
中新井郭	二〇
下新井郭	二二
外曲輪	二二
片矢場	二二
蓮華寺	二二
足輕町六ヶ所	二二
忍川	二二
城下町	二二
八幡町	二三
大長寺	二三
褒善者藤左衛門	二三
褒善者與右衛門	二三
長野村	二三
神明社	二四
長久寺	二四
佐間村	二四
忍川	二五
清善寺	二五
高源寺	二五
妙音寺	二五
正木丹波守屋鋪蹟	二五
下忍村	二五
津ノ戸	二六
清水	二六
藥師堂	二六
青蓮寺	二六
中村寺	二六
持田村	二六
正覺寺	二七
林正寺	二八
長福寺	二八
常慶院	二八
阿彌陀寺	二八
專勝寺	二八
清眼寺	二八
皿尾村	二八
外張	二九
久伊豆雷電合社	二九
高太寺	三〇
谷之郷	三〇
寶積寺	三〇
白河戸村	三〇
小見村	三一
眞觀寺	三一

蓮華寺蹟	三三
若小玉村	三三
十輪寺	三三
八幡社	三三
龍泉寺	三三
地藏堂	三三
褒善者又六	三三
小針村	三三
忍川	三三
神仙寺	三三
埼玉村	三三
將軍山	三四
御風呂山	三四
忍川	三四
埼玉沼	三四
淺間社	三四
盛徳寺	三四
長永寺	三四
普門寺	三四
長久寺	三四
西行寺	三四
丸墓山	三四
安樂寺	三六
龍穩寺	三七
鎌田氏居蹟	三七
須賀氏居蹟	三七
若王子塚	三七
堤根村	三七
堤根新田	三七
永徳寺	三七
樋上村	三七
寶珠院	三六
鎌塚村	三六
自昌寺	三六
袋村	三六
元荒川	三六
西福寺	三六
袋新田	三六
卷之二百十七	三六
埼玉郡之十九忍領	三六
渡柳村	三六
陣場	三六
本性寺	三六
長福寺	四〇
利田村	四〇
野村	四一
滿願寺	四一
屈巢村	四一
圓通寺	四二
觀音寺	四二
櫻本坊	四二
褒善者小兵衛	四二
安養寺村	四二
安龍寺	四二
良覺院	四三
北根村	四三
星川	四三
清法寺	四四
關新田村	四四
長松寺	四四
關根村	四四
東泉寺	四五
上眞名板村	四五
下眞名板村	四五

全龍寺	四五
赤城村	四六
廣田村	四六
廣徳院	四七
長藏院	四七
藤間村	四七
下須田村	四七
醫王寺	四七
常光寺	四八
上新郷	四八
利根川	四八
會川	四八
御關所	四八
法性寺	四九
西福寺	四九
上新郷新田下新田	四九
榮新寺	五〇
下新郷	五〇
會川	五〇
大光院	五〇
荒木村	五一
星川	五二
長善沼	五二
三十番神社	五二
天洲寺	五二
舊家者益次郎	五三
褒善者五八	五三
須賀村	五三
利根川	五三
證城寺	五三
屋敷跡	五三
下中條村	五三
利根川	五四
三沼代水分水口	五四
興徳寺	五四
酒卷村	五四
四ッ谷	五四
利根川	五四
福川	五五
慶岩寺	五五
常照寺	五五
北河原村	五五
照巖寺	五六
北河原新田	五七
南河原村	五七
勝呂明神社	五七
觀福寺	五七
河原兄弟碑	五八
鶴塚	五九
舊家者賢次郎	五九
卷之二百十八	六〇
埼玉郡之二十忍領	六〇
上中條村	六〇
水越	六一
福川	六一
北河原水分水口	六一
常光院	六一
觀音寺	六一
今井村	六一
堤	六一
安養院	六一
弘誓寺	六一
小曾根村	六一
上川上村	六一

下川上村	六四
淨泉寺	六四
大塚村	六五
龍昌寺	六五
觀聚院	六五
舊家者五郎左衛門	六五
犬塚村	六五
光照院	六五
中江袋村	六六
長徳寺	六六
馬見塚村	六六
西善院	六七
齋條村	六七
齋條堰	六七
寶泉寺	六七
和田村	六八
上池守村	六八
持寶院	六八
中池守村	六八
子安明神社	六八
龍光寺	六八
下池守村	六九
中里村	七〇
池上村	七〇
梅岩院	七〇
照明院	七〇
池上村新田小舖田村	七〇
普門寺	七一
上村	七一
成田	七一
秋葉	七二
下河原	七二
星川	七二
久伊豆社	七二
別當久見寺	七二
三郎社	七二
龍淵寺	七三
一乘院	七三
泰藏院	七三
古城蹟	七三
上ノ村新田箱田村	七三
平戸村	七三
源宗寺	七七
戸出村	七七
大井村	七七
元荒川	七八
福聚院	七八
眞福寺	七八
永勝寺	七八
善勝寺蹟	七八
舊家者喜平次	七八
卷之二百十九	七九
大里郡之一	七九
郡圖	七九
總説	七九
正保年中改定圖	八〇
元祿年中改定圖	八〇
和名鈔所藏合郷二并郡家餘戸	八二
郡家	八二
楊井	八二
市田	八二
中古所唱郷	八二
萬吉	八二

熊谷	八二
枇塚	八二
今所唱合郷四	八二
廣瀬	八二
久下	八二
小島	八二
御正	八二
中古所唱庄	八三
春原	八三
今所唱合庄四	八三
太田	八三
深谷	八三
新原	八三
廣瀬	八三
今所唱合領四	八三
忍	八三
深谷	八三
御正	八三
上吉見	八三
荒川	八三
元荒川	八三
古川	八三
吉野川	八四

和田川	八四
和田吉野川	八四
通殿川	八四
星川	八四
卷之二百二十	八五
大里郡之二忍領	八五
熊谷町	八五
荒川	八五
星川	八五
堤	八五
高城明神社	八五
熊谷寺	八六
蓮生墓	八七
報恩寺	八九
石上寺	八九
舊家者忠兵衛	八九
舊家者榮藏	九〇
舊家者新右衛門	九〇
久下村	九〇
北市田	九一
三島社	九一
東竹院	九一

久下直光城跡	九二
市田太郎居跡	九二
下久下村	九三
將監屋敷	九三
江川村	九三
觀音寺	九三
佐谷田村	九三
元荒川	九三
肥塚村	九四
成就院	九五
觀現寺	九五
古碑二基	九五
原島村	九五
吉祥寺	九六
福王寺	九六
養平寺	九六
代村	九六
東善寺	九六
石原村	九六
堤	九七
東漸寺	九七

一里塚	九七
小島村	九七
全昌寺	九八
大麻生村	九八
大麻生堰	九八
正光寺	九八
河原明戸村	九八
殿ノ内	九八
明導寺	九八
河原明戸新田武體村	九九
深谷領	九九
廣瀬村	九九
圓福寺	九九
卷之二百二十一	一〇一
大里郡之三御正領	一〇一
御正新田村	一〇一
淨安寺	一〇一
萬吉村	一〇一
見性院	一〇三
舊家者新五右衛門	一〇三

樋口村	一〇三
舊家者五郎八	一〇三
春野原村	一〇三
眞光寺	一〇四
藥師堂	一〇四
押切村	一〇四
東陽寺	一〇五
三ツ木村	一〇五
吉野川	一〇五
駒形明神社	一〇六
舊家者右馬助	一〇六
成澤村	一〇六
靜簡院	一〇七
上吉見領	一〇七
村岡村	一〇七
長慶寺堀	一〇八
宿	一〇八
荒川	一〇八
寶藏寺	一〇八
高雲寺	一〇八
茶臼塚	一〇八

手島村	一〇八
荒川	一〇九
小泉村	一〇九
江川下久下村	一一一
荒川	一一一
屈戸村	一一一
津田村	一一二
津田新田村	一一二
保全寺	一一三
相上村	一一三
和田吉野川	一一三
神明社	一一三
華藏院	一一三
龜ノ井	一一三
玉作村	一一三
荒川	一一四
和田吉野川	一一四
玉泉寺	一一四
小八ツ林村	一一四
大福寺	一一五
箕輪村	一一五

保全寺	二五
甲山村	二五
甲山	二六
舊家者伴七	二六
向谷村	二六
高本村	二六
吉野川	二七
沼黒村	二七
吉所敷村	二七
中曾根村	二七
金胎寺	二八
和田村	二八
目白坂	二八
和田川	二八
常照寺	二九
上恩田村	二九
中恩田村	二九
和田吉野川	二九
下恩田村	二九
原新田	三〇

平塚新田	三〇
卷之二百二十二	三〇
男衾郡之一	三〇
郡圖	三一
總說	三一
正保年中改定圖	三一
元祿年中改定圖	三一
和名抄所載合郷並郡家	三二
榎津	三二
鴉倉	三二
郡家	三二
多箇	三二
川原	三二
中古所唱郷並名	三三
形田	三三
和田	三三
小泉	三三
平方	三三
支竹名	三五
今所唱合郷五	三五
本田	三五

折原	三五
大河原	三五
高見	三六
中古所唱庄	三六
畠山	三六
今所唱合庄五	三六
敷釜	三六
篠場	三六
猿尾	三六
藤田	三六
水房	三六
今所唱合領四	三六
鉢形	三六
松山	三六
玉川	三六
忍	三七
荒川	三七
和田川	三七
吉野川	三七
市ノ川	三七
深澤川	三七
兜川	三七
産物絹	三七

卷之二百二十三	二六
男衾郡之二鉢形領之一	二六
鉢形町	二六
木持村	二六
氷川社	二九
良秀寺	二九
念佛堂	二九
白岩村	二九
荒川	二九
深澤川	二九
諏訪社	二九
辨天社	二九
淨福寺	二九
長久院	二九
法音寺	二九
南峯院	二九
鉢形城蹟	二九
阿部豊後守屋鋪蹟	二九
關山村	二九
甘粕村	二九
泉福寺	二九

内宿村	二五
門松院	二五
陣屋蹟	二五
立原村	二五
阿部鐵丸陣屋	二五
東國寺	二五
増善寺	二五
城立寺	二五
實聞寺	二五
吉定寺	二五
大光院	二五
折原村	二五
荒川	二五
常光寺	二五
西之入村	二五
深澤川	二五
波羅門社	二五
明善寺	二五
東光寺	二五
藥師堂	二五
秋山村	二五
明通院	二五

三品村	二二
正芳寺	二二
富田村	二二
鷲丸山	二二
天神山	二二
小被神社	二二
東全院	二二
不動寺	二二
富田村ノ内谷津村	二二
無禮村	二二
市ノ川	二二
熊野社	二二
保田原村	二二
波羅門社	二二
上小蘭村	二二
下小蘭村	二二
天手長男神社	二二
松岸寺	二二
清本寺	二二
露梨子村	二二
卷之二百二十四	二二

男衾郡之三鉢形領之二	一四六
赤濱村	一四六
塚田	一四七
荒川	一四七
八幡社	一四八
愛宕社	一四八
三島社	一四八
六大御前塚	一四八
普光寺	一四八
昌國寺	一四八
水野氏墓	一四八
常樂寺	一四八
舊家者彌大夫	一四八
今市村	一四九
冬住山	一四九
首塚	一四九
兒泉明神社	一五〇
高藏寺	一五〇
柳澤兵部丞信俊墓	一五〇
泉立寺	一五〇
高德寺	一五〇
島山村	一五〇

釜山權現社	一五五
滿福寺	一五五
島山次郎重忠墓	一五五
井椋五所宮	一五五
古城蹟	一五五
本田村	一五七
平形	一五七
高岡山	一五八
吉野川	一五八
春日社	一五八
鹿島社	一五八
教念寺	一五八
稱名寺	一五八
藥師堂	一五八
陣屋蹟	一五八
舊家者本田五郎兵衛	一五八
舊家者喜大夫	一五八
本田新田村	一五九
東福寺	一五九
西古里村	一五九
弓矢明神社	一五九
鷹巢村	一五九

鹽村	一五九
卷之二百二十五	一五九
男衾郡之四忍領	一五九
千代村	一五九
飯玉明神社	一五九
普門寺	一五九
舊家者源兵衛	一五九
松山領	一六〇
板井村	一六〇
篠場	一六〇
和田川	一六〇
水川社	一六〇
寶光寺	一六〇
長命寺	一六〇
柴村	一六〇
金胎寺	一六〇
小江川村	一六〇
滿讚寺	一六〇
保泉寺	一六〇
須賀廣村	一六〇
釋迦寺	一六〇

陣屋跡	一七〇
野原村	一七〇
和田川	一七〇
文殊寺	一七〇
增田四郎重富塚	一七〇
玉川領	一七一
竹澤木呂子村	一七一
兜川	一七一
大福寺	一七一
竹澤木部村	一七一
安照寺	一七二
慈恩寺	一七二
竹澤勝呂村	一七二
西光寺	一七二
竹澤靱負村	一七二
雲龍寺	一七二
卷之二百二十六	一七三
幡羅郡之一	一七三
郡圖	一七三
總說	一七三
正保年中改定圖	一七四

元祿年中改定圖	一七五
和名抄所載合郷七并餘戸	一七五
荏原	一七六
幡羅	一七六
霜見	一七六
今所唱合郷四	一七六
原	一七六
玉ノ井	一七六
西野	一七六
妻沼	一七六
中古所唱庄	一七六
福川	一七六
今所唱合庄五	一七六
御正	一七六
玉井	一七六
長井	一七六
深谷	一七六
忍	一七六
今所唱合領二	一七七
忍	一七七
深谷	一七七
關郡合村五十九	一七七
利根川	一七七

福川	一七七
小山川	一七七
玉井堰	一七七
奈良堰	一七七
仁手堰附矢嶋堰	一七七
江袋溜井	一七六
産物太織	一七六
卷之二百二十七	一七六
幡羅郡之二	一七六
玉井村	一七六
玉井明神社	一七九
玉井寺	一七九
玉井四郎墓	一七九
阿彌陀寺	一七九
玉井四郎陣屋跡	一七九
新島村	一八〇
新昭寺	一八〇
久保島村	一八〇
山神社	一八一
尊乘院	一八一
白林寺	一八一
拾六間村	一八一

高柳村	一八三
新堀村	一八三
大正寺	一八三
寶性寺	一八三
新堀新田村	一八三
舊家者善右衛門	一八三
三ヶ尻村	一八三
狭山	一八四
天神社	一八四
八幡社	一八五
龍泉寺	一八五
幸安寺	一八五
陣屋跡	一八五
東別府村	一八五
春日社	一八六
香林寺	一八六
勝樂寺	一八六
福泉寺	一八六
觀藏寺	一八六
古城跡	一八六
西別府村	一八七
沼	一八七
湯殿山權現社	一八七
九品佛堂	一八七
別府賴重墓	一八七
寶藏院	一八七
陣屋跡	一八八
褒善者八郎兵衛	一八八
東方村	一八八
熊野社	一八八
全久院	一八九
眞光寺	一八九
光福寺	一八九
古城跡	一八九
國濟寺村	一八九
國濟寺	一九〇
上杉憲英墓	一九〇
柴崎村	一九〇
月笑院	一九〇
龍法院	一九〇
原ノ郷	一九一
熊野社	一九一
宮ヶ谷戸村	一九二
明戸村	一九二
阿彌陀寺	一九三
新井村	一九三
沼尻村	一九三
延命寺	一九三
石塚村	一九三
光明寺	一九三
蓮沼村	一九三
天神社	一九四
總持寺	一九四
光祐寺	一九四
藤之木村	一九四
常圓寺	一九四
堀米村	一九四
卷之二百二十八	一九五
幡羅郡之三	一九五
上増田村	一九五
永樂寺	一九五
古城跡	一九五
下増田村	一九五
丈方川	一九五
觀音寺	一九五

氷室明神社	一九六
本田ヶ谷村	一九六
普門寺	一九六
市ノ坪村	一九六
無量寺	一九六
古塚	一九六
飯塚村	一九六
來迎寺	一九七
太田村	一九七
能護寺	一九七
阿彌陀寺	一九七
上江原村	一九七
下江原村	一九七
小山川	一九七
淨光寺	一九七
間々田村	一九七
利根川	一九七
長祐寺	一九七
男沼村	一九七
長勝寺	一九七
田來島村	一九七
利根川	一九八
小山川	一九八
普門寺	一九八
小島村	一九八
利根川	一九八
蛇川	一九八
醫王寺	一九八
臺村	一九八
利根古川	一九八
圓満寺	一九八
彌藤五村	一九八
福川	一九八
觀清寺	一九八
長井寺	一九八
寶藏院	一九八
八木田村	一九八
觀音寺	一九八
原井村	一九八
溜井	一九八
江入川	一九八
丈方川	一九八
道ヶ谷戸村	一九八
寶珠院	一九八
江袋村	一九八
溜井	一九八
福川	一九八
能泉寺	一九八
西野村	一九八
井殿權現社	一九八
光照寺	一九八
塚	一九八
田島村	一九八
慈眼寺	一九八
上根村	一九八
大性寺	一九八
西城村	一九八
長慶寺	一九八
城跡	一九八
江波村	一九八
寶藏院	一九八
八ッ口村	一九八
長昌寺	一九八
卷之二百二十九	一九八

幡羅郡之四	二〇八
妻沼村	二〇八
利根川	二〇八
渡場	二〇八
聖天社	二〇九
瑞林寺	二二二
玉洞院	二二三
陣屋蹟	二二三
式部大輔助高墓	二二三
善ヶ島村	二二三
龍泉寺	二二四
辨財村	二二四
藥王寺	二二四
葛和田村	二二四
利根川	二二四
神明社	二二四
大龍寺	二二五
大樂院	二二五
舊家者十郎左衛門	二二五
俵瀬村	二二五
成就院	二二六
日向村	二二六
八幡社	二二六
福生寺	二二七
上須戸村	二二七
東城	二二七
八幡社	二二七
西光院	二二七
四方寺村	二二七
沼	二二八
舊家者六左衛門	二二八
柿沼村	二二八
龍昌寺	二二八
褒善者初五郎	二二八
上奈良村	二二九
御靈社	二二九
妙音寺	二二九
賴尊墓	二二九
中奈良村	二三〇
熊野社	二三〇
奈良神社	二三〇
年行事社	二三一
長慶寺	二三一
大乘院	二二三
常樂寺	二二三
中奈良新村	二二三
西福寺	二二三
下奈良村	二二三
諏訪社	二二三
箱根權現社	二二三
天王社	二二三
集福寺	二二三
褒善者吉田市右衛門	二二三
卷之二百三十	二二六
榛澤郡之一	二二六
郡圖	二二六
總說	二二六
正保年中改定圖	二二七
元祿年中改定圖	二二八
和名鈔所載合郷四并餘戸	二二九
新居	二二九
榛澤	二二九
膳形	二二九
藤田	二二九

中古所唱郷	二二九
用土	二二九
葉鹿	二二九
横瀬	二二九
人見	二二九
今所唱合郷	二二九
本郷	二二九
櫛引	二二九
大寄	二二九
瀧瀬	二二九
杉森	二二九
中古所唱庄	二二九
深谷	二二九
今所唱合庄六	二二九
藤田	二二九
人見	二二九
玉ノ井	二二九
萱刈	二二九
杉森	二二九
永井	二二九
今所唱合領七	二二九
深谷	二二九
忍	二二九
岡部	二二〇
本庄	二二〇
藤岡	二二〇
阿保	二二〇
鉢形	二二〇
關郡合村八十四	二二〇
淺間山	二二〇
鐘撞堂山	二二〇
山崎山	二二〇
利根川	二二〇
荒川	二二〇
戸田川	二二〇
から澤	二二〇
丈方川	二二〇
藤治川	二二〇
志戸川	二二〇
身馴川	二二〇
小山川	二二〇
備前堀	二二〇
絹大織	二二〇
卷之二百三十一	二二三
榛澤郡之二深谷領之一	二二三
深谷宿	二二三
西運寺	二二三
三高院	二二三
東源寺	二二三
大圓寺	二二三
正覺寺	二二三
福正寺	二二三
獄屋庵	二二三
古城蹟	二二三
西島村	二二三
から澤	二二三
藥師堂	二二三
西念寺	二二三
鼠新田村	二二三
折之口村	二二三
元から澤	二二三
長壽院	二二三
觀音寺	二二三
上野臺村	二二三
光嚴寺	二二三
元譽寺	二二三
陣屋蹟	二二三

古墳	三三八
人見村	三三八
淺間山	三三八
丸山	三三八
祠堂山	三三八
戸田川	三三八
一乘寺	三三九
人見四郎墓	三三九
昌福寺	三三九
天王院	三四〇
大光寺	三四〇
陣屋跡	三四〇
萱場村	三四〇
清心寺	三四一
忠度櫻	三四一
宿根村	三四一
正應寺	三四一
田谷村	三四一
高臺院	三四二
高泰院墓	三四二
上鋪免村	三四三
血沼	三四三
東大沼村	三四三
西藏寺	三四三
大沼彈正忠墓	三四三
屋敷跡	三四三
西大沼村	三四三
曲田村	三四三
櫻町	三四三
谷野村	三四三
皎心寺	三四四
山川村	三四四
藤治川	三四四
昌樂寺	三四四
長養寺	三四四
沖宿村	三四四
沖村	三四五
大塚島村	三四五
内ヶ島村	三四五
永光寺	三四五
戸森村	三四五
高畑村	三四六
高島村	三四六
生品明神社	三四八
正傳院	三四七
舊家者新左衛門	三四七
成塚村	三四七
寶藏寺	三四八
卷之二百三十二	三四八
榛澤郡之三深谷領之二	三四八
新戒村	三四八
小山川	三四九
古横神社	三四九
東雲寺	三四九
大林寺	三四九
中瀬村	三四九
利根川	三五〇
吉祥院	三五〇
觀音堂	三五〇
舊家者幸七	三五〇
伊勢島村	三五〇
領名未勘	三五〇
瀬山村	三五〇
少間池	三五〇

長在家村	三五二
善法寺	三五二
原村	三五二
忍領	三五二
明戸村	三五二
菅沼村	三五三
岡部領	三五三
岡部村	三五三
陣屋	三五三
源勝寺	三五三
白蓮寺	三五四
普濟寺村	三五四
普濟寺	三五四
岡部氏墓	三五五
岡下村	三五五
伊勢方村	三五五
壘跡	三五六
矢島村	三五六
町田村	三五六
久勝寺	三五六
大塚村	三五六
上手斗村	三五七
下手斗村	三五七
血洗島村	三五七
本庄領	三五八
南阿賀野村	三五八
北阿賀野村	三五八
横瀬村	三五八
華藏寺	三五九
福王寺	三五九
褒善者萩野七郎兵衛	三五九
藤岡領	三六〇
岡村	三六〇
小山川	三六〇
黒田豊前守陣屋	三六〇
岡林寺	三六〇
全昌寺	三六〇
舊家勘治郎	三六〇
瀧ノ瀬村	三六一
立岩寺	三六一
秋元越中守陣屋跡	三六一
宮戸村	三六一
小和瀬村	三六一
藥師堂	三六一
小和瀬村枝郷一本木村	三六一
牧西村	三六一
身馴川	三六一
寶珠寺	三六一
舊家者彦右衛門	三六一
領名未勘	三六一
西田村	三六一
喜多明神社	三六一
沓掛村	三六一
妙權寺	三六一
山崎村	三六一
山崎山	三六一
志戸川	三六一
藤治川	三六一
地藏院	三六一
榛澤村	三六一
御靈社	三六一
大乘院蹟	三六一

榛澤新田村	二六六
藤治川	二六六
聖天社	二六六
永樂寺	二六六
野邊村	二六六
安保領	二六七
後榛澤村	二六七
榛澤六郎成清社	二六七
東光寺	二六七
陣屋蹟	二六七
針ヶ谷村	二六七
弘光寺	二六八
今泉村	二六八
湯下	二六八
廣大寺	二六八
卷之二百三十三	二六九
榛澤郡之四鉢形領之一	二六九
本郷村	二六九
藤田社	二六九
定光院	二六九
觀音堂	二六九

陣屋蹟	二六九
大谷村	二六九
上大谷村	二六九
下大谷村	二六九
寶積寺	二七〇
檜合村	二七〇
柏谷村	二七一
田中村	二七一
荒川	二七一
知形明神社	二七一
天澤寺	二七一
境村	二七一
大聖寺	二七二
寶泉寺	二七二
永田村	二七二
荒川	二七三
長樂寺	二七三
舊家者源大夫	二七三
北根村	二七四
稻荷社	二七四
根龍寺	二七四

黑田村	二七四
萬光寺	二七四
荒川村	二七六
只澤	二七六
荒川	二七六
舊家者太郎兵衛	二七六
飯塚村	二七九
鐘撞堂山	二七九
大通寺	二七九
原宿村	二八〇
常光寺	二八〇
善導寺蹟	二八〇
猿喰土村	二八〇
用土村	二八〇
高城	二八一
蓮光寺	二八一
舊家者富五郎	二八一
用土城蹟	二八一
卷之二百三十四	二八三
榛澤郡之五鉢形領之二	二八三
小前田村	二八三

小前田新田村	二八三
羽雌箭	二八三
猫岩	二八三
長谷寺	二八四
舊家者小膳太	二八四
舊家者兵五郎	二八五
櫻澤村	二八六
鐘撞堂山	二八六
山崎山	二八六
八幡社	二八七
長福寺	二八七
天正寺	二八七
東光寺	二八七
柵門蹟	二八七
舊家者六左衛門	二八七
舊家者市郎兵衛	二八七
舊家者源右衛門	二八八
末野村	二八八
鐘撞堂山	二八八
荒川	二八八
箱石權現社	二八八
善導寺	二八八

少林寺	二八九
花園城蹟	二九〇
鐘打三阿彌	二九〇
長吏半右衛門	二九〇
領名未勘	二九一
古寄居村	二九一
寄居新組村	二九一
新寄居村	二九一
常木	二九二
六供	二九二
高根山	二九二
荒川	二九二
鶉澤	二九二
聖天宮	二九二
雀宮	二九三
正龍寺	二九四
北條安房守氏邦墓	二九五
氏邦室藤田氏墓	二九五
放光院	二九五
正樹院	二九五
舊家者幡五郎	二九五
卷之二百三十五	二九六

那賀郡之一	二九六
郡圖	二九六
總說	二九六
正保年中改定圖	二九七
元祿年中改定圖	二九八
倭名抄所載合郷四	二九八
那珂	二九九
中澤	二九九
水保	二九九
弘紀	二九九
今所唱合郷五	二九九
大澤	二九九
籠	二九九
中澤	二九九
白石	二九九
廣木	二九九
今所唱庄一	二九九
松久	二九九
今所唱合領二	二九九
鉢形	二九九
八幡山	二九九
陣見平	二九九

十二天山	三一九
大澤山	三〇〇
蛭澤山	三〇〇
吹通山	三〇〇
身馴川	三〇〇
志戸川	三〇〇
土産	三〇〇
卷之二百三十六	三〇〇
那賀郡之二	三〇〇
猪俣村	三〇〇
正圓寺	三〇一
高臺院	三〇一
猪俣氏古墳	三〇一
古城跡	三〇一
圓良田村	三〇二
愛宕社	三〇二
明樂寺	三〇二
中里村	三〇二
満正寺	三〇三
甘粕村	三〇三
古郡村	三〇三
光明寺	三〇四
安光寺	三〇四
木部村	三〇四
駒衣村	三〇四
圓福寺	三〇四
智德寺	三〇四
舊家者友七	三〇四
廣木村	三〇五
身馴川	三〇六
熊藁神社	三〇六
大興寺	三〇六
常福寺	三〇七
清統院	三〇七
舊家者仙藏	三〇七
卷之二百三十七	三〇八
那賀郡之三	三〇八
大佛村	三〇八
永明寺	三〇九
湯本村	三〇九
白石村	三〇九
光嚴寺	三〇九
宗清寺	三〇
寶積院	三〇
古城蹟	三〇
秋山村	三〇
陣見平	三〇
十二天社	三〇
光政社	三〇
河原明神社	三〇
日輪寺	三〇
直正寺	三〇
秋山村枝郷風洞分	三〇
陣見平	三〇
天神社	三〇
小平村	三〇
榎峠	三〇
成身院	三〇
光西寺	三〇
普明寺	三〇
春貞寺	三〇
卷之二百三十八	三〇
兒玉郡之一	三〇
郡圖	三〇

總説	三五五
和名鈔所載合郷四	三五五
振太	三五六
岡田	三五六
黃田	三五六
正保年中改定圖	三五七
元祿年中改定圖	三五八
太井	三五九
今所唱合郷十一	三五九
大寄	三三九
金鑽	三三九
雉岡	三三九
稻澤	三三九
河内	三三九
太駄	三三九
阿那志	三三九
阿久原	三三九
渡瀬	三三九
青柳	三三九
九郷	三三九
今所唱合庄三	三三九
若泉	三三九
池田	三三九
蛭川	三三九
今所唱合領五	三三九
本庄	三三九
鉢形	三三九
八幡山	三三九
阿保	三三九
秩父	三三九
不動山	三三九
神山	三三九
間瀬峠	三三九
鳳ノ倉山	三三九
御嶽山	三三九
神流川	三三九
利根川	三三九
身馴川	三三九
赤根川	三三九
志戸川	三三九
小山川	三三九
九郷用水	三三九
土産・絹・綿・煙草	三三九
卷之二百三十九	三三九
兒玉郡之二本庄領	三三九
本庄宿	三三九
安養院	三三九
開善寺	三三九
威徳院	三三九
金鑽明神社	三三九
慈恩寺	三三九
圓心寺	三三九
城蹟	三三九
褒善者森田助左衛門	三三九
同戸谷半兵衛	三三九
富田村	三三九
西富田村	三三九
宥寶寺	三三九
北堀村	三三九
東五十子村	三三九
小山川	三三九
增國寺	三三九
古城蹟	三三九
西五十子村	三三九
不動寺	三三九

不動寺	三三六
小茂田村	三三六
鶉森村	三三六
傍示堂村	三三七
元仁手村	三三七
宗真院	三三八
上仁手村	三三八
圓融寺	三三八

下仁手村	三三八
久々宇村	三三九
田中村	三三九
沼和田村	三三九
寶林寺	三三〇
山王堂村	三三〇
放光寺	三三〇
都島村	三三〇

小島村	三五四
長松寺	三五二
唐鈴明神社	三五二
下野堂村	三五三
杉山村	三五三
新井村	三五三
河岸	三五三

新編武藏風土記稿 要目終

自卷之二百十五至卷之二百三十九

昭和八年七月十日印刷
昭和八年七月十五日發行

大日本地誌大系 新編武藏風土記稿十一

非賣品

版權所有

發行所

東京市麴町區富士見町二丁目八ノ六

雄山閣

振替東京二四二二七番
電話九段〇二五七四番

編輯者 蘆田伊人

發行者 東京市麴町區富士見町二丁目八ノ六
長坂金雄

印刷者 東京市澁橋區戸塚町一ノ一三
上田榮吉

大日本地誌大系刊行書目

第廿卷	第十九卷	第十八卷	第十七卷	第十六卷	第十五卷	第十四卷	第十三卷	第十二卷	第十一卷	第十卷	第九卷	第八卷	第七卷	第六卷	第五卷	第四卷	第三卷	第二卷	第一卷
伊勢伊勢三國地志	新編鎌倉志	五畿內志	山州名跡志	山州名跡志	新編武藏國風土記稿十一	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	御府內備考	御府內備考	御府內備考	御府內備考
一					十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	一

第廿一卷	第廿二卷	第廿三卷	第廿四卷	第廿五卷	第廿六卷	第廿七卷	第廿八卷	第廿九卷	第卅卷	第卅一卷	第卅二卷	第卅三卷	第卅四卷	第卅五卷	第卅六卷	第卅七卷	第卅八卷	第卅九卷	第四十卷
伊勢伊勢三國地志	近江國輿地志略	斐太後風土記	斐太後風土記	攝陽群談	近江國輿地志略	雲陽	三州地理志	御府內備考	新編會津風土記	新編會津風土記	新編會津風土記	新編會津風土記	新編會津風土記	新編武藏國風土記稿十二	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿
二	上	上	下	下	下			五	一	二	三	四	五	二	一	二	三	四	五

